

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第 21 巻 第 2 号

2019 年 3 月

安保公人教授 池田高信教授 退職記念号

論 文

ウィリアム・ペティの政治算術 (3)

— ベーコン主義の経済科学 —大倉 正雄 (1)

Is the Distribution of Pessimistic States
of Mind a Market Failure?

池田 高信 (27)

労働の固定費用が雇用調整に及ぼす影響池田 高信 (55)

夫の失業は妻の健康を悪化させるのか佐藤 一磨 (71)

EU の社会政策にみる社会的排除細井 優子 (85)

わが国の刑法における性犯罪規定改正の比較法的考察

— スコットランド 2009 年法を参考に —渡邊 泰洋 (103)

抄 録

大阪府の中小企業支援人材能力開発研修の有効性分析山本 尚史 (129)

誘意性と報道岡崎 哲郎 (135)

資 料

翻訳 — South Carolina v. Katzenbach, 383 U.S. 301 (1966) 判決小竹 聡 (143)

退職教員の挨拶・略歴・研究業績

「ありがとうございました」安保 公人 (169)

「退職のご挨拶」池田 高信 (173)

拓殖大学 研究所紀要 投稿規則 (177)

「政治・経済・法律研究」執筆要領 (179)

ウィリアム・ペティの政治算術（3）

—— ベーコン主義の経済科学 ——

大 倉 正 雄

要 旨

ウィリアム・ペティ（Sir William Petty, 1623-87）の主著『政治算術』（*Political Arithmetick*）は、名誉革命後の1690年に遺著として刊行された。その頃隣国フランスでは、ルイー四世の財務総監J・B・コルベールによる経済政策の推進によって、国力・経済力が著しく強力されていた。この著書は、イギリスのライバル国における、このような目覚ましい躍進を目の当たりにして執着された。本書の根底には、隣国の急速な台頭に対する脅威の念が、潜んでいる。その課題は、三大強国オランダ・フランス・イギリスの国力・経済力を分析把握することである。ここでは、ペティが自ら考案した政治算術を駆使して、そのような国力・経済力の分析把握が試みられている。第1・第3章では、オランダ・フランスの国力・経済力に対する比較分析がおこなわれている。フランスは大国である割には、小国オランダと比較して国力・経済力が小さい。そのような命題が掲げられている。算術的分析にもとづいて、その命題が真であることを論証する作業がおこなわれている。しかしながら、その分析の展開の仕方には議論の余地がある。そこで採用された分析的枠組みは、妥当ではない。そのために、この算術的分析は当の命題が真であることを、十分には論証していない。

キーワード：国力・経済力、海運業、寛容政策、コルベール政策、海軍力

目 次

はじめに

第1章 政治算術の解釈

第2章 ベーコンの帰納法哲学

第3章 政治算術の帰納法

第4章 ジョン・グラントの原初的人口統計学（以上、305/第19巻2号、掲載）

第5章 『賢者』の政治算術

第6章 『賢者』の史的背景

第7章 『賢者』の戦費調達論（以上、309/第20巻2号、掲載）

第8章 『政治算術』の経済科学

第9章 『政治算術』の国力・経済力分析 —— オランダ ——

第10章 『政治算術』の国力・経済力分析 —— フランス ——

第8章 『政治算術』の経済科学

ペティは1665年に執筆した『賢者』で、初めて政治算術を実践した。しかし、彼がこの算術の方法の考案を思い立ったのは、ずっともっと早い。オランダに留学していた1644年(21歳)頃に、数学者J・ペルに出会ったのが主な切っ掛けとなって、社会的・経済的事象を数学的手法で分析する構想を抱き始めた。そのために、1647年に刊行した処女作『ハートリブ氏への助言』では、純粋数学を交易の分野に適用することにより、「新しい数学的技法」(New Mathematicall Arts)が生み出されることを、示唆している⁽¹⁾。ペティはオーブリに宛てた書簡で、ペルに出会った頃のことを回想しながら、次のように述べている。「私はペル博士の助けにより、算術の美点を探求することに時間を費やした。サー・フランシス・ベーコンの精神で、算術を人間の問題に適用する可能性について、推理し始めた。師ベーコンの新しい学問の信奉者として、数・重量・尺度が社会の研究に適用されうることが、分かった⁽²⁾」と。

ところが、ペティが政治算術を考案したといえる時期は、ずっともっと遅い。経済学上の処女作『租税貢納論』の上梓(1662年)よりも、10年ほどものちに執筆した『政治算術』においてようやく当の算術を確立した、といえる。そもそも「政治算術」という言葉が用いられたのも、この書物が最初である。『政治算術』は彼の1687年の死よりものちの1690年に、遺著として刊行された。この論説が執筆された正確な時期は、定かではない。C・H・ハルの検証によれば、恐らく1671年に書き始められて、76年頃に書き終えられた⁽³⁾。ペティはその頃50歳を迎え、本拠をアイルランドに置いて活動していた。ハルによれば、この1670年代はペティの著作活動の第3期に当たる⁽⁴⁾。彼はこの頃、もう一つの主著『アイルランドの政治的解剖』を執筆しているから、作家として成熟期にあったことは、確かである。

『政治算術』はペティの生前には刊行されなかった。けれども、その草稿は友人のあいだで巡回されて広く読まれた。1682・83年頃には、草稿の写しが献辞を添えられて、国王チャールズ二世に贈られた。サウスウェル(Sir Robert Southwell, 1635-1702)を初めとする、草稿を回覧した友人たちは、これを直ちに書物として刊行するように促した。ペティ自身も、そのような心積りではあったようである。ところが、それを直ちに出版することには逡巡した。恐らくは、この草稿を書物として公にするには、少なからぬ修正を加える必要があると考えたからであろう。そうこうするうちに、彼は出版を許可することもなく、1687年に不治の病に倒れた。彼の死後、出版の要望はいっそう高まった。しかも、真正の書物が刊行されない一方で、虚偽の草稿の写しが500部も出回っていた。ペティの遺言執行者であったエリザベス・ペティ(Elizabeth Petty, 1636-1708)夫人は、しばらくは夫の遺志に従って出版をためらっていた。ところがその後、恐らくはサウスウェルの助言を受け入れて、出版を認めた。こうして1690年に『政治算術』は、長男チャールズ(Charles Petty, Baron of Shelburne, 1673-96)による国王ウィリアム三世へ

の献辞を添えられて、上梓された⁽⁵⁾。

ペティは政治算術の考案にさいして、ベーコンとペルからのみ影響を受けたのではない。グラントからもっと直接的な影響を受けた。グラントは『死亡表にもとづく自然的・社会的観察』で算術を駆使しながら、社会的事象を数量データに依拠して帰納的に分析している。ペティはその算術的分析から、決定的に重要な影響を受けた。それはペティが構想していた算術的方法と軌を一にするものだったからである。しかしながら、グラントの算術的分析とペティのそれとのあいだには、根本的な相違がある。グラントが関心を寄せたのは人口変動であり、彼の分析は主に「死亡表」だけをデータとして用いて、主に人口動態様式だけを数量的に把握しているにすぎないからである。したがって、その分析的作業は人口統計学の域を十分に越える性質のものではない。その作業は社会的事象を対象にしておこなわれているけれども、そこから経済科学が生み出される可能性は乏しい。「ペティが経済学（Political Economy）を創設したとすれば、人口統計学（Demography）を創設したのはジョン・グラントであった」⁽⁶⁾という、J・ボナーの指摘は的確であるといえる。

『政治算術』は、政治算術という分析方法の確立が言明された論説である。そうであるから、この論説で著作としては初めて、「政治算術」という名称が用いられた⁽⁷⁾。しかも、その名称はこの論説の表題として華々しく掲げられた。またこの論説で初めて、この算術的方法の定義が明確に示された。『政治算術』は序論と10章の本論とからなる、やや長編の論説（初版で、シェルバーン男爵の献辞を除いて132頁）である。本書のタイトルは正確には、「政治算術、もしくは土地・国民・建物の大きさと価値、農業・製造業・商業・漁業・職人・船員・兵士、公収入・利子・租税・余利得・登録簿・銀行、人々の評価、船員・民兵の増加、港、立地、船舶、海上での支配力などに関する論説。また、全般的にあらゆる国に関する、しかしより特定のには、グレートブリテンの国王とその隣国ホラント・ジールランド・フランスとの領土に関する論説。」⁽⁸⁾というもので、ひじょうに長い。また各章にはそれぞれタイトルが付されているが、それらもすべてが冗長である。このような本書のタイトルと各章のそれとを一瞥した限りでは、それは細々とした複雑な事柄を、詳細に論じた、晦渋な論説であるかのような印象を受ける。確かに本書には、ペティの他の諸論説と同様に余論や岐論が多い。けれども、それは体系性や整合性を欠如した、冗長で難解な論説では決してない。明確なテーマを挙げ、それを巡って系統的に議論が展開された、論旨が明快な、比較的読み易い書物である。その点では、主題から外れた諸問題を念入りに論じて、非体系的諸断片のような体裁の書物となった『租税貢納論』とは、性格が異なる。

ペティが『政治算術』で追求しているテーマは、「富と力」（Wealth and Strength/Power）である。より詳細には、経済力と国力（政治力・軍勢力）とは何であり、それらを強化する方法は何であるか、という問題である。彼が本書を執筆していた1674年に、オーブリに宛てて書いた書簡には、次のような叙述が見られる。「医者にとって、肉体（body）は探究の対象となる。その探究により、肉体の要素が識別され、その機能が解明される」⁽⁹⁾。「私は最近、政治体（body

politic) を客観的分析の対象と見なしている」⁽¹⁰⁾。「私は [1665 年頃の] 数年間、医学に携わっていなかったけれども、その考えを政治体の研究に適用することに関心を持ち続けている」⁽¹¹⁾。これらは断片的な叙述にすぎない。けれどもここには、これまで医学者として「自然体」(body natural) の健康 (health) の増進に関心を抱いていた彼が、今度は政治哲学者として「政治体」の国力 (strength) の強化に関心を寄せ、新たな研究分野を切り開こうとする意気込みが窺える。国力と経済力の強化は、17 世紀の経済論説がおしなべて取り組んでいた最も重要な課題であった。ただし、そのばあい解決すべき課題として見据えられたのは、正確には経済力ではなく国力の強化であった。国力の強化こそが究極の課題であった。ところが、国力の大きさは主に経済力のそれによって決定され、国力の強化は最終的には、主に経済力の強化によって実現される、と考えられた。そのために、国力の強化は実際には、主に経済力の強化を通じて求められた。またこのような理由により、国力の強化という課題は、経済問題を考究する経済論説において取り組まれた。いずれにせよ、国力と経済力の強化は、17 世紀の経済論説における中心的課題であった。したがって、ペティが『政治算術』で追求したテーマそれ自体は、決して目新しいものではない。しかしながら『政治算術』には、他の諸論説と同じテーマを追求しながらも、従来とは明確に異なる画期的な姿勢が見られる。それまでの諸論説では、このテーマは重視されながらも、それが中心的課題として本格的に検討されることはなかった。或る特定の問題関心から、間接的に論及されるにとどまった。ところが『政治算術』では、当のテーマはこの書物の正面の課題として見据えられ、自らが考案した分析方法を駆使しながら、本腰を入れて念入りに検討されている。

ペティが政治算術を用いて経済的事象を最初に分析したのは、『政治算術』ではなく『賢者』においてであった。しかしながら『賢者』において、経済科学の形成やその兆しが見られるわけではない。確かにこの論説では、イギリスの経済力とその国民の担税力との大きさを算定するために、政治算術を巧みに駆使しながら、経済的諸事象が比較的幅広く分析されている。政策論的主張に合理的・客観的な根拠を与えるために、数量データを算術分析することを通じて、経済的事象を分析把握しようとする試みがなされている。しかしながら『賢者』は、眼前の戦争への対応策として、戦費調達を目的とする税制改革を提案することを意図したパンフレットである。このような個別的問題を扱った時局論の小冊子において、経済科学の形成を見出すことはできない。「経済学が独立した科学として分離した最初の形態」⁽¹²⁾が見られるのは、当の『政治算術』においてである。この著書においては、ベーコンの実験哲学に依拠して、政治算術という分析方法が確立されているからである。また、17 世紀の普遍的テーマを追求するために、政治算術にもとづいて、さまざまな経済的事象が包括的に分析把握されているからである。さらにここでは、そのような分析把握を基礎に据えて新たな経済社会の構想を示した、幾分か体系的で包括的な政策論が展開されているからである。

- (1) Cf. P[etty], *Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartrib*, op. cit., p. 25.
- (2) Cf. Jordan ed., op. cit., p. 21.
- (3) Cf. Charles Henry Hull, "Note on the 'Political Arithmetick'", in do. ed. op. cit., Vol. I, p. 235.
- (4) Cf. ibid.
- (5) Cf. ibid., pp. 235-38.
- (6) James Bonar, *Theories of Population from Raleigh to Arthur Young*, London: George Allen & Unwin, 1931, rpt. Bristol: Thoemmes Press, 1992, p. 68.
- (7) ペティが「政治算術」の名称を最初に用いたのは、彼が1672年に初代アングルシィ伯アーサー・アンズリに宛てた書簡（12月17日付）においてである。Cf. Hull, op. cit., p. 235. 高橋『古書漫筆』前掲書, 42頁, 参照。
- (8) 原文のタイトルは次のとおりである。Political Arithmetick, or A DISCOURSE concerning, The Extent and Value of Lands, People, Buildings; Husbandry, Manufacture, Commerce, Fishery, Artizans, Seamen, Soldiers; Publick Revenues, Interest, Taxes, Superlucration, Registries, Banks; Valuation of Men, Increasing of Seamen, of Militia's, Harbours, Situation, Shipping, Power at Sea, &. As the same relates to every Country in general, but more particularly to the Territories of His Majesty of Great Britain, and his Neighbours of Holland, Zealand, and France.
- (9) Jordan ed., op. cit., p. 31.
- (10) Ibid.
- (11) Ibid., p. 39.
- (12) Marx, *Kritik der Politischen Oekonomie*, a.a.O., S. 39. 邦訳, 36頁。

第9章 『政治算術』の国力・経済力分析 — オランダ —

『政治算術』というまでもなく、政治算術を方法的基礎にして書かれた論説である。政治算術は、「私が…… [本書で] 採用した方法 (Method)」⁽¹⁾ である。確かにペティは、この論説の「序」でこのように述べている。また、この論説が書物として刊行された初版では削除された、チャールズ二世宛の献辞では、「この論説における10の政治的結論において、普通の平易な計算を思いきって用いました」⁽²⁾、と述べている。彼はベーコン主義として、この算術的方法を考案した。ベーコンの帰納法哲学に依拠して、それを考案した。したがって、政治算術を基礎に据えている『政治算術』では、ベーコン哲学に依拠して知的な精神の作業がおこなわれている。数量データを算術的に分析しながら、帰納推理を働かせることによって、一般的命題を導き出すという作業がおこなわれている。そこでは、たんに統計の数値や数量データを交えて論述を展開するということだけが、おこなわれているのではない。ちなみに、彼の『アイルランドの政治的解剖』はこのような理由により、政治算術を踏まえて書かれた論説であるとはいえない。この書物では、統計データはふんだんに使用されているけれども、政治算術は利用されていない。そこでは、データを分析して命題を導き出すという作業はおこなわれていない。つまり、「政治的解剖」は「政治算術」と同義ではない。それは、この論説のタイトルとして用いられた言葉にすぎない。恐らく『アイルランドの政治的解剖』はエドワード・チェンバレン (Edward Chamberlayne, 1616-

1703) の『イングランドの現在の状態』(*Angliae Notitia: Or, the Present State of England...*, London, 1672)⁽³⁾ に倣い、そのアイルランド版のような書物を意図して書かれたのではないか、と思える。また、ペティがベーコン主義者であったことを勘案すれば、この論説は、アイルランドの政治・経済・社会・文化的情報を収集した「自然誌」である、と理解できる。

『政治算術』は10の章を持っている。各章にはそれぞれ、本書の主題と緊密な関係がある、長い文章で記されたタイトルが付されている。そのタイトルは、それぞれの章での分析を通じて導き出された「政治的結論」である。算術を駆使しながら、データを帰納的に分析して導き出された一般的命題である。各章の本論では、そのタイトルに掲げられた結論(一般的命題)を算術的分析にもとづいて、帰納推理を働かせながら導き出すという作業がおこなわれている。第1・第3章では、主にオランダとフランスの国力・経済力についての分析が、第4章以降では、主にイギリスのそれについての分析が展開されている。このような本書の構成を念頭に置いて、第1章の分析から検討していきたい。

第1章のタイトルは、「小国および少数国民がその立地条件(Situation)・交易・政策により、富と力(Wealth and Strength)において、それよりも遙かに多数の国民と大きな領土に匹敵することはありうる」⁽⁴⁾ というものである。これは本書で掲げられた、国力・経済力に関する最初の政治的結論である。帰納推理を通じて導き出された一般的命題(general Position)である。この結論(命題)は、次のように整理される。(i)領土が小さくて国民が少ない小国が、国力・経済力の大きさにおいて、それらが大きくて多い大国に劣るとは限らない。(ii)国力・経済力の大きさを決定する究極的要因は、領土の広さや国民の数ではなく、立地条件と交易と政策である。本章での課題は、このような一般的命題が真実であることを、立証することである。ここではオランダ(より厳密にはホラントとジールランド)とフランスの国力・経済力を比較分析することを通じて、それが論証される。「私はこのことを明らかにするために、ホラントおよびジールランドをフランス王国を比較したい」⁽⁵⁾。ペティはこのように述べて、算術的分析を始めている。

当の分析の概要は、次のとおりである。フランスとオランダ(ホラント・ジールランド)との領土の大きさの割合は、80:1である。すなわち、フランスの領土は8,000万エーカー以上の良質の土地を含んでいるが、ホラントとジールランドは100万エーカー以上を含んでいない。また、国民の数の割合は13:1である。ところが国力・経済力の大きさの割合は、3:1にすぎない。「今日のホラントとジールランドは僅かにフランスの $\frac{1}{80}$ だけ富裕で強力である(rich and strong)にすぎないのではない。そうではなくフランスの約 $\frac{1}{3}$ くらいにまで進展している」⁽⁶⁾。要するに、フランスの国力・経済力の大きさはオランダ(ホラント・ジールランド)のそれに対し、領土の大きさが80倍(人口は13倍)であるにもかかわらず、3倍にすぎない。換言すれば、オランダの国力・経済力はフランスのそれと比べて、領土が狭くて人口が少ない割には、きわめて大きい。そのように判断できる理由として、次のような事柄が挙げられる。(i)フランスのホラント・ジールランドに対する、土地からの収穫高の割合は、7~8:1である。(ii)住居の価値の割合は、約5:1

である。(iii)船舶の価値の割合は、10万トン（80万ポンド）に対して90万トン（720万ポンド）であるから、約1：9である。(iv)輸出商品の価値の割合は、約500万ポンドに対して1,800万ポンドである。(v)1年当たりの徴税額の割合は、500万ポンドに対して210万ポンド（ネーデルラント連邦共和国の全域では約300万ポンド）である。(vi)フランスにおける貨幣利子は7%であるが、ホラント・ジーランドではその $\frac{1}{2}$ である⁽⁷⁾。(vii)「平坦で開放的な国」であるフランスの防衛費は、「海と船舶と沼で守られた島」であるホラント・ジーランドの4倍である。

ここでは、フランスとオランダの経済力（ひいては国力）についての比較分析がおこなわれている。C・H・ハルによれば、この分析においては、ウィリアム・アグリオンビー（William Aglionby）の『ネーデルラント連邦共和国の現在の状態』（*The Present State of the United Provinces of the Low-Countries*, 1671）とニコラ・ブザーニュ（Nicolas Besongne）の『フランスの現在の状態』（*The Present State of France*, 1671）が、資料として用いられている⁽⁸⁾。この分析に必要な数量的証拠が、これらの著作以外に、どのような文献から見つけ出されたのかは、定かではない。恐らく、ここでの分析はきわめて乏しいデータに依拠して、「当て推量」（guesstimation）をかなり頻繁に交えながらおこなわれた、と思える。したがってこの分析が、資料の収集と処理という点で不備や欠陥を孕むものであることは、否めない。しかし、それが「数量的証拠が稀薄である時代」⁽⁹⁾に展開された分析であることを考慮すれば、このような事情はやむを得ないといえる。とはいえ、このような分析を通じてさえ、大国フランスの国力・経済力は小国オランダのそれと比較して、さほど大きくないということは、明らかである。分析された7項目のうち、フランスが優位を占めている3項目において、この大国は80倍はおろか13倍すら優ってはいないからである。それどころか、他の4項目においては、オランダの方が優勢だからである。いずれにせよ当の分析による限り、領土と人口は国力・経済力の大きさを決定する重要な要因ではない、ということは明らかである。「結論を述べれば、概して次のようであると思える。フランスは国民〔の数〕においてホラントとジーランドに対し13対1であり、良質の土地が80対1である。けれども、フランスは13倍ほどより富裕ではない。いわんや80倍ほどそうではないし、3倍以上ほどでもない。それが立証されたのである」⁽¹⁰⁾。この分析の結論として、ペティはこのように述べている。

続いてペティは、第1章で掲げた一般的命題の後半部分に論及している。すなわち、国力・経済力の大きさを決定する要因は、立地条件・交易・政策であるという命題が真であることを論証している。それを論証するために、算術的分析をおこなっている。ところが、ここでは比較分析ではなく、オランダだけを対象にした分析が、当該の事柄に関しておこなわれている。すなわち、オランダの経済力がどのような立地条件・交易・政策により、どのようにして強化されたのかという事の次第が、明らかにされている。なぜなら、立地条件・交易・政策が原因で国力・経済力の強化がもたらされたのは、オランダにおいてだからである。その分析の概要は次のとおりである。

まず、オランダはその立地条件により、経済力の発達に有利な、多くの自然的利点（natural advantages）を獲得している。その詳細はこうである。(i)ホラントとジールランドの土壤は、肥沃な低地である。そのために土地が狭い割には、多くの食料が多くの人々に供給されている。このような便宜（conveniency）の価値は、1年当たり約10万ポンドである、と計算される。(ii)ホラントは、いつも風が吹いている平坦な国である。そのために、多くの人手（Hands）による労働を節約する、風車が建てられている。この便宜の価値は、約15万ポンドである。(iii)ホラントとジールランドは、豊かな国々を貫流している長大な川の河口に位置している。そのために、この地域では「農業（Husbandry）よりも製造業（Manufacture）により、製造業よりも商業（Merchandize）により、ずっと多くの利益が獲得されている」⁽¹¹⁾。このような便宜の価値は20万ポンドである。(iv)ホラントとジールランドは、航行が可能な水域に接している。そのために交易は、運送費が陸上輸送の $\frac{1}{15} \sim \frac{1}{20}$ にすぎない水上輸送によって、おこなわれている。この便宜の価値は、約30万ポンドである。(v)ホラントとジールランドは「海洋のなかにある島のうえに位置している」⁽¹²⁾。そのために外敵からの攻撃を防衛することが容易で、防衛費が1年当たり約20万ポンド節約されている。(vi)ホラントは少ない費用で、船を港に停泊させることができる。そのために、1年当たり20万ポンドが節約されている。(vii)ホラントとジールランドは、魚が豊富な海洋付近に位置している。そのために、漁業（Fishing Trade）が盛んに営まれて、鯨業だけでも、1年当たり300万ポンド以上の利益が収められている。(viii)また、海洋に面しているために、漁業とともに海運業（Shipping）が盛んに営まれている。

オランダはこのような立地条件が包含する自然的利点により、経済的繁栄を享受している。農業や製造業ではなく、主に海運業と漁業において、ひいては海外貿易において繁栄を誇っている。この国の人々は、「海運業と漁業に卓越した者」⁽¹³⁾として、「世界のすべての地域を頻繁に訪れる機会を持っている」⁽¹⁴⁾。そのために国際貿易に進出して、「全世界の貿易のための仲買人（Factors）および運搬人（Carriers）」⁽¹⁵⁾となっている。「すべての原産地の物質を持って来て国内で製品にし、それらが産出された国にさえ運び返している」⁽¹⁶⁾。すなわち、国際的仲継貿易を大々的に営んでいる。それだけではない。オランダは世界の商業的至上権を掌握する可能性さえ秘めている。その詳細は、こうである。まず、「われわれヨーロッパ人が貿易している全ヨーロッパの、いや全世界の貿易〔の大きさ〕が、1年当たり4,500万ポンド以上ではないと仮定する」⁽¹⁷⁾。次に、オランダが立地条件の自然的利点(i)～(vi)によって得ている、便宜の価値の総計は、約115万ポンドであると算定される。そうであるとすれば、この国は、全世界の「すべての交易を支配し統治することができる」⁽¹⁸⁾であろう。なぜなら、全世界の貿易において販売される全商品の価格の総計が4,500万ポンドほどであるときに、他の諸国よりも100万ポンドも安い価格で販売できる国は、その市場を支配できるからである。「〔商品価格〕4,500万ポンド〔の販売〕において、他の者よりも100万ポンドだけ安値で売ることができる者は、（自然的・本来的利点により）世界の貿易（Trade of the World）を容易に手にすることができる」⁽¹⁹⁾からである。

次に、オランダ（ホラント・ジールランド）は交易により経済力を強化している。この国は小国であるにもかかわらず、交易の発達を通じて大国に匹敵するくらいの経済力を生み出している。この国の交易において、顕著な発達が見られるのは海運業である。この国の人々は、海運業の発達に促されて海外に進出することにより、「全世界の貿易の運搬人および仲買人」⁽²⁰⁾ となっている。すなわち、海運業を足場にして世界市場に乗り出し、海外貿易を大々的に展開することによって大いに繁栄している。

海運業の発達がもたらす利点は、これだけではない。この国では海運業が発達しているから、船員の数が多い。そのような状態も、国力・経済力の強化にとって有益である。なぜなら、「船員が多くいるという機会を得ていることは、ひじょうに便宜である」⁽²¹⁾ からである。その詳細は、こうである。「農夫・船員・兵士・職人・商人はどのような国家社会（Common-Wealth）においても、まさしくその柱に他ならない」⁽²²⁾。ところが、これら5種類の職業人のうち、最も重要な柱は船員である。なぜなら、「船員はこれら五つの「職業人の」うちの三つを兼ね備える」⁽²³⁾ からである。すなわち、「勤勉で創意工夫に富むあらゆる船員は、たんに航海者であるだけではなく商人でもあり、さらに兵士でもあるからである」⁽²⁴⁾。また、船員は多くの収入を稼ぐので、労働の価値が大きい。イギリスでは、農夫は1週間当たり約4シリングしか稼いでいない。ところが、船員は12シリングも稼いでいる。したがって、1人の船員の価値は、農夫3人に相当する。「ホラントとジールランドでは「土地」あまり耕作されず、穀物の種子はあまり播かれず、子供の家畜はあまり飼育されていない」⁽²⁵⁾。このような農業が未発達の状態は、この国では労働の価値が低い農夫の数が少ないということを、示している。

最後に、オランダは政策により、交易の発達を促して国力・経済力を強化している。その政策とは、信教の自由（Liberty of Conscience）、財産所有権の保証、発券銀行の設立である。これら三つの政策のうちで最も重要なものは、直接的には交易の促進を目的としない、信教の自由である。この宗教上の政策の詳細は、こうである。

オランダ人は、カトリック教国スペインとの関係を絶った。カトリック教に「異議を唱える者」（Dissenters）として、そのような選択をおこなった⁽²⁶⁾。オランダ人は「思慮ある、真面目で忍耐強い人々で、労働と勤勉を神に対する義務と考えている人々」⁽²⁷⁾ である。彼らはそのような禁欲的で賢明な人間として、スペイン人と同じ宗教を信仰するのは道理に反すると考え、そのような選択をおこなったのである。というのも、スペイン人は「快楽に耽る人々、極度に大きな富と力（Wealth and Power）を抱いて、自分たちはこの世界の一部を手にかけていると思っている人々」⁽²⁸⁾ だからである。そもそも、オランダ人は異教徒に対して寛容である。その点でも、異端を排撃するカトリック教徒とは袂を分かたず。彼らは異端的信仰に関して、次のような見解を抱いている。「国民の $\frac{1}{4}$ が異端（Heterodoxy）であるとし、その $\frac{1}{4}$ の人々がすべて奇跡によって一掃されると仮定する。そうすれば、短時間のうちに残りの人々の $\frac{1}{4}$ が、何らかの仕方で異端になるであろう」⁽²⁹⁾、と。すなわちオランダ人は、「人々が感覚と理性とに関する事柄において、意

見が異なるのは自然である」⁽³⁰⁾、と考えているのである。この国においては、このような見解にもとづいて、国民に信教の自由を認める政策が採られているのである。

この宗教上の寛容政策は、むしろ直接的に交易の拡大を意図して採られたのではない。ところが、この政策は図らずも、この国の経済的繁栄を助長して、その経済力を強化することになったのである。その理由は、こうである。「交易は……俗受けする政府（Popular Government）のもとで、最も良く繁栄するのではない。そうではなく、むしろ交易はおおよそどのような国家や統治においても、その異端的な部分によって、公的に確立されたものとは異なる意見を公言している人々によって、最も精力的に営まれる」⁽³¹⁾からである。すなわち、交易は宗教的正統派の人々ではなく異教徒によって最も活発に営まれるからである。このことは歴史を振り返れば明らかである。イスラム教が公認されたインドでは、（ヒンドゥー教徒の）インド商人（*Banians*）が、トルコ帝国（*Turkish Empire*）ではユダヤ教徒が、最も注目すべき商人であった。ローマ・カトリック教が公認されたヴェネツィア、ナポリ、レグホーン、ジェノヴァ、リスボンでは、ユダヤ教徒と非カトリック教徒が、そのような商人であった。このようなことは、今日のヨーロッパ世界を見渡しても、明らかである。ヨーロッパではローマ・カトリック教が定着したけれども、現在その交易の $\frac{3}{4}$ は、その教会から分離した人々によって握られている。「イングランド・スコットランド・アイルランドの住民、ネーデルラント連邦共和国の住民は今日、ドイツのプロテスタント諸侯およびハンザ同盟加盟都市の臣民とともに、世界の交易の $\frac{3}{4}$ を手中に収めている」⁽³²⁾。したがって非ローマ・カトリック教国は、全世界のローマ・カトリック教国の2倍以上の船員を、艦隊に配置することができるであろう。このような歴史的事実から「交易は……宗教全体のなかの異端的な部分に定着する」⁽³³⁾という結論が、導き出されるのである。いずれにせよ、「交易の発達のために……信念（Opinion）の問題に関しては、寛容（Indulgence）が認められねばならない」⁽³⁴⁾。国力・経済力を強化するには、オランダにおけるように寛容政策が採られねばならない。この国の国力・経済力が強化された主たる要因の一つは、信教の自由が認められた点にある。

第1章の後半部分での分析の概要は、以上のとおりである。ここでの算術的分析には、基礎データの信憑性や数量データの処理の仕方というような基本的な問題以外にも、疑問を抱かざるをえないような事柄が、少なからず見られる。その詳細は、こうである。ここで果たされるべきことは、数量データを踏まえた算術的分析による、一般的命題の証明である。しかしながら、そのような分析が実際におこなわれているのは、立地条件が国力・経済力の大きさを決定する要因であるという命題を証明した箇所においてのみである。交易（海運業）がそのような要因であることを証明するにさいしては、算術的分析はきわめて不十分にしかおこなわれていない。その根本的理由は恐らく、その作業を遂行するための統計データが、きわめて不十分にしか収集されていないからである。ところが、寛容政策が経済力の強化の要因であることを証明する箇所においては、算術的分析はまったく採用されていないに等しい。ここでは、算術的分析から逸脱した性質の議論が積極的に展開されている。いうまでもなく、宗教的寛容というような質的な問題を数量的に

分析把握することはできない。したがって、ここでの算術的分析はのっけから破綻しているといわねばならないであろう。

ところが、ペティの宗教的寛容政策に関する議論は、方法論的にはちぐはぐであるけれども、それ自体は思想史のうえでは興味深い。「ペティとテンブルのような勢力のある人は、オランダを賢明な寛容政策の模範であるとした」⁽³⁵⁾。G・P・グーチはこのように指摘して、当のペティの言説に注目している。また、H・ラスキの指摘によれば、ペティとテンブルは「オランダでの体験によって強調された、寛容と経済的福祉とは解きがたく相互に関係しているという実感」⁽³⁶⁾を抱いていた。ペティはここで、多くの寛容擁護論者が影響を受けていたヒューマニズムではなく、経済的効果を強調する実利主義の立場から、宗教的寛容を擁護しているといえる。このような、信教の自由がもたらす経済的影響を重視する寛容論は、他の人々によっても主張された。たとえば、アシュレー卿のような政治家は、寛容政策がオランダの経済的繁栄の一因であると主張している⁽³⁷⁾。しかしながら、このような宗教的寛容論を経済論説でそれなりに体系的に論じたのは、ペティが最初であると思える。『政治算術』の草稿は、カトリック教徒であったチャールズ二世に献呈された。チャールズは、ちょうど本論説が執筆されていた1672年に「信仰寛容宣言」(Declaration of Indulgence)を發布した。ところがこの宗教的寛容の言明には、カトリック教徒の信仰を容認して、この国でカトリック教の復興を果たそうとする意図が潜んでいた。またそこには、1670年にルイー四世とのあいだに結んで、対オランダ戦争への参加を約束していた「ドーバー密約」(Secret Treaty of Dover)を履行しようとする意図も秘められていた⁽³⁸⁾。このような背景を鑑みると、オランダの繁栄を礼讃してカトリック教国を論難したペティの寛容論は、チャールズの対仏宥和政策を遠回しに批判したものである、と思える。

(1) Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 244. 邦訳, 24 頁。

(2) *Ibid.*, p. 239, note. 1. 邦訳, 14 頁。

(3) チェンバレンの本書(イングランドの政治的・社会的状態についての便覧)は、初版(表記は第2版)が1669年に刊行されて以来、何度も版を重ねた。ペティが『政治算術』で用いているのは1672年の第6版である。また、彼が本論説を執筆するにさいして、テンブル『ネーデルラント連邦共和国の観察』(1673年)を繙読していることは、間違いない。

(4) Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 249. 邦訳, 29 頁。このタイトルには、その補足としてもう一文が加えられているが、ここでは省略した。

(5) *Ibid.*, p. 250. 邦訳, 31 頁。

(6) *Ibid.* 邦訳, 32 頁。

(7) コルベールは1665年に、利子率を5%に制限する法令を制定した。1672年(第3次オランダ戦争開始の少し前)には、国王への貸付金を $5\frac{5}{9}\%$ に引き上げた。その戦争が勃発した翌年の1679年には、当の利子率($5\frac{5}{9}\%$)は国民のあいだでのすべての融資に適用された。したがって、ペティが指摘している7%という利子率は、実際よりは幾分か高いと思える。Cf. Charles Woolsey Cole, *Colbert and a Century of French Mercantilism*, New York: Columbia Univ. Press, 1939, rpt. Hamden, Connecticut: Archon Books, 1964, Vol. I, p. 361.

(8) Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 252. note. 2, p. 253, note 2. 邦訳, 37-9 頁。ブゾーニュの

著書 (*L'état de la France*) は、初版が 1665 年にパリで刊行された。ペティが繙読したのは、その英語版 (*The Present State of France, ... written in French and faithfully Englished*, 1671) である。

- (9) Hudson, *Industrial Revolution*, op. cit., p. 1 [邦訳, 17 頁]. 統計データが乏しい時代における量的推計が孕む問題については, cf. *ibid.*, pp. 1-2 [邦訳, 17 頁]。
- (10) Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., pp. 254-55. 邦訳, 41 頁。フランスの人口はルイ十四世の時代 (1661~1715 年) に経済的不況が原因で少し減少したけれども、ヨーロッパ諸国のなかでは圧倒的に多い 1,800~1,900 人であった。Cf. J. Lough, "France under Louis XIV", in F. L. Carsten ed., *The New Cambridge Modern History*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1961, Vol. V, p. 246.
- (11) Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 256. 邦訳, 44 頁。
- (12) *Ibid.*, p. 257. 邦訳, 45 頁。
- (13) *Ibid.*, p. 258. 邦訳, 47 頁。
- (14) *Ibid.* 同上。
- (15) *Ibid.* 同上。この言葉は、W・テンブルが用いた「世界の運搬人」に倣ったものである、と思える。第 6 章・注(3)を顧みよ。
- (16) *Ibid.* 同上。
- (17) *Ibid.*, p. 257. 邦訳, 47 頁。
- (18) *Ibid.* 邦訳, 46 頁。
- (19) *Ibid.*, p. 258. 邦訳, 47-8 頁。
- (20) *Ibid.* 邦訳, 48 頁。
- (21) *Ibid.*, p. 259. 邦訳, 49 頁。
- (22) *Ibid.* 邦訳, 48 頁。
- (23) *Ibid.* 邦訳, 48-9 頁。ペティの原文では「四つ」の職業人となっているが、「五つ」の誤り。Cf. *Ibid.*, note 1. 邦訳, 同上。
- (24) *Ibid.* 邦訳, 49 頁。
- (25) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (26) ペティの原文では、この箇所では「カトリック教」とか「カトリック教国」という言葉は用いられていない。
- (27) *Ibid.*, p. 262. 邦訳, 54-5 頁。
- (28) *Ibid.* 邦訳, 55 頁。
- (29) *Ibid.*, p. 263. 邦訳, 56 頁。
- (30) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (31) *Ibid.* 邦訳, 56-7 頁。
- (32) *Ibid.* 邦訳, 57 頁。
- (33) *Ibid.*, p. 264. 邦訳, 57-8 頁。
- (34) *Ibid.* 邦訳, 58 頁。
- (35) G. P. Gooch, *Political Thought in England: From Bacon to Halifax*, London: Williams & Norgate, 1914/15, p. 219. グーチ (堀豊彦・升味準之輔訳) 『イギリス政治思想史 I — ベーコンからハリファックス —』岩波書店, 1952 年, 167 頁。
- (36) Harold J. Raski, *The Rise of European Liberalism*, London: George Allen & Unwin, 1936, rpt. New Brunswick and London: Transaction Publishers, 1997, p. 130. ハロルド・ラスキ (石上良平訳) 『ヨーロッパ自由主義の発達』みすず書房, 1951 年, 127 頁。
- (37) 井上公正『ジョン・ロックとその先駆者たち — イギリス寛容論研究序説 —』御茶ノ水書房, 1978 年, 169, 220 頁, 参照。
- (38) 同上, 205 頁, 参照。

第10章 『政治算術』の国力・経済力分析 ― フランス ―

『政治算術』は『租税貢納論』とともに、17世紀の経済論説としては濃厚な内容を備えた、卓抜な書物である。そこでは、国力・経済力を比較分析するための理論的枠組みが整えられて、鋭利な実証分析が展開されている。また、国力・経済力の強化を巡る深い問題意識をもって、オランダとフランスとイギリスにおける経済的・社会的諸事象が広範囲に及んで精力的に考察されている。このようなことは第1章におけるオランダ・フランスの国力・経済力の比較分析を検討することを通じて、幾分か明らかになったと思う。ところが他方で、この第1章の比較分析は、少し丹念な検証がおこなわれて然るべき、幾つかの疑問点を含んでいる。しかも、その疑問点は、本書の後段で展開されるイギリスの国力・経済力分析とも深く関係している。そこで少し紙幅を割いて、その比較分析を批判的な角度から検討しておきたい。

G・P・グーチによれば、『政治算術』において、「フランスは戒めであり、オランダは手本である」⁽¹⁾ことが力説されている。実際のところ第1章では、オランダの国力・経済力は賞讃され、フランスのそれは嘲罵されている。オランダは小国である割には国力・経済力が大きい。フランスは大国である割には、それが小さい。オランダは自然的利点を含む立地条件に恵まれて、経済的繁栄を誇っている。そのような条件を欠いているフランスは、精彩がない。オランダは海運業の発達を足掛かりにして海外に進出し、「貿易の運搬人」として世界に君臨している。海運業が未発達であるフランスは、海外に進出する手立てがなく、商業的至上権を握る可能性を秘めていない。第1章の分析が語る筋書きはおおよそ、このように要約できるであろう。しかしながら、このような分析的結論が、公正で中立的な立場から導き出された適切なものであるとはいえない。ホッブズは、「歴史家はその著作において、自分自身の法のもとでのみ生きる、国を持たない外国人となるべきである」⁽²⁾、と主張している。ペティはこのような見解に倣って、自分自身の国の利害に捕らわれない「外国人」として、国力・経済力の比較分析をおこなおうと意図していたかも知れない。しかしながら、第1章の分析は、ホッブズの言辞が示唆しているような、第三者の公正な立場から展開された客観的な性質のものであるとは、いえない。その分析は、国際的仲継貿易を軸に据えた、開放的な経済システムが最も優れているという前提に立って、展開されているからである。それとは類型が異なる経済システムが分析的枠組みとして採用されるならば、別の結論が導き出されるであろう。ここでは、オランダの国力・経済力を賞讃するあまり、客観的視点が見失われて分析の眼が曇らされている、といわねばならないのである。

ペティが『政治算術』を執筆していたとき、フランスはルイ十四世の時代を迎えていた。この頃、この王国の経済状態は、確かに芳しくなかった。そもそもこの国の経済は近代国家としては未発達で、その経済力は依然として主に農業に依存していた。ここではオランダやイギリスとは異なり、^{ブルジョアジー}中産階級のあいだに、商・工業に手を染めて成功しようという野心を抱く人を見ることが

は、稀であった。しかも、ルイが親政を始めた 1661 年頃から凶作が続いていた。そのために農作物の価格は高騰し、多くの国民はたいていいつも困窮していたばかりか、ときには飢餓に苦しむことさえもあった⁽³⁾。ところがルイ十四世の時代は、画期的な経済政策が展開されたときでもあった。ペティが当の著書を執筆していた頃に、この王国ではコルベール政策（Colbertisme）と呼ばれる経済政策が積極的に推進されていた。1661 年に財務総監に任命されたコルベール（Jean-Baptiste Colbert, 1619-83）によって推進された、工業育成策を支柱とする、国力・経済力を強化するための重商主義政策である。

コルベールはペティと同様に、オランダの隆盛に目を奪われていた。この国は農・工業のための領土が狭いけれども、貿易商人の国として世界商業の中心地になっている。コルベールは隣国の繁栄を、このように見ていた。とはいえ彼は、ただ陶然とその繁栄に見とれていただけではなかった。その経済的繁栄に目を注ぎながら、自国の経済の将来的展望について思いを巡らせていた。領土の広いフランスが、その利点を生かして経済活動に励むならば、その経済力と国力を大いに強化できるであろう。オランダから商業的至上権を奪って、ヨーロッパのどのような国も太刀打ちできないほどの強国になることができるかも知れない。そのような将来的展望を描いていた⁽⁴⁾。ところがコルベールは、フランスの国力・経済力を強化するために、オランダが歩んでいるのと同じ進路を採るべきであるとは考えなかった。彼は、「フランスはすべての事物を自給自足（self-sufficient）すべきであり、そうすることができる」⁽⁵⁾ という原則にもとづいて、国力・経済力の強化を目指す経済政策を採った。彼は 1663 年に書いた「覚書」で、当の自給自足の原則に触れて次のように記している。「あらゆる国家はそれ自身の領土内において、生計の資力を十分に供給される。その資力が巧みに誠実に管理されるならば、そのように供給される」⁽⁶⁾、と。

コルベールは工業の保護・育成に重点を置いた政策を推進した。この国が自給自足国として成長するには、工業を基盤とする国内産業の発達が最も重要である、と考えたからである。保護・育成の主な対象となった産業分野は、毛・絹・麻織物などの繊維産業と金属工業であった。そのなかでも、とくに重心がかけられたのは毛織物工業であった。毛織物工業はこの国ですでに営まれていた。しかしながら、その生産力はきわめて小さく、国内の消費需要にさえ十分に応じることができないという状態にあった⁽⁷⁾。

コルベールは「特権マニュファクチュール」（manufactures privilegiees）制を基軸にして、工業育成策を展開した。この制度の内容は主に、新たに創設ないし再編成された製造業に対し、その発達を促すために生産や販売などに関する独占権を付与するというものであった。創設ないし再編成された製造業は、「国立マニュファクチュール」、「王立マニュファクチュール」、「特権マニュファクチュール」という三つの型に分類される。独占権の内容はこれら三類型のあいだで幾分か異なった。「国立」は国王によって所有され管理されたマニュファクチュールで、奢侈品や軍需品を製造したが、その数は少なかった。「王立」は中央権力によって設立され、国家によって所有されたマニュファクチュールで、その数は多くあった。「特権」は民間の企業で、最も重

要なマニュファクチュールであった。この民間のマニュファクチュールに対しては、生産と販売の独占権以外に、助成金の授与、無利子の融資がなされた⁽⁸⁾。

こうして、コルベール政策は工業育成策を柱とするものであったけれども、外国貿易を無視したわけではなかった。この国の海外交易を拡大するために、海運業の発達を促した。実際のところ、フランスの海運業は発達がひどく遅れていた。オランダは1658年にはすでに1万6,000隻もの商船を所有していたけれども、フランスは1666年～68年に至っても、まだせいぜい2,000隻しか所有していなかった。コルベールは自国の商船・商船員を増加させるために、課税によって外国船の入港を制限する政策を採った。また、彼は外国貿易の発達を促すために、特権的貿易カンパニーを設立した。1664年に東インド会社を設立し、それ以外にも西インド、北ヨーロッパ、レヴァント、アフリカと交易する特権的カンパニーをそれぞれ設立した⁽⁹⁾。コルベールによる海外交易を拡大する政策は、彼の「自給自足の理論」(theory of self-sufficiency)と矛盾しているように思えるかも知れない。ところが、実際はそうではない。その詳細は、こうである。彼はこの理論(原則)に従って、工業を重視した。ところが、その工業を大きく成長させるためには、外国貿易が不可欠であった。すなわち、一方で製造業が生産した製品の販売市場を、国内だけではなく海外にも拡大するために、外国貿易を営む必要があった。また他方で、生産に必要な多量の原料の供給地を、国内だけではなく海外においても確保するために、貿易が必要であった。このような理由により、彼は海外交易の拡大を奨励した⁽¹⁰⁾。

それだけではない。コルベールによれば、外国貿易は海外から貴金属(金銀)を獲得するためにも必要であった。彼は、「貴金属の形態にある富が、国の繁栄と力の唯一の基礎である」⁽¹¹⁾という見解を抱いていた。また、その見解を踏まえて、国家は貴金属(貨幣)の大きな蓄えを持つべきである、と主張した。ところが、フランスのような金銀坑を持たない国が貴金属を獲得する方法は、さしあたり順調貿易差額(favourable balance of trade)の確保による以外にはなかった。黒字の貿易差額を実現するには、輸入量をできる限り削減するとともに、自国の製品をできる限り多く輸出しなければならなかった。換言すれば、製造業が大いに成長して、国内需要のための生産物だけではなく、海外市場に供給するための余剰生産物をも生み出さなければならなかった。スペインが「新世界」(＝アメリカ大陸)から大量の金銀を持ち帰りながらも、それを国内に蓄積することができなかったのは、国内外の需要を満たす国内産業が、この王国には欠如していたからであった。このようにして彼によれば、いずれにせよ貴金属を獲得するために、製造業とその製品を輸出する外国貿易が必要であった⁽¹²⁾。

ところで、コルベールは貴金属が国力・経済力の基礎であると主張するとき、金銀即富という重金主義の観念に取り憑かれているように思える。1664年に書いた「覚書」では、「国家の威光と力の相違をもたらすものは、国家内における貨幣の豊富だけである」⁽¹³⁾、と記している。彼がこのように貴金属(貨幣)の重要性を力説するとき、幾分か重金主義的な貨幣崇拜の観念に取り憑かれていることは、否めない。しかしながら彼は、ただ非合理的な重金主義の観念に捕らえら

れてのみ、順調貿易差額の確保による貨幣の獲得と蓄積を主張したわけではなかった。というのも、彼は工業を重視する政策的立場から、「貴金属は主に新たな生産のための手段として評価される」べきである、と主張しているからである⁽¹⁴⁾。すなわち、製造業が生産を拡大するには、生産過程に投下される貨幣（資本として機能する貨幣）が不可欠であることを、認識していたからである。そうであるとすれば、彼はむしろ合理的で鋭い認識にもとづいて、黒字の差額による貨幣の獲得の必要性を力説したといえる。

コルベールは工業育成策を実施するにさいして、「内部からの奨励、外部での過当競争からの保護」というスローガンを掲げた⁽¹⁵⁾。そこで、彼は「特権マニュファクチュール」制を設け、特定の生産者に排他的特権を付与した。この政策は、当の方針に沿って実施された、製造業の「内部からの奨励」であった。ところが、この奨励策は、彼のスローガンの片側が実施されたものにすぎない。そこで彼は、これと並行して「外部……からの保護」という、もう一方の側の工業育成策を実施した。それは保護貿易政策である。すなわち、国内産業を保護・育成することを目的とする貿易統制策である。その当面の目標は、国内需要を満たしていた海外（イギリス・オランダ）の商品を、国内市場から追い出すことにあった。この政策は具体的には、次のような関税改革を通じて実施された。自国の生産物と工業製品への輸出関税を軽減する。外国製品への輸入関税の税率を引き上げる。自国の製造業のための原料への輸入関税を軽減する。これらの関税はすべて、国内産業の保護・育成を目的とした保護関税であり、政府の収入を目的とした財政関税ではなかった⁽¹⁶⁾。

コルベールは東インド会社を設立したのと同年の1664年に、当の貿易統制策を開始した。外国製品の国内市場からの排除を意図して、輸入関税の税率を引き上げた。しかし、その最初の企図では引き上げ率が控え目であったので、効果を上げることができなかった。そこで彼は1667年に、その税率を2倍に引き上げた。ところが、この施策に対し、オランダは直ちにフランスの輸入商品に対して高関税を賦課することをもって報復した。またイギリスは、フランスの輸入ワインに報復関税をかける決定をした⁽¹⁷⁾。

ペティは『政治算術』で、オランダの経済システムを規範にして、フランスの国力・経済力を分析した。オランダの経済は、国際的仲継貿易を柱にして組み立てられた、開放的なシステムであった。彼は、開放的貿易政策によって方向を定められた、このオランダの経済システムが最も優れている、と考えていた。ところが、コルベールによって再編成されたフランスの経済システムは、これとは類型が異なる。フランスの経済は海外交易を包摂していたから、厳密には封鎖経済ではない。しかしながらその経済システムは、国内産業に重点を置いた、自給自足経済を基調とするものであり、封鎖的性格が強かった。その経済システムは、オランダの開放的なシステムとは性質が異なるばかりか、対極的でさえあったといえる。コルベールは自給自足経済を軸に据えた、この封鎖的色彩を帯びた経済システムにもとづいて、フランスの国力・経済力を強化しようと目論んでいた。このようにフランスの経済システムが、オランダのそれと類型が異なってい

たとすれば、ペティの当の比較分析は適切であるとはいえない。オランダのシステムを規範にして展開された、フランスの国力・経済力に対する分析は、妥当性を欠いているといわねばならない。オランダの経済システムを理論的枠組みにして、フランスの経済事象を的確に把握することはできないからである。また、その国の経済事象を的確に把握できなければ、その国力・経済力を客観的に分析把握することはできないからである。そればかりか、このような理論的枠組みを取り違えた分析は、どれほど膨大で詳細なデータを踏まえて展開されても、適切な結論を導き出すことはできないであろう。

ペティはオランダ・フランスの国力・経済力についての比較分析を、次のような手順でおこなっている。経済力の指標を7項目選び、その諸項目の値をオランダとフランスについて算定し、算定された諸項目の数値を両国のあいだでそれぞれ比較する、というものである。その7項目とは、(i)土地生産物の収穫高、(ii)住居の価値、(iii)船舶の価値、(iv)輸出商品の価値、(v)徴税額、(vi)貨幣利子率、(vii)防衛費である。これらの諸項目の値を算定した結果は、こうである。すなわち、フランスは大国であるにもかかわらず、優位を占めているのは(i)(ii)(v)の3項目においてのみであり、残りの4項目においてはオランダよりも劣っている（ただし、貨幣利子率と防衛費は値が小さい方が優位を占めている）、というものである。フランスは領土が広くて人口が多いから、当の3項目において小国オランダよりも値が大きいという結果が出たのは、むしろ当然といえるであろう。ところが、その値の優位の度合いは、大国である割には小さい。その領土の大きさはオランダの80倍（人口は13倍）であるにもかかわらず、これら3項目の数値は、(i)が7～8倍、(ii)が約5倍、(v)が約1.7倍だけ大きいにすぎない。当時、フランスにおいては凶作が続き、農作物の収穫高は低かった。そのために、多数の国民は困窮していて、家屋は老朽化していたに相違ない。また、国民の担税力は低くて、政府の徴税額は乏しかったに相違ない。そのような経済事情により、3項目において優位とはいえ、あまり芳しくない結果が出たのであろう。ここでの算定は文字どおりの概算で、算出された数値は文字どおりの推定値である。したがって、ここで示された数値はもとより正確さを欠いている。けれども、算出された数値は3項目に関する限り、当時のフランスにおける経済事情を反映しているといえる。

しかしながらフランスは当の3項目においては、ともかく大国の面目をかりうじて保っている。ところが残りの4項目(iii)(iv)(vi)(vii)においては、小国オランダよりも劣るという無様な結果が現れている。すなわち、船舶の価値の大きさは、オランダの約 $\frac{1}{9}$ で、輸出商品のそれは約 $\frac{1}{4}$ にすぎない。また、貨幣利子率の高さは2倍で、防衛費は4倍である。これらの諸項目が経済力の分析にさいし、その指標として選択されたのは、それらがそのような指標として相応しいからだけではなく、情報の収集が比較的容易な項目であるからでもあった。これらの諸項目が選択された理由として、そのようなことが考えられるかも知れない。しかしながら、そのような余儀ない事情を考慮に入れても、これらの諸項目が選択されたことに関しては、疑問が湧く。とりわけ項目(iii)(iv)が、両国の経済力の大きさを表示する指標として選択されたことに関しては、議論の余地がある。

確かに、これら2項目（船舶の価値、輸出商品の価値）を経済力の指標として選択することは、オランダの経済力を分析するにさいしては的確である。船舶の保有量や輸出商品量は、仲継貿易を基軸とするその経済システムにとっては、きわめて重要な事柄だからである。ところが、これら2項目は、フランスの経済力を的確に把握する指標としては、不適切である。自給自足を基調とする封鎖的な経済システムにとって、船舶数や輸出商品量はさほど重要な事柄ではないからである。国内産業（製造業）に基礎を置く、フランスの経済システムにとっては、海上輸送よりも陸上輸送のほうが好都合であるから、船舶の数量はあまり重要な問題ではない。工業の発達のレベルを表す、製造所の数量のような事柄こそが重要な項目である。また、輸出商品量よりは、国内での商品取引総数や消費量が、もっと重要な事柄として着目されるべきである。さらに、フランスの経済力を的確に分析把握するには、国内産業における産出量と雇用量とを算定することが、絶対的な条件となるであろう。

ペティは、海外交易に基礎を置く、開放的な経済システムを念頭に置いて、国力・経済力の比較分析をおこなっている。オランダの経済力を的確に表示する指標を通じて、オランダ・フランスの国力・経済力を比較分析している。しかしながら、そのような分析の仕方が客観的な視点を欠如する、不十分なものであることはいうまでもない。それが適切な分析であるためには、経済システムが異なる両国の経済力をそれぞれの確に表示する、もっと多様な指標を通じて、経済力の大きさを比較分析する必要がある。オランダの経済システムだけではなく、それとは対極的なシステムをも理論的枠組みとして用いて、多面的にアプローチする必要がある。そのような複眼的な比較分析が展開されたばあいには、ペティの単眼的な分析とはまったく異なる結果が導き出されるに相違ない。

コルベール政策は幾つかの難点を含んでいたものの、政策史のうえにおいて画期的な成果を上げた。J・A・ブランキはやや誇張した口調で、次のように記している。「この体系はあらゆる点で、決して申分のないといえるものではなかったけれども、それが現れたときには、著しい進展であった。広さと深さの点で、それに比肩しうるものは、それ以来ずっと出現していない」⁽¹⁸⁾、と。実際のところ、この政策は工業育成策としては、少なからぬ成果を残した。J・ラフの指摘によれば、この政策は「フランスの工業の種類を広げ、製品の品質を高めることにおいて成功した」⁽¹⁹⁾。そうであるとすれば、ペティが国内産業に基礎を置くシステムを理論的枠組みに用いて、フランスの経済力を分析していたならば、もっと良好な結果を得ていたはずである。

さてペティは続いて、オランダの経済力を分析して、立地条件・交易・政策が、国力・経済力の大きさを決定する要因であるという命題を掲げた。換言すれば、領土・人口の規模は、そのような要因ではないということを、明らかにした。しかしながら、この分析にも議論の余地がある。

まず、立地条件が経済力を強化する要因であるとされる。その立地条件とは、具体的には、大河が貫流しているとか、航行が可能であるとか、海洋に囲まれているというような、経済の発達にとって好都合な、ほぼ8項目からなる自然的利点である。確かに、これらの項目はほとんどが、

海外交易を基軸にする、開放的な経済システムにとっては、きわめて有益な事柄である。オランダでは、これらの自然的利点が活かされて、海運業と漁業が著しく発達した。その経済的繁栄によって、国力・経済力が強化された。領土が狭くて、人口が少ないこの国において、大国フランスに匹敵するくらいに、大いに強化された。このように、オランダに分析対象を限定したばかりには、論証は十分におこなわれ、立地条件が国力・経済力を強化する究極の要因であるという命題は、真であるように思える。

ところが、ここで自然的利点として挙げられた事柄はほとんどが、フランスの経済システムにとってはさほど有益ではない。オランダにとって重要性が高い利点ほど、フランスにとっては概して利点ではない。この国の自給自足を基調とする経済システムは、オランダのシステムとは性質が対極的だからである。したがって、ここで自然的利点として挙げられた事柄は、オランダに固有の経済システムにとって有益であるにすぎない。それらの事柄は、あらゆる経済システムにとって有益な、一般的・普遍的性質を備えた利点ではない。そうであるとすれば、フランスに固有の経済システムにとって有益な、ここで挙げられたものとは異なる自然的利点があるはずである。領土の広さや人口の多さは、海外交易を基軸にするオランダのシステムにとっては、さほど有益な事柄ではないかも知れない。ところが領土・人口が、フランスの経済システムにとってはきわめて有益な利点であることは、確かである。領土と人口の規模が大きいということは、国内産業に基礎を置く経済システムにとっては、不可欠な利点であるといって過言ではない。コルベールはこのような事情を十分に認識していた。彼はオランダが経済的繁栄を誇っていることに感銘を受けた。けれども、フランスがこの小国と同じ類型の経済システムによって、経済的発展を遂げるべきであるとは考えなかった。A・Jサージェントが指摘しているように、「フランスは領土と力により、そのすべての利点を生かして、[オランダと] 同様のこと [=経済的繁栄] をおこなうべきである」⁽²⁰⁾ と、コルベールは考えていた。そのために彼は、工業育成策を柱とする経済政策を推進して、領土が広くて人口が多いという利点を踏まえた経済システムを構築しようとしたのであった。こうして、二つの対極的な経済システムを分析的枠組みとして設定し、両国の経済力を複眼的な視角から比較分析するならば、ペティの論証とその結果はきわめて不適切であることが明らかとなるであろう。国力・経済力を強化する要因は、領土・人口ではなく立地条件などであるという命題は、真実性が乏しいことが明らかとなるであろう。

次にペティによれば、交易が経済力を強化する要因であるとされる。その交易とは、具体的には海運業である。海運業はいうまでもなく、海外交易を基軸にする経済システムにとっては有益であるばかりか、絶対的に欠かせない要件である。確かにオランダは、海運業の発達を通じて世界市場に進出し、「全世界の貿易の運搬人および仲買人」となった。海運業はむしろ、製造業を基軸とするフランスの経済システムにとっても重要である。そのためにコルベールは貿易振興策を推進した。国内産業の余剰生産物を海外に輸出するために、特権的貿易カンパニーを設立した。しかしながらこの政策は、オランダの目覚ましい海外進出に圧倒されてたちまち挫折した⁽²¹⁾。

ところがフランスの経済システムは、海運業とそれを足場とする外国貿易が沈滞しても、決して崩壊することはなかった。自給自足的を基調とする経済システムにとって、海外交易は絶対に欠かせない要件ではないからである。このことはフランスにおいては、海運業が経済力を強化する究極の要因ではなかった、ということの意味している。封鎖的な経済システムに依拠する国においては、海運業ではなく、製造業のような国内産業が経済力を強化する重要な要因であるということ、意味している。ところがオランダの経済システムにとっては、海運業が絶対的に必要な条件であった。そのためにクロムウェルは1651年に、オランダの海運業に打撃を与える航海法を發布して、このライバル国の隆盛に掣肘を加えようと目論んだ。実際のところ、オランダの経済システムは、海運業が痛手を被っていたならば、根底から動揺していたであろう。要するに、海運業はオランダの経済システムにとっては不可欠でも、フランスのそれにとっては絶対的に重要な要因ではなかったのである。つまり、海運業は経済力を強化する究極の要因として、一般的・普遍的性質を備えてはいないのである。そうであるとすれば、国力・経済力を強化する主たる要因として、交易（＝海運業）が挙げられている命題は、真実性が乏しいといわねばならない。

最後に、政策が経済力を強化する要因であるとされる。その政策とは、具体的には宗教上の寛容政策である。確かにプロテスタント教国オランダでは、この宗教的政策が一因となって経済的繁栄が生み出された。しかも、この寛容政策はオランダだけではなく、それと同様の政策が採られた他の諸国においても、繁栄をもたらす原動力となった。したがって当の政策は、経済力を強化する要因として一般的・普遍的性質を備えているといえる。しかしながら経済力を強化する要因として、政策が挙げられるのは妥当であるけれども、宗教的な政策がその主たる要因として掲げられるのは、不自然である。そのような政策としては何よりも、経済力の強化を間接的に促す政策ではなく、直接的に促す経済政策が挙げられるべきだからである。宗教的な政策は、経済的なそれとは異なり、ただ間接的にのみ経済力を強化する要因であるにすぎないからである。カトリック教国フランスでは、非国教徒（ユグノー）を排斥する政策が採られた⁽²²⁾。そのために、その（非寛容的）宗教政策は、経済力の強化を妨げる要因となった。このような事情を勘案するとき、フランスに欠如していた宗教的寛容政策が、ことさら経済力を強化する要因として挙げられているのは不自然であり、作為的であると思わざるをえない。

ところが、このようなペティの比較分析における作為的操作は当該箇所においてだけでなく、その分析の全般にわたっておこなわれている、といわなければならないのである。国力・経済力を強化する究極の要因として挙げられた、三つの事柄（8項目の自然的利点、海運業、宗教的寛容政策）はすべてが、偽である命題が真であると偽って論証するために、作為的に選択されたものである。領土・人口は国力・経済力を強化する究極の要因ではないという言明を、無理やりに論証するために、意図的に選択されたものである。そのように解釈しなければならないのである。そこで、このペティの比較分析をさらに厳しく吟味してみよう。まず留意すべきは、国力・経済力の究極の要因として挙げられた三つの事柄はすべてが、オランダにあってフランスにないもの

である、という点である。フランスは領土が広くて人口が多い割には、国力・経済力が小さい。そのような言明が真実であることを論証するために、このような不自然な選択が意図的におこなわれたことは、否めない。そこで視点を転じて、フランスにあってオランダにない事柄を選択してみよう。立地条件として大国の自然的利点を、交易として製造業を、政策として重商主義の経済政策をそれぞれ選択してみよう。さらに、これらの事柄を経済力の指標として選択して、比較分析を展開してみよう。そうすれば、フランスが経済力の大きさにおいて絶対的に優位を占めていることを示す数値が、算出されるに相違ない。すなわち、フランスの経済システムにとって重要な事柄が、国力・経済力を強化する重要な要因であるという結論が、導き出されるであろう。そうであるとすれば、領土・人口ではなく、自然的利点（8項目）・海運業・宗教的寛容政策が経済力の究極的要因であるという言明は、真実性を喪失するであろう。いずれにせよ、小国は必ずしも国力・経済力の大きさにおいて、大国に劣らないという命題は、真であることが十分に論証されてはいないのである。

さて、ペティは第3章においても、第1章での比較分析を引き続き展開している。彼は第1章で、国力・経済力を強化する究極的要因の一つは、交易（＝海運業）であると言明した。彼の分析によれば、オランダでは海運業の発達が一因で、フランスに匹敵するくらいに国力（＝軍事力）が強化されていた。ところが、そうであるとすれば、海運業が発達していないフランスでは、国力がさほど強化されていないという結論が、導き出されることになる。そのような道筋を明確に示すことが、第3章での課題である。したがってここでは、フランスの国力（＝海軍力）に焦点を絞って分析がおこなわれている。彼は第3章のタイトルとして、「フランスは自然的・永続的障害のために、海上において、イギリス人とオランダ人が現在強力であるか、そうであるかも知れないところ以上に強力であるはずがない」、という命題を掲げている。この命題が意味するところの詳細は、次のように整理して示される。(i)フランスでは海運業の発達が困難である。(ii)その困難は、この国に生来のものであるから、永久に克服されない。したがって、(iii)この国の海軍力はこれまでと同様に、これからもさほど強化されることはない。本章では算術的分析を駆使しながら、この命題が真であることを論証する作業がおこなわれている。その概要は、次のとおりである。

フランス国王（ルイー四世）は、どのような対イギリス戦争においても艦隊を必要とする。その戦争は北方の海でおこなわれる海戦だからである。この国王はひじょうに富裕であるから、数においても質においても、彼の望みどおりの軍艦を建造できるであろう。しかしながら、たとえ多くの優れた軍艦を建造して、巨大な艦隊を形成しても、それを動かすことはできない。フランスは、そのように海軍力を働かせることができない「自然的・永続的障害」(natural, and perpetual impediments)を抱えているからである。その「障害」とは、次のようなものである。まず、海戦を遂行するのに必要な大型の軍艦を停泊できる港がない。「フランス国王はダンケルクとアンシャフト〔ブルターニュ半島先端沖の島〕とのあいだに、大型の……船を受け入れるこ

とが可能な港を持っていない」⁽²³⁾。次に、艦隊に十分な人員を配置するのに必要な水兵がいない。イギリス国王の海軍は総量約7万トンの船舶を保有している。その艦隊には3万6,000人の水兵を配置する必要がある。フランスの「賢明な著作家」フルニエ（Pere Georges Fournier）の『水路学』（Hydrgraphy, 1618）によれば、この国には2万1,000人の船員がいる。この船員のうち、艦隊に水兵として配置できるのは、1万2,000人以下であるだろう。すなわちフランスでは、イギリスの艦隊が必要としている人員（3万6,000人）の $\frac{1}{3}$ 以上を、水兵として配置することはできない。このことは、フランス国王がどれほど軍事費を増加しても、イギリスよりも強大な海軍力を発揮することはできない、ということの意味している。ところが、フルニエの計算には誤りがある。フランスの船員は実際には2万1,000人ではなく、1万5,000人以下しかいない。その理由はこうである。この国には総量15万トン以上の商船は保有されてないが、10トンごとに1人の船員がいると仮定して計算すれば、そのような数値（1万5,000＝15万÷10）が導き出されるからである。要するに、フランスでは海運業が発達していないので（その規模はイギリスの $\frac{1}{4}$ 程度である）、大型の船舶を停泊できる港がなく、水兵として艦隊に配置できる船員が少ない。そのために、国力（＝海軍力）を強化することは困難なのである。

それだけではない。フランスにおける海軍力の強化を妨げている障害は、自然的であるばかりか永続的でもある。すなわちこの国では、これから海運業が発達する可能性が乏しいので、これからも海軍力を強化することは困難である。その詳細はこうである。

フランスで海運業が増大する傾向は、今後とも見られないであろう。この国は海外交易をほとんど必要としていないからである。まずこの国は、海外から生活必需財を輸入する必要がない。「その内部に、すべての種類の生活必需品が……十分に蓄えられている」⁽²⁴⁾からである。「そのために重くて嵩張る、もっと多くの商品を輸入するための船舶をほとんど必要としていない」⁽²⁵⁾。つまり、輸入するための海運業の拡大は必要ではない。次にこの国は、海外に商品を輸出する必要がほとんどない。「ワインと塩を除いて……輸出される、どのような嵩張る事物も持っていない」⁽²⁶⁾からである。したがって、輸出を目的とする海運業の拡大も必要ではない。ワインと塩の総輸出量は1年当たり10万トンで、総量2万5,000トンほどの船舶で輸出されている。ところが、その船舶は大部分がオランダとイギリスによって所有されているものである。つまりフランスは、自国商品の輸出貿易でさえ自身の手によっておこなってはいないのである。このような海運が未発達の状態は、今後とも続くであろう。その理由はこうである。まず、この国では船員に対し、オランダ・イギリスにおけるのと同じくらいに安価に食料を供給できない。また、これらのライバル諸国と同じくらいに少数の船員で、航海することができない。さらに良好な港がないので、船舶を停泊させる費用は、これらの諸国におけるばあいの2倍かかる。最後に、港が少なく、その相互間の距離が隔たっているので、船員と商人とが相互の連絡や商品の輸送に関して不便を被っている。

要するにペティは、フランスでは海運業が未発達であるから、この産業の発達と不可分の関係

がある海軍力の強化がおこなわれる可能性は薄い、というのである。換言すれば、自給自足を基調とする経済システムに依拠するフランスでは、海外交易が盛んなオランダとは対照的に、海軍力が強化されることはないというのである。このようなフランスの国力についての分析は、海運業の発達と海軍力の強化との関係、つまり経済力と国力との密接なそれを浮き彫りにしている点で、興味深い。しかし、この第3章の分析にも、議論の余地がある。フランス18世紀の作家J・F・ムロンは『商業についての政治的試論』（*Essai Politique sur le Commerce*, 1734, nouvelle ed., 1736）で、「サー・ウィリアム・ペティは国力や交易政策を計算しようとした最初の人であった」⁽²⁷⁾と記している。彼はさらに、ペティの『政治算術』に注目を促しながら、「この著書から得られる利点は、そこに土地・人間・海運のそれぞれの価値の計算の仕方を見出せることである」⁽²⁸⁾と記している。ムロンはこのように叙述することにより、ペティが政治算術を創始したことの学史的意義を評価している。ところが他方で、この算術の展開の仕方については疑問を呈しながら、次のように記している。「彼は『政治算術』で」ほとんどいつも間違った推測から始めており、その著書は真実を論証するためというよりは、むしろフランスの国力に対するイギリスのその優位性を示すために書かれているように思える」⁽²⁹⁾と。ムロンによるこの指摘は、的を射ているといわねばならない。

実際のところ、ペティが命題で言明しているところとは異なり、フランスの海軍力はさほど小さくはなかった。確かに、リシュリュー（Armand Jean du Plessis, cardinal, duc de Richelieu, 1585-1642）とマザラン（Jules Mazarin, cardinal, 1602-61）の時代には、フランス海軍はほんの少数の軍艦しか保有していなかった。ところが1660年代以降、その海軍力はコルベールにより急速に強化された。彼はその強化のために、さまざまな政策を実施した。徴兵制度の採用、戦艦の購入、オランダの造船技師の雇用、水兵の訓練学校の創設、海軍工廠の建設などが、それである。その結果、海軍の規模は著しく拡大した。ペティが『政治算術』を執筆していた1672年までに、この国は120隻の大型の軍艦を保有し、1675年までには世界で最大の海軍国となった⁽³⁰⁾。むろん軍艦の数量だけで、海軍力の大きさを算定することはできない。しかし、コルベールの周到な政策により、この国は良質の軍艦と優秀な水兵を保有していたと思える。

これに対し、その頃オランダは、海軍の規模を縮小する傾向にあった。この国は第一次・第二次英蘭戦争時には、世界で第1位の海軍国であった。ところがその後、軍艦の保有量を徐々に削減し、1670年に129隻あった軍艦は、10年後には93隻にまで減少した。こうして、オランダは第三次オランダ戦争（Third Dutch War, 1672-78）の頃には、軍艦の保有量においてフランスよりも僅かばかり劣っていた。これに対し、イギリスは次のような状態にあった。この国では、クロムウェルの時代に初めて海軍力が強力された。そのために対オランダ戦争において、敵国の最強の艦隊と敢然と戦うことができた。ところがその後、海軍力は縮小され、1660年代にはライバル諸国のそれと比較すれば、相対的に弱まっていた。その結果、ペティが『政治算術』を執筆していた頃には、最強国フランスに深い溝をつけられて、第3位の海軍国に格下げされてい

た⁽³¹⁾。こうして歴史的事実に照らすとき、フランスの海軍力は1670年以降にはオランダのそれよりも少しばかり大きかったことが明らかである。確かにその海軍力は、この国の領土・人口の規模が大きい割には、小さかったといえるかも知れない。しかしながら、フランスは海軍力においてイギリス・オランダに劣るという命題が、偽りであることは明らかである。

ところがさらに留意すべきは、ここでペティは、フランスの国力（の総量）ではなく、その一部をなす海軍力だけを分析しているにすぎない。いうまでもなく、国力（政治力・軍事力）は海軍だけではなく、それと陸軍との双方の活動によって生み出される。したがって国力を分析するのであれば、海軍力だけではなく、さらに陸軍によってもたらされる軍事力も、その対象とされねばならない。しかも陸軍こそは、フランスが大きな力を込めて強化に努めた部門であった。その国力が陸軍に依存するところは、かなり大きかった。そうであれば、その海軍力だけを分析しても、とうていその国力の大きさを把握したとはいえない。フランスの陸軍に眼を向けて初めて、その国力がいかに大きかったかということが、分かるからである。

フランス陸軍の規模は、17世紀の初めにはまだ中世末期の状態に留まっていた。平和時の軍勢は1万人を、戦時のそれは7万人を越えることはなかった。ところがその後、その規模は急速に拡大していった。リシュリューの時代には、最も多いときで12万5,000人の兵士からなる軍隊が編成された。しかしその規模が劇的に拡大したのは、ルイ十四世の治世においてであった。彼は親政を始めてから、領土の拡張に意欲を燃やした。そこで、主にヨーロッパ大陸において近隣諸国と抗争することになった。そのために陸軍を重視して、当時のヨーロッパで最大規模の陸軍を形成した。帰属戦争（War of Devolution, 1667-68）の間には13万5,000人、オランダ戦争の間には27万9,000人にまで兵士の数をそれぞれ増大させた。この戦争後の平和時においてさえ、約15万人の兵隊からなる常備軍を維持した⁽³²⁾。これに対し、オランダでは陸軍は次のような状態であった。この国でも17世紀のあいだに陸軍はかなり拡充された。その初めの頃に約3万5,000人いた兵士は、100年のあいだに3倍（10万5,000人）にまで増加した。その増加の状態にはむらがあったが、フランスとの争いが最高潮に達した1688年には、この国で最大規模の軍隊が形成されていた⁽³³⁾。とはいえ、オランダにおける陸軍の大きさは、フランスの軍勢に比較するとかなり小さい。ここには大国と小国との国力の格差が、きわめて明確に表われているといえる。ところがイギリス陸軍の規模は、ライバル諸国よりも格段に小さい。ペティが『賢者』で掲げた税制改革案においては、イギリス陸軍は僅かに1万2,000人の歩兵と3,000人の騎兵によって編成されるにすぎない⁽³⁴⁾。この数値との比較は、フランス陸軍の規模がいかに大きかったかということを、なおいっそう際立たせる。ペティのフランス海軍力の分析を通じては、その国力は恐れるには値しないという印象を受けるかも知れない。そうであるとすれば、それは大きな誤りである。ペティはここでも、フランスの国力の大きさを相対的に小さく算定するために、海軍力だけを意図的に選択して分析しているといわねばならない。フランスが規模において絶对的に優位を占めていた陸軍は、分析の対象から外すという、作為的な操作がおこなわれているこ

とは、否めない。いずれにせよ、分析対象に陸軍を含めて国力の大きさを算定するならば、第1章で掲げられた、立地条件（海洋国）・交易（海運業）・政策（宗教的寛容）が国力・経済力の究極的要因であるという命題は、偽りであることが疑う余地なく明白となるであろう。

未完

- (1) Gooch, *op. cit.*, p. 249. 邦訳, 189 頁。
- (2) Cf. Robert Tombs, *The English and their History*, 2014, rpt. Penguin Books, 2015, p. 5.
- (3) Cf. Lough, *op. cit.*, pp. 223–28, p. 232.
- (4) Cf. Arthur J. Sargent, *The Economic Policy of Colbert*, London: Longmans, Green, 1899, p. 77; Lough, *op. cit.*, p. 241. コルベールが 1661 年に政策推進の権限を与えられたとき、フランスの工業は、政府による援助の欠如、戦争、商業の衰退、対外的競争という諸原因により、ひじょうに惨めな状態に置かれていた (Cf. Cole, *op. cit.*, Vol. II, p. 132)。
- (5) Sargent, *op. cit.*, p. 45; cf. Cole, *op. cit.*, Vol. II, p. 132.
- (6) Sargent, *op. cit.*, p. 45.
- (7) 吉田静一『フランス重商主義論』未来社, 1962 年, 24 頁; 同『市民革命と資本主義』未来社, 1964 年, 289 頁; 中木康夫『フランス絶対王制の構造』未来社, 1963 年, 283–87 頁, 参照。
- (8) Cf. Rough, *op. cit.*, p. 242; Cole, *op. cit.*, Vol. II, p. 135ff. 吉田『重商主義』, 前掲書, 25 頁, 参照。
- (9) Cf. Sargent, *op. cit.*, p. 49, 78, 80; Lough, *op. cit.*, p. 243.
- (10) Cf. Sargent, *op. cit.*, p. 49, 50, 52.
- (11) Sargent, *op. cit.*, p. 77.
- (12) Cf. *ibid.*, p. 74; Cole, *op. cit.*, Vol. I, p. 384. ちなみに、フランスは対スペイン貿易を通じて大量の貴金属貨幣を獲得した。ところが、コルベールが重視していたレヴァント貿易においては、1663 年には貿易差額がマイナスであった。そのために彼は 1662 年 12 月に、レヴァントへの銀の流出を禁止する命令を下した (Cf. *ibid.*, Vol. I, p. 399, 405)。
- (13) Sargent, *op. cit.*, p. 65.
- (14) Cf. *ibid.*, p. 71.
- (15) Cf. *ibid.*, p. 49.
- (16) Cf. Cole, *op. cit.*, Vol. I, p. 415, 427.
- (17) Cf. Sargent, *op. cit.*, p. 73; Jérôme-Adolphe Blanqui, *Histoire de L'Économie Politique en Europe*, Paris: Guillaumin, 1837, 4^e édit., 1860, tome premier, Ch. 26 [ジェローム・アドルフ・ブランキ (吉田啓一訳)『欧州経済思想史』有信堂, 1965 年, 第 26 章]; *History of Political Economy in Europe*, trans. by E. J. Leonard, London: George Bell & Sons, 1880, Ch. 26; Cole, *op. cit.*, Vol. I, pp. 427ff.
- (18) Blanqui, *ibid.* (*Histoire*), tome premier, pp. 365–66; *ibid.* (*History*), p. 279. 邦訳, 260 頁。
- (19) Lough, *op. cit.*, p. 244.
- (20) Sargent, *op. cit.*, p. 77.
- (21) ただし、レヴァント貿易は紆余曲折を経ながらも、最終的には少なからぬ成功を収めた。1669 年以降には、その貿易の拠点であった港湾都市マルセーユからの毛織物輸出は著しく増加した。ところが対スペイン貿易は、1672 年に勃発したオランダ戦争で、スペインがオランダの陣営に加わったことにより挫折した。Cf. Cole, *op. cit.*, Vol. I, p. 404, 407.
- (22) ちなみに、ルイ十四世による非国教徒の迫害により、約 20 万人のユグノー (カルヴァン派の信教徒) がフランスから他のヨーロッパ諸国, 北アメリカ, 南アフリカへ脱出した (Cf. François Crouzet, “The Huguenots and the English Financial Revolution”, in *do.*, *Britain, France and*

- International Commerce: From Louis XIV to Victoria*, Aldershot, Hampshire: Variorum, 1996, p. 223)。ただしコルベールは、ユダヤ商人を保護した (Cf. Cole, *op. cit.*, Vol. I, p. 362)。
- (23) Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, p. 279. 邦訳, 85 頁。
- (24) *Ibid.*, p. 283. 邦訳, 92 頁。
- (25) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (26) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (27) Jean François Melon, *Essai Politique sur le Commerce*, 1734, nouvelle édit., 1736, p. 321. ムロン (米田昇平・後藤浩子訳)『商業についての政治的試論』京都大学学術出版会, 2015 年, 197 頁。
- (28) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (29) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (30) Cf. Bernard Pool, *Navy Board Contracts 1660-1832*, London: Longmans, 1966, p. 11.
- (31) Cf. John A. Lynn, *The French Wars 1667-1714: The Sun King at War*, Oxford: Osprey Publishing, 2002, pp. 32-3; Jeremy Black, *Naval Power: A History of Warfare and the Sea from 1500*, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2009, pp. 49-50.
- (32) Cf. John A. Lynn, *The Wars of Louis XIV 1667-1714*, Harlow, Essex: Pearson Education (Longman), 1999, pp. 50-1; do., *French Wars*, *op. cit.*, p. 28.
- (33) Cf. Maarten Prak, *The Dutch Republic in the Seventeenth Century: The Golden Age*, trans. by Diane Webb, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2005, pp. 69-70.
- (34) イギリスでは王政復古期に入り, 陸軍は国民の自由を脅かす恐れがあるという理由により, その規模は縮小された。Cf. Jeremy Black, *European Warfare 1660-1815*, London: UCL Press, 1994, pp. 106-7.

後記：本稿は未完である。後続の諸章としては, 次のものを予定している。第 11 章『『政治算術』の国力・経済力分析——イギリス——], 第 12 章『『政治算術』の経済社会構想], 終章『政治算術の再評価』である。

(原稿受付 2018 年 12 月 10 日)

Is the distribution of pessimistic states of mind a market failure?ⁱ

Takanobu IKEDA[※]

Abstract

The market mechanism, or the price adjustment mechanism, and the state of mind have been considered important factors in economic activities, but how these two are related has not been explored. The former is called the Walrasian mechanism and is the basic framework of microeconomics, in which psychological factors are put behind the scenes or considered restrictions to rational decision-making by agents. The latter is argued as a main factor in a trade cycle in macroeconomics. Because microeconomics and macroeconomics have not been integrated into a fully synthesized theory, the distribution of states of mind has not been regarded as a factor in price adjustment in a market economy or as a market failure. We consider what kind of state of mind an agent can have based on past market trading and which factors bind his trading opportunity. This paper presents a model of Samuelsonian neoclassical synthesis, in which either the Walrasian mechanism or a non-Walrasian quantity-constrained mechanism works depending on the distribution of states of mind. We claim that in many cases, a non-Walrasian mechanism is at work and with some policies, the Walrasian mechanism would be restored.

Key Words: microfoundations of macroeconomics, quantity-constrained behavior, neoclassical synthesis, market failure, resource allocation mechanism.

1. Introduction

The market mechanism, or the price adjustment mechanism, and the state of mind have been considered important factors in economic activities, but how these two are related has not yet been explored. The former is called the Walrasian mechanism and is the basic framework of microeconomics, in which psychological factors are put behind the scenes

(i) This paper was presented at the economic seminar in the Department of Political Sciences and Economics at Takushoku University on September 23, 2016. I thank the attendants for their helpful comments and encouragements, particularly Prof. Tetsuro Okazaki and Prof. Tetsuya Hattori. I am also grateful to Emeritus Professor. Rintaro Murakami for encouragement and long-time friendship. I thank the anonymous referee for careful reading and helpful comments. Needless to say, I am solely responsible for all remaining errors.

※Professor in the Department of Political Sciences and Economics at Takushoku University.
e-mail: tiked@ner.takushoku-u.ac.jp

of, and considered restrictions to rational decision-making by agents. The latter is argued as a main factor in a trade cycle in macroeconomics. Because microeconomics and macroeconomics have not been integrated into a fully synthesized theory,¹ the distribution of states of mind has not been regarded as a factor in price adjustment in a market economy or as a market failure. This paper presents a model of Samuelsonian neoclassical synthesis, in which either the Walrasian mechanism or a non-Walrasian quantity constrained mechanism works depending on the distribution of states of mind. We claim that in many cases, a non-Walrasian mechanism is at work and with some policies, the Walrasian mechanism would be restored.

The concept of the state of mind comes in a market economy model as follows. In the Walrasian mechanism, an agent is small enough to be an atomic existence and is a price-taker.² He believes that he has a limitless trading opportunity, perceiving that he can trade as much as he wants at the prevailing prices. He maximizes his utility and sends quantity signals of demand and supply. These quantity signals are used only in the process of price adjustment. It is known as the existence theorem in which under certain conditions of classical economic environments, a perfect economic system, the market structure called by perfect competition, the Walrasian mechanism yields a market equilibrium. And the fundamental theorem of welfare economics claims that a Walrasian equilibrium allocation is Pareto optimal. In other words, in a situation which lacks of any condition for the existence theorem and the fundamental theorem of welfare economics, a market equilibrium allocation need not be optimal. There is a market failure and some policies are necessary to mitigate the market failure. We diverge from this story by one point: that is, an agent in this paper receives not only price signals but also quantity signals sent by the other agents, and perceives his trading opportunity based on signals.³ His past experiences in market trading form how he perceives his trading opportunity. We refer to a type of perception as a state of mind. We examine how the distribution of states of mind affects the price adjustment mechanism in a market economy, and we claim that the distribution of states of mind could be a market failure. In other words, the model in this paper provides a microfoundation of macroeconomics.

Today, there is widespread belief that a framework of dynamic general equilibrium analy-

1 Samuelson called neoclassical synthesis the integration of microeconomics and macroeconomics. It is known that he used the word “neoclassical synthesis” for the first time in the third version of his textbook *Economics: An Introductory Analysis* in 1955.

2 Leijonhufvud (1968), pp. 68-69, characterizes a perfect competitive market as one with the following two conditions. The first condition is that all traders are too small to have capability of manipulating the prices. The second condition is that the demand and supply curves are perfectly elastic. In this paper, we call the first condition the requirement of “atomic existence” and the second condition the requirement of “limitless trading opportunity.” Leijonhufvud calls a market an “atomistic market” where the first condition is satisfied but the speed of price adjustment is not instantaneous.

3 The pioneering works of quantity constrained equilibrium models by Clower (1965) and Leijonhufvud (1968) present general equilibrium models in which quantity signals sent by traders play some role in traders’ trading opportunities. See Hahn (1978) and Gale (1978) for models in which a trader conjectures his trading opportunity based on quantity signals sent by the other traders.

sis should provide enough microfoundation of macroeconomics.⁴ This approach is based on the belief that the price adjustment mechanism works at full-strength, but that some market failures invalidate the price adjustment mechanism and the economy as a whole falls into “pathological” conditions. However, at a time when many young economists became enthusiastic over Keynesian economics as an infectious disease spreads, it was strongly believed that the price adjustment mechanism had some problems; hence prices are fixed or inflexible, and the Keynesian world shows itself.⁵ Keynesian economics of the quantity adjustment mechanism replaced classical economics of the price adjustment mechanism. Following the post-war prosperity of the American economy, P. A. Samuelson coined the term “neoclassical synthesis,” which “combines the essentials of the theory of aggregative income determination with the older classical theories of relative prices and of microeconomics.” In a healthy economy, with monetary and fiscal policies operating to validate the high-employment assumption postulated by the classical theory, that classical theory comes back into its own.⁶ As Samuelson himself admits, “many qualifications to this optimistic formulation”⁷ are needed. Because different mechanisms are at work in these two worlds, they cannot be combined. In this paper, we generalize the Walrasian equilibrium model into an integrated one, which closes “the cleavage between microeconomics and macroeconomics.”⁸

In the Walrasian mechanism, an agent is a price-taker. He receives price signal, and does not perceive any limit on his trading. Only the auctioneer receives quantity signals concerning demand and supply sent by all the agents and adjusts the prices. In this paper, an agent receives quantity signals as well as price signals, and perceives his trading opportunity based on signals. How much he perceives to trade depends on his past experiences with market trading. If he had successes in the past, he supposes an optimistic trading opportunity. If everyone is optimistic, the world is governed by a Walrasian price adjustment. If he has failed in the past, he may suppose a pessimistic trading opportunity.⁹ If all traders are pessimistic, the Keynesian world appears, in which prices are fixed and only

4 The microfoundation of macroeconomics is an attempt to draw macroeconomic implications from the microeconomic description of agents' behavior. Early attempts consist of two approaches. One is the aforementioned quantity constrained equilibrium approach. The other is an approach of imperfect information by Alchian (1970), Lucas=Lapping (1970), and others in Phelps (1970). The former was followed by Barro-Grossman (1971), Benassy (1975), Drèze (1975), and Younès (1975) of quantity constrained models with fixed or inflexible price assumption. This developed into the neo-Keynesian theory of monopolistic competition models. The latter developed into models of the rational expectation hypothesis. In later years, the framework of dynamic general equilibrium presented by Sargent (1979, 1993) was at the center of discussions on microfoundation. It is postulated that the price adjustment mechanism operate most efficiently.

5 See, for example, Harris (1948).

6 See Samuelson (1955), p. 733.

7 See Samuelson (1955), footnote 1, p. 360.

8 See Samuelson (1955) p.360.

9 In this paper, psychological factors are confined to affect agents' trading opportunities. Thus, experiences from past events are the main determinants of a state of mind. A trader's state of mind concerning future events strongly affects his preference.

quantities are adjusted.¹⁰ In most cases, it is a mixture of Walrasian and Keynesian worlds. In this paper, we claim that the distribution of pessimistic states of mind affects the effectiveness of the price adjustment mechanism.

We will consider a temporary equilibrium framework in which there is no adjustment information over future events, because we would not be pessimistic if we had full information on future environments.¹¹ From past experiences, we draw a picture of the present and future states of the world. Therefore, past experiences are a part of our environments. On the basis of past experiences in market trading and quantity signals sent by the other agents, an agent perceives his trading opportunity. In this paper, we use the remaining demand, which is the sum of the quantity signals sent by the other traders with a minus sign, to describe a trader's state of mind. If an agent perceives that he can trade more than the remaining demand, we say that he is optimistic. If an agent perceives that he can trade as much as the remaining demand, we say that he is pessimistic. If an agent perceives that he can trade less than the remaining demand, we say that he is extremely pessimistic.¹² The distribution of states of mind or traders' perceptions of their trading opportunities determines the degree of price flexibility. There are extremes: one is the Walrasian world and the other is the Keynesian world.

This paper is organized as follows. In Section 2, we summarize the development of quantity-constrained models. In Section 3, we present a market economy model in which an agent is under a state of mind concerning his trading opportunity. In Section 4, we prove the existence of a market equilibrium under that state of mind. In Section 5, we discuss the properties of market equilibria. When all traders are optimistic a market is under a Walrasian mechanism which yields a Walrasian equilibrium. However, under the other distribution of states of mind the price adjustment mechanism deteriorates according to the degree of mixture of states of mind. That is, most distributions of states of mind yield non-Walrasian equilibria at which traders are quantity-constrained. This is the market failure. In Section 6, we argue the necessity of three policy steps to remedy this market failure.

2. A short note on quantity-constrained equilibrium models

In this section, we describe the development of quantity-constrained equilibrium models briefly. Clower (1965) presents a quantity-constrained equilibrium model and claims that it provides the microfoundations of Keynesian economics. In a monetary economy, if a trader is bounded by a quantity constraint in one market, particularly the labor market,

10 As for macroeconomic implications of quantity constrained models, see Barro-Grossman (1971), Malinvaud (1977), and Benassy (1982).

11 A temporary equilibrium framework proposed by Hicks (1939). See Grandmont (1982).

12 Ikeda (1984) shows that in a game-theory framework, even with the existence of an auctioneer the price adjustment mechanism does not work and results in quantity- constrained equilibria if it is assumed that the feasibility condition holds and a trader trades as much as his quantity signal. In other words, only pessimistic state of mind in this paper is possible in such a framework and no Walrasian world appears. As for quantity- constrained models in a game-theory framework, see Böhm-Lévine (1979) and Heller-Starr (1979).

this changes his trade decisions of the other goods. This is the spillover effect. Leijonhufvud (1968) searches out the microfoundations of Keynesian economics in several aspects. Among them, he emphasizes the absence of an auctioneer in a real market, based on Arrow (1959), and claims that trade quantities adjust much faster than prices. In that case, a trader is naturally quantity-constrained.

In response to Clower (1965) and Leijonhufvud (1968), quantity-constrained equilibrium models are studied in Europe under the assumption that the prices are fixed or move in limited bounds. Depending on how to interpret the Clower mechanism, Benassy (1975), Drèze (1975), and Younès (1975) show different kinds of a general equilibrium model. Grandmont (1982) uses a temporary equilibrium framework so that traders have different expectations about their future and are effectively under quantity constraints. Using these quantity-constrained equilibrium models in the macroeconomic context, Barro-Grossman (1971) and Malinvaud (1976) attempt to relate these models with Keynesian economics. Presenting aggregate models, they construct a Keynesian world in which monetary and fiscal policies have a place to work.

Negishi (1974, 1979) points out that a trader's trades may be restricted by subjective trading possibilities, and not by objective quantity limits. He claims that if traders' subjective demand curves are kinked, then their trades are under quantity constraints and prices are hardly flexible. Hahn (1978) proposes a non-Walrasian equilibrium model in which traders have conjectures about trade limits and end up being quantity-constrained. The point Hahn (1978) wants to make is that Walrasian equilibria and non-Walrasian equilibria exit in his model. Using Hahn's non-Walrasian equilibrium model, Gale (1978) claims that if all conjecture functions are differentiable, then any equilibrium, if it exists, is Walrasian. In this sense, kinks also work in Hahn's non-Walrasian equilibrium model.

The studies described above introduce quantity constraints into the Arrow-Debreu (1954) type of a general equilibrium model. In contrast, Böhm-Lévine (1979) and Heller-Starr (1979) consider trade games. In game theory, all outcomes, whether in equilibrium or not, must be feasible. In a trade game, regardless of what the proposed trades are, the sum of realized trade quantities over all traders must be zero. We call this the feasibility condition or the balance condition. Under this condition, traders are naturally quantity-constrained.

Ikeda (1984) examines Hahn's non-Walrasian equilibrium approach in the framework of a game theory. By considering an outcome function, which corresponds proposed trade quantities to a realized one as a conjecture function a la Hahn, he attempts to locate the intrinsic properties of a conjecture function. The first requirement on a conjecture function is the feasibility condition, that is, the balance condition. The second requirement is that any trade proposal must be credible. That is, if the sum of all proposed trade quantities over all traders is zero, - that is, proposed gross excess demands is zero,- then a trader's realized trade coincides with his proposed one. That is, he has to buy as much as he ordered, or sell as much as he promised when all traders' proposed quantities satisfy the balance condition. From these two conditions, Ikeda (1984) shows that a conjecture function may be own-differentiable but not cross-differentiable. That is, the intrinsic kinkedness in a quantity-constrained equilibrium model is cross-indifferentiable. After Clower (1965),

many quantity-constrained equilibrium models reasonably classify trades into various domains, such as recession, deflation, inflation, and reflation, and argue that a market outcome may be different depending on the domain trade.

Ikeda (1984, 1986) shows that, at any market price a variety of quantity-constrained equilibria exist. Even at a Walrasian equilibrium price, not only Walrasian equilibrium trades but also many non-Walrasian equilibrium trades exist. Because such non-Walrasian equilibria, that are quantity-constrained equilibria provide microfoundations of Keynesian economics, the coexistence of Walrasian and non-Walrasian equilibria may be regarded as a representation of neoclassical synthesis by Samuelson (1948). In this paper, we say it is the distribution of states of mind that leads to which types of equilibrium, Keynesian or Walrasian.

3. Model

We consider an exchange economy $E = (X^i, u^i, \omega^i)$ in the framework of a temporary equilibrium. There are n consumers ($N = \{1, \dots, n\}$) and ℓ goods ($L = \{1, \dots, \ell\}$), where the ℓ -th good is money. The consumption set is a subset of the ℓ dimensional Euclidean space. The preference ordering can be representable by a utility function $u^i : X^i \rightarrow \mathbb{R}$. We assume the following assumptions on these.

Assumption (1) Agent i 's consumption set X^i is close, convex, and bounded from below.

Assumption (2) Agent i 's utility function $u^i : X^i \rightarrow \mathbb{R}$ is continuous, strongly quasi-concave, and has no bliss point.

Assumption (3) Agent i 's initial endowment $\omega^i \in \text{int } X^i$.

In the following, we consider a net trade $z^i = x^i - \omega^i \in Z^i$, $x^i \in X^i$. Given a price vector $p \in \Delta^\ell = \{p \in \mathbb{R}^\ell \mid p \geq 0, \sum_h p_h = 1\}$, agent i has to satisfy the budget constraint. That is,

$$p \cdot z^i = 0.$$

In the Walrasian mechanism, agents determine their demands, and hence trades, depending on only a price signal. However, because every agent sends a trade message z^i , he must receive some trade quantity signals. That is, agent i receives a signal $s^i = (p, z(i)) \in \Delta^\ell \times \prod_{k \neq i} Z^k$, where $z(i)$ stands for $z(i) = (z^1, \dots, z^{i-1}, z^{i+1}, \dots, z^n)$. Receiving quantity signals from other agents as well as the price signal, an agent conjectures his trading possibility and maximizes his utility subject to his conjecture.

An agent perceives his trading possibility in the following way. First, he has a “trading possibility target” for every good except for the ℓ -th good, money.

Definition 3.1 For each good $h = 1, \dots, \ell - 1$, agent i has a trading possibility target which is the value of the following trade quantity function $F^i : \prod_{k \neq i} Z^k \rightarrow \mathbb{R}^{\ell-1}$. That is,

$$F_h^i(z_h(i)) = -\lambda_h^i \sum_{k \neq i} z_h^k, \quad 0 \leq \lambda_h^i.$$

$-\sum_{k \neq i} z_h^k$ represents agent i 's remaining demand, because $\sum_{k \neq i} z_h^k$ is the sum of all agents' trading proposals except for his own proposal. $0 \leq \lambda_h^i$ represents agent i 's state of

mind, which shows his prospect of realizable trading intensity. The agent has his λ^i based on his experiences of past trades. Depending on the value of λ^i , agent i 's state of mind can be classified in the following way.

Definition 3.2 Agent i 's "state of mind" for good h is

- (i) "extremely pessimistic," if $0 \leq \lambda_h^i < 1$.
- (ii) "pessimistic," if $\lambda_h^i = 1$.
- (iii) "optimistic," if $1 < \lambda_h^i < \infty$, and
- (iv) "extremely optimistic," if $\lambda_h^i = \infty$.

It is significant that the state of mind is defined for each good, because an agent may have different experiences of trades for different goods. An agent may have succeeded in trading a good beyond his expectation. At the same time, he may have failed in trading another good unexpectedly.

In case (i), agent i perceives that his trading possibility is less than the remaining demand. In case (ii), his trading possibility is considered the same as the remaining demand. In case (iii), he perceives that his trading possibility is more than the remaining demand and he believes that he can realize it. In the Walrasian mechanism, there are only extremely optimistic agents. There is neither an extremely pessimistic agent, nor a pessimistic agent.

In the Walrasian mechanism, every agent is assumed to be successful in trading; hence he had successful experiences in the past. Depending on past successes, he is eager and ambitious to be successful in trading at present as well as in the future. Consequently, he can be extremely optimistic. However, in a real world, a number of people have had past failures, and cannot be optimistic, especially if the failure is fatal, in which case one may lose one's motive to trade and may become extremely pessimistic.

The trading possibility target is the remaining demand multiplied by parameter λ_h^i , that is, agent i 's state of mind. An agent can trade a quantity between the upper and lower bounds, one of which is the trading possibility target and the other bound is zero.

Definition 3.3 Agent i 's "trading possibility" of good h consists of the upper and lower bounds. That is,

$$z_h^{i-} = \min [0, F_h^i(z_h)] \leq 0 \text{ \& } z_h^{i+} = \max [0, F_h^i(z_h)] \geq 0.$$

Now agent i perceives his trading possibility by the upper and lower bounds of his trade quantity. This perception may have the following consequences. First, if he is extremely pessimistic, he keeps sending his trading proposal at less than his Walrasian excess demand, so that he will exit from the market at a market equilibrium. If he is pessimistic, his trading quantity signals are always the same as the remaining demand, so that the market reaches equilibrium at an instance where the demand equals the supply. In these two cases, Walrasian excess demands of the agents in question have nothing to do with price adjustment. Only if the agent is optimistic, his quantity signal is greater than or equal to the remaining demand, so that it coincides with the Walrasian demand at a market equilib-

rium. This is how the agent's state of mind affects his quantity signal, according to which the price is adjusted. Sometimes the distribution of the agents' states of mind disturbs the price adjustment.

An agent determines his quantity signal to maximize his utility subject to his trading possibility constraint as well as his budget constraint. Now, we describe these constraints. Agent i receives the signal $s^i = (p, z(i)) \in S^i = \Delta^\ell \times R^{(n-1)(\ell-1)}$, and perceives his trading possibility set as follows.

Definition 3.4 Agent i 's "trading opportunity correspondence" $\beta^i : S^i \rightarrow Z^i$ consists of his budget constraint and his trade possibility. That is,

$$\beta^i(s^i) = \{z^i \in Z^i \mid p \cdot z^i = 0, z_h^i \leq z_h^{i-} \leq z_h^{i+}, h \neq \ell\}.$$

This trading opportunity correspondence has the following nature.

Proposition 1

Suppose that a consumption set satisfies assumption (1) and is bounded. If the initial endowment satisfies assumption (3), then the trading opportunity correspondence is continuous at a signal s^i and is convex-valued.

Proof

Note that the trading opportunity correspondence is the product of two correspondences. That is,

$$\beta^i(s^i) = \beta^{wi}(s^i) \cap C^i(s^i),$$

where $\beta^{wi}(s^i) = \{z^i \in Z^i \mid p \cdot z^i = 0\}$ and $C^i(s^i) = \{z^i \in Z^i \mid z_h^i \leq z_h^{i-} \leq z_h^{i+}, h \neq \ell\}$. $\beta^{wi}(s^i)$ is the ordinary Walrasian budget constraint set. Because of Assumption (3), at any price vector $p \in \Delta^\ell$, there exists $x^i \in X^i$ such that $p \cdot x^i < p \cdot \omega^i$ or $p \cdot z^i < 0$. Thus, by the well-known theorem, $\beta^{wi}(s^i)$ is continuous at p . It is obvious that $\beta^{wi}(s^i)$ is continuous at s^i and convex-valued.

The correspondence $C^i(s^i)$ is such that a continuous function $F^i(z_h(i))$ of $z(i) \in R^{(n-1)(\ell-1)}$ is either the upper or lower bound and 0 is the other bound, that is the graph of $C^i(s^i)$ is a rectangular parallelepiped. Thus, $C^i(s^i)$ is continuous at s^i and is convex-valued.

Because both $\beta^{wi}(s^i)$ and $C^i(s^i)$ are continuous at s^i and are convex-valued, so is $\beta^i(s^i)$.

Q.E.D

Agent i chooses his excess demand z^i so as to maximize his utility subject to $\beta^i(s^i)$. In the following, we use a utility index $v^i : Z^i \rightarrow R$ defined by $v^i(z^i) = u^i(x^i + \omega^i)$. By assumption (2), a utility index $v^i(z^i)$ is continuous and strongly quasi-concave.

Definition 3.5 Given a signal s^i , the "constrained excess demand correspondence" $\zeta^i : S^i \rightarrow Z^i$ is defined by $\zeta^i(s^i) = \{z^i \in \beta^i(s^i) \mid z^i \text{ maximizes } v^i(z^i)\}$.

Because a utility function is strongly concave, the excess demand correspondence $\zeta^i(s)$ is a function. Now, the nature of an excess demand correspondence is as follows:

Proposition 2

Suppose that a consumption set satisfies assumption (1) and is bounded. If a utility function satisfies assumption (2) and the initial endowment satisfies assumption (3), then the excess demand function $\zeta^i(s^i)$ is non-empty and continuous at a signal s^i .

Proof

Because a consumption set is closed and bounded by assumption (1), it is compact. Hence, by Proposition 1 the trading opportunity correspondence $\beta^i(s^i)$ is continuous at s^i and is convex-valued. Thus, the set $\beta^i(s^i)$ is non-empty and compact. Because a utility function is continuous by assumption (2), there exists a maximum by the well-known Weierstrass theorem. Thus, the constrained excess demand correspondence $\zeta^i(s^i)$ is non-empty and continuous at s^i .

Q.E.D.

4. Existence of a market equilibrium under the state of mind λ ¹³

We need to see whether there exists a market equilibrium under the state of mind λ when agents behave in the way described in Section 3. If a market works in the same way as the Walrasian mechanism, we define a market equilibrium as follows:

Definition 4.1

A “market equilibrium under the state of mind λ ” is $(p^*, (z^{i*}))$ which satisfies the following two conditions:

- (i) for every $i = 1, \dots, n$, $z^{i*} = \zeta^i(s^{i*})$,
- (ii) $z^* = \sum_i z_h^{i*} \leq 0$, $p^* \cdot z^* = 0$.

Formally these two conditions are exactly those that define a Walrasian equilibrium. However, an agent determines his quantity signal depending not only on price signals but also on his state of mind and other agents’ quantity signals in this mechanism. This is the only difference from the Walrasian mechanism. Therefore, the existence theorem of a market equilibrium under the state of mind λ is very similar to that of a Walrasian equilibrium.

Existence Theorem

Assume the following assumptions for all i :

Assumption (1') The set of excess demands Z^i is closed, convex, and bounded from below.

Assumption (2') A utility function $v^i: Z^i \rightarrow \mathbb{R}$ is continuous, strongly concave, and has no bliss point.

Assumption (3') $0 \in \text{int} Z^i$

Then, there exists a market equilibrium (p^*, z^*) under the state of mind λ .

Proof

¹³ See Arrow-Debreu (1954), Debreu (1959), Arrow-Hahn (1971). Also see Fukuoka (1979) for the proof in this section.

As we use the fixed-point theorem, it is required for Z^i to be compact. Because the set is bounded from below by assumption (1'), the set of excess demands that satisfy the feasibility condition $z = \sum_r x^r - \sum_r \omega^r \leq 0$ is obviously bounded. Now, we define the set K by $K = \{k \in \mathbb{R}^\ell \mid \|k^r\| \leq c \text{ for all } r\}$, where c is sufficiently large. By applying the fixed-point theorem for the set $\tilde{Z}^i = Z^i \cap K$, we prove that there exists a market equilibrium. Then we show that the market equilibrium with the sets $(\tilde{Z}^i)$ continues to be a market equilibrium with the sets (Z^i) .

First, we note that the trade opportunity correspondence and the excess demand function have the characteristics shown in Propositions 1 and 2 on the subset $\tilde{Z}^i$.

We also note that the excess demand function for the whole economy $\tilde{\zeta}(s) = \sum_r \tilde{\zeta}^r(s^r)$ is continuous for the set $\tilde{Z}^i$.

Next, because all the agents satisfy budget constraints $p \cdot z^i = 0$, Walras Law

$$p \cdot \sum_r z^r = p \cdot z = 0$$

holds for all $z = \tilde{\zeta}(s)$.

Whereas the excess demand function of the whole economy represents the quantity adjustment, a price adjustment function represents the price adjustment by the auctioneer.

Following the law of demand and supply, the auctioneer raises the price if the excess demand is positive, and reduces the price if the excess demand is negative.

We use a price adjustment function that describes such price adjustment process. That is,

$$\eta_h(p, z) = \frac{p_h + \max(z_h, 0)}{\sum_{t=1}^\ell [p_t + \max(z_t, 0)]} \quad h = 1, \dots, \ell.$$

Then, $\eta = (\eta_1, \dots, \eta_\ell) : \Delta \times \tilde{Z} \rightarrow \Delta$ is a continuous function.

By coupling the price adjustment function with the excess demand function, the mapping $\eta(p, z) \times \tilde{\zeta}(s) : \Delta \times \tilde{Z} \rightarrow \Delta \times \tilde{Z}$ is a continuous function from a non-empty, compact, convex set to a non-empty, compact, convex set. Thus, by applying Brouwer's fixed-point theorem, there exists a fixed point (p^*, z^*) such that $p^* = \eta(p^*, z^*)$ and $z^* = \tilde{\zeta}(s^*) = \tilde{\zeta}(p^*, z^*)$.

As Walras Law $p^* \cdot z^* = 0$ holds, it remains to show that $z^* \leq 0$ in order to show that condition (ii) of a market equilibrium holds. However, as described below, this follows from $p^* = \eta(p^*, z^*)$.

$$\begin{aligned} p_h^* \sum_{t=1}^\ell [p_t^* + \max(z_t^*, 0)] &= p_h^* [1 + \sum_{t=1}^\ell \max(z_t^*, 0)] = p_h^* + \max(z_h^*, 0) \\ p_h^* \sum_{t=1}^\ell \max(z_t^*, 0) &= \max(z_h^*, 0) \end{aligned}$$

Multiplying both sides by z_h^* and adding over h , we obtain

$$\sum_{h=1}^\ell p_h^* z_h^* \sum_{t=1}^\ell \max(z_t^*, 0) = \sum_{h=1}^\ell z_h^* \max(z_h^*, 0).$$

By applying Walras Law on the left side,

$$0 = \sum_{h=1}^\ell z_h^* \max(z_h^*, 0) = \sum_{h=1}^\ell z_h^* \max(z_h^*, 0) = \sum_{h=1}^\ell \max((z_h^*)^2, 0)$$

The last equality holds because of the nature of max function. Thus, we obtain

$$\sum_{h=1}^\ell \max(z_h^*, 0) = 0, \text{ or } z_h^* \leq 0, \quad h=1, \dots, \ell.$$

Now condition (ii) is satisfied.

It remains to show that $z^* = \bar{\zeta}(s^*) = \bar{\zeta}(p^*, z^*)$, that is, to show that $z^{i*} = \bar{\zeta}^i(s^{i*})$ maximizes agent i 's utility subject to his constraint for all $i = 1, \dots, n$. Now, suppose that z^{i*} does not satisfy condition (i) of a market equilibrium, that is, $z^{i*} \neq \bar{\zeta}^i(s^{i*})$. Then there must exist $z^{i'}$ such that $z^{i'} \in \beta^i(s^{i*}) = \{z^i \in Z^i \mid p^* \cdot z^i = 0, z_h^{i-} \leq z_h^i \leq z_h^{i-*}, h \neq \ell\}$ and $v^i(z^{i*}) < v^i(z^{i'})$. By defining $z^i(\alpha)$ by $z^i(\alpha) = \alpha z^{i'} + (1 - \alpha) z^{i*}$, $0 < \alpha < 1$, we have $z^i(\alpha) \in \beta^i(s^{i*})$ because $\beta^i(s^{i*})$ is a convex set. By the quasi-concavity of a utility function, $v^i(z^{i*}) < v^i(z^i(\alpha))$. By taking α sufficiently close to 0, we have α such that $z^i(\alpha) \in \bar{Z}^i$. This contradicts $z^{i*} = \bar{\zeta}^i(s^{i*})$. Hence $z^{i*} = \bar{\zeta}^i(s^{i*})$ holds. This is condition (i) of a market equilibrium.

The above shows that the fixed point (p^*, z^*) satisfies conditions (i) and (ii) of a market equilibrium. Now (p^*, z^*) is a market equilibrium under the state of mind λ .

Q.E.D.

In the following sections, we explore the nature of a market equilibrium under the state of mind λ . To do so, we heavily use the characteristic of a market equilibrium shown in Proposition 3. To state Proposition 3, we need the following definition.

Definition 4.2

The market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ with $(z^{i*}) = (0)$, that is $(p^*, (0))$ is called a “trivial market equilibrium.”

Proposition 3

- (1) If there exists a market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ , for all i and all h , then $z_h^{i*} = -\sum_{k \neq i} z_h^{k*}$.
- (2) For any λ and any p , a trivial market equilibrium $(p, (z^i)) = (p, (0))$ is a market equilibrium under the state of mind λ .

Proof

By condition (ii) of a market equilibrium, for all h , $z_h^* = \sum_i z_h^{i*} \leq 0$. To show statement (1) by contradiction, we suppose that there exists some h with $z_h^{i*} < -\sum_{k \neq i} z_h^{k*}$. Then, there exists j such that $z_h^{j*} < 0$. Because of the supposition $z_h^* = \sum_i z_h^{i*} < 0$ and Walras Law $p^* \cdot z_h^* = 0$, $p^* = 0$. Then agent j 's utility increases by replacing z_h^{j*} by $z_h^{j'}$ with $z_h^{j'} > z_h^{j*}$. This contradicts equilibrium condition (ii).

Now, we show statement (2). With a trivial allocation $(z^i) = (0)$, $z_h^{i-} = 0 = z_h^{i-}$ for all h and i . Then, for all i agent i 's trading possibility set consists of only one element, that is, no trade. $\beta^i(p, (0)(i)) = (0)$. For all i , agent i 's constrained excess demand correspondence consists of no trade, that is, $\zeta^i(p, (0)(i)) = (0)$. Thus, $(p, (0))$ satisfies equilibrium condition (i). Because $p \cdot 0 = p \cdot \sum_i 0 = 0$, $(p, (0))$ satisfies equilibrium condition (ii).

Q.E.D.

Statement (2) of Proposition 3 claims that there is always a trivial market equilibrium. A trivial market equilibrium is not interesting, because if there is also a non-trivial market equilibrium then traders prefer a non-trivial market equilibrium allocation to a trivial one.

In the following, we focus on the possibility of non-trivial market equilibria and study their properties.

5. Properties of a market equilibrium under the state of mind λ

5.1 Walrasian world : an extremely optimistic or optimistic state of mind

— for all i and all h , $\lambda_h^i = \infty$ or $\lambda_h^i > 1$

In this section, we study the properties of a market equilibrium. We will see that in this mechanism depending on the distribution of values of the parameters λ , agents have a variety of trade intensity in a market equilibrium.

First, we show that the Walrasian world appears when all traders are either extremely optimistic or optimistic for all goods. In such a market state of mind, the (non-trivial) market equilibrium allocation is the one in the Walrasian mechanism. We define a market equilibrium in the Walrasian mechanism.

Definition 5.1

- (a) Agent i 's set of trades in the Walrasian mechanism is

$$\beta^{wi}(s^i) = \{z^i \in Z^i \mid p \cdot z^i = 0\}.$$
- (b) Agent i 's excess demand function in the Walrasian mechanism is

$$\zeta^{wi}(s^i) = \{z^i \in \beta^{wi}(p) \mid z^i \text{ maximizes } v^i(z^i)\}.$$
- (c) A market equilibrium in the Walrasian mechanism is $(p^w, (z^{wi*}))$ which satisfies the following two conditions:
 Condition (i) for all $i = 1, \dots, n$, $z^{wi} = \zeta^{wi}(p^w)$,
 Condition (ii) $z^w = \sum_i z_h^{wi} \leq 0$, $p^w \cdot z^w = 0$.

We consider the case in which every trader is extremely optimistic for all goods. In this case, the market equilibrium is clearly the one in the Walrasian mechanism.

Proposition 4

If all traders are extremely optimistic for all goods, that is, for all i and all h $\lambda_h^i = \infty$, then the (non-trivial) market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ is the market equilibrium $(p^w, (z^{wi*}))$ in the Walrasian mechanism.

Proof

If all traders are extremely optimistic for all goods, agent i 's trade opportunity set $\beta^i(s^i)$ coincides with the set of trades in the Walrasian mechanism $\beta^{wi}(p)$. Now, suppose that agent i 's excess demand of good h is positive, that is, $z_h^{i*} > 0$. The agent in question receives the quantity signal $z^*(i)$ and perceives that the half real line $[0, +\infty)$ is his trading opportunity for good h . Although a trader in the Walrasian mechanism perceives that his trading opportunity for good h is the whole real line $(-\infty, +\infty)$, by supposition he is interested in trading a nonnegative quantity of good h . Thus, utility maximization under the quantity constraint z_h^{i*} coincides with the Walrasian excess demand z_h^{wi} . This argument can be applied for all i and h .

Q.E.D.

As in the proof in Proposition 4, what makes this mechanism different from the Walrasian mechanism is just quantity constraints faced by agents. Other states of mind may realize the Walrasian allocation at a market equilibrium.

Proposition 5

If all agents are optimistic about trading all goods, that is, if for all i and all h , $1 < \lambda_h^i < \infty$, then the (non-trivial) market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ is the market equilibrium $(p^w, (z^{wi*}))$ in the Walrasian mechanism.

Proof

As in the proof in Proposition 4, suppose that agent i 's excess demand of good h is positive, that is, $z_h^{i*} > 0$. The agent in question receives the quantity signal $z^*(i)$. He perceives that his trading opportunity for good h is represented by the line segment $[0, -\lambda_h^i \sum_{k \neq i} z_h^{k*}]$. Because the point $z_h^{i*} = -\sum_{k \neq i} z_h^{k*}$ is an interior point of the line segment, the quantity constraint $-\lambda_h^i \sum_{k \neq i} z_h^{k*}$ does not bind his trade. Thus, the excess demand z_h^{i*} under the state of mind λ is exactly the Walrasian excess demand z_h^{wi} . This is true for all agents and goods.

Q.E.D.

The argument above shows that a market equilibrium under the state of mind could realize the Walrasian allocation.

5.2 The world of a trivial market equilibrium: extremely pessimistic state of mind across the economy — for all i and h , $0 \leq \lambda_h^i < 1$

We have shown that the Walrasian world appears when everybody is either extremely optimistic or optimistic. Now, we show that the other extreme case exists, at least logically. As stated above, we are interested in studying the properties of a non-trivial equilibrium. However, there is a case in which there is not a non-trivial equilibrium.

Now, the following Proposition 6 claims that such a trivial market equilibrium appears in the case that every trader is extremely pessimistic. Statement (1) claims that if trader i is extremely pessimistic for good h , then he ends up with no trade of good h . Statement (2) claims that if all traders are extremely pessimistic for all goods, then a trivial market equilibrium appears.

Proposition 6

- (1) If trader i is extremely pessimistic for good h at a market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ , that is, if $0 \leq \lambda_h^i < 1$, then $z_h^{i*} = 0$.
- (2) If all traders are extremely pessimistic for all goods, that is if for all $i = 1, \dots, n$ and $h = 1, \dots, \ell$, $0 \leq \lambda_h^i < 1$, then the market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ is a trivial market equilibrium $(p^*, (0))$.

Proof

We show statement (1) by contradiction. Suppose that $z_h^{i*} > 0$ at the market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$. Then $-\lambda_h^i \sum_{k \neq i} z_h^{k*} < z_h^{i*} = -\sum_{k \neq i} z_h^{k*}$. This implies that $z^{i*} \notin \beta^i(s^{i*})$. This is contrary to the assumption that z^{i*} is a market equilibrium allocation. The

same argument holds when $z_h^{i*} < 0$. Thus, $z_h^{i*} = 0$.

Statement (2) follows by applying statement (1) for all traders and all goods.

Q.E.D.

The trivial market equilibrium case is not interesting, because everybody has no trade although everybody wants to trade. However, it is important in the sense that it shows the other extreme case against Walrasian world exists at least logically.

5.3 The world of quantity constrained market equilibria: pessimistic state of mind across the economy — for all i and h $\lambda_h^i = 1$

In this section, we consider the case every trader is pessimistic about trading all goods. In this case, the world of quantity-constrained equilibria appears, which has been studied under the assumption of quantity adjustment with fixed prices after Clower's "dual decision hypothesis." In this mechanism, perfect smooth price adjustment yields market equilibria in which the Walrasian excess demands are not zero.

Definition 5.2

- (a) When at a market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ there is a trader i such that his excess demand for good h z_h^{i*} satisfies the following condition (*), trader i is "quantity constrained."

Condition (*) there exists z^i such that $z^i \in \beta^{Ni}(s^i(-h)) = \{z^i \in Z^i | p \cdot z^i = 0, z_k^i \leq z_k^{i-}, k \neq h, \ell\}$ and $v^i(z^i) > v^i(z^{i*})$.

- (b) The budget set in the case that trader i is not quantity-constrained for good h is $\beta^{Ni}(s^i(-h)) = \{z^i \in Z^i | p \cdot z^i = 0, z_k^i \leq z_k^{i-}, k \neq h, \ell\}$. The excess demand function without quantity constraints for good h is $\zeta^{Ni}(s^i) = \{z^i \in \beta^{Ni}(s^i(-h)) | z^i \text{ maximizes } v^i(z^i)\}$. The excess demand without quantity constraints is $z^{Ni} = \zeta^{Ni}(s^i(-h))$.

By Proposition 7, we show that when all traders are pessimistic about trading all goods market equilibria appear in which quantity constraints bind traders' trades effectively and such equilibria constitute a continuum.

Proposition 7

- (1) If all traders are pessimistic for all goods, that is, if $\lambda_h^i = 1$ for all i and all h , and if there exists a market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ that is not trivial, then for any $\alpha, 0 \leq \alpha \leq 1$, $(p^*, (\alpha z^{i*}))$ is also a market equilibrium under the state of mind λ .
- (2) If all traders are pessimistic for all goods, that is, if $\lambda_h^i = 1$ for all i and all h , there exists trader i who is quantity-constrained on trading at least one good at a non-Walrasian market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ .
- (3) If all traders are pessimistic for all goods, that is, if $\lambda_h^i = 1$ for all i and all h , and if there exists a market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ that is not trivial, there exists trader i who is quantity-constrained on trading at least one

good at a non-Walrasian market equilibrium $(p^*, (\alpha z^{i*}))$ with $\alpha < 1$ under the state of mind λ .

- (4) If there exists a market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ when all traders are pessimistic for all goods, that is, if $\lambda_h^i = 1$ for all i and all h , then for some $\alpha \geq 1$ there exists a trader who is not quantity-constrained for some good h in the market equilibrium $(p^*, (\alpha z^{i*}))$.

Proof

Note that the existence theorem above ensures the existence of a market equilibrium under any state of mind λ .

First, we prove statement (1). Consider a non-trivial market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$. Then by Statement (1) of Proposition 3 it holds that for all i and all h $z_h^{i*} = -\sum_{k \neq i} z_h^{k*}$. If α is either 0 or 1, we know that $(p^*, (\alpha z^{i*}))$ is also a market equilibrium under the state of mind λ ; hence consider $(p^*, (\alpha z^{i*}))$ for any α such that $0 < \alpha < 1$. From the fact that $(p^*, (z^{i*}))$ is a market equilibrium, $z^* \leq 0$, $p^* \cdot z^* = 0$. It follows that for any α , $\alpha z^* \leq 0$, $\alpha p^* \cdot z^* = 0$. This is condition (ii) of a market equilibrium. It remains to show that condition (i) of a market equilibrium holds. Note that every trader receives the signal $s^i = (p^*, (\alpha z^* (i)))$. Because $\alpha z_h^{i*} = \alpha (-\sum_{k \neq i} z_h^{k*})$, $\alpha z^{i*} \in \beta^i(s^i) \subset \beta^i(s^{i*})$. This inclusion holds because $s^{i*} = (p^*, (z^* (i)))$. As $z^{i*} = \zeta^i(s^{i*})$, for any $z^{i'} \in \beta^i(s^i)$, $v^i(z^{i'}) < v^i(\alpha z^{i*}) < v^i(z^{i*})$. This holds for α close enough to 1. We can reiterate this process; hence $(p^*, (\alpha z^{i*}))$ satisfies condition (i) of a market equilibrium. Therefore, $(p^*, (\alpha z^{i*}))$ is a market equilibrium under the state of mind λ .

To prove statement (2), we note that there exist many non-Walrasian equilibria. By Statement (2) of Proposition 3, there is always a trivial market equilibrium. By applying Statement (1) of Proposition 7, the market equilibrium $(p^w, (\alpha z^{wi}))$ for any $0 < \alpha < 1$ is non-Walrasian. There are many non-Walrasian equilibria in this economy. Now, suppose that there is a non-Walrasian market equilibrium in question $(p^*, (z^{i*}))$. Then, there exists at least one good of which Walrasian excess demand is not zero. Now suppose that $z_h^w(p^*) > 0$. Then there exists i such that $z_h^{wi} > 0$. For this i , there exists z^i , for example $z^{wi}(p^*)$ such that $z^i \in \beta^{wi}(p) = \{z^i \in Z^i | p \cdot z^i = 0\}$ and $v^i(z^i) > v^i(z^{i*})$. The set of z^i with $v^i(z^i) > v^i(z^{i*})$ is open, so that there exists $z^{i'}$ that is sufficiently close to z^{i*} , $z^{i'} \in \beta^{Ni}(s^i(-h)) = \{z^i \in Z^i | p \cdot z^i = 0, z_k^i \leq z_k^{i*} \leq z_k^{i-}, k \neq h, \ell\}$, and $v^i(z^{i'}) > v^i(z^{i*})$. That is, trader i is quantity-constrained on trading good h .

In the case that Walrasian excess demand for good h is negative, that is $z_h^w(p^*) < 0$, the same argument applies, and a quantity-constrained trader exists.

Statement (3) follows as an immediate consequence from Statements (1) and (2).

We prove statement (4) as follows. Condition (b) of Definition 5.2 defines the budget set $\beta^i(s^i(-h))$, the excess demand function $\zeta^{Ni}(s^i(-h))$, and the excess demand z^{Ni} , in which trader i is not quantity-constrained on trading good h . Suppose that there is a good h which all traders are quantity-constrained in trading. Defining α^* by $\alpha^* = \min [z_h^{N1}/z_h^1, \dots, z_h^{Ni}/z_h^i, \dots, z_h^{Nn}/z_h^n]$, there exists a trader j such that $\alpha^* = z_h^{Nj}/z_h^j$. Because $z^{Nj} = \alpha^* z^j$, trader j is not quantity constrained. We still need to show that $(p^*, (\alpha^* z^{i*}))$ is a market equilibrium, but it follows from the same argument as in

the proof for statement (1).

Q.E.D.

5.3.1 Fixed-price quantity constrained market equilibrium

As mentioned above, the world in which all traders in the economy are pessimistic is similar to that which has been studied by fixed-price quantity constraint models. Contrary to appearances, these two mechanisms work very differently. In fixed-price quantity constraint models, traders are quantity-constrained because the prices are fixed. However, in a market economy under the state of mind λ , the price adjustment is disturbed because traders have the state of mind in which they may be quantity-constrained. Here, we compare these two mechanisms.

Definition 5.3

Given a price vector p , $(p, (z^{i*}))$ is a “fixed-price wholly quantity-constrained market equilibrium” in which all traders have trade quantity functions $F_h^i(z_h(i)) = -\sum_{k \neq i} z_h^k$ for all goods and the following two conditions are satisfied:

- (i) for every $i = 1, \dots, n$, $z^{i*} = \zeta^i(p, z^*(i))$,
- (ii) $z^* = \sum_i z^{i*} \leq 0$, $p \cdot z^* = 0$

Although it is apparent that there exists a fixed-price wholly quantity-constrained market equilibrium, we show it by means of Proposition 8.

Proposition 8

Assume that for all traders the following assumptions are satisfied:

Assumption (1') Z^i is closed, convex, and bounded from below.

Assumption (2') utility function $v^i: Z^i \rightarrow \mathbb{R}$ is continuous, strongly quasi-concave, and has no bliss point.

Assumption (3') $0 \in \text{int} Z^i$.

If all traders are pessimistic for all goods, then for any price vector p , there exists an allocation (z^{i*}) such that $(p, (z^{i*}))$ is a market equilibrium under the state of mind λ . That is, the market equilibrium $(p, (z^{i*}))$ is a fixed price wholly quantity-constrained market equilibrium.

Proof

To answer the question of whether there exists a market equilibrium in a quantity adjustment mechanism for a fixed-price economy, we must prove its existence theorem. However, the proof of this proposition is formally similar to that of the existence theorem in Section 3.

Given a price vector p , we consider the excess demand function $\tilde{\zeta}(p, z) : \tilde{Z} \rightarrow \tilde{Z}$ which is a continuous function from a non-empty compact, convex set to itself. Thus, there exists a fixed point $z^* = \tilde{\zeta}(p, z^*)$. $(p^*, (z^{i*}))$ is a market equilibrium under the state of mind λ .

Q.E.D.

Strictly speaking, because a fixed-price economy and a variable-price economy work completely differently, it is very difficult to compare their market equilibria. In the Walrasian mechanism, the initial price vector does not matter. A market equilibrium is determined only by its initial endowment. However, when all traders have pessimistic states of mind, the given price vector with the initial distribution of quantity signals sent by traders leads to a market equilibrium. With a different situation, we have a different equilibrium. In a fixed-price economy, the prices remain the same and only quantity adjustment takes place. Compared with this, in a variable-price economy in which all traders are pessimistic, not only quantity adjustment but also price adjustment works, so that the initial price vector does not necessarily remain the same. Despite this, we have the following equivalence theorem that compares market equilibria in these different mechanisms.

Proposition 9

Assume that all traders are pessimistic.

- (1) If there exists a market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ , the allocation (z^{i*}) can be realized as a fixed-price wholly quantity-constrained market equilibrium under the price vector p^* .
- (2) A fixed-price wholly quantity-constrained market equilibrium $(p, (z^{i*}))$ under the price vector p can be realized as a market equilibrium under the state of mind λ .

Proof

In both cases, we need to show that a given type of market equilibrium satisfies conditions of the other type of market equilibrium.

To prove the statement (1), we need to show that a market equilibrium under the state of mind λ satisfies conditions (i) and (ii) in Definition 5.3.1. By Proposition 3, the allocation (z^{i*}) satisfies the condition $z_h^{i*} = -\sum_{k \neq i} z_h^k$ for all i and for all h . Because every trader i maximizes his utility under these quantity constraints, condition (i) of Definition 5.3.1, that is, $z^{i*} = \zeta^i(p^*, z^*(i))$ for all i , holds. Condition (ii) of a market equilibrium of Definition 4, that is, $z^* = \sum_i z_h^{i*} \leq 0$, $p^* \cdot z^* = 0$, is exactly condition (ii) of Definition 5.3.1 with the price vector p^* .

We can prove statement (2) similarly. By Statement (1) of Proposition 3, $z_h^* = 0$ for all h so that the price vector remains at p . Thus, $(p, (z^{i*}))$ is a market equilibrium under the state of mind λ .

Q.E.D.

Proposition 9 claims that the set of market equilibria under the state of mind λ when all traders are pessimistic is equivalent to the set of fixed-price wholly quantity-constrained equilibria. However, we must reiterate that these two market mechanisms work differently.

5.3.2 The world dominated by the “short-side rule”

A fixed-price quantity-constrained model describes the world dominated by the “short-side rule.” In the framework of a partial equilibrium of one good, the demand curve determines the quantity of trade when the price is above the equilibrium price, and the supply

curve determines the quantity of trade when the price is under the equilibrium price. To describe such a world, we need to define the sides of a market.

Definition 5.4

- The sum of excess demands without quantity constraints of good h is denoted by z_h^N
 $= \sum_i z_h^{Ni}$.
(a) If $z_h^N \cdot z_h^{Ni} > 0$, then trader i is on the “long-side” of market h .
(b) If $z_h^N \cdot z_h^{Ni} < 0$, then trader i is on the “short-side” of market h .

If the sign of trader i 's excess demand without quantity constraints of good h is the same as that of market excess demands without quantity constraints, then he is on the long-side of the market. If the signs are opposite, then trader i is on the short-side of the market. A fixed-price quantity-constrained model claims that a trader on the short-side of the market is free from quantity constraints and can trade as much as his utility-maximizing excess demand. However, a trader on the long-side of the market is quantity-constrained.

If we assume that quantity signals are the major determinants of the state of mind, then we show that a market equilibrium under the state of mind λ can be considered as a state in the world dominated by the short-side rule.

Assumption (4) (quantity signals and the state of mind)

- Assume that the following state of mind dominates all commodity markets, $h = 1, \dots, \ell - 1$:
(a) If trader i is on the long-side of market h , then he is pessimistic, that is $\lambda_h^i = 1$.
(b) If trader i is on the short-side of market h , then he is optimistic, that is $\lambda_h^i > 1$.

With this assumption, we obtain the following proposition.

Proposition 10

Assume Assumption (4). If in a market equilibrium $(p^*, (z^{i*}))$ under the state of mind λ trader i is on the short-side of all commodity markets, then $z_h^{i*} = z_h^{Ni}$ for $h = 1, \dots, \ell - 1$.

Proof

We show this by contradiction. Suppose that there is trader i who is on the short-side of market h and $0 < z_h^{i*} < z_h^{Ni}$. Then by Statement (1) of Proposition 3 we have $z_h^{i*} = -\sum_{k \neq i} z_h^{k*}$. By Assumption (4), the trader is optimistic so that $z_h^{i*} = -\sum_{k \neq i} z_h^{k*} < -\lambda_h^i \sum_{k \neq i} z_h^{k*} \leq z_h^{Ni}$. Then $z_h^{i*} = -\lambda_h^i \sum_{k \neq i} z_h^{k*} \in \beta^{Ni}(s^i) = \{z^i \in Z^i \mid p \cdot z^i = 0, z_h^i \leq z_h^{i*} \leq z_h^{i-}, h \neq \ell\}$ and $z_h^{i*} = \zeta_h^i(s^{i*})$. It follows that $v^i(z_h^{i*}) > v^i(z_h^{i'})$. However, because $z_h^{Ni} \in \zeta_h^{Ni}(s^i)$, $v^i(z_h^{i*}) < v^i(z_h^{Ni})$ and $z_h^{i'} \in [z_h^{i*}, z_h^{Ni}]$. This contradicts the quasi-concavity of a utility function. Thus, there is no trader who is on the short-side of the market when $0 < z_h^{i*} < z_h^{Ni}$ holds. Similarly, we can show that there is no trader on the short-side when $0 > z_h^{i*} > z_h^{Ni}$ holds. Hence, in any commodity market short-side $z_h^{i*} = z_h^{Ni}$ holds for any trader on the short-side of the market.

Q.E.D.

Proposition 10 claims that every trader on the short-side of a market is not quantity-constrained if the exchange of quantity signals leads traders to the state of mind so as to satisfy Assumption (4). Many traders on the long-side of a market are quantity-constrained. Assumption (4) presumes that every trader learns correctly the whole market situation through quantity signals and he is under his state of mind based on what he has learned. For traders to have such rational expectations, there must be two processes: one from quantity signals to the state of a market, and one from the state of a market to the state of mind. In the world dominated by the short-side rule, the workings of these two processes should be included in the mechanism. To show that such a mechanism works, we need a model with these two processes and need to show the existence of a market equilibrium. In this paper, we presume that the state of mind is formed based on past experiences and is independent of the current exchange of quantity signals. Indeed this is one difference between the market mechanism of fixed-price quantity-constrained models and the mechanism under consideration in this paper. There is a much larger difference between these two mechanisms, which we consider in the next section. We will see that the world never appears in a fixed-price quantity-constrained model.

5.4 Gray world: an amalgam of optimistic, pessimistic, and extremely pessimistic traders

Up to this point, we have presumed a drastic situation in which all traders are under identical states of mind for all goods although each trader may have different trade experiences in the past. It is important to learn how differently our mechanism could perform. Indeed we know that in one case our mechanism behaves in exactly the same way as the Walrasian mechanism and in the other case it behaves like a fixed-price quantity-constrained economy. However, we also know that the real world always looks gray. As seen above, each trader must have a different trade experience; hence it is not strange that traders on the same side of a market may be under different states of mind. In particular, after an extraordinary incident or at the time when so many things are happening, traders' states of mind must be a mixture of optimism, pessimism, and extreme pessimism even if they may be in the same kind of state of mind at the end. In this section, we examine what will happen if traders' states of mind are mixed.

Proposition 11

- (1) If in a market equilibrium $(p^*, (z^i)^*)$ under the state of mind λ trader i is extremely pessimistic for good h , that is, $0 \leq \lambda_h^i < 1$, then $z_h^{i*} = 0$.
- (2) If in a market equilibrium $(p^*, (z^i)^*)$ under the state of mind λ trader i is pessimistic for good h and the Walrasian aggregate excess demand for good h at the price vector p^* is not zero, that is, $z_h^w(p^*) \neq 0$, then there exists at least one trader j who is quantity-constrained in the market equilibrium.

Proof

Statement (1) is just the restatement of statement (1) of Proposition 6.

To show statement (2), we note that there is at least one trader j such that $z_h^{j*}(p^*) \neq z_h^{wj}(p^*)$ due to the assumption $z_h^w(p^*) \neq z_h^*(p^*) = 0$. For this trader j , there exists

z^j , which is sufficiently close to z^{j*} , $z^j \in \beta^{N^j}(s^j(-h)) = \{z^j \in Z^j \mid p \cdot z^j = 0, z_k^j \leq z_k^j \leq z_k^{j-}, k \neq h, \ell\}$ and $v^j(z^j) > v^j(z^{j*})$. Thus, trader j is quantity-constrained in trading good h . Q.E.D.

Statement (1) of Proposition 11 is the restatement of statement (1) of Proposition 6. Statement (2) of Proposition 11 is the restricted version of statement (2) of Proposition 7 to one commodity market. Statements (1), (3) and (4) of Proposition 7 cannot be restricted to one commodity market. Keeping the trades of other goods, if the amount of trade of one commodity is changed, then a budget constraint is not satisfied and the resulting allocation with a given price vector cannot be a market equilibrium.

Through Proposition 11, we consider the gray world in which traders are under a variety of states of mind and the market economy is divided by separate markets. We need the following notations. The set of whole traders is $N = \{1, \dots, n\}$. N^O is the set of extremely optimistic and optimistic traders in all markets. N^{EP} is the set of traders extremely pessimistic in trading all goods, and the set of traders pessimistic in all markets is N^P . Then, $N = N^O \cup N^{EP} \cup N^P$. Here, we note that any product set of these subsets is empty.

We consider a market economy that consists of sub-economies dominated by different states of mind. We denote economies by the set of traders as follows: $E(N)$, $E(N^O)$, $E(N^{EP})$, $E(N^P)$. The market equilibrium under the state of mind λ for these economies should be denoted by $[(p^*, z^*) ; E(N)]$, $[(p^*, z^*) ; E(N^O)]$, $[(p^*, z^*) ; E(N^{EP})]$, $[(p^*, z^*) ; E(N^P)]$. By Propositions 4 and 5, a market equilibrium under the state of mind λ for $E(N^O)$ is exactly the same as a Walrasian equilibrium. That is, we denote $[(p^*, z^*) ; E(N^O)]$ by $[(p^W, z^W) ; E(N^O)]$. Similarly we denote equilibrium price vectors by $[p^* ; E(N)]$, $[p^* ; E(N^O)]$, $[p^* ; E(N^{EP})]$, $[p^* ; E(N^P)]$, $[p^W ; E(N^O)]$, and equilibrium allocations by $[z^* ; E(N)]$, $[z^* ; E(N^O)]$, $[z^* ; E(N^{EP})]$, $[z^* ; E(N^P)]$, $[z^W ; E(N^O)]$. Using these notations, we describe a divided market economy as follows.

Proposition 12

In an economy $E(N = N^O \cup N^{EP})$, a market equilibrium $[(p^*, z^*) ; E(N)]$ under the state of mind λ consists of the Walrasian price vector $[p^W ; E(N^O)]$ and the combination of allocations, that is, the Walrasian allocation $[z^W ; E(N^O)]$ in $E(N^O)$ and the trivial allocation $[z^* ; E(N^{EP})] = [(0) ; E(N^{EP})]$ in $E(N^{EP})$. That is, $[(p^*, z^*) ; E(N)] = ([p^W ; E(N^O)], \{[z^W ; E(N^O)], [(0) ; E(N^{EP})]\})$.

Proof

We show statement (1). By Propositions 4 and 5, it is apparent that there exists a market equilibrium under the state of mind λ in an economy $E(N^O)$, and it coincides with Walrasian equilibrium. By statement (2) of Proposition 6, a market equilibrium $[(p^*, z^*) ; E(N^{EP})]$ in an economy $E(N^{EP})$ is the trivial market equilibrium. Note that this claim is valid regardless of a market equilibrium price vector. Thus, there exist market equilibria $[(p^W, z^W) ; E(N^O)]$ and $([p^W ; E(N^O)], [z^* ; E(N^{EP})]) = ([p^W ; E(N^O)], (0))$ in economies $E(N^O)$ and $E(N^{EP})$ and the equilibrium price vector is in common. It remains to show that the combination of $([p^W ; E(N^O)], \{[z^W ; E(N^O)],$

$[(0); E(N^{EP})]$) satisfies the equilibrium conditions in the whole economy $E(N = N^O \cup N^{EP})$.

Condition (ii) of a market equilibrium under the state of mind λ requires that $z^* = \sum_{i \in N} z^{i*} \leq 0$ and $p^* \cdot z^* = 0$ hold in the economy $E(N)$. In the economy $E(N^O)$, $[z^*; E(N^O)] = \sum_{i \in N^O} z^{iW} \leq 0$, $p^W \cdot z^W = p^W \cdot [z^*; E(N^O)] \leq 0$, and in the economy $E(N^{EP})$ $[z^*; E(N^{EP})] = \sum_{i \in N^{EP}} z^{i*} = 0$, $p^W \cdot z^* = p^W \cdot [z^*; E(N^{EP})] \leq 0$. Thus, it is clear that $z^* = \sum_{i \in N} z^{i*} = \sum_{i \in N^O} z^{iW} + \sum_{i \in N^{EP}} z^{i*} \leq 0$ and $p^* \cdot z^* = p^* \cdot \sum_{i \in N^O} z^{iW} + p^* \cdot \sum_{i \in N^{EP}} z^{i*} = 0$.

To show that condition (i) of a market equilibrium under the state of mind λ is satisfied by $([p^W; E(N^O)], \{[z^W; E(N^O)], [(0); E(N^{EP})]\})$, it is enough to show that quantity constraints in the partial economies $E(N^O)$ and $E(N^{EP})$ remain valid in the whole economy $E(N)$. In the economy $E(N^O)$, no trader is quantity-constrained, and in the economy $E(N^{EP})$, every trader has just a trivial allocation regardless of quantity signals. Thus, the allocation consists of $[z^*; E(N^O)]$, and $[z^*; E(N^{EP})]$ is a market equilibrium allocation in the economy $E(N)$.

Proposition 12 claims that in an economy which consists of two sub-economies, $E(N^O)$ and $E(N^{EP})$, we have just one market equilibrium, in which agents in $E(N^O)$ trade actively in the market and agents in $E(N^{EP})$ exit from the market. They are completely divided.

Corollary to Proposition 12

In an economy $E(N = N^O \cup N^{EP} \cup N^P)$, $[(p^*, z^*); E(N)] = ([p^W; E(N^O)], \{[z^W; E(N^O)], [(0); E(N^{EP})], [z^*; E(N^P)]\})$ is a market equilibrium $[(p^*, z^*); E(N)]$ under the state of mind λ , where $[(p^*, z^*); E(N)] = ([p^W; E(N^O)], \{[z^W; E(N^O)], [(0); E(N^{EP})], [z^*; E(N^P)]\})$ consists of the Walrasian price vector $[p^W; E(N^O)]$ and the combination of allocations, that is, a fixed-price quantity-constrained market equilibrium allocation $[z^*; E(N^P)]$ under the price vector $[p^W; E(N^O)]$ in addition to the Walrasian allocation $[z^W; E(N^O)]$ in $E(N^O)$ and the trivial allocation $[z^*; E(N^{EP})] = [(0); E(N^{EP})]$ in $E(N^{EP})$.

Proof

As seen in the proof of Proposition 12, $([p^W; E(N^O)], [z^W; E(N^O)])$ and $([p^W; E(N^O)], [(0); E(N^{EP})])$ are market equilibria under the state of mind λ in the economies $E(N^O)$ and $E(N^{EP})$, respectively. We note that in the economy $E(N^P)$, there exist a variety of and a continuum of market equilibrium allocations, including a trivial one. Thus, $([p^W; E(N^O)], \{[z^W; E(N^O)], [(0); E(N^{EP})], [(0); E(N^P)]\})$ is a market equilibrium $[(p^*, z^*); E(N)]$ under the state of mind λ . Furthermore, we have a fixed-price quantity constraint market equilibrium allocation $[z^*; E(N^P)]$ under the price vector $[p^W; E(N^O)]$. By statement (2) in Proposition 9, any $([p^W; E(N^O)], [z^*; E(N^P)])$ is a market equilibrium under the state of mind λ in the economy $E(N^P)$, where $\sum_{i \in N^P} z^{i*} = 0$ holds.

It remains to show that $([p^W; E(N^O)], \{[z^W; E(N^O)], [(0); E(N^{EP})], [z^*; E(N^P)]\})$ satisfies the conditions of a market equilibrium under the state of mind λ in the economy $E(N)$.

As for condition (ii) of a market equilibrium, in the sub-economy $E(N^O)$ we have $[z^*; E(N^O)] = \sum_{i \in N^O} z^{iW} \leq 0$ and $p^W \cdot z^W = p^W \cdot [z^*; E(N^O)] \leq 0$, in the sub-economy $E(N^{EP})$ we have $[z^*; E(N^{EP})] = \sum_{i \in N^{EP}} z^{i*} = 0$ and $p^W \cdot z^* = p^W \cdot [z^*; E(N^{EP})] \leq 0$, and in the sub-economy $E(N^P)$ we have $[z^*; E(N^P)] = \sum_{i \in N^P} z^{i*} = 0$, $p^W \cdot z^* = p^W \cdot [z^*; E(N^P)] \leq 0$. It follows that $[z^*; E(N)] = [z^*; E(N^O)] + [z^*; E(N^{EP})] + [z^*; E(N^P)] \leq 0$ and $p^W \cdot [z^*; E(N)] = p^W \cdot [z^*; E(N^O)] + p^W \cdot [z^*; E(N^{EP})] + p^W \cdot [z^*; E(N^P)] = 0$.

To show that $([p^W; E(N^O)], \{[z^W; E(N^O)], [(0); E(N^{EP})], [z^*; E(N^P)]\})$ satisfies condition (i) of a market equilibrium, it is enough to show that quantity constraints in the partial economies $E(N^O)$, $E(N^P)$ and $E(N^{EP})$ remain valid in the whole economy $E(N)$. However, by statement (1) of Proposition 3, $[z^*; E(N^O)] = 0$, $[z^*; E(N^{EP})] = 0$, and $[z^*; E(N^P)] = 0$ in their sub-economies. Hence, the quantity constraints determined by equilibrium quantity signals in these sub-economies remain the same in the whole economy $E(N)$. Thus, the trading opportunity each trader faces is the same and he maximizes his utility subject to his trading opportunity. The allocation $([z^*; E(N^O)], [z^*; E(N^{EP})], [z^*; E(N^P)])$ is utility-maximizing allocation in the whole economy $E(N)$. This concludes the proof of condition (i). Thus, $([p^W; E(N^O)], \{[z^W; E(N^O)], [(0); E(N^{EP})], [z^*; E(N^P)]\})$ is a market equilibrium $[(p^*, z^*) ; E(N)]$ under the state of mind λ .

Q.E.D.

Corollary to Proposition 12 describes the world as follows. The market economy could be divided into sub-economies of these groups of traders: optimistic traders, pessimistic traders, and extremely pessimistic traders. Only in the sub-economy $E(N^O)$ of optimistic traders, the prices are fully flexible and the resulting allocation $[z^W; E(N^O)]$ in the sub-economy $E(N^O)$ is optimal among optimistic traders. Because the prices $[p^W; E(N^O)]$ are in common, pessimistic traders take the prices as given, trade subject to quantity-constrained trading opportunity, and have the allocation $[z^*; E(N^P)]$. Furthermore, traders in the sub-economy $E(N^{EP})$ lose incentive to trade, trade nothing, and has the allocation $[(0); E(N^{EP})]$. In the divided market economy shown in Proposition 12 and its corollary, the flexible prices do not make it possible for a whole economy to utilize available resources and improve the economic welfare.

The world shown in Proposition 12 or its corollary is indeed an extreme one. A more probable world is as follows. A trader is optimistic and an almost-perfect competitor in trading most goods. However, he has experienced irretrievable failures in the past and cannot be positive in trading some goods. It is easy to find examples of such irrevocable failures in our daily life. Expecting a large demand wave, a retail merchant may have had a huge inventory of some consumer goods. Inexperienced workers or workers with outdated skills may have failed to find employment repeatedly, lost the incentive to continue job hunting, and exited from the labor market. In a financial market, many inexperienced investors invest large amounts of money in risky assets at the time of a bubble or a big boom, end up having huge debts, and then decide not to invest anymore. At the time of huge changes, a market economy produces failures like these so many that they are widespread and known universally.

Now, we may call such a world a “weakly gray world” where every trader is pessimistic or extremely pessimistic in trading some goods, but there are some optimistic traders for all goods. In such an economy, there is a potential malfunction in the price adjustment mechanism. A trader, who is pessimistic or extremely pessimistic and are quantity- constrained in some goods, may be even more positive in trading the other goods. From the viewpoint of optimal utilization of resources, the market mechanism fails to play the role in proportion as the color of the world turns gray or black.

6. Policy implications

Assuming that the Walrasian mechanism works, we start from the fundamental theorem of welfare economics when we consider economic policies. Under certain combinations of economic environments and economic systems, a perfect competitive market economy realizes a Pareto optimal resource allocation. Consequently, the theorem claims that if we live in a market economy with such a combination of an economic environment, an economic system, and the market structure, the market economy assures us of our best economic welfare. This implies that if any conditions concerning an economic environment, an economic system, and the market structure are different from the required conditions, then market failures occur. And we need some policies. In this paper, we claim that the state of mind can be another factor of market failures.

As seen in Section 5, only if every trader is optimistic or extremely optimistic for all goods, our mechanism will work as if it is the Walrasian mechanism. If any trader is pessimistic or extremely pessimistic in trading any goods, then the price adjustment mechanism deteriorates into malfunctions. In a situation described in Proposition 11 or 12, the prices are not responsive to either the whole traders in some markets or some group of traders in the whole economy, so that the price adjustment mechanism develops a malfunction, and there is room to improve with some policies. At the end of Section 5, we mentioned “potential malfunctions” in a gray world, which is like a lifestyle illness. By correcting such malfunctions, economic welfare improves.

Then what kind of policies will correct malfunctions of the price adjustment mechanism that we have considered in this paper? There are at least three kinds of policies. The most important policy is “primary education,” which helps anyone develop the ability to continue being a sound trader even during a period of huge changes. We must know that we face various risks such as a wave of technical innovations, a change in population structure, investment fluctuation of houses and production equipment, demand waves by a fashion, advertisement, and political changes including wars. We ought to realize that we need some preparation for these risks. Without such preparation, a trader may fail and obtain a critical damage. Education of history in a broad sense, in particular education of economic history, is the core of primary education here. A new technology creates a sudden boom. A boom may become a bubble. Any boom ends, and any bubble collapses. This simple fact is well-known. However, people still go wild at the time of a boom or a bubble and some always experience huge damage. In this sense, we have to keep learning from such incidents as long as we live.

The second kind of policy is “technical education,” which assures traders of not failing in trading¹⁴. In consumer good markets, it is highly probable that there is a huge difference in the quality and quantity of information of goods, and in bargaining power between consumers and business. To avoid buying a good of poor quality or being the victim of a fraud, a consumer must examine the quality of goods and use a cooling-off period, for example. To protect consumers from bad contracts and unethical business practice, consumer education may help consumers develop self-reliance. In a labor market, a worker should know that each step in his career development requires a different skill. Without a knowledge of what skills are needed when, a worker is unprepared in the labor market. Career education should help a worker in being self-reliant socially and professionally and in having the necessary fundamentals to develop his career¹⁵. In a financial market, an investor should learn the characteristics of financial commodities and how to take steps of risk dispersion through financial and investor education¹⁶. During periods in which the market environments are stable, parents could teach their children simple aspects of market trading. However, today, things change so drastically and rapidly not only in a financial market and a labor market but also in a consumer goods market. In any market, failure in market trading is inevitable without the technical education mentioned here. The above mentioned primary education and technical education reduce the chances of traders’ failures, which make them pessimistic in market trading.

The third kind of policy is “encouragement.” Anyone who has failed needs encouragement to stand up again. For obvious malfunctions as shown in Propositions 11 and 12, he may be helped by government intervention, including government assistance by public funds. If malfunctions affect the whole market economy, we need a Keynesian countercy-

14 We take up consumer education, career education and investor education as examples of technical education mentioned here. As for consumer education, through the period of rapid economic growth in Japan (late 1950-1960s), the necessity of consumer education has been recognized. Providing consumer education and promoting public relations for consumer protection became a basic consumer protection measure. In 1968, the Basic Consumer Protection Act was enacted. However, a number of government agencies and departments worked for consumer education on a section-by-section basis. Since the beginning of the 21st century, a “safe and secure market” or a “market with quality” had been called for. The Basic Consumer Protection Act was renamed the Basic Consumer Act and was enacted in 2004. Furthermore, a number of consumer agencies and departments in administration were integrated into the Consumer Agency in 2009. Now, consumer education has been provided as a part of school education. Various campaigns for enlightenment have been conducted, particularly in May, which is the so-called the “consumer month.” Since 1990, the National Institute on Consumer Education has been working on promoting consumer education as a specialty. However, the White Paper on the National Lifestyle 2008 evaluated that efforts so far have not achieved that much. Other technical education options such as career education and investor education are also a part of school education. Various governmental agencies and departments are working toward enlightenment activities.

15 The Association for Technical and Career Education defines the terms of vocational (or job) education and career education as follows: Vocational education is one that cultivates the knowledge, skills, abilities, and attitude required to follow a certain or specific job. Career education is one that aims to let each person be self-reliant socially and professionally, cultivates the required fundamentals of abilities and attitude, and promotes career development.

16 Japan Securities Dealers Association has been playing a major role to promote investor education in Japan.

clical measure, which is government intervention including monetary and fiscal policies. It should be taken for a long enough period to change traders' states of mind, but not for long enough to cause moral hazard. Failures in price adjustment may be the largest market failure; hence we should not hesitate to implement any government intervention to alleviate the situation.

This last kind of policy reflects Samuelson's neoclassical synthesis. That is, the price adjustment mechanism does not work so well in the short run that recession may take place. If we get rid of the GDP gap using monetary and fiscal policies and traders' states of mind improve, then the price adjustment mechanism would recover from malfunctions. In the long run, the price adjustment mechanism ensures a market economy on the path of economic growth.

7. Conclusion

This paper has examined the price adjustment mechanism, that is the working of a market economy under perfect competition. One of requirements of the concept "perfect competition" is an agent to be a price-taker. First, an agent is an "atomic existence," which is small relative to the whole economy; hence he is not capable of manipulating the prices. Second, an agent has a horizontal subjective demand curve and a limitless trading opportunity at the going prices. In the beginning of this paper, we stressed that these two requirements are different and independent.

A limitless trading opportunity is a belief that an agent can trade limitless amount or more than his capability of trading. Such a belief should be supported by firm confidence in market trading. We consider the temporary equilibrium framework in this paper to examine consequences of the fact that there are occasions when a market economy faces a huge change. Such radical changes in a market economy inevitably cause successes and failures to traders. A successor gains huge profits and firm confidence. A loser from the same change must meet with gigantic losses and discouragement. A dis-hearted trader cannot be optimistic enough to believe that his trading opportunity should be limitless. A pessimistic trader must think that he can trade no more than the amount offered now. An extremely pessimistic trader may believe that he can trade less than the current offer.

In a market economy in which an atomic existence has a variety of states of mind, either the Walrasian or a quantity-constrained mechanism works. That is, passive trading by a pessimistic trader leads the price adjustment mechanism embodied by an auctioneer to a malfunction, because extremely pessimistic traders will exit from market trading, and pessimistic traders see the remaining demand as his trading opportunity. As the numbers of these traders increases, the market trading shrinks, that is, the quantity signals become smaller in the absolute value. The price signals based on these quantity signals cannot be an invisible hand, which is supposed to lead a whole market economy to no waste use of economic resources. This is the market failure in this paper.

We need some kinds of policy to remedy a market failure. The market failure examined in this paper is caused by a heavy failure in market trading and resulting discouragement. Consequently, we propose three steps of policy. First, we should provide traders by

primary education to be prepared in a market economy. Second, we should train traders to be successful in market trading. And finally, government intervention should support discouraged traders. Malfunctions of the price adjustment mechanism are the most fundamental market failure; hence a variety of measures should be taken.

We must stress the market failure discussed in this paper is to provide a microfoundation of macroeconomics. Today, the mainstream economists discuss microfoundations of macroeconomics in the framework of the Walrasian mechanism. However, as we point out, a Walrasian market economy is a special case in which there are only optimistic traders who have firm confidence in market trading. In a changeful world, there are always some traders who fail in market trading and get dis-hearted. Some countercyclical measures by fiscal and monetary policies are necessary at least temporarily. By realizing a temporary boom, pessimistic traders will recover confidence in market trading. That will remedy the malfunction of the price adjustment mechanism. If the price adjustment mechanism is restored, then the market economy will be on its path of economic growth.

Finally, we point out the subjects we left. Although we have shown that pessimistic states of mind should cause a malfunction of the price adjustment, we did not describe how the malfunction occurs. In the case in which a trader is either pessimistic or extremely pessimistic in trading some goods, there must be some spill-over effect that is resulting demand and supply of the other goods caused by unfilled demand and supply of the good in question. The spill-over effect distorts price adjustment in the Walrasian mechanism. It is very important to know how this distortion takes place. The study on this point will be an assignment for the future.

Another issue we left in this paper is a stability analysis. In this paper, we suppose that a trading opportunity is limited by upper and lower bounds as in the fixed-price quantity constraint models. There are necessarily kinks, that are in the way of a full stability analysis in the framework of a differential equation system. It is very important to know whether a market equilibrium is stable if not only price adjustment but also quantity adjustment works. To discuss the point, we need to construct a model in which there is no kink point in a trading opportunity function. This will be another assignment for the future.

The last assignment we left is to draw macroeconomic implications of this model. Because our model is stimulated by the studies of microeconomic foundations of macroeconomics, it is interesting to know how the market mechanism in this paper works in a macroeconomic framework. We have shown that there is a situation, in which the price adjustment mechanism works in some sectors of an economy and in the other sectors the price adjustment mechanism does not work but the quantity adjustment mechanism works. A macroeconomic model of such economy is new and interesting, because new classical macroeconomic models consider the price adjustment only and in fixed-price quantity-constrained models the price adjustment halts for some reasons. However, it is difficult to consider the distribution of states of mind in a macroeconomic framework, in which there are a representative consumer, a representative producer, and a government. We must find a proxy variable of the distribution of states of mind and explore macroeconomic implications. Again, this is an assignment for the future.

References

- [1] Alchian, A.A., "Information Costs, Pricing, and Resource Unemployment," in Phelps, E. (ed.), *Microeconomic Foundations of Employment and Inflation Theory*, New York: W.W. Norton, 1970.
- [2] Arrow, K.J. and G. Dubreu, "Existence of an Equilibrium for a Competitive Economy," *Econometrica*, 23(3), July (1954), 265-90.
- [3] Arrow, K.J., "Toward a Theory of Price Adjustment," in Abramovitz, M. et al., *The Allocation of Economic Resources*, Stanford University Press, 1959.
- [4] Arrow, K.J. and F.H. Hahn, *General Competitive Analysis*, San Francisco, Holden-Day, (1971).
- [5] Barro R.J. and H.I. Grossman, "A General Disequilibrium Model of Income and Employment," *American Economic Review*, 61(1), March (1971), 82-93.
- [6] Benassy, J.P., "Neokeynesian Disequilibrium in a Monetary economy," *Review of Economic Studies*, 42 (1975), 502-23.
- [7] Benassy, J.P., *The Economics of Market Disequilibrium*, New York: Academic Press, 1982.
- [8] Böhm, V. and P. Lévine, "Temporary Equilibria with Quantity Rationing," *Review of Economic Studies*, 46 (1979), 361-78.
- [9] Clower R., "The Keynesian Counterrevolution: A Theoretical Appraisal," in F.H. Hahn and F.P.R. Brechling (eds.), *The Theory of Interest Rates: Proceedings of a Conference held by the International Economic Association*. Chapter 5, London: Macmillan & Co Ltd and New York: St. Martin's Press, (1965), 103-25.
- [10] Debreu, G., *Theory of Value: An Axiomatic Analysis of Economic Equilibrium*, New York: Wiley (1959).
- [11] Dornbusch, R., and S. Fischer, *Macroeconomics* (4th ed.), McGraw-Hill, 1987.
- [12] Drèze, J., "Existence of an Equilibrium under Price Rigidity and Quantity Rationing," *International Economic Review*, 16 (1975), 301-20.
- [13] Feldman, A.M., *Welfare Economics and Social Choice Theory*, Martinus Nijhoff Publishing, 1980.
- [14] Fukuoka, M., *The Theory of General Equilibrium* (in Japanese), Tokyo: Soubunsha, 1979.
- [15] Gale, D., "A Note on Conjectural Equilibria," *Review of Economic Studies*, 45 (1978), 33-38.
- [16] Grandmont, J.-M., "Temporary General Equilibrium Theory," in Arrow, K.J. and M.D. Intriligator, *Handbook of Mathematical Economics*, vol. II, Amsterdam: Elsevier Science Publisher, 1982.
- [17] Hahn, F.H., "On Non-Walrasian Equilibria," *Review of Economic Studies*, 45 (1978), 1-17.
- [18] Hahn, F.H., "Keynesian Economics and General Equilibrium Theory: Reflections on Some Current Debates," in Hahn, F.H., *Equilibrium and Macroeconomics*, Cambridge: MIT Press, 1984.
- [19] Harris, S., *The New Economics: Keynes' Influence on Theory and Public Policy*, Alfred A. Knopf, (1948).
- [20] Heller, W.P. and R.M. Starr, "Unemployment Equilibria with Myopic Complete Information," *Review of Economic Studies*, 46 (1979), 339-59.
- [21] Hicks, J.R., *Value and Capital — An Inquiry into Some Fundamental Principles of Economic Theory*, Oxford: The Clarendon Press, 1939.
- [22] Ikeda, T., *On the Highest Degree of Smoothness of Outcome Functions Compatible with Quantity constrained Equilibrium non-Walrasian Performance*, Ph.D. Thesis from University of Minnesota, 1984.
- [23] Ikeda, T., "On Quantity-Constrained Perception Equilibria — The Pure-Exchange Economy Case," *Keio Economic Studies* (1986), vol.23 No.2.
- [24] Kahneman, D., "Maps of Bounded Rationality," *Nobel Prize Lecture*, 2002.
- [25] Kawamata, K., *Price Mechanism and Economic Welfare* (in Japanese), Soobunsha, 1991.
- [26] Keynes, J.M., *The General Theory of Money, Interest, and Employment*, New York: Harcourt, Brace,

1936.

- [27] Leijonhufvud, A., *On Keynesian Economics and the Economics of Keynes*, Oxford: Oxford University Press, (1968).
- [28] Lucas, Jr., R.E., and L.A. Rapping, “Real Wages, Employment, and Inflation,” in Phelps, E. (ed.), *Microeconomic Foundations of Employment and Inflation Theory*, New York: W.W. Norton, 1970.
- [29] Malinvaud, E., *The Theory of Unemployment reconsidered*, Basil Blackwell (1977).
- [30] Negishi, T., “Involuntary Unemployment and Market Imperfection,” *Economic Studies Quarterly*, 25 (1974), 32-41.
- [31] Negishi, T., *Microeconomic Foundations of Keynesian Macroeconomics*, New York: North-Holland, 1979.
- [32] Phelps, E. (ed.), *Microeconomic Foundations of Employment and Inflation Theory*, New York: W.W. Norton, 1970.
- [33] Samuelson, P.A., *Economics*, McGraw-Hill, (1948).
- [34] Sargent, T.J., *Macroeconomic Theory*, New York: Academic Press 1979.
- [35] Sargent, T.J., *Dynamic Macroeconomic Theory*, Harvard University Press, 1987.
- [36] Stiglitz, J.E., *Economics*, W.W. Norton, 1993.
- [37] Varian, H.R., *Microeconomic Analysis*, W.W. Norton, 1978.
- [38] Younès, Y., “On the Role of Money in the Process of Exchange and the Existence of a Non-Walrasian Equilibrium,” *Review of Economic Studies*, 42 (1975), 489-501.

(原稿受付 2018 年 10 月 31 日)

労働の固定費用が雇用調整に及ぼす影響⁽¹⁾

池 田 高 信

要 旨

長時間労働問題の要因として、日本型雇用慣行による労働の固定費用の大きさが指摘されている。日本型雇用慣行が人的投資とそれに伴う長期雇用を特徴とするゆえに、厳しすぎる労働時間規制や労働市場改革は、企業の生産性と労働者の雇用を損なうという議論もある。このような議論を客観的に評価するためには、企業の労働需要行動の一環として雇用調整を検討する必要がある。生産物への需要に変動があるとき、その変動についての期待確率に応じて、企業は核となる雇用を維持しつつ雇用調整を行う。企業特殊技能が内部労働者である正規雇用労働者を特徴づけ、かれらへの人的投資が労働の固定費用である。本稿は、期待確率と労働の固定費用の大きさによって、時間による雇用調整、人数による雇用調整、雇用調整を行わない選択という異なる雇用調整のタイプがあることを示す。これにより、企業は、生産物需要に対して悲観的で、労働の固定費用が大きいときに、正規雇用労働者に長時間労働を需要することが示される。

キーワード：労働経済学，マクロ経済学，雇用調整，労働の固定費用，長時間労働

はじめに

日本の労働市場の特徴として、労働の固定費用の高さが指摘されている。さらに、平成年間において、特に近年において長時間労働が問題化すると、その要因として労働の固定費用の高さが挙げられている⁽²⁾。しかし、昭和の高度成長期においても、労働の固定費用は高かったが、雇用保蔵が指摘されても、長時間労働は問題となっていない。米国では労働の固定費用が低く、人数による雇用調整が中心とされている。戦後しばらくは、日米の雇用調整のタイプの違いがオークン係数の大小として表れていると論じられている。長時間労働の要因として労働の固定費用の高さをあげることに問題はないにしても、高度成長期と平成年間とでは企業の労働需要を取り巻く環境に大きな差異がある。本稿の目的は、生産物需要の変動に直面する企業の労働需要行動、すなわち雇用調整における労働の固定費用の役割を示すことができる簡単なモデルを提示して、生産物需要水準についての期待確率が企業に異なる雇用調整の仕方を選ばせることを示すことである。

本稿は以下のような構成からなる。第1節において先行研究を概観する。マクロ経済学と労働

経済学での取り扱いの違いはその視座の差異から生じていることをみる。第2節において、考察する経済環境を特定化する。資本ストック量が固定的で、固定的労働投入と可変的労働投入が完全補完であるとする。第3節で、固定的労働用役と可変的労働用役が取引される労働市場を描写する。以上のように特定化すると、第4節において生産物需要の変動に直面する企業の期待費用関数を示す。第5節において、企業が生産物需要の水準が分かる前に雇用する労働者数を選ぶ基準を示す。第6節において、生産物需要水準によって雇用調整が必要になるが、人数調整か時間調整かの選択は調整費用と期待確率に依存することを示す。第7節では、当初雇用水準を高くして、雇用保蔵で対応する状況を特定化する。最後に、第8節で、以上の結果についての考察と課題を述べる。

1. 先行研究

雇用調整は、いくつかの視点から研究されている。労働投入の調整は人数による調整と時間による調整に分けることができるが、多くの場合、人数調整に関心が寄せられてきた。本稿は、近年の長時間労働の研究に触発されて雇用調整を見ており、この場合、言うまでもなく時間調整を含まざるを得ない。こうした観点から、先行研究を概観し、本稿が設定する状況へと進むことにする。

マクロ経済学では、雇用調整問題は、産出の需給ギャップが変化するとき、労働の需給ギャップがどのように変化するかという関係であるオークンの法則との関連で登場する。Okun (1962) は、米国では失業率が1%変化するとGDPは3%程度変化することを見いだしている⁽³⁾。自然なことに、日本においてオークンの法則が成り立つか、成り立つとすれば失業率の変化に対する産出量の変化の比率であるオークン係数はどのくらいかが興味深い問いとなる。黒坂・浜田 (1984) は、これらの問いに興味深い答えを与えている。まず、1952-82年の日本経済におけるオークン係数の推定値は28であるとする。次に、この期間を分けてみると、53-65年で18、65-73年で32、74-82年で13となり、雇用調整の速度が変化していることを指摘する⁽⁴⁾。佐藤 (1989) は、これらの結果を紹介して、労働投入の総時間でみれば雇用調整には日米間で差がないとして、日本では人数調整が小さく、「企業内失業」という雇用保蔵で対応していると指摘している⁽⁵⁾。

労働経済学における雇用調整の国際比較は、労働組合の交渉力、雇用法制や雇用慣行などの差異から生じるものとして見られている⁽⁶⁾。明らかに、雇用保障が重視されている。村松 (1995) によれば、生産量と前期の雇用量を基本変数とし、それ以外に賃金・製品価格比または賃金・資本コスト比やトレンド項を加えた雇用関数を想定して、調整速度や、雇用の生産弾力性を推定する方法をとる。必要量と前期雇用量の雇用ギャップに対して、雇用調整速度の割合だけ今期の雇用人員を一部分調整するだろうからである。この接近法による研究の展望を村松 (1995) は次の

ように要約している⁽⁷⁾。第一に、篠原・石原（1977）の結果が示すように、日本の雇用人数の調整速度は、ドイツや英国とはそれほど変わらず、米国に比べて遅い。第二に、米国の雇用調整速度の速さは、内部労働者の雇用についての労使間の取り決めがあるからであるとする。すなわち、レイオフの順番を「先任権の逆順」とし、採用雇用は「先任権の順」とし、レイオフ権限は経営側に委ねるものである。このとき、内部労働者とは、Oi（1962）が指摘した「企業に特有な技能」によって企業内労働と外部労働とに区別される企業内部の労働者をいう。第三に、企業レベルの雇用調整には順番があり、残業規制、中途採用の停止、臨時パート労働者の再契約停止、配置転換・出向、一時休業（一時帰休）、希望退職者募集・指名解雇という順である。経験則として、「二期赤字が継続すると人員整理が発生しやすい」ことを報告する。第四に、「企業に特有な技能」を重視する産業では雇用調整が遅い。最後に、解雇の対象は、米国では若年層からだが、日本では中高年層からである。

近年の労働経済学の雇用調整に寄せる関心は、長時間労働に関連したものへと移行している。小倉（2008）は、日本の長時間労働者の比率が先進諸国の中で高いだけでなく、発展途上国と比べても低くないことを指摘し、いくつかの研究課題を示している⁽⁸⁾。第一に、日本では恒常的残業と低い割増率が所定外労働時間を長くしているが、割増率の引き上げが所定外労働時間を削減するだろうか？ 第二に、作業効率が最高となる労働時間を超える長時間労働をさせているのはなぜか？ その他の研究課題として、次のような疑問をあげている。長時間労働を前提とした業務量になっていないか？ 成果主義の適用が労働時間を長くしていないか？「名ばかり管理職」が労働時間規制の抜け穴となっていないか？ 労働政策は労働者を長時間労働から保護しているか？ 日本人は長く働く「働き方の文化」を持っているのか？ 日本人が利便性を求める消費行動をとるので長時間労働となっていないか？

三谷（2012）は、企業の最適労働時間が準固定労働費用が大きくなるにつれて長くなることを示す一方で、樋口（2010）によれば市場の失敗がある場合には政府による労働時間規制は経済合理的であるという⁽⁹⁾。樋口の条件は、(i)労働市場の需給調整機能が失われている場合、(ii)長時間労働が企業の利潤の増大になる場合、(iii)企業特殊な技能から転職費用が高くなり、相対取引となり労働者の交渉力が低い場合、(iv)他の労働者に「負の外部性」が働く場合である。三谷（2012）は労働時間に関する研究が日本の労働時間へ示唆するものとして、3点を上げている。まず、税・社会保障の負担が重いと労働供給が減少するという Prescott（2004）の主張を日本に適用するのは無理がある。次に、西欧大陸諸国ではワークシェアリングの考え方から労働組合が労働時間短縮を要求し実現したが、日本の労働組合の交渉力は小さい。したがって、政府による規制が重要である。最後に、欧州大陸諸国と米国の間の労働時間の格差を選好や文化の差異に求める Blanchard（2004）を紹介するも、日本ではある労働者の休暇取得による効用が家族や他の労働者の休暇取得に負の影響を与える社会的乗数効果が働いているという。

山本・黒田（2014）の第7章では、労働の固定費が大きいと、企業にとって、雇用者数よりも

労働時間を多く需要することが合理的となり、平時に労働者に長時間労働をさせ、不況には労働時間の削減によって人件費調整が行われるという「残業の糊代」仮説が検証される⁽¹⁰⁾。結果として、日本人の労働時間の希望と実際のギャップの約3分の2は「残業の糊代」説に該当する長時間労働であるという。日本人の長時間労働の一部は、長期雇用が存在していることの代償である。残業時間の存在に経済合理性がある以上、無理な規制には大きな経済的費用を伴うと指摘する。しかし、職場での人的資源管理が上手であれば労働時間は短くなるという。

こうした知見に基づいて、経済財政白書（2017）は、日本における長時間労働の背景を「一企業における長期雇用を前提として、企業特殊の技能の習得のための固定費用がかかっていることに加え、転職市場の規模や効率性が限られていることや組合組織率の低下にみられる労働者側の影響力が低下していること等が関係している可能性」を指摘する⁽¹¹⁾。

以上から、長時間労働の問題を理論的に考える時、「労働の固定費用が大きい場合に生産物需要の変動に直面する企業の労働需要行動」が主要な枠組みになる。雇用調整における労働の固定費用の役割に光をあてた先駆的業績として、Oi（1962）とNickell（1978）をあげたい。

まず、Nickell（1978）は、労働者の採用と解雇にかかわる費用として、以下をあげる⁽¹²⁾。採用費用は、新しい労働者の発見、審査、職場に落ち着くまでの間の生産の損失などである。解雇費用は、余分な支払い、労働組合の反対、雇用保護法制にかかわる法的問題などである。そして、「注目すべきことは、労働者一人当たりの費用を想定すべき理由は少ない」といい、労働投入の調整費用を固定費用として扱うことを提案する。結果として、この費用が大きいと、「循環における平均的雇用水準を引き下げ、とりわけ好況期における雇用水準を引き下げて稼働能力の不足のままにしておくことを促進する」と主張する⁽¹³⁾。そして、雇用保護法制の強化は固定費用を高め、雇用水準を引き下げるので、雇用保護にならない可能性があると警告する。

次に、Oi（1962）は、労働は「準固定的生産要素」とであるとする⁽¹⁴⁾。なぜなら、一部の労働者を採用するために固定的な雇用費用、すなわち訓練費用を支払う。訓練費用は、人的投資であり、労働者の生産性を改善するものとして定義される。訓練費用は労働者一人当たりで生じる費用である。この費用の存在が、異なる職業についての固定度の差異を生むと主張し、それが雇用と収入についての職業的格差、失業格差、離職率の差異、差別的採用や解雇政策などを説明するとする⁽¹⁵⁾。明らかに、訓練費用が投下されるかどうかによって、企業内部労働者と外部労働者とに分類される。

労働の固定費用についての二つの接近法のうち、どちらが現下の長時間労働問題にとって適切であろうか？ Nickell（1978）は、労働組合が一定の政治的圧力を持ち、労働者保護に役割を果たすことを前提としている。現在、労働組合組織率及び交渉力の低下が指摘され、また雇用流動化が成長戦略として掲げられ、規制改革課題である中では、解雇の固定費用は限られた役割しか果たさない。次に、雇用の外注化により、非正規雇用比率が増大しているとき、正規雇用の核を定義するものが、Oi（1962）のいう固定的な雇用費用であることは言うを俟たない。

以下では、訓練費用に代表される雇用費用によって特徴づけられる内部労働者の雇用調整を検討するために、生産物需要の変動に直面する企業の労働需要のモデルを提示する。

2. 経済環境

一つの企業の雇用調整を考える。そこで、生産は資本 K と労働による。さらに、労働投入には 2 種類あって、正規雇用労働者による労働投入 $N = tn$ と、非正規雇用労働者による労働投入 $L = sl$ からなるとしよう。この時、 t は正規雇用労働者の労働時間数、 n は正規雇用労働者数、 s は非正規雇用労働者の労働時間数、 l は非正規雇用労働者数である。生産量を x で示すこととすれば、生産関数は $x = F(K, N, L)$ で示される。例えば、 $x = ZK^{1/2}[\min\{N, L\}]^{1/2}$ を考えればよい。ここで、 Z は組織効率や技術進歩の採用などを表す。

この生産関数で最も特徴的なことは、労働投入が $\min\{N, L\}$ であること、すなわち正規雇用労働者による労働投入と非正規雇用労働者による労働投入が完全補完であることである。これを仮定 1 とする。この仮定の意味を考えるために、飲食店を想定すれば、店の従業員は正規雇用であろうと、非正規雇用であろうと、接客・清掃・食器洗浄などの業務は全員が行う。正規雇用労働者はその上に、労務管理・資材調達・経理管理などの業務を追加して行う。ここでは、簡単化のために、第 1 業務群を非正規雇用労働者が行い、第 2 の業務群を正規雇用労働者が行うとする。それらが互いに補完的であることは言うを俟たない。

仮定 1 労働投入は $\min\{N, L\}$ である。

次に、雇用調整に焦点を当てるので、資本ストック量は当面、一定であるとする。また、組織効率や技術進歩の採用も考慮の外とするので、一定であるとする。

仮定 2 資本ストック K と組織効率や技術進歩 Z は一定である。

仮定 1 や仮定 2 の下での生産関数は、 $x = \min\{N, L\}$ で与えられると考えてよい。

この時、企業は、不確実な生産物需要に直面している。確率 q で低い需要量 A 、確率 $1-q$ で高い需要量 B を生産しなければならない。企業は、費用最小化するように雇用量を決定する。

3. 労働市場

労働市場は、正規雇用労働者の市場と非正規雇用労働者の市場とからなっている。まず、非正規雇用労働者は賃金率 v で、企業が望むだけ、費用をかけることなく雇用可能であるとする。企

業は、不確実な需要量が判明してから、その生産に必要な非正規雇用労働者を賃金率 v で雇用できる。非正規雇用労働者は、正規雇用労働者より短い固定された時間だけ働く。そこで、その労働時間 s は $s = 1$ に固定されているとする。

次に、正規雇用労働者は正規雇用労働者ならではの業務をしなければならないので、不確実な需要量が分かる前に労働者数 m だけ雇用する。適材を採用するには時間と費用が掛かる。また、その業務を果たすために必要な教育をしなければならない。その教育のうちには企業固有技能を習得することも含まれる。さらに、多すぎた場合に解雇するとすれば、退職金等の費用がかかる。これらの費用を労働の固定費用 F と呼ぶ。すなわち、当初の正規雇用労働者を m より増減する場合には、企業は 1 人当たり固定費用 F を負担する。

正規雇用労働者はその労働時間について賃金率 w が支払われ、少なくとも所定労働時間 p 時間は働く。企業が所定労働時間 p を超えて働くことを求める場合には、賃金 w に加えて割増賃金 f を支払わなければならない。

4. 費用条件

まず、非正規雇用労働者の労働費用を考えよう。需要量が A ならば、非正規雇用労働者の投入量は $L = A$ で、需要量が B ならば、 $L = B$ である。したがって、費用も又、それぞれ $vL = vA$, $vL = vB$ となる。しかも、これらは、需要量の水準が分かってから調整できるので、考慮の外となる。

正規雇用労働者の労働費用を考える。まず、正規雇用労働者にはその労働時間すべて tn に対して賃金率 w が支払われ、超過労働時間 $(t-p)$ に対して割増賃金 f が支払われ、人数調整は当初雇用数 m より増減する分について 1 人当たり F の固定費用を負担する。そこで、費用関数は以下のようになる。

$$C_h = wt_h n_h + f(t_h - p)n_h + F|n_h - m| \quad h = A, B$$

そこで、期待費用は、 $EC = qC_A + (1-q)C_B$ で示される。企業は、費用最小化するように、当初雇用数 m を決定して、需要水準が判明してから、それに合わせて t_h と n_h を選ぶ。

5. 当初雇用数 m の選択

生産物への需要水準が判明する前に、企業は当初雇用数 m を選択するが、その最適な選択の基準を求めよう。

命題 1

企業は、 n_A と n_B を所与として、確率 q の大きさに基づき m を選択する。すなわち、

- (i) $q < 1/2$ ならば、 $m = n_B$,
- (ii) $q = 1/2$ ならば、 $n_A \leq m \leq n_B$,
- (iii) $q > 1/2$ ならば、 $m = n_A$ とする。

証明

まず、 q がどの値をとっても、 $n_A \leq m \leq n_B$ であることは明らかである。この範囲を超えると超えた分は需要水準がいずれでも重複して負担することとなり、費用最小化に反するからである。

次に、 $\partial EC / \partial m = qF - (1-q)F = F(2q-1)$ であるに注意する。今、 $q < 1/2$ ならば、 $\partial EC / \partial m < 0$ となる。これは m の上昇につれて、期待費用が低下することを示す。したがって、可動範囲 $n_A \leq m \leq n_B$ の上限に m を設定する。すなわち、 $m = n_B$ となる。

$q > 1/2$ であるとする。 $\partial EC / \partial m > 0$ となる。これは m の上昇につれて、期待費用が上昇することを示す。したがって、可動範囲 $n_A \leq m \leq n_B$ の下限に m を設定する。すなわち、 $m = n_A$ となる。

最後に、 $q = 1/2$ の場合を考える。 $\partial EC / \partial m = 0$ となる。したがって、 $n_A \leq m \leq n_B$ を満たす範囲であればよい。 証了

期待する生産水準が低ければ、当初雇用数を低くし、期待する生産水準が高ければ、当初雇用数を高くするということは、真にもっともらしい。

6. 雇用調整：時間か人数か

雇用調整を考える準備ができた。しかし、ここで、時間調整と人数調整は連関していることを想起しなければならない。すなわち、時間と人数は $N = tn$ によって関連づけられているからである。すなわち、 m が固定されていることを条件として、期待費用は時間 t だけの関数である。

$$\begin{aligned}
 EC &= qC_A + (1-q)C_B \\
 &= q[wA + f(t_A - p)(A/t_A) + F|(A/t_A) - m|] + (1-q) \\
 &\quad [wB + f(t_B - p)(B/t_B) + F|(B/t_B) - m|] \\
 &= q[wA + f(t_A - p)(A/t_A) + F\{m - (A/t_A)\}] + (1-q) \\
 &\quad [wB + f(t_B - p)(B/t_B) + F\{(B/t_B) - m\}]
 \end{aligned}$$

最後の等号は、 m の値の範囲が $n_A \leq m \leq n_B$ であることによる。この期待費用関数によって、次の命題を得る。

命題 2

$q \geq 1/2$ を仮定する。

この時、企業は $t_A = p$ かつ $m = n_A = A/p$ とし、 t_B を次のように選択する。

- (i) もし $fp < F$ ならば、 $t_B = (B/A)p$ 、したがって $n_B = A/p$ とする。
- (ii) もし $fp > F$ ならば、 $t_B = p$ 、したがって $n_B = B/p$ とする。
- (iii) もし $fp = F$ ならば、時間調整も人数調整も費用を変化させない。

証明

仮定 $q > 1/2$ から $m = n_A$ であるから、期待費用は、

$$EC = q[wA + f(t_A - p)(A/t_A)] + (1-q)[wB + f(t_B - p)(B/t_B) + F\{(B/t_B) - m\}]$$

となる。

この時、 $\partial EC / \partial t_A = (qpfA) / (t_A)^2 > 0$ 。 t_A を増加させるにつれて期待費用が増加する。したがって、費用最小化のためには下限 p に設定することになる。すなわち、 $t_A = p$ かつ $m = n_A = A/p$ 。

これにより、期待費用は、

$$EC = qwA + (1-q)[wB + f(t_B - p)(B/t_B) + F\{(B/t_B) - (A/p)\}]$$

となる。

この時、 $\partial EC / \partial t_B = (1-q)B(fp - F) / (t_B)^2$ となる。この符号は $(fp - F)$ の符号によることになる。すなわち、もし $fp < F$ ならば $\partial EC / \partial t_B < 0$ となり、需要水準が高い時には時間数を増加し雇用数を減少させることが費用低下につながる。そこで、 $t_B = B/m = (B/A)p$ 、したがって $n_B = m = A/p$ と設定することになる。これは、雇用数を当初雇用数に留め、時間で調整することを意味している。この時、期待費用の値は、

$$\begin{aligned} EC &= qwA + (1-q)[wB + f(t_B - p)(B/t_B)] \\ &= qwA + (1-q)[wB + f(B - A)] \end{aligned}$$

となる。

同様に、もし $fp > F$ ならば $t_B = p$ 、したがって $n_B = B/p$ と設定する。労働時間数を所定労働時間に留め、人数で調整することを意味している。この時、期待費用の値は、

$$\begin{aligned} EC &= qwA + (1-q)[wB + F\{(B/t_B) - (A/p)\}] \\ &= qwA + (1-q)[wB + (F/p)(B - A)] \end{aligned}$$

となる。

最後に、もし $fp = F$ ならば、 $\partial EC/\partial t_B = 0$ となり、時間調整も人数調整も費用を変化させない。

次に、 $q = 1/2$ の場合を考える。しかし、この時、命題 1 から m を可動範囲 $n_A \leq m \leq n_B$ のどこに設定しても同じなので、 $m = n_A = A/t_A$ とすれば、 $q > 1/2$ の場合とまったく同じ議論が成立する。 証了

命題 2 は雇用調整の日米間の比較の議論を想起させる。すなわち、 $fp < F$ ならば、すなわち労働の固定費用 F が（所定労働時間 p に割増賃金 f を乗じただけの費用よりも）大きければ時間による雇用調整が行われる。 $fp > F$ ならば、すなわち労働の固定費用が十分に小さければ人数による雇用調整が行われる。前者が日本であり、後者が米国であると従来特徴づけられている。時間による雇用調整が行われるからこそ、長時間労働の問題が発生する。

残された場合は条件 $q < 1/2$ を満たす場合である。この場合においては、制度的条件が厳しく企業を縛ることになる。

命題 3

$q < 1/2$ を仮定する。この時、企業は $t_B = p$ したがって $m = n_B = B/p$ であるように選ぶ。さらに、 $t_A = p$ かつ $n_A = A/p$ を選択する。

証明

命題 1 から $m = n_B$ であるから、期待費用は

$$EC = q[wA + f(t_A - p)(A/t_A) + F\{m - (A/t_A)\}] + (1 - q)[wB + f(t_B - p)(B/t_B)]$$

となる。

ここで、 $\partial EC/\partial t_B = (1 - q)fpB/(t_B)^2 > 0$ であるから、費用最小化のためには t_B を下限の p に設定することになる。この時、 $m = n_B = B/p > n_A = A/p$ であることに注意する。

さらに、 $\partial EC/\partial t_A = \{qA(fp + F)\}/(t_A)^2 > 0$ となる。費用最小化のためには、 t_A を下限の p に設定することになる。したがって、 $n_A = A/p$ である。この選択の結果、期待費用は

$$EC = q[wA + (F/p)\{(B - A)\}] + (1 - q)wB$$

となる。 証了

生産水準が高いと期待するのであれば、命題 1 から当初雇用数を高い生産水準に合わせる。すると、労働時間は下限の所定労働時間 p によって制約されるので、人数による雇用調整しか残らない。命題 2 の(i)について、時間による雇用調整が日本型と特徴づけられると述べたが、実は

需要水準について悲観的であることを表す主観確率 q が大きい場合に限るということが、ここでの含意である。経済成長が維持されていて、生産水準を高い水準へと期待値を上げていく場合には、時間による雇用調整は行われないことが予想される。

7. 雇用調整をしないという選択

雇用調整をしないという選択の是非を考えよう。その場合、自然なことに雇用量は高い生産水準によって規定され、労働時間は下限 p によって決まる。すなわち、まず $t_B = p$ かつ $n_B = B/p$ が選ばれ、それが生産水準が低い場合にも維持されるので、 $t_A = p$ で $n_A = B/p$ ということになる。この時、労働費用は、 $C = wB$ である。

この費用と前述のそれぞれの場合の期待費用との比較をすることで、時間による雇用調整、人数による雇用調整を行う状況が浮かび上がる。

命題 4

- (i) $q > 1/2$ かつ $fp < F$ の場合で時間による雇用調整が行われるのは、 $(f/w) < q/(1-q)$ を満たす場合に限る。
- (ii) $q > 1/2$ かつ $fp > F$ の場合で人数による雇用調整が行われるのは、 $F/(wp) < q/(1-q)$ を満たす場合に限る。
- (iii) $q < 1/2$ の場合で人数による雇用調整が行われるのは、 $F/(wp) < 1$ を満たす場合に限る。

証明

まず、(i)を考える。当該の場合に時間による雇用調整が行われる場合の期待費用は、

$$EC = qwA + (1-q)[wB + f(B-A)]$$

であり、これと雇用調整をしない場合の費用 $C = wB$ を比較する。すなわち、時間による雇用調整を行う場合が有利なのは、

$$EC = qwA + (1-q)[wB + f(B-A)] < C = wB$$

である。これを、 $B-A > 0$ であることに注意して解けば、

$$f/w < q/(1-q)$$

を得る。逆に、この条件が仮定された場合のみ、 $EC < C$ となることは明らかである。

次に、(ii)を考える。(i)と同様に、

$$EC = qwA + (1-q)[wB + (F/p)(B-A)] < C = wB$$

を、 $B-A > 0$ であることに注意して解けば、

$$F/(wp) < q/(1-q)$$

を得る。この場合も、逆に、この条件が仮定された場合のみ、 $EC < C$ となることは明らかである。

最後に、iii)を考える。これも同様に、

$$EC = q[wA + (F/p)\{(B-A)\}] + (1-q)wB < C = wB$$

を、 $B-A > 0$ であることに注意して解けば、

$$F/(wp) < 1$$

を得る。この場合も、逆に、この条件が仮定された場合のみ、 $EC < C$ となることは明らかである。証了

命題 4 は、雇用調整をしないという選択肢との比較で、時間による雇用調整が行われる場合と人数による雇用調整が行われる場合を特徴づけている。生産物への需要水準について悲観的な場合、すなわち $q > 1/2$ である場合、時間による雇用調整を行うことが雇用調整を行わないことよりも有利な場合は $(f/w) < q/(1-q)$ を満たす場合に限る。このとき、 f/w は所定労働時間賃金 w に占める割増賃金 f の比である。割増賃金 f が賃金 w に期待確率の比を乗じた範囲であれば、時間による雇用調整が行われる。また、人数による雇用調整を行うことが雇用調整を行わないことよりも有利な場合は $F/(wp) < q/(1-q)$ を満たす場合に限る。 wp は賃金 w に所定労働時間 p を乗じた額だから、労働の固定費用 F が wp に期待確率の比を乗じた範囲であれば、人数調整が行われる。

生産物への需要水準について楽観的な場合、すなわち $q < 1/2$ である場合、労働の固定費用 F が wp の範囲内であるほど小さいならば、人数調整が行われる。重要なことは、この条件が満たされないならば、すなわち、労働の固定費用 F が大きいならば、雇用調整をしないという選択があり得る点である。

命題 4 が示す状況の蓋然性を評価するために、どのような場合に(i)や(ii)の条件が成立するかをみよう。

命題 5

- (i) $w > f$ ならば、どのような $q > 1/2$ についても $(f/w) < q/(1-q)$ となる。

- (ii) もし $F/(wp) < 1$ ならば、どのような $q > 1/2$ についても $F/(wp) < q/(1-q)$ である。

証明

まず、(i)について考える。 $q = 1/2$ のとき、 $q/(1-q) = 1$ で、どのような $q > 1/2$ についても $q/(1-q) > 1$ である。これと $f/w < 1$ であることから導かれる。

次に、(ii)であるが、これも同様に、どのような $q > 1/2$ についても $F/(wp) < 1 < q/(1-q)$ であるからである。証了

命題5の(i)は、所定内労働に対して支払われる賃金 w が割増賃金 f よりも高いという条件の下では、命題4の(i)の条件が得られることを示している。すなわち、 $q > 1/2$ かつ $fp < F$ の場合には時間による雇用調整が行われる。企業が需要水準について悲観的で、労働の固定費用が大きいならば、時間による雇用調整が行われる。

命題5の(ii)は、企業が需要水準について悲観的でも、労働の固定費用 F が一定水準 wp 以下であれば、人数による雇用調整が行われる。

本節では、雇用調整を行わない選択肢を検討した。生産物への需要水準について悲観的な場合には、前節までの結果から、労働の固定費用の大きさが雇用調整のタイプを決めるということが蓋然的であろう。しかし、企業が需要水準に楽観的である場合には、労働の固定費用が小さい場合に人数調整が行われ、労働の固定費用が大きい場合には雇用調整が行われないことになるのである。これは、戦後高度経済成長期のような楽観的な時期の雇用保蔵を説明する。

8. 考 察

以上の議論は次のように要約できる。正規労働者の労働投入 N と非正規労働者の労働投入 L の間の完全補完性の仮定の下では、非正規雇用労働者の存在は必ずしも正規労働者の労働時間に影響を与えるものではない。命題1は、当初雇用数 m が生産水準の発生確率 g に依存すると主張する。命題2は、企業が生産水準が低いと期待することが多い場合、 $fp < F$ ならば時間による雇用調整をし、 $fp > F$ ならば人数による雇用調整を行うと主張する。すなわち、労働の固定費用 F の大きさが、雇用調整のタイプを決定する。命題3は、生産水準が高いと期待することが多い場合、人数による雇用調整を行うと主張する。これらの主張を、雇用をしないという選択を加えて検討すれば、需要水準についての期待確率 q の大きさにより、雇用調整のタイプが決まることを、命題4は示す。命題5は、所定内労働に対する賃金 w と割増賃金 f との比較、労働の固定費用 F と所定内労働からの賃金所得の大きさ wp との比較から、命題4の条件が得られることを主張する。こうして、雇用調整の分類学が完成した。すなわち、企業が需要水準につ

いて悲観的で、労働の固定費用が大きい場合には、所定内労働に対する賃金 w が割増賃金 f よりも大きければ、時間による雇用調整が行われる。その結果、長時間労働問題が発生する可能性がある。企業が需要水準に悲観的でも、労働の固定費用 F が所定内労働からの賃金所得 $w\bar{p}$ より小さければ、人数による雇用調整が行われる。最後に、企業が需要水準に楽観的で、労働の固定費用 F が小さければ、人数による雇用調整が行われる。しかし、労働の固定費用 F が大きければ、雇用調整を行わず雇用保蔵を行う。

このような雇用調整の分類学から、長時間労働問題が生じている状況を客観視でき、問題点を浮き彫りにすることができる。すなわち、生産物への需要水準について悲観的で、労働の固定費用が大きい場合に、正規雇用労働者に長時間労働という問題が生じる。労働の固定費用が大きくても、生産物への需要水準について楽観的であれば、雇用調整をしないことが選択される。これらは、日本の労働市場の様相と適合するようである。

ここで「企業固有技能」という概念を労働の固定費用の大きさの要因としている。企業固有技能習得のための人的投資をして、その果実を得るために長期雇用を行っているのが日本型雇用であると論じられている。これゆえに、長時間労働は長期雇用の代償であるという議論もある。しかし、それが正しいとしても、雇用保護されているのは一部労働者だけである。また、どのような企業固有技能も有用なのであろうか？ 外部に高度職業人を育成する教育機関があれば、企業固有技能の範囲は小さなモノとなるのではないだろうか。いずれにしても、労働者の健康と生命に危険を及ぼす長時間労働について規制すべきであるというのは社会的合意であろう。

最後に、5点を指摘しておきたい。

まず、正規労働者の労働投入と非正規労働者の労働投入の完全補完性の仮定である。正規労働者の労働投入 N と非正規労働者の労働投入 L の間の完全補完性を仮定しないならば、非正規労働者の労働投入の利用可能性が大きい場合には、非正規労働者と正規労働者の間に賃金率の格差があるので正規労働者の雇用に大きく影響する。しかし、本稿では完全補完性を仮定しているので、非正規労働者と正規労働者の雇用は、生産水準への期待が独立に影響するのみである。賃金率の格差もまた、正規労働者の雇用調整に影響を与えない。

では、完全補完性の仮定の妥当性・蓋然性はどうだろうか？ 職務において、管理業務などは非正規労働者よりも正規労働者に課せられると考えることが自然ならば、この仮定は妥当であると言えよう。実際には、公式にか非公式にかに関わらず非正規労働者にそれらの職務を課している場合はあるだろう。つまり、正規労働者と非正規労働者の職務分担が現場で明確化され、その補完性が十分に理解されているかどうかは問題のあるところであろう。その場合には、上の議論に制限が生まれる。

第2点は、本稿は調整費用を単位当たりの労働の固定費用 F や割増賃金 f を用いて線形の調整費用関数を考えていることである。調整費用関数が、2次式のように費用が加速度的に増加するのであれば、命題1は大きく内容を変えよう。したがって、雇用調整の分類学も本稿のように

単純でなくなることが予想される。

第3点は、需要水準の発生確率 q は企業が予想するものであることである。この確率の値についての期待を企業がどのように形成するかは、雇用調整の分類学をどのように理解するかに関わってくる。期待形成が過去の出来事に依存すると考えるのが自然であるが、どの程度までの過去なのか、悪い過去の記憶は長くとどまり、良い過去の記憶は短い命であるのか、それとも逆か、という点については本稿の視野の外となっている。しかし、政策との関連では、非常に重要な論点であることは言うを俟たない。

第4点は、労働の固定費用が企業固有技能を取得するための人的投資であると考えられるので、Oi (1962) のように、それが企業の生産性向上に寄与する効果を考慮することも必要であろう。そうするならば、企業固有技能のための人的投資したがって労働の固定費用の大きさは企業の選択対象となる。高度な技能者の市場が外部にあって容易に雇用できたり、企業外に技能習得の場が利用可能であれば、労働の固定費用の大きさも変化するだろう。日本型雇用慣行だから労働の固定費用が高いという議論ではなく、企業が合理的に選択した結果であるという議論へ道を拓くことができる。

最後に、Oi (1962) も Nickell (1978) も動学モデルを構築し、その短期的現象として労働の固定費用を考察している点に注目したい。長期において完全競争的解への収束が示されるのであれば、労働の内部市場したがって日本型雇用慣行を強調する議論には一応の歯止めがあるということになろう。

《注》

- (1) 本稿は、単亜男さんの修士論文の指導のために書いたメモが基になっている。その意味で、単亜男さんの研究に対する熱意に感謝する。査読者の懇切な指摘とコメントに感謝する。
- (2) 例えば、「平成 29 年版経済財政白書」第 1 章第 1 節の 4 小節を参照。
- (3) Okun (1962) p. 403 を参照。Okun (1962) は、彼の回帰式を説明するために、生産水準の変化を労働力、労働時間、生産性の変化を取り上げ、特に、生産水準と労働生産性の間の正相関はかなり長い期間において労働投入の多くが固定費用であることを示唆すると指摘している。(p. 409) さらに、労働投入が固定的である理由として、契約、技術的要因、取引費用、職場で獲得された技能、士気の問題を示している。
- (4) 黒坂・浜田 (1984) 第 2 章を参照。
- (5) 佐藤 (1989) pp. 45-49 を参照。
- (6) 太田 (2001) は、雇用調整の問題のスケッチを示している。Hamermesh (1989) を参照。
- (7) 村松 (1995) pp. 75-76 を参照。
- (8) 小倉 (2008) pp. 10-15 を参照。
- (9) 三谷 (2012) pp. 9-19 を参照。
- (10) 山本・黒田 (2015) pp. 211-212 を参照。
- (11) 平成 29 年版経済財政白書 p. 105 を参照。
- (12) Nickell (1978) p. 329 を参照。
- (13) Nickell (1978) p. 339 を参照。
- (14) Oi (1962) p. 539 を参照。

- (15) Oi (1962) pp. 534-535 を参照。

参考文献

- [1] 太田聡一「雇用調整」日本労働研究雑誌 No. 597/April 2010
 - [2] 小倉一哉「日本の長時間労働——国際比較と研究課題」日本労働研究雑誌 No. 575/June 2008
 - [3] 黒坂佳央・浜田宏一「マクロ経済学と日本経済」日本評論社 1984 年
 - [4] 佐藤和夫「マクロ経済学専科」日本評論社 1989 年
 - [5] 内閣府「平成 29 年版 経済財政白書」2017 年
 - [6] 三谷直紀「余暇と労働時間の長期的推移に関する経済理論と実際」日本労働研究雑誌 No. 625/August 2012
 - [7] 村松久良光「第 2 章 日本の雇用調整：これまでの研究から」シリーズ現代経済研究 9「日本の雇用システムと労働市場」日本経済新聞社 1995 年
 - [8] 山本勲・黒田祥子「労働時間の経済学」日本経済新聞出版社 2014 年
- 以下、英語文献
- [9] Blanchard O., “The Economic Future of Europe,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 18, 3-26, 2004
 - [10] Hamermesh, D. S., “Labor Demand and the Structure of Adjustment Costs,” *American Economic Review*, 79, 674-89, 1989.
 - [11] Hamermesh, D. S., “The Demand for Labor in the Long Run,” 429-471, in Ashenfelter, O., and R. Layard, eds. *Handbook of Labor Economics, volume I*, Elsevier Science Publisher BV, 1986.
 - [12] Nickell, S. J., “Fixed Costs, Employment and Labor Demand Over the Cycle,” *Economica*, 45, 329-345, 1978.
 - [13] Oi, W. Y., “Labor as a Quasi-Fixed Factor,” *Journal of Political Economy*, 70, 538-55, 1962
 - [14] Okun, A. M., “Potential GNP: Its Measurement and Significance,” American Statistical Association, *Proceedings of the Business and Economic Statistics Section*. Mueller, M. G., ed., Readings in Macroeconomics Second Edition, Holt, Rinehart and Winston, 1970 に再録。
 - [15] Prescott, E. C., “Why Do Americans Work So Much More Than Europeans?” *Federal Reserves Bank of Minneapolis Quarterly Review*, Vol. 28, 2-13, 2004.

(原稿受付 2018 年 10 月 31 日)

夫の失業は妻の健康を悪化させるのか

佐藤 一 磨

要 旨

本稿は『消費生活に関するパネル調査 (Japanese Panel Survey of Consumers)』を用い、夫の失業が妻の健康に及ぼす影響を分析した。この分析の結果、次の3点が明らかになった。1点目は、夫が失業を経験した家計ほど、夫婦の大卒割合、夫の高所得割合、そして、夫の大企業勤務割合が低く、妻の非正規雇用就業率が高い傾向にあった。この結果から、失業を経験する夫ほど、勤務先の労働条件があまり良くなく、これを補助するために妻が就業していると考えられる。2点目は、Propensity Score Matching 法の分析の結果、夫の失業は妻の主観的健康度が良好である割合を有意に低下させていた。これに対して、夫の失業は妻の精神的な問題の有無や重病の有無に影響を及ぼしていなかった。3点目は、Pooled Logit と Random Effect Logit モデルによる分析も行ったが、Propensity Score Matching 法の推計結果と大きな違いは見られなかった。以上の結果から、夫の失業は先行研究と同じく、妻の健康を悪化させると考えられる。先行研究では主に夫の失業による妻のメンタルヘルスの悪化が指摘されていたが、本研究の結果から、主観的健康度の悪化にもつながると言える。

キーワード：夫の失業、妻の健康、マッチング法

1 問題意識

失業は家計にどのような影響を及ぼすのか。失業は市場経済のメカニズムの中に組み込まれており、その調整過程の中で起こらざるを得ない。この影響は時に深刻となるため、政策担当者のみならず、多くの経済学者も関心を持ち、さまざまな分析を行ってきた。この中でまず関心を集めたのは、失業がそれを経験した本人に及ぼす影響だ。失業した場合、所得はゼロとなる。再就職すれば所得は得られるが、その水準は失業前と同等なのか、それとも低くなるのか。また、失業を経験した本人の健康にどのような影響を及ぼすのか。これらの点についてさまざまな分析が行われた結果、失業後に持続的な所得低下を経験すること (Jacobson, Lalonde and Sullivan 1993; Couch and Placzek 2010; 佐藤 2015)、そして、失業によってその後の主観的、客観的な健康状態が悪化すること (Eliason and Storrie 2009a,b; Browning and Heinesen 2012; 菅・有田 2012; 佐藤 2016) が明らかになっている。

これら以外にも、失業が家計全体に及ぼす影響が分析されている。例えば、Stephens (2002) は夫の失業が妻の労働供給に及ぼす影響を分析し、失業後に妻の労働供給が増加することを明らかにしている。Charles and Stephens (2004) は夫の失業が離婚に及ぼす影響を分析し、失業によって離婚確率が上昇することを示した。また、Amialchuck (2011) は夫の失業が出産に及ぼす影響を分析し、失業によって出産確率が低下することを明らかにしている。これらの分析結果が示すように、主たる稼得者である夫の失業は、家計のさまざまな側面に影響を及ぼす⁽¹⁾。

これら以外で近年徐々に研究が蓄積されているのが夫の失業が他の家計構成員、特に妻の健康に及ぼす影響だ。夫が失業した場合、家計は大幅な所得低下を経験するため、消費を抑制せざるをえない。また、夫の社会的地位の喪失はさまざまな形で妻の負担を増加させる。さらに、失業は、夫の配偶者としての適性に不信感を持たせる可能性がある。これら原因となり、失業した夫の妻の健康状態が悪化する恐れがあるのだ。この点について分析を行った研究に Marcus (2013) と Mendolia (2014) がある。Marcus (2013) は German Socio Economic Panel Study (GSOEP) を用いて検証を行っており、夫の失業によって妻のメンタルヘルスが悪化することを明らかにした。Marcus (2013) は失業とメンタルヘルスの因果関係を適切に検証するために、工場閉鎖といった外生的な原因による失業を主に使用していた。また、推計手法としては、さまざまな要因をコントロールできる Entropy Balancing, Propensity Score Matching, Propensity Score Weighting といったマッチング法を使用している。これらの点を考慮すると、Marcus (2013) の分析結果の頑健性は高い。Mendolia (2014) は British Household Panel Survey (BHPS) を用いて検証を行っており、夫の失業が妻のメンタルヘルスを悪化させることを明らかにした。なお、Mendolia (2014) も Marcus (2013) と同じく人員過剰による失業といった外生的な原因の変数を使用し、因果関係を検証している。

以上、Marcus (2013) と Mendolia (2014) の分析結果が示すように、夫の失業は妻の健康を悪化させる恐れがある。この点に関する我が国の研究を見ると、実証分析の研究例はまだない。しかし、わが国では夫が家計の主たる稼得者となる比率が高く、夫の失業による影響が特に大きいと予想される。この点を考慮すると、夫の失業と妻の健康の関係を検証する意義は大きい。また、もし夫の失業が妻の健康に影響を及ぼしていた場合、これまでの研究では失業が家計に及ぼす影響を過少に想定していたことになる。この影響の有無を確認し、対策の必要性を検討するためにも、我が国でも夫の失業と妻の関係を分析する必要がある。

そこで、本稿では『消費生活に関するパネル調査 (Japanese Panel Survey of Consumers, 以下、JPSC)』を用い、夫の失業が妻の健康に及ぼす影響を検証する。先行研究と比較した際の本論文の特徴は、次の3点である。1点目は、失業の中でも人員整理・会社解散・倒産による非自発的な失業のみを分析対象として取り上げている点である。妻の健康状態の悪化が仕事上のさまざまな制約となり、夫の失業の原因となる可能性がある。この場合、夫の失業と妻の健康の

間に逆の因果関係が存在することとなり、単純な回帰分析では適切に因果関係を検証することが困難となる。この問題点を解決するためにも、本稿では失業の中でも妻の健康とは関係のない人員整理・会社解散・倒産による失業のみを分析に使用する。2点目は、妻の主観的健康度、精神的な問題の有無、重病の有無といった複数の健康指標を使用し、さまざまな健康への影響を検証している点である。3点目は、夫が失業を経験した妻と失業を経験しなかった妻の個人属性の違いをコントロールするために、Propensity Score Matching (PSM) 法 (Heckman, Ichimura and Todd, 1997) を使用している点である。PSM 法を用いることによって、夫が失業を経験した妻と似通った属性を持つ夫が失業していない妻を統計的手法によってマッチングさせ、個人属性の差異を十分にコントロールしたうえで、健康に及ぼす効果を計測できる。

本稿の分析によって得られた結果を要約すると、以下の3点となる。1点目は、夫が失業を経験した家計ほど、夫婦の大卒割合、夫の高所得割合、そして、夫の大企業勤務割合が低く、妻の非正規雇用就業率が高い傾向にあった。この結果は、失業を経験する夫ほど、勤務先の労働条件があまり良くなく、これを補助するために妻が就業していることを意味する。2点目は、PSM 法の分析の結果、夫の失業は妻の主観的健康度が良好である割合を有意に低下させていた。これに対して、夫の失業は妻の精神的な問題の有無や重病の有無には影響を及ぼしていなかった。3点目は、Pooled Logit と Random Effect Logit モデルによる分析も行ったが、PSM 法と推計結果に大きな違いは見られなかった。以上の結果から、夫の失業は先行研究と同じく、妻の健康を悪化させると考えられる。先行研究では主に夫の失業による妻のメンタルヘルスの悪化が指摘されていたが、本研究の結果から、主観的健康度の悪化にもつながると言えるだろう。

本稿の構成は次のとおりである。第2節では使用データについて説明し、第3節では推計手法について述べる。第4節では推計結果について述べ、最後の第5節では本稿の結論と今後の研究課題を説明する。

2 データ

2.1 JPSC

使用データは財団法人家計経済研究所が実施している『消費生活に関するパネル調査 (JPSC)』⁽²⁾ である。JPSC は第1回目の1993年時点における24歳～34歳の若年女性1,500名を調査対象としており、毎年調査を実施している。本稿で利用できるのは第22回目調査の2014年までである。以下では1993年から2014年までのデータをJPSC 1993-JPSC 2014と呼ぶ。なお、JPSC 1997, JPSC 2003, JPSC 2008, JPSC 2013で新規調査サンプルが追加されており、分析では2014年までのすべてのデータを使用する。JPSCでは調査対象者の女性が結婚している場合、その夫についても調査を行っており、夫の学歴、就業状態、所得等の情報を得ることができる。

本稿の分析ではこの夫の情報を使用している。

分析対象は59歳以下の夫婦であり、夫が失業を経験したサンプルと継続就業しているサンプルに分けられる。前者の夫の失業経験サンプルは、失業1年前に雇用就業についており、失業後にそのまま失業の状態にあるか、雇用就業に再就職したサンプルである⁽³⁾。後者の継続就業サンプルは、パネル期間中に一度も失職を経験せず、継続雇用就業したサンプルである⁽⁴⁾。分析では継続就業サンプルの妻の健康指標と比較して、失業経験サンプルの妻の健康指標がどのように変化するかを検証する。なお、自営業や家族従業者は雇用就業者と失業経験の内容が異なると考えられるため、分析対象から除外した。また、官公庁に勤務している労働者も我が国ではほとんどの場合、非自発的な理由による失業を経験しないため、分析対象から除外した。

2.2 妻の健康指標

今回の分析では3つの妻の健康指標を使用する。1つ目は妻の主観的健康度である。主観的健康度は「ふだんのあなたの健康状態はどうですか。」という質問から作成しており、回答の選択肢は「1 とても健康, 2 まあ健康, 3 ふつう, 4 あまり健康ではない, 5 まったく健康ではない」となっている。分析では「1 とても健康」と「2 まあ健康」と回答した場合に1, それ以外で0となるダミー変数を作成し、推計に使用する。なお、主観的健康度に関する質問は、JPSC 2002以降からしか存在しないため、分析期間を2002年から2014年に限定する。また、他の被説明変数を使用する場合でも2002年以降に分析対象期間を限定した。

2つ目は精神的な問題の有無である。精神的な問題の有無は、「この1年間にあなた自身に次のような出来事がありましたか。」という質問に対して「うつ状態など精神的な問題があった」と回答した場合に1, それ以外は0となるダミー変数を用いて分析する。

3つ目は重病の有無である。入院が必要となるほどの重病の有無は、「この1年間にあなた自身に次のような出来事がありましたか。」という質問に対して「手術や長期の療養が必要な重い病気にかかった」と回答した場合に1, それ以外は0となるダミー変数を用いて分析する。

3 推計手法

Marcus (2013) と Mendolia (2014) で指摘されているように、夫の失業が妻の健康に及ぼす影響を検証する場合、失業経験者と継続就業者の間のもともとの個人属性の違いに注意する必要がある。これは失業経験者と継続就業者で勤続年数、企業規模、所得水準等において違いが見られる場合、それらの個人属性と健康状態が相関を持ち、推計結果にバイアスをもたらす可能性があるためだ。この問題に対して、Eliason and Storrie (2009 a, b) や Browning and Heinesen (2012) では Propensity Score Weighting 法が使用され、Browning et al. (2006), Marcus (2013), 佐藤 (2016) では PSM 法が使用されている。本稿では Browning et al. (2006) や

Marcus (2013) に倣い、PSM 法を使用する。

PSM 法は Heckman, Ichimura and Todd (1997) によって経済学に應用されており、あるイベントを経験したグループと属性が似ているものの、そのイベントを経験していないグループを統計的手法でマッチングする。このようなマッチングを行うことで、イベント経験以外のさまざまな個人属性が似通った 2 つのグループを抽出することが可能となる。これらのサンプルを用いることで、イベント経験が及ぼす影響を適切に検証できる。今回の分析では、夫が失業を経験した妻と似た個人属性を持つ夫が失業を経験しなかった妻を統計的手法によってマッチングさせ、妻の健康に差が無いかどうかを検証する。

以下で PSM 法による ATT (Average Treatment Effect on the Treated) の推計方法について説明する⁽⁵⁾。夫の失業が妻の健康に及ぼす影響の ATT は次式のとおりととなる。

$$ATT = E[Y_{1i} - Y_{0i} | D_i = 1] = E[Y_{1i} | D_i = 1] - E[Y_{0i} | D_i = 1] \quad (1)$$

(1) 式のうち、 Y_{1i} は妻の主観的健康度、精神的な問題の有無、重病の有無である。 Y_{1i} は失業した場合の値を示し、 Y_{0i} は継続就業した場合の値を示している。 D_i は失業、継続就業の状況を示し、雇用就業から失業した場合に 1 (トリートメント・グループ)、継続就業している場合に 0 (コントロール・グループ) となる。(1) 式のうち $E[Y_{0i} | D_i = 1]$ は、継続就業者が失業を経験した場合の値となっているため、実際には観測することができない。このため、(1) 式では ATT を計測することが難しい。

この問題を克服するために、 $E[Y_{0i} | D_i = 1]$ を観測可能な $E[Y_{0i} | D_i = 0]$ で代理するという方法がとられている。ただし、 $E[Y_{0i} | D_i = 1]$ を $E[Y_{0i} | D_i = 0]$ で代理するためには次の 2 つの仮定が成立する必要がある (Rosenbaum and Rubin 1983)。

$$Y_0 \perp D | P[X] \quad (2)$$

$$\Pr[D = 1 | X] < 1 \quad (3)$$

ただし、 $P[X]$ 及び $\Pr[D = 1 | X]$ はトリートメント・グループになる確率を示しており、Propensity Score と言われ、Probit モデルあるいは Logit モデルで推計される。(2) 式は条件付き独立性の仮定であり、Propensity Score を所与とした場合、 Y_0 は失業、継続就業の状況と相関を持たないことを意味する。(3) 式は重複の仮定であり、雇用就業から失業した全員に対して、属性の似通った継続就業のサンプルが存在することを意味する。(2) 式及び (3) 式が成立する場合、 $E[Y_0 | D = 1, P[X]] = E[Y_0 | D = 0, P[X]]$ となり、バイアスがない形で ATT を推計できる。このように、Propensity Score を用いることで失業者と継続就業者の個人属性 X の違いをコントロールし、バイアスなく ATT を推計できる。

実際の ATT の推計量は次式で示される。

$$ATT = \frac{1}{n_1} \sum_{i=1}^{n_1} \left[Y_{1i} - \sum_{j=1}^{n_0} W(i, j) Y_{0j} \right]$$

ただし、 n_1 は失業を経験した労働者の標本数、 n_0 は失業を経験せず、継続就業していた労働者の標本数を示す。また、 $W(i, j)$ は Propensity Score による継続就業者サンプルへのウェイトである。

分析に称する変数のうち、 D は、雇用就業から失業を経験した場合に 1、継続雇用就業の場合に 0 となるダミー変数である。今回の分析では、「人員整理・会社解散・倒産」といった非自発的な理由によって失職した場合を失業と定義する。この変数を使用することによって、妻の健康と夫の失業の逆の因果関係をコントロールする。

Propensity Score を推計する際の説明変数には、夫婦の学歴ダミー、5 歳以下の子どもありダミー、6-12 歳の子供ありダミー、子どもの数、妻の年齢とその 2 乗項、夫の年齢とその 2 乗項、妻の就業形態ダミー、夫の就業形態ダミー、夫の勤続年数とその 2 乗項、夫の所得ダミー、夫の業種ダミー、夫の職種ダミー、夫の企業規模ダミー、市郡規模ダミー、年次ダミーを使用している。なお、学歴ダミー、年次ダミー以外の変数は 1 期前の値を使用し、Propensity Score の推計には Logit モデルを使用した。

以上の Y_i , D , X を用い、Propensity Score Matching 法を推計するが、この際、失業経験者と継続就業者のマッチング方法を決定する必要がある。今回は Nearest Neighbor Matching with a Caliper, Kernel Matching, そして Radius Matching の 3 種類を使用する。これら複数のマッチング方法を使用することで、推計結果の頑健性を確認する。なお、これらマッチング方法の詳細については、Guo and Fraser (2010) を参照されたい。

これ以外にも Propensity Score を用いてマッチングした後、トリートメント・グループとコントロール・グループの各個人属性の差がどの程度削減されたのかを確認する必要がある。これは Balancing Property に基づく検定と言われている。今回の分析でも Balancing Property に基づく検定を行った結果、マッチング後ではグループ間で個人属性に統計的に有意な差がほぼ存在せず、マッチングが適切に行われていることが確認できた。

推計に使用した変数の基本統計量は表 1 に掲載してある。失業経験サンプルと継続就業サンプルの間で違いがある変数について見ると、夫が失業を経験した家計ほど、夫婦の大卒割合、夫の高所得割合、そして夫の大企業勤務割合が低く、妻の非正規雇用就業率が高い傾向にあった。この結果は、失業を経験する夫ほど、勤務先の労働条件があまり良くなく、これを補助するために妻が就業していることを意味する。このように、失業経験サンプルと継続就業サンプルでは個人属性にもともと違いがあり、これをコントロールするためにも PSM 法を使用していく。

表1 基本統計量

変数	夫が失業経験サンプル			夫が就業継続サンプル		
	サンプル サイズ	平均値	標準偏差	サンプル サイズ	平均値	標準偏差
妻の主観的健康ダミー	121	0.38	0.49	9,470	0.53	0.50
妻の精神的な問題ありダミー	120	0.02	0.13	9,422	0.01	0.12
妻が重い病気に罹患ダミー	120	0.02	0.13	9,422	0.01	0.12
妻の学歴ダミー：大卒未満	121	0.91	0.29	9,483	0.86	0.35
妻の学歴ダミー：大卒	121	0.09	0.29	9,483	0.14	0.35
夫の学歴ダミー：大卒未満	121	0.74	0.44	9,483	0.63	0.48
夫の学歴ダミー：大卒	121	0.26	0.44	9,483	0.37	0.48
5歳以下の子どもありダミー	121	0.37	0.49	9,483	0.38	0.49
6-12歳の子どもありダミー	121	0.42	0.50	9,483	0.43	0.49
子どもの数	121	1.80	1.04	9,483	1.73	0.97
妻の年齢	121	37.44	6.17	9,483	37.19	6.65
妻の年齢の2乗項	121	1439.41	463.53	9,483	1427.29	507.55
夫の年齢	121	39.99	7.46	9,483	39.30	7.47
夫の年齢の2乗項	121	1654.54	606.01	9,483	1600.27	604.20
妻の就業形態ダミー：正規雇用	121	0.17	0.37	9,483	0.17	0.38
妻の就業形態ダミー：非正規雇用	121	0.43	0.50	9,483	0.35	0.48
妻の就業形態ダミー：自営業	121	0.02	0.16	9,483	0.05	0.21
妻の就業形態ダミー：無業	121	0.37	0.49	9,483	0.43	0.49
夫の就業形態ダミー：正規雇用	121	0.92	0.28	9,483	0.98	0.14
夫の就業形態ダミー：非正規雇用	121	0.08	0.28	9,483	0.02	0.14
夫の勤続年数	121	12.26	8.67	9,483	13.68	8.68
夫の勤続年数の2乗項	121	224.77	275.08	9,483	262.42	286.21
夫の所得ダミー：199万円未満	121	0.06	0.23	9,483	0.02	0.13
夫の所得ダミー：200-399万円	121	0.53	0.50	9,483	0.25	0.43
夫の所得ダミー：400万円以上	121	0.41	0.49	9,483	0.73	0.44
夫の業種ダミー：建設業	121	0.19	0.39	9,483	0.13	0.34
夫の業種ダミー：製造業	121	0.26	0.44	9,483	0.33	0.47
夫の業種ダミー：卸売・小売業	121	0.20	0.40	9,483	0.16	0.36
夫の業種ダミー：金融・保険・不動産業	121	0.10	0.30	9,483	0.05	0.22
夫の業種ダミー：電気・ガス・水道・熱	121	0.08	0.28	9,483	0.14	0.35
夫の業種ダミー：サービス業	121	0.17	0.37	9,483	0.18	0.38
夫の職種ダミー：管理職	121	0.03	0.18	9,483	0.08	0.26
夫の職種ダミー：技術職	121	0.59	0.49	9,483	0.55	0.50
夫の職種ダミー：事務職	121	0.21	0.41	9,483	0.24	0.43
夫の職種ダミー：販売サービス職	121	0.17	0.38	9,483	0.11	0.32
夫の企業規模ダミー：100人以下	121	0.69	0.47	9,483	0.39	0.49
夫の企業規模ダミー：100-999人	121	0.26	0.44	9,483	0.34	0.47
夫の企業規模ダミー：1000人以上	121	0.06	0.23	9,483	0.26	0.44
市郡規模ダミー：都区及び政令指定都市	121	0.26	0.44	9,483	0.26	0.44
市郡規模ダミー：その他の市	121	0.64	0.48	9,483	0.62	0.48
市郡規模ダミー：町村	121	0.11	0.31	9,483	0.11	0.32

(注1)：表中の説明変数は、すべて1期前の値を使用している。

(注2)：1993年から2014年の『消費生活に関するパネル調査』から筆者作成。

4 推計結果

4.1 夫の失業が妻の健康状態に及ぼす影響

表2は、夫の失業に関するLogitモデルの推計結果である。この推計結果を用いてマッチングに必要となるPropensity Scoreを算出する。分析対象はt-1期で雇用就業についていた59歳以下の夫であり、t期に失業を経験するかどうかを決定している。

この推計結果のうち、統計的に有意となった変数を見ていく。まず、妻の年齢とその2乗項が有意となっており、2乗項が負の係数を示していた。この結果は妻の年齢の増加とともに夫の失業確率は上昇するものの、ある時点からその失業確率が低下することを意味する。また、夫の正規雇用ダミーと夫の所得400万円以上ダミーが負に有意となっていた。これは、夫が正規雇用や高所得の場合ほど、失業する確率が低いことを意味する。次に夫の業種、職種ダミーを見ると、金融・保険・不動産業ダミーが正に有意となっていた。これは、夫が金融・保険・不動産業で働く場合ほど、倒産等の理由で失業を経験しやすいことを意味する。最後に、夫の企業規模ダミーを見ると、100-999人と1000人以上のダミーが負に有意となっていた。この結果は、夫が大企業で働く場合ほど、失業確率が低いことを意味する。以上の結果から、夫が安定的な労働条件で働く場合ほど、失業確率が低くなると言える。

表2のLogitモデルの推計によって得られたPropensity Scoreを用い、ATTを算出した結果が表3である。まず、主観的健康度が良好であるかどうかに関する分析結果を見ると、Nearest Neighbor Matching with a Caliper, Kernel Matching, そしてRadius Matchingのすべての場合において負に有意な係数を示していた。この結果は、夫が失業すると妻の主観的健康度が良好である割合が低下することを意味する。次に精神的な問題の有無に関する結果を見ると、いずれの場合も正の係数であったが、有意ではなかった。この結果は、夫の失業が妻の精神的な問題の有無に影響を及ぼさないことを意味する。最後に、重病の有無に関する結果を見ると、いずれも有意ではなかった。この結果は、夫の失業が妻の重病の有無に影響を及ぼさないことを意味する。

以上の分析結果から、夫の失業は妻の主観的健康度を悪化させるものの、他の健康指標には影響を及ぼさないと考えられる。先行研究と本研究の結果を比較すると、夫の失業が妻のメンタルヘルスに影響を及ぼしていないという点で違いが見られる。Marcus (2013) と Mendolia (2014) では夫の失業が妻のメンタルヘルスを悪化させるという結果であったが、本研究では妻の精神的な問題の有無に影響を及ぼしていなかった。この背景にはさまざまな要因が考えられるが、妻のメンタルヘルスを計測する指標に違いあるためだと考えられる。Marcus (2013) はMental Component Summary Scale (MCS) を使用し、Mendolia (2014) はGeneral Health Questionnaire (GHQ) を使用しており、本稿の指標とはメンタルヘルスの測定方法に違いがあ

表 2 失業に関する Logit 分析 (Propensity Score の算出に使用)

被説明変数：1=雇用就業⇒失職 0=雇用就業⇒雇用就業			
説明変数		係数	限界効果
妻の学歴ダミー	大卒	0.136	0.002
ref：大卒未満		(0.355)	(0.004)
夫の学歴ダミー	大卒	-0.104	-0.001
ref：大卒未満		(0.255)	(0.003)
子供関連変数	5歳以下の子どもありダミー	0.178	0.002
		(0.261)	(0.003)
	6-12歳の子どもありダミー	-0.184	-0.002
		(0.241)	(0.003)
	子どもの数	0.029	0.000
		(0.123)	(0.001)
夫婦の年齢	妻の年齢	0.426*	0.005*
		(0.231)	(0.003)
	妻の年齢の2乗項	-0.006*	-0.000*
		(0.003)	(0.000)
	夫の年齢	0.036	0.000
		(0.178)	(0.002)
	夫の年齢の2乗項	0.000	0.000
		(0.002)	(0.000)
妻の就業形態ダミー	正規雇用	-0.155	-0.002
ref：無業		(0.286)	(0.003)
	非正規雇用	0.135	0.002
		(0.224)	(0.003)
	自営業	-0.821	-0.010
		(0.610)	(0.007)
夫の就業形態ダミー	正規雇用	-0.662*	-0.008*
ref：非正規雇用		(0.384)	(0.005)
夫の勤続年数		-0.069	-0.001
		(0.043)	(0.001)
夫の勤続年数の2乗項		0.001	0.000
		(0.001)	(0.000)
夫の所得ダミー	200-399万円	-0.039	-0.000
ref：199万円未満		(0.439)	(0.005)
	400万円以上	-1.123**	-0.014**
		(0.462)	(0.006)
夫の業種ダミー	建設業	0.073	0.001
ref：製造業		(0.292)	(0.004)
	卸売・小売業	0.066	0.001
		(0.340)	(0.004)
	金融・保険・不動産業	1.817***	0.022***
		(0.417)	(0.005)
	電気・ガス・水道・熱供給業	-0.418	-0.005
		(0.371)	(0.004)
	サービス業	-0.295	-0.004
		(0.311)	(0.004)
夫の職種ダミー	管理職	-0.770	-0.009
ref：事務職		(0.555)	(0.007)
	技術職	0.139	0.002
		(0.301)	(0.004)
	販売サービス職	0.353	0.004
		(0.358)	(0.004)
夫の企業規模ダミー	100-999人	-0.660***	-0.008***
ref：100人以下		(0.233)	(0.003)
	1000人以上	-1.933***	-0.023***
		(0.437)	(0.006)
市郡規模ダミー	都区及び政令指定都市	0.106	0.001
ref：その他の市		(0.224)	(0.003)
	町村	-0.238	-0.003
		(0.312)	(0.004)
推計手法		Logit	
対数尤度		-563.64	
サンプルサイズ		9,604	

(注 1)：() 内の値は標準誤差を示す。

(注 2)：***は 1%水準，**は 5%水準，*は 10%水準で有意であることを示す。

(注 3)：1993 年から 2014 年の『消費生活に関するパネル調査』から筆者作成。

表3 夫の失業が妻の健康に及ぼす影響（PSM 法）

Y: 主観的健康が良好=1、 それ以外=0	Nearest Neighbor Matching with a Caliper			Kernel Matching			Radius Matching		
	ATT	N _{treatment}	N _{control}	ATT	N _{treatment}	N _{control}	ATT	N _{treatment}	N _{control}
夫が失職	-0.216*** [0.079]	116	116	-0.138*** [0.047]	118	9,470	-0.153*** [0.048]	120	9,470
Y: 精神的な問題あり=1 それ以外=0	Nearest Neighbor Matching with a Caliper			Kernel Matching			Radius Matching		
	ATT	N _{treatment}	N _{control}	ATT	N _{treatment}	N _{control}	ATT	N _{treatment}	N _{control}
夫が失職	0.009 [0.025]	115	115	0.002 [0.011]	117	9,422	0.003 [0.012]	119	9,422
Y: 重い病気に罹患=1 それ以外=0	Nearest Neighbor Matching with a Caliper			Kernel Matching			Radius Matching		
	ATT	N _{treatment}	N _{control}	ATT	N _{treatment}	N _{control}	ATT	N _{treatment}	N _{control}
夫が失職	0.017 [0.017]	115	115	0.004 [0.012]	117	9,422	0.002 [0.012]	119	9,422

(注1): []内の値はブートストラッピング法によって算出した標準誤差を示す。

(注2): ***は1%水準, **は5%水準, *は10%水準で有意であることを示す。

(注3): N_{treatment}はトリートメントに属する観測値の数を, N_{control}は実際にトリートメントの比較対象として推定に用いられたコントロールに属する観測値を示す。

(注4): Nearest Neighbor Matching with a Caliperでは, Propensity Scoreの差が0.01以内であればペアとしてマッチングしている。Kernel Matchingのバンド幅は0.06としている。

(注5): 1993年から2014年の『消費生活に関するパネル調査』から筆者作成。

表4 夫の失業が妻の健康に及ぼす影響（Logit モデル）

被説明変数	主観的健康が良好=1 それ以外=0		精神的な問題あり=1 それ以外=0		重い病気に罹患=1 それ以外=0	
	係数	係数	係数	係数	係数	係数
夫が失業	-0.429** (0.198)	-0.740** (0.351)	0.046 (0.747)	-0.175 (1.128)	0.235 (0.720)	0.201 (0.766)
推計手法	Pooled Logit	RE Logit	Pooled Logit	RE Logit	Pooled Logit	RE Logit
対数尤度	-6385.373	-5167.303	-645.235	-540.987	-701.154	-687.403
サンプルサイズ	9,591	9,591	9,542	9,542	9,542	9,542

(注1): ()内の値は不均一分散に対して頑健な標準誤差を示す。

(注2): ***は1%水準, **は5%水準, *は10%水準で有意であることを示す。

(注3): 分析では夫の失業ダミー以外に夫婦の学歴ダミー, 5歳以下の子どもありダミー, 6-12歳の子どもありダミー, 子どもの数, 妻の年齢とその2乗項, 夫の年齢とその2乗項, 妻の就業形態ダミー, 夫の就業形態ダミー, 夫の勤続年数とその2乗項, 夫の所得ダミー, 夫の業種ダミー, 夫の職種ダミー, 夫の企業規模ダミー, 市郡規模ダミー, 年次ダミーを使用している。

(注4): 表中のRE LogitはRandom Effect Logitモデルを意味している。

(注5): 1993年から2014年の『消費生活に関するパネル調査』から筆者作成。

る。この点については、今後、同じ指標を利用した分析も検討する必要がある、本稿の研究課題と言える。

4.2 推計結果の頑健性の確認

本節では前節で得られた推計結果の頑健性を確認する。具体的には、PSM法以外の推計方法

を使用した際に同一の結果が得られるかどうかを検証する。推計に使用するのは Pooled Logit モデル及び Random Effect Logit モデルである⁽⁶⁾。被説明変数には主観的健康度が良好であるかどうか、精神的な問題の有無、重病の有無に関するダミー変数を使用する。説明変数には Propensity Score を推計する際に使用したのと同じ変数を使用する。

推計結果は表 4 に掲載してある。なお、表 4 では夫の失業ダミーの推計結果のみを示している。この結果を見ると、妻の主観的健康度が良好であるかどうかといった分析において、夫の失業ダミーが負に有意な係数を示していた。これに対して、それ以外の健康指標では有意ではなかった。この結果は、夫の失業が妻の主観的健康度の悪化に寄与するものの、それ以外には影響を及ぼさないことを示している。この結果は PSM 法の推計結果と同様であり、PSM 法によって得られた結果の頑健性を示している。

5 結 論

主たる稼得者である夫の失業が家計に及ぼす影響について、これまでさまざまな観点から分析が行われてきた。具体的には、夫自身の所得や健康に及ぼす影響（Jacobson, Lalonde and Sullivan 1993; Couch and Placzek 2010; Eliason and Storrie 2009a,b; Browning and Heinesen 2012）、他の家計構成員の労働供給に及ぼす影響（Stephens 2002）、そして、出産や離婚の意思決定（Amialchuck 2011; Charles and Stephens 2004）に及ぼす影響が分析されてきた。近年では夫の失業が妻の健康に及ぼす影響についても分析が進められてきているものの、ドイツ（Marcus 2013）とイギリス（Mendolia 2014）の研究例のみであり、日本の実態を検証した研究はまだない。そこで、本稿では夫の失業が妻の健康に及ぼす影響を分析した。この分析の結果、次の 3 点が明らかになった。

1 点目は、夫が失業を経験した家計ほど、夫婦の大卒割合、夫の高所得割合、そして、夫の大企業勤務割合が低く、妻の非正規雇用就業率が高い傾向にあった。この結果から、失業を経験する夫ほど、勤務先の労働条件があまり良くなく、これを補助するために妻が就業していると考えられる。2 点目は、PSM 法の分析の結果、夫の失業は妻の主観的健康度が良好である割合を有意に低下させていた。これに対して、夫の失業は妻の精神的な問題の有無や重病の有無に影響を及ぼしていなかった。3 点目は、Pooled Logit と Random Effect Logit モデルによる分析も行ったが、PSM 法の推計結果と大きな違いは見られなかった。以上の結果から、夫の失業は先行研究と同じく、妻の健康を悪化させると考えられる。先行研究では主に夫の失業による妻のメンタルヘルスの悪化が指摘されていたが、本研究の結果から、主観的健康度の悪化にもつながると言えるだろう。

以上の分析結果から、夫の失業はその本人だけでなく、妻にも負の影響をもたらすと言える。この結果から、失業の家計に及ぼす影響は幅広く、これらへの対応策も検討する必要があること

を示唆する。この点を検討するためにも、夫の失業の何が原因となって妻の健康が悪化しているのかといった点を明らかにする必要がある。もし失業による大幅な所得低下や夫の社会的地位の喪失が原因であれば、失業給付金の支給や再就職支援策を強化すればよい。しかし、配偶者としての適性に対する不信感が原因であった場合、別な施策が必要となる。この点を見極めるためにも、さらなる分析が必要だと言える。

最後に本稿の課題について述べておきたい。本稿では失業の中でも人員整理・会社解散・倒産による非自発的な失業のみを分析対象として取り上げてきたが、この失業サンプルの数は必ずしも多いとは言えない。より多くの失業サンプルがあれば、推計結果の安定性につながるだけでなく、年齢や学歴といった夫婦の属性別の分析も可能になるため、他のデータを用いた再分析も今後検討する必要があるだろう。また、今回使用した健康指標以外に夫の失業が影響を及ぼしている可能性があるため、他の健康指標の活用も検討する必要があるだろう。

付記

本論文は、拓殖大学政治経済研究所から平成 29 年度に研究援助を得て執筆されたものである。本稿の作成に当たり家計経済研究所が実施した『消費生活に関するパネル調査』の個票データの提供を受けた。ここに感謝の意を表するものである。

《注》

- (1) 日本において夫の失業と妻の労働供給、離婚、出産との関係を分析した研究に佐藤（2013a, 2014, 2018）がある。
- (2) JPSC は 2018 年から慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターで実施・運営されている。
- (3) ここでの失業は、「人員整理・会社解散・倒産」によって離職、転職を経験した場合のことを指す。
- (4) ここでの継続就業は、前回の調査と同じ企業に継続して勤務している場合のことを指す。
- (5) PSM 法の説明に関する記述は、黒澤（2005）、佐藤（2013b, 2016）に基づいている。
- (6) 夫の失業ダミーの変動が十分ではなかったため、Fixed Effect Logit モデルを使用することができなかった。

参考文献

- 菅万里・有田伸「失業が健康・生活習慣に及ぼす効果：固定効果モデルと一階差分モデルによるパネルデータ分析」東京大学社会科学研究所 パネル調査プロジェクト ディスカッションペーパーシリーズ, 2012, No. 55.
- 黒澤昌子「積極労働政策の評価 レビュー」『フィナンシャル・レビュー』2005, No. 77, pp. 197-220.
- 佐藤一磨「夫の失業前後の妻の就業行動の変化について」内閣府経済社会研究所『経済分析』2013a, vol. 186, pp. 118-138.
- 佐藤一磨「Propensity Score Matching 法を用いた男性のマリッジプレミアムの検証」内閣府経済社会研究所『経済分析』2013b, vol. 187, pp. 47-68.
- 佐藤一磨「夫の失業が離婚に及ぼす影響」内閣府経済社会研究所『経済分析』2014, vol. 188, pp. 118-140.
- 佐藤一磨「失職経験が所得低下に及ぼす影響」内閣府経済社会研究所『経済分析』2015, vol. 189, pp. 3-24.

- 佐藤一磨「失業経験が健康に及ぼす影響」内閣府経済社会研究所『経済分析』2016, vol. 192, pp. 22-42.
- 佐藤一磨「夫の失業は出産を抑制するのか」内閣府経済社会研究所『経済分析』2018, vol. 197, pp. 70-92.
- Amialchuk, A. "The Effect of Husband's Job Displacement on the Timing and Spacing of Births in the United States," *Contemporary Economic Policy*, 2013, 31(1), pp. 73-93.
- Browning, M., D. A. Moller, and E. Heinesen "Job displacement and stress-related health outcomes," *Health Economics*, 2006, 15(10), pp. 1061-1075.
- Browning, M. and E. Heinesen "Effect of job loss due to plant closure on mortality and hospitalization," *Journal of Health Economics*, 2012, 31, pp. 599-616.
- Charles, K. and Stephens, K. M. "Disability, Job Displacement and Divorce," *Journal of Labor Economics*, 2004, 22(2), pp. 489-522.
- Couch, K. A. and D. W. Placzek "Earnings losses of displaced workers revisited," *American Economic Review*, 2010, 100(1), pp. 572-589.
- Eliason, M. and D. Storrie "Job loss is bad for your health - Swedish evidence on cause-specific hospitalization following involuntary job loss," *Social Science & Medicine*, 2009a, 68, pp. 1396-1406.
- Eliason, M. and D. Storrie "Does job loss shorten life?" *The Journal of Human Resources*, 2009b, 4, pp. 277-302.
- Guo, S. and M. W. Fraser *Propensity Score Analysis Statistical Methods and Applications*, Thousand Oaks, CA: Sage Publications, 2010.
- Heckman, J. J., H. Ichimura, and P. Todd "Matching as an econometric evaluation estimator: Evidence from evaluation a job training program," *Review of Economics and Statistics*, 1997, 64, pp. 605-654.
- Heckman, J. J., H. Ichimura, J. Smith, and P. Todd "Characterizing selection bias using experimental data," *Econometrica*, 1998, 66, pp. 1017-1098.
- Jacobson, L., R. LaLonde, and D. Sullivan "Earnings losses of displaced workers," *American Economic Review*, 1993, 83, pp. 685-709.
- Rosenbaum, P. R., and D. B. Rubin "The central role of the propensity score in observational studies for causal effects," *Biometrika*, 1983, 70(1), pp. 41-55.
- Stephens, M. J. "Worker Displacement and the Added Worker Effect," *Journal of Labor Economics*, 2002, 20(3), pp. 504-537.

(原稿受付 2018 年 10 月 11 日)

EU の社会政策にみる社会的排除

細 井 優 子

要 旨

近年、注目される社会的排除概念については、明確な定義が存在していない。社会的排除概念をめぐる言説やパラダイムはフランスやイギリスでそれぞれ発達し、EU の社会的排除・包摂の概念とそれへの取り組みに影響を与えている。本稿の目的は、EU の社会政策からその社会的排除概念を明らかにすることである。そのために、第一に、EU の社会政策の歩みをたどりながら、EU が社会政策に踏み込むようになった背景や思想の転換を明らかにする。第二に、思想の転換を果たした EU の社会政策が、いかにして社会的排除の問題に取り組んできたかを明らかにする。そして最後に、EU の社会政策における社会的排除概念を浮き彫りにすることとする。

キーワード：EU, 社会的排除, 社会政策, 欧州雇用戦略, リスボン戦略, ワークフェア

目 次

はじめに

1. EU の社会政策の歩み
2. EU の社会政策における社会的排除への取り組み
3. 社会的排除と雇用の関係

おわりに

はじめに

社会的排除概念については明確な定義がないものの、その概念はフランスやイギリスにおいてそれぞれ発達し、EU の社会的排除の概念とそれへの取り組みに影響を与えている^①。それゆえ、EU の社会的排除概念を理解するにあたっては、EU の社会政策から丹念に培り出すような作業が必要である。

もともと社会労働政策や雇用政策といったいわゆる社会政策は、従来 EU レベルではなく主として各加盟国レベルにて取り組まれる政策領域であった。欧州経済共同体（EEC）を設立したローマ条約（1957 年調印、1958 年発効）では、基本的な社会政策についての条項は設けられて

いた。しかし、市場統合を主軸としていた初期の欧州統合では、欧州レベルでの社会的な規制は公正な経済競争を促進する場合に限定されるべきだとみなされる傾向が強かった。その背景には、社会福祉の拡充は欧州市場の自由化として生じる経済成長によって実現されると考えられていたことや、社会政策のための財政基盤が小さい EU は、財政移転を伴う再配分政策の実施の大部分を加盟国政府に依存せざるを得ないということがあった⁽²⁾。

しかし、近年では EU はその社会政策の中で社会的排除への取り組みに重点を置き、社会的側面を強化してきている⁽³⁾。たとえば、ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員長は 2017 年 4 月 26 日に「より公正な欧州を構築し、その社会的側面を強化することは現欧州委員会の主要優先事項である」と表明している⁽⁴⁾。欧州委員会は同日、「欧州の社会権に関する柱 (European Pillar of Social Rights)」を採択した。この柱は、公正かつ正しく機能する労働市場や福祉制度を支えるための 20 の主要原則や権利を明示しており、欧州における労働・生活環境の改善に向け向上きに収斂する新たな流れを示す羅針盤と位置づけられる。

本稿の目的は、EU の社会政策からその社会的排除概念を浮き彫りにすることである。そのために、第一に、EU の社会政策の歩みをたどりながら、EU が社会政策に踏み込むようになった背景や思想の転換を明らかにする。第二に、思想の転換を果たした EU の社会政策が、いかにして社会的排除の問題に取り組んできたかを明らかにする、そして最後に、EU の社会政策における社会的排除概念を浮き彫りにすることとする。

1. EU の社会政策の歩み

1.1 社会政策における思想の転換

かつての EU において、社会政策は各加盟国が個別に取り組むべき政策領域であり、ヨーロッパ・レベルでは歴史的にもあまり重点が置かれてこなかった⁽⁵⁾。市場統合を主軸とした初期の欧州統合では、社会福祉の充実が欧州市場の自由化の結果として生じる経済成長によって実現されると考えられていた。そのため、ヨーロッパ・レベルでの社会的な規制は公正な経済競争を促進する場合に限定されるべきとみなされていた⁽⁶⁾。したがって、欧州経済共同体 (EEC) を設立したローマ条約 (1957 年調印, 1958 年発効) では、労働者の移動の自由や社会保障上の権利に関する諸規定、男女同一労働同一賃金の原則に関する規定、欧州社会基金 (ESF) の設置など、基本的な社会政策についての条項のみが設けられている⁽⁷⁾。また EU 特有の問題として、社会分野における指令等の採択には、閣僚理事会での全会一致が必要であったため、ヨーロッパ・レベルでの政策は進まなかったという面もある⁽⁸⁾。これについては、後に述べるとする。

経済的側面に偏った統合のあり方が変化し始めたのは 1970 年代中頃である。市場統合の進展により生じる社会・労働問題に対処する必要が認識されるようになり、ヨーロッパ・レベルでの共通の社会福祉の導入が検討され始めた。たとえば、1974 年に理事会が社会行動計画 (Social

Action Programme) を決議した。そこでは、完全雇用および雇用条件の改善、生活および労働条件の改善と統合、労使団体による政策決定過程への参加、といった目標とそれに対する政策案が掲げられた⁽⁹⁾。域内市場で活動する労働者の権利を保障するという「人間の顔をした」統合の必要性が認識されるようになり、ヨーロッパ・レベルで共通の社会政策の導入が提案されたのである⁽¹⁰⁾。

次に EU の社会政策が大きく転換したのは 1990 年代前半である⁽¹¹⁾。それまでのヨーロッパ諸国では、企業内部では労働者保護を拡充し、社会全体では福祉を手厚くすることが目指されていた。若年失業率は 20% を超え長期失業率は 50% 以上という状態に陥っていた。これに対してイギリスやアメリカでは新自由主義に基づく政策が実施され、一定の成果をあげていた。こうしたことより、当時のドロール欧州委員会委員長もその社会政策の転換に踏み切らざるを得ない状況にあった。

さらに、この頃マーストリヒト条約（1992 年調印、1993 年発効）により導入された経済通貨同盟（EMU）による通貨政策の統合の結果、加盟各国の雇用政策が EU 経済に影響を及ぼす可能性が出てきた⁽¹²⁾。当時、雇用政策は加盟各国の権限領域に留まっており、ヨーロッパ全体を統括して雇用に関する取り組みは不可能であった。しかし、各加盟国レベルでは、雇用問題を解決する糸口が見つからず、雇用問題の政治化現象を非政治化すべく、EU レベルでの取り組みが求められるという政治的な思惑があった。EU は、各加盟国の諸勢力による雇用問題を欧州統合の悪影響として EU に責任転嫁しようとする動きを抑えるためにも、EU レベルでの雇用対策に取り組む必要性があるとの認識に至った。

ドロール白書

1990 年代後半の EU 社会政策の中心は、後述する欧州雇用戦略であるが、その出発点に位置するのが 1993 年の『成長、競争力、雇用：21 世紀に向けての挑戦と施策（白書）⁽¹³⁾』（通称ドロール白書）である。EU が発足した 1993 年、コペンハーゲン欧州理事会では深刻な失業問題への懸念が表明され、同欧州理事会の要請に基づき「ドロール白書」が発表された。同白書は、構造的失業の原因は労働市場の硬直性にあるとし、労働市場の柔軟性を高め、企業の競争力を高めるための措置を加盟国に提言している。これは雇用問題を欧州レベルにおいて分析した初めての EC 白書である⁽¹⁴⁾。

ドロール白書は、EU の社会的側面に大きな影響を与えた⁽¹⁵⁾。それは、第一に、雇用と社会的結束を社会的側面の中心に位置づけたこと、第二に、その上で、EU としての社会的側面への取り組みと経済的統合を同等に位置づけたこと、においてである。雇用への取り組みにおいても、これまでの EU とは異なる特徴が見られる。欧州社会憲章に見られる「最低基準」の設定による労働者の保護を目的とするのではなく、職業訓練を通じた労働者の訓練や、企業の組織柔軟性の

向上に対する税インセンティブの奨励など、積極的労働市場政策が基本に据えられている。しかし、雇用問題に関する権限は共同体にないことから、EU レベルで取り組むためには別途方策が必要であった。ドロール白書で提言された内容は、その後の欧州雇用戦略の主たる内容として実施されていくのである。

『欧州社会政策：EU の選択（グリーン・ペーパー）』、『欧州社会政策：EU の進路（白書）』

ドロール白書と時を同じくして、欧州委員会の雇用社会総局は、EU の社会政策の転換をもたらすような福祉国家のあり方を見直す取り組みに着手していた。その内容は、1993 年の『欧州社会政策：EU の選択（グリーン・ペーパー）⁽¹⁶⁾』と 1994 年の『欧州社会政策：EU の進路（白書）⁽¹⁷⁾』に見ることができる。

第一に、全ての個人が生産のみならず、アクティブな参加を通じて社会全体の発展に貢献するような「アクティブな社会」を目指すべきであると指摘している。EU の社会のあり方や福祉国家を考える際に、その背景にある社会的連帯という価値観は不可欠なものである。それは経済的競争のみを重視するネオ・リベラリズムとは対極をなすものであり、EU は社会的連帯という価値観は断固維持すべきものと考えている。しかし、これまでの社会的連帯の考え方と異なるのは、「所得の再分配」という消極的な連帯のあり方から、「経済的活動に参加する機会のより良い分配」というより積極的な連帯のあり方にシフトしていくべきだとしている点である⁽¹⁸⁾。つまり、EU の社会政策において、社会的給付よりも雇用に優先順位を与え、全ての人を社会に統合していくことが目標であるべきだというのである。

第二に、「仕事こそ社会の中核」であるとの新たな視角を提示している。EU による議論では、仕事というものは所得を得るための手段というだけでなく、個人の尊厳、社会的つながり、アイデンティティ、生活を組織する基盤であるという哲学がある。それゆえ、社会問題は、かつてのような社会の上層と下層の不平等だけにあるのではなく、社会の中に居場所がある者（those who have a place in society）と社会から排除された者（those who are excluded）との間に存在すると指摘する⁽¹⁹⁾。ここに EU の社会的排除に関する考え方の片鱗を見ることができる。

これらふたつの文書からは、EU の社会政策のあり方や福祉国家モデルの大きな転換が見えてくる。すなわち、1990 年代初頭から中頃には、EU の社会政策の中核が、社会的給付から雇用政策へとシフトしつつあるのである。

1.2 アムステルダム条約

この EU の社会政策の大きな転換をリードしていくのが 1997 年のアムステルダム条約（1997 年調印、1999 年発効）と欧州雇用戦略である。

EU の社会政策の立法権限は、アムステルダム条約⁽²⁰⁾によって飛躍的に強化されることとなっ

た⁽²¹⁾。アムステルダム条約が合意された欧州理事会の直前に、イギリスでは総選挙があり、保守党から労働党への政権交代が行われた。条約改正交渉が終盤に差し掛かった頃、トニー・ブレア率いる労働党政府は社会政策協定に同意を示した。このことにより、条約の社会政策関連条項は大幅に改正されるとともに、EU の立法権限が強化された。

具体的には、「社会政策協定」がアムステルダム条約 EC 条約第 3 部第 8 編（社会政策，教育，職業訓練，若年者）第 1 章（社会規定）に若干の修正がなされた後に組み込まれた⁽²²⁾。これにより、理事会の特定多数決によって採択できる分野が以下の 5 分野となった（EC 条約第 137 条 1 項，2 項）。その 5 分野とは、(1)労働者の健康と安全を守るための労働環境の改善，(2)労働条件，(3)労働者への情報開示と協議，(4)労働市場から排除された人の労働市場への統合，(5)労働の機会均等と労働待遇における男女平等，である。また，全会一致を条件に立法できる分野もできた（EC 条約第 137 条 3 項）。社会保障と労働者の社会的保護，雇用契約が打ち切られた労働者の保護，労働者と被用者の利益代表と集団防衛，域内在住第三国国民の雇用条件，雇用促進と職場創出のための財政出動がその対象となる。

さらに注目すべきは，アムステルダム条約の EU 条約第 2 章では「高水準の雇用の推進」が EU の目標として掲げられ，EC 条約では雇用政策についての章が新設されたことである⁽²³⁾。雇用政策条項は，欧州理事会の「結論」，閣僚理事会の「雇用指針」，加盟国の「年次報告」，閣僚理事会の「検査」と「勧告」，閣僚理事会と欧州委員会の「合同年次報告」，欧州理事会の「結論」という政策サイクルを明確に規定した。このことは，全ての加盟国が真剣に雇用政策に取り組まざるを得ない状況をつくった⁽²⁴⁾。また，アムステルダム条約 EC 条約第 158 条に社会政策の目的として「共同体の調和のとれた発展を促進するため，経済的および社会的結束の強化を導く行動を進展させ，追及する」と明記されているように，イギリスを加えてはじめて EU 全体での雇用・社会政策を実現させることができたのである。

1.3 欧州雇用戦略

次に，旧来の欧州福祉国家モデルの大転換を政策レベルでリードしてきたのが同じく 1997 年以降進められてきた欧州雇用戦略である。欧州雇用戦略というのは，3 種類ある EU の雇用政策の手法のひとつである⁽²⁵⁾。その 3 種類の手法には，第一に，標準的な共同体の手続きにより制定される指令⁽²⁶⁾，第二に，社会政策協定で導入された「社会的対話」によるもので，EU レベルでの労使交渉の結果をもとに，柔軟性の高い枠組み法制を策定する手法，そして第三に，アムステルダム条約に基づき導入された欧州雇用戦略⁽²⁷⁾がある。近年では，第一の手法から第二，そして第三の手法へと力点が移動する傾向が見られる。つまり，より柔軟な手法へと力点が移行しているのである⁽²⁸⁾。

1997 年のルクセンブルク欧州理事会で，「第 1 期雇用戦略（1998～2002 年）」が採択された。これにより，閣僚理事会が「雇用指針（employment guideline）」を毎年策定し，その指針に

沿って加盟国は行動計画を策定して年次報告を提出し、閣僚理事会と欧州委員会が各国の取り組みを監視し、勧告することとなった⁽²⁹⁾。その第1期雇用戦略は(1)エンプロイアビリティ (Employability)、(2)起業家精神 (Entrepreneurship)、(3)アダプタビリティ (Adaptability)、(4)機会均等 (Equal Opportunities)、という4つの柱からなっている⁽³⁰⁾。

第一のエンプロイアビリティでは、雇用される能力あるいは競争力の改善を課題としている。特に若年層の失業への取り組みと長期失業の予防に焦点を当てている。例えば、全ての若年失業者は、6か月以上失業状態に陥る前に、職業訓練などの形で新しいスタートを提供される。また成人失業者にも、12か月以上の失業状態に陥る前に、同様の職業訓練や個人的な職業訓練指導の機会が提供され、再スタートのための支援がなされる。第二の起業家精神では、起業と経営をより容易にして促進することを課題としている。明確で、安定した、予測可能なルールを提供することや、資本市場がより発達するよう調整することが目指される。より具体的には、加盟諸国と欧州投資銀行 (the European Investment Bank) によって新設された諸機関が起業を支援する。また加盟諸国は中小企業に対して税負担や行政手続きを軽減したり簡素化したりするよう求められている。第三のアダプタビリティでは、労働者と企業が構造変化に適応できるようにすることを課題としている。パートタイム労働の拡大など就業形態の拡大を評価しつつも、フルタイム労働者との待遇均等化を求める規制を強化することによって、雇用の柔軟性と安定を確保する。第四の機会均等は、個人が経済活動に参加する機会を保障するという、雇用戦略の理念を実現するために不可欠なものである。特に就業におけるジェンダー・ギャップの改善、家庭生活を理由とする離職および産休・育休からの復職、パートタイムでの就業などワークライフ・バランスの実現、障害者の就業生活で直面するであろう問題への取り組みを掲げている。

続く「第2期雇用戦略 (2003~2010年)」では、(1)完全就業、(2)仕事と質と生産性の改善、(3)社会的結束 (social cohesion) と包摂 (inclusion) の強化という3つの柱が掲げられている⁽³¹⁾。

2. EU の社会政策における社会的排除への取り組み

2.1 リスボン条約

リスボン条約 (2007年調印, 2009年発効) は、欧州連合 (EU) 条約と欧州共同体 (EC) 設立条約を改正する条約である。後者はEU運営条約と名称が変更された。ここでリスボン条約に注目すべきことは、社会的排除がEUによって明確に認識され、その克服の術としての社会的包摂が社会政策の大きな目的とされたことである。

たとえば、EU条約第3条3項1には、EUの目的として「完全雇用および社会的進歩を目標とする高度な競争力を有する社会的市場経済」が掲げられている。そしてEU運営条約第9条には、EUがすべての政策分野において「高い雇用水準の促進、適切な社会的保護、社会的排除の克服ならびに高い水準の一般的・職業的教育および保健と関わる要請を考慮する」ことが保障さ

れている（下線は筆者によるもの）。さらに EU 運営条約第 151 条は、EU が社会分野で追求するものとして「雇用促進、情報での平準化を可能とするための生活労働条件の改善、適切な社会的保護、社会的対話、持続的な高い水準での雇用を目指す労働者の能力開発および社会的排除の克服」（下線は筆者によるもの）。ここでは、EU の社会的排除概念が、雇用という社会参加が叶わない状況であること、つまり労働市場からの排除であると捉える傾向が見て取れる。そして、社会的に排除された人々を再び社会的に包摂するために、生活労働条件の改善や社会的保護、社会的対話などを促進しながら、職業教育等を施すことにより人々の労働者としての競争力を高めることが目指されている。

リスボン条約はアムステルダム条約で確立し、ニース条約（2001 年調印、2003 年発効）に引き継がれた EU の社会政策をより明確に位置付けており、現在の EU の社会政策の基盤となっている⁽³²⁾。

2.2 リスボン戦略

リスボン条約調印から遡ること 7 年、2000 年 3 月の欧州理事会でリスボン戦略（2000 年～2010 年）が採択された。リスボン戦略は、2010 年までの EU の経済・社会面での戦略目標の通称であり、EU 経済の根本的な強化を目指し、「より良い職と、より一層の社会的結合（social cohesion）を伴った、持続可能な経済成長を实行しうる、世界で最も競争力のあるダイナミックな知識基盤社会（knowledge-based economy）⁽³³⁾」という戦略目標を掲げている。リスボン戦略策定には、インターネットを中心とした情報通信技術の発展、IT 産業の急成長による生産性の向上をうたったアメリカの「ニュー・エコノミー論」への対抗という意味合いがある⁽³⁴⁾。つまり、情報通信技術の発展に支えられたアメリカ経済の優位性の高まりに対して、ヨーロッパは労働者の権利を保障しながらも、新しい社会・経済環境に適応するための取り組みを進める必要が生じたのである。

リスボン戦略の野心的なビジョンは、経済政策と社会・雇用政策という 2 つの柱からなっている。経済政策では「知識経済への移行」と「経済成長と競争力の強化」それに伴う「雇用創出」により「市民生活の質を改善」をはかろうとしており、新自由主義的な考えに基づいている。社会政策では、「欧州社会モデルを現代化し、人々に投資し、社会的排除と闘う」（下線は筆者によるもの）という目標が掲げられている。「欧州社会モデルの現代化」とは、アメリカ的な社会モデルとは対照的に高水準の社会保障と個人の経済活動の自由を結合させるということであるが、高失業率やグローバルな経済競争といった現代の状況において、このモデルをそのままで維持することは現実的ではなくなっている。とはいえ、アメリカ的な社会モデルのように経済活動の自由競争に重点をシフトさせることは、ヨーロッパの経済競争力にとってマイナスに作用しかねないという判断がある。したがって、社会保障と経済活動の自由を現代に合った仕様で結合させる必要に迫られているのである。

この社会政策の中心は雇用政策であり、欧州雇用戦略の活用による就業率の向上が目標とされた。この時点で61%だった就業率を2010年までに70%に引き上げること、特に女性の就業率を同様に50%から60%に引き上げるという目標設定がなされた⁽³⁵⁾。注目すべきなのは、失業率ではなく就業率という数値目標を使用していることである。通常、雇用政策の指標として使用されるのは就業率ではなく失業率である。しかし、欧州雇用戦略では就業率を指標にとっており、それは「失業者を非労働力化することで失業率を引き下げる」という取り組み方はしないということである⁽³⁶⁾。失業など様々な理由で「非労働力化されている人々が労働市場に参入可能になる」ようにしようというのである。そこには、長期的な社会全体の持続可能性をいかに維持向上させていくかというEUの姿勢が見て取れる⁽³⁷⁾。

リスボン戦略は2005年3月に中間見直しが行われ、進捗の遅れが指摘された。そして、成長と雇用が優先分野として再設定され⁽³⁸⁾、積極的な雇用政策がより重視されることとなった⁽³⁹⁾。しかし、2008年の世界経済危機、それに続く欧州債務危機によってリスボン戦略は挫折を余儀なくされた。2010年6月の欧州理事会でリスボン戦略の巻き返し策として、向こう10年間の戦略目標である「欧州2020⁽⁴⁰⁾」が採択された。「欧州2020」では、「包括的な成長（inclusive growth）」が優先領域のひとつとして掲げられ、社会的結束の強化や高雇用経済の実現が目指されている。具体的には、20～64歳人口における就業率を75%に引き上げるという目標設定がなされ、さらには2020年までに少なくとも2,000万人の貧困と社会的排除を削減することも目標とされている。また、欧州委員会と閣僚理事会によって2005年からの実施状況を見直した合同報告書において、「フレキシキュリティ（flexicurity）⁽⁴¹⁾」という概念が提唱されている。これは「柔軟性（flexibility）」と「保障性（security）」とを合わせた造語であり、労働市場への適応性促進に関して、柔軟な雇用と失業時の給与保障のバランスの実現が目指されている⁽⁴²⁾。具体的には、「労使それぞれの必要に応じた雇用形態に対応できる契約の協定」、「失業者や非就労者を含め、職探しを効果的に支援する積極的労働市場政策」、「就労期間を通じて雇用可能性を維持するための生涯学習制度」、「労働市場から離脱している間の支援や、労働市場での移動性を促進するための社会保障制度の現代化」が重要であるとされている。

2.3 社会的排除概念とそれへの取り組み

EUでは1990年代以降、シティズンシップと社会的排除は社会政策のキーワードとして用いられるようになった。その背景には、1980年代末から従来加盟各国の主権の範囲にあるとみなされていた失業と貧困問題がヨーロッパ全体の重要課題となり、EUの政策課題として認識されるようになったことがある。さらに、当時の欧州委員会委員長がジャック・ドロールであったことも大きく影響している。社会的排除に関する議論が盛んであるフランス出身のドロール委員長によって、失業と貧困問題は社会的排除という新たな概念と関連付けられて議論されるようになった。

ただし社会的排除概念は、その概念を使用する主体や国の政治的・社会的文化を反映して異なる内容と結びつくために非常に曖昧であることが指摘される⁽⁴³⁾。実際に現在のところ広く共有されている一般的な定義というものもない⁽⁴⁴⁾。たとえば、フランスでは、社会的排除は「連帯にもとづく人々のつながりの断絶」あるいは「国家による社会的結束の保護の失敗」とみなされる⁽⁴⁵⁾。つまり、社会を個々人の権利・義務の相互関係としてとらえ、社会的排除とは、その社会秩序から個人が離脱させられ、市民権が侵害されていくプロセスおよびその結果を意味している。フランスの社会的排除概念では、それが社会全体に関わる問題であることや社会的な、結びつきに関する問題が強調される。他方、イギリスでは、社会を市場内で競争する原子化した個々人の集まりとみなしている。そして社会的排除は「さまざまな歪み——差別、市場の失敗、実効性を持たない権利——によって、市場に参加する個人において資源が欠如したことによって生じる」ととらえられる⁽⁴⁶⁾。一方、イギリスの社会的排除概念では、物質主義的で個人主義的な側面が協調されている。

EU の社会的排除の定義や政策は、こうしたフランスとイギリスの用法を軸に、加盟各国の多様なとらえ方を集約しながら形成されてきたものである⁽⁴⁷⁾。EU による社会的排除概念は 1992 年の文書「連帯の欧州を目指して：社会的排除に対する戦いを強め、統合を促す」に垣間見ることができる。「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。(中略)社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていく多次的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、住居、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである⁽⁴⁸⁾」。つまり、社会的排除概念は動的な性質をもつもので、社会的排除が生じるプロセスとその結果である状態の双方を指す。そして、社会的排除概念は所得の多寡を意味する「貧困」とは異なり、より多次的に人々が社会から排除されるメカニズムを意味する。

1980 年代以降、西欧諸国では高度経済成長の終焉により完全雇用が崩壊した。失業と不安定な雇用が拡大するに伴い、失業保険や年金保険、医療保険など福祉国家の柱ともいえる保険制度から漏れてしまう人々、つまり社会から「排除」されてしまう人々が増加した。そして住宅や教育機会の喪失や家族の崩壊、依存症などの問題による「新たな貧困⁽⁴⁹⁾」が現れた。こうした社会的排除を克服する政策が「包摂」なのである⁽⁵⁰⁾。社会的排除とは、社会の上層と下層の経済的な格差や不平等だけでなく、社会の中にいる者と周辺部にいる者との様々な格差を問題として捉えようとする概念であるといえる。

2000 年 3 月のリスボン欧州理事会の議長総括では、社会的排除の撲滅が目標に掲げられた⁽⁵¹⁾。議長国ポルトガルが、排除の問題を雇用に続く戦略テーマとして取り上げたのだ。また欧州委員会は 1999 年に「社会保護の現代化のための協調戦略 (Concerted Strategy for Modernizing

Social Protection)⁽⁵²⁾」を公表し、社会保護の現代化に取り組むにあたり、以下の4つの政策目標を雇用戦略と同様に開放的調整手法（OMC）⁽⁵³⁾の仕組み⁽⁵⁴⁾によって実現していくことを求めた⁽⁵⁵⁾。その4つの目標とは、(1)仕事をペイするものに安定した収入を提供する、(2)年金制度を安全で持続可能なものにする、(3)社会的包摂を促進する、(4)質が高くで持続可能な医療を保障する、という政策目標である。OMCによる政策施行には指令が持つような強制力はないものの、加盟国間のピア・プレッシャー効果によって各国の政策を一定の目標へと近づけていくという特質がある⁽⁵⁶⁾。また OMC はヨーロッパ・レベルを介在した国家間の相互作用に注目する水平的移転型欧州化として注目されている⁽⁵⁷⁾。

さらに、2000年のニース欧州理事会で承認された「貧困と社会的排除に対する戦いにおける目標」は、(1)就業への参加と資源・権利・モノ・サービスへのすべてのアクセスを促進する、(2)排除のリスクを防止する、(3)最も脆弱な人々を支援する、(4)あらゆる関係者を動員する、という共通目標を掲げている⁽⁵⁸⁾。具体的な対策として、就労支援、ワークライフ・バランス、住宅・保健・教育へのアクセス、障害者や子どもの排除の防止、NGOの関与などへの取り組みが挙げられている。

また2002年のパルセロナ欧州理事会の議長総括では、2010年までに貧困と社会的排除のリスクに直面する人びとの数を減少させるための目標を設定することが加盟国に求められた。社会的排除への対策は、住宅、教育、保健など多面的な政策により取り組みがなされているが、その中でも雇用政策は中心的な位置づけにある。

3. 社会的排除と雇用の関係

3.1 「福祉から労働へ（Welfare to Work）⁽⁵⁹⁾」の政策転換

これまでに見てきたように、EUの社会政策では社会的排除への取り組みは主として貧困対策や雇用政策によって語られてきた。したがって、EUによる社会的排除をめぐる政策は、社会扶助や福祉サービスよりも雇用政策に大きな比重が置かれているとの指摘や懸念がなされている⁽⁶⁰⁾。その理由として、「欧州社会モデルの近代化」の中に「人びとに投資し能動的な福祉国家」をつくるという理念が埋め込まれていることがあげられる⁽⁶¹⁾。リスボン戦略では、雇用政策はその重要な一部となった。そこには、雇用能力を高めることによって労働市場への参加率を高めようとする積極的労働市場政策⁽⁶²⁾の考え方がある。こうした背景には、社会の高齢化が進む中で、欧州社会モデルの理念を継続するためには、社会保障に依存する立場の人数を減らし、支える立場の人数を増やす必要があるという事情がある。つまり、「福祉から労働へ」の政策転換が必要なのである。

そして、その前提として「フル就業（full employment）」というEUの考え方を理解しなければならない。リスボン欧州理事会は「フル就業」を目的として設定しているが、一般によく知

られている「完全雇用」ではないことに注意したい。すでに述べたが、EU の雇用戦略の指標として使用されているのは「失業率」ではなく「就業率」である。つまり、EU は失業率を下げることを自体を目標としているのではなく、就業率を上げることを目標としている。言い換えれば、長期失業者や高齢者を非労働力化して統計上の失業率を下げることは、EU の目指すところではないということである。EU が目指すのは、さまざまな原因から非労働化されている人びとを支援して労働市場に参入できるようにすることである。

フル就業という発想が登場する背景には、欧州社会モデルの中核である社会保障が、労働力不足や高齢者扶養負担の増大により持続不可能になるという懸念がある。2000 年のリスボン欧州理事会以降、年金政策が EU レベルでの明確なテーマになり、雇用政策とならび OMC を用いて取り組まれるようになったのも、このような事情によるものである。EU は年金政策において、年金の問題を財政計算問題に矮小化してとらえるのではなく、問題の根幹である就業率の引き上げを目標としたといえる⁽⁶³⁾。

3.2 ワークフェアによる社会的包摂

フル就業のターゲットとなるのは、長期失業者や高齢者ばかりではない。むしろ、しばしば議論の対象となるのは、長期失業者や失業者としてすらカウントされない福祉受給者である。いわゆる「失業の罌」あるいは「貧困の罌」などと呼ばれる問題において、議論の対象となる人びとである。つまり、彼らにとって、福祉受給者でいた方が、なまじ就労するよりも収入が高い場合、彼らの就労へのインセンティブは働かないという問題である。就労することによって社会保障給付の減額や課税額が増加するために、就労を条件としない社会保障給付や税制措置による低所得層に対する公的支援が、低所得者層から就労するインセンティブを奪い、さらには低所得者層がそのまま貧困状態に留まるという事態を招いている。特に、手厚い福祉給付が受けられるヨーロッパでは、よく見られる現象である。

EU の雇用政策における「失業の罌」あるいは「貧困の罌」の問題への対策として、いくつかのキー概念が挙げられる。「メイク・ワーク・ペイ (make work pay)」, 「エンプロイアビリティ (employability)」, そして「ワークフェア (workfare)」といった概念である。まず、福祉受給者にとって少々手取りが増えるくらいであれば、わざわざ骨の折れる仕事をしようとは思わないであろう。したがって、彼らが就労へのインセンティブを持つためには、給付を受けるよりも就労した方が高い収入が得られるようにする（つまり「メイク・ワーク・ペイ」）という政策目標が生まれる。それには、ディーセント・ワーク (decent work 「適切な仕事」) 論が提案するような、「仕事における諸権利」の保障や「社会的対話」の促進など労働の内実を充実させる取り組みが必要である。

さらに EU はこの問題を社会保障改革の観点からも政策を打っている。EU は、「雇用親和的な (Employment friendly) 社会保障制度」として、失業保険を就業能力保険に発展させるこ

とを求めている⁽⁶⁴⁾。従来の失業保険は、一時的に仕事を離れていた労働者が同様の仕事に戻っていくことを前提としているが、今日の労働市場では求職者により高い技能や新しい技能を求めている。よって、求職者がこの要求に応えられない限り、従来の失業保険制度では就労能力・可能性の低いままの人びとに手当を支給し続けることになる。それに対し、就業能力保険の考え方は、失業者に就労に必要な技術や能力（「エンプロイアビリティ」）を向上させるための教育・訓練を施すことで、就労を支援するというものである。このように、就労と社会保障・福祉を結びつける考え方や施策は、広く「ワークフェア⁽⁶⁵⁾」と呼ばれる。

ワークフェアは、1980年代～1990年代にアメリカやヨーロッパの福祉国家再編の中で生まれた概念あるいは施策である。1980年代からの国際的な経済・雇用情勢の悪化に伴い、福祉と就労をめぐる関係の再編として注目を集めるようになった。ワークフェアという言葉がしばしばアメリカ発祥とされるのは、1996年のクリントン政権による福祉改革で公的扶助（TANF:貧困家族一時扶助）受給者が劇的に減少したことが、「成功の証」としてワークフェアを国際的に伝播させる契機となったからである⁽⁶⁶⁾。この改革により、現金給付の受給期間が生涯で5年に制限され、受給開始後2年以内での職業教育・訓練への参加が義務付けられた。このようにアメリカのワークフェアは所得補償の受給要件として就労を強制的に義務づけるような制裁的な意味を持つことから、ヨーロッパ諸国や研究者からは批判的に見られる傾向がある⁽⁶⁷⁾。したがって、例えばスウェーデンのように積極的労働市場政策のプログラムへの参加が失業者の自発的意思によってなされるようなケースは、アメリカのワークフェアとは区別されアクティベーションなどと呼ばれることもある⁽⁶⁸⁾。しかし、本稿においては、ワークフェアとは「所得補償の受給要件として就労を義務付けるもの」とする広義で一般的な定義を採用している。

ワークフェアに関しては、アメリカの福祉改革と不可分であるとの捉え方があり、国際的評価は必ずしも肯定的ではない。特に、アメリカ型のワークフェアに特徴的な強制力と罰則規定が、大陸ヨーロッパ諸国では抵抗感をもって受け止められる。EUのワークフェアがアメリカ型のワークフェアとどう違うのか、福祉サービスよりも雇用に重点を置くワークフェアのあり方が、社会的排除・包摂の問題に照らしていかなる問題を含むのか、といった詳細な調査と分析は今後の課題として稿を改めることとしたい。

おわりに

本稿は、EUの社会政策をめぐる思想やその取り組みから、EUが社会的排除という概念をどのように理解しているかを明らかにすることを試みた。

従来、主として各加盟国レベルにて取り組まれる政策領域であった社会政策が、EUレベルで取り組まれるようになった背景には、1970年代と1990年代の大きな転換点があった。1970年代中頃になると、市場統合の進展により生じる社会・労働問題に対処する必要が認識されるように

なり、ヨーロッパ・レベルでの共通の社会福祉の導入が検討され始めた。経済的側面に偏った統合のあり方は、ヨーロッパ・レベルで共通の社会政策を導入することにより、域内市場で活動する労働者の権利を保障するという「人間の顔をした」統合へと変化し始めた。1990年代になると、ヨーロッパでは若年失業率が20%を超え長期失業率が50%以上という状態に陥ったことや、経済通貨同盟（EMU）による通貨政策の統合の結果、加盟各国の雇用政策がEU経済に影響を及ぼす可能性が出てきたことから、ヨーロッパ・レベルでの雇用対策が必要になった。

そして、1993年の「ドロール白書」から1997年の「欧州雇用戦略」、2000年の「リスボン戦略」をはじめ一連の重要な社会政策に関する文書を概観することにより、EUによる社会的排除・包摂の概念は主として貧困対策や雇用政策によって語られてきたことが明らかになった。つまり、社会的排除をめぐる典型的な議論のように、EUは社会的排除を「失業」への過程、社会的包摂を「就労」への過程ととらえているように見える。しかし、社会的排除概念がしばしば多層的な概念であるといわれるのは、従来の物質・貨幣の多寡を問題とする貧困概念に比べて、社会関係・つながりを問題とするからである。その点はEUの社会的排除概念においても同様で、単に社会給付によって失業者や貧困者の物質・貨幣的不足を補うのではなく、彼らが仕事をすることによって社会とのつながりを持てることが重視されている。特に、リスボン戦略では、雇用政策が重視されており、雇用能力を高めることによって労働市場への参加率を高めるという積極的労働市場政策の考え方が中心に据えられている。リスボン戦略でEUが目指す「欧州社会モデルの近代化」には、「人びとに投資し能動的な福祉国家」をつくるという理念が埋め込まれているのである。

こうした背景には、社会の高齢化が進む中で、欧州社会モデルの理念を継続するためには、社会保護に依存する立場の人数を減らし、支える立場の人数を増やす必要があるという事情があった。そして、EUは「福祉から労働へ」の政策転換をしてきたことを明らかにした。それは国際的な経済・雇用情勢の悪化に伴い、福祉と就労をめぐる関係の再編として注目を集めるようになったワークフェアにつながっていることを明らかにした。ただし、EUによる社会的排除をめぐる政策は、社会扶助や福祉サービスよりも雇用政策に大きな比重が置かれる傾向に対して懸念もあることは指摘するにとどめ、その詳細な分析は今後の課題として別稿に改めたい。

※本研究は、平成30年度拓殖大学政治経済研究所研究助成およびJSPS科研費JP16K03413（平成28年度～平成31年度）の研究助成の成果の一部である。

《注》

- (1) 拙稿(2018)「ヨーロッパにおける社会的排除——概念整理の試み——」,『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』第20巻,第1号,pp.25-42.
- (2) 辰巳浅嗣編著(2012)『EU 欧州統合の現在』(第3版),創元社, p.158.

- (3) European Commission (2017), *Commission presents the European Pillar of Social Rights*, Press release, Brussels, 26 April 2017 <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-1007_en.htm> (最終閲覧日：2018年10月3日)
- (4) *Ibid.*
- (5) ローマ条約起草時、統合の社会的側面の必要性について全く議論がなかったわけではない。統合のあり方について、統合の社会的側面は経済統合の結果として生じると見なして統合の対象にしない考え方（ドイツの立場）と、社会政策の統合自体も対象とすべきとの考え方（フランスの立場）が存在した。Hantrais, Linda (1995), *Social Policy in the European Union*, Macmillan. 最終的にローマ条約では、社会・労働政策ではなく、各加盟国間の社会的コストの格差が域内競争力の格差につながることはないよう、特定の社会的側面について調和をとることとされている。詳細については、広部直子（2005）「EU 統合ダイナミズムの中のリスボン戦略——統合の社会的側面の観点から——」、『外務省調査月報』, No. 1, pp. 37-38. を参照のこと。
- (6) 辰巳，前掲書，p. 158.
- (7) 同上
- (8) 田中敏（2007）「11 社会政策——「欧州社会モデル」の変革——」，国立国会図書館調査及び立法考査局『拡大 EU：機構・政策・課題：総合調査報告書』国立国会図書館，p. 191.
- (9) 辰巳，前掲書，p. 158.
- (10) 同上，p. 159.
- (11) 濱口桂一郎（2003）「EU の雇用・社会保障戦略が示唆するもの（上）」，『週刊社会保障』No. 2235（2003. 5. 26），p. 27.
- (12) 広部，前掲論文，p. 52.
- (13) European Commission (1993), *Growth, competitiveness, employment The challenges and ways forward into the 21st century: White paper*, COM (93) 700.
- (14) 広部，前掲論文，p. 52.
- (15) 同上，p. 53.
- (16) European Commission (1993), *Green Paper European Social Policy: Options for the Union*, COM (93) 551.
- (17) European Commission (1994), *European Social Policy — A Way Forward for the Union. A White Paper. Part A*. COM (94) 333.
- (18) 濱口，前掲論文，p. 28.
- (19) 同上
- (20) マーストリヒト条約を改正したアムステルダム条約は，具体的には欧州連合（EU）条約と欧州共同体設立（EC）条約を改正する条約である。
- (21) 竹中康之（2000）「EU 社会政策の発展」，金丸輝男編著『EU アムステルダム条約』ジェトロ。
- (22) 小島健（2015）「EU 社会政策の展開」『東京経大会誌』第 285 号，pp. 250-251.
- (23) 同上
- (24) 濱口，前掲論文，p. 28.
- (25) Council of the European Union (2005), *European Council Brussels, 22-23 March 2005, Presidency Conclusion*, para. 4-5. <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/press_data/en/ec/84335.pdf> (最終閲覧日：2018年9月27日)
- (26) この手法は，採択時の加盟国間での調整が困難であることから，採択に特定多数決が用いられる労働安全衛生などの分野を中心に適用される。
- (27) 欧州雇用戦略は，閣僚理事会がガイドラインを策定し，各加盟国がそれに沿った行動計画を立て報告を行い，その実施状況・政策内容について EU レベルでレビューを実施するという手順を踏む。これによってより良い政策の普及を目指すものである。

- (28) 田中, 前掲論文, p. 194, Rhodes, Martin (2005), “Employment Policy” Helen Wallace *et al.*, *Policy-making in the European Union*, Oxford University Press, p. 289.
- (29) 加盟国間のピア・プレッシャー効果によって各国の政策を一定の目標へと近づけていくこの手法は, 開放的調整手法 (OMC: Open Method Coordination) と呼ばれる。OMC はヨーロッパ・レベルを介在した国家間の相互作用に注目する水平的移転型欧州化として注目されている。
- (30) European Commission (1997), *The 1998 Employment Guidelines, Council Resolution of 15 December 1997*, pp. 9-13.
- (31) The Council of the European Union (2003), Council Decision of 22 July 2003 on guidelines for the employment policies of the Member States, (2003/578/EC), *Official Journal of the European Union*, L197/13.
- (32) 小島, 前掲論文, p. 251.
- (33) Council of the European Union (2000), *Lisbon European Council 23 and 24 March 2000, Presidency Conclusion*, para. 5 (http://www.europarl.europa.eu/summits/lis1_en.htm) (最終閲覧日: 2018 年 9 月 27 日)
- (34) High Level Group (2004), ‘Facing the Challenge — The Lisbon strategy for growth and employment’, pp. 14-15 (https://ec.europa.eu/research/evaluations/pdf/archive/fp6-evidence-base/evaluation_studies_and_reports/evaluation_studies_and_reports_2004/the_lisbon_strategy_for_growth_and_employment_report_from_the_high_level_group.pdf) (最終閲覧日: 2018 年 9 月 27 日), 入稻福智 (2005) 「リスボン戦略」『平成国際大学論集』第 9 号, p. 132.
- (35) さらに 2001 年のストックホルム欧州理事会では, 高齢者 (55~64 歳) の就業率を 2011 年までに 50%に引き上げるという目標が追加された。濱口, 前掲論文, p. 28.
- (36) 同上
- (37) 同上
- (38) Council of the European Union (2005), *op. cit.*, para. 4-5.
- (39) *Ibid.*, para. 30.
- (40) European Commission (2010), *Europe 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth* (<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:2020:FIN:EN:PDF>) (最終閲覧日: 2018 年 9 月 27 日)
- (41) フレキシキュリティ (Flexicurity) はデンマークが最初に導入した政策である。(1)雇用と解雇を比較的容易に行える, 雇用者にとっての「柔軟な労働市場」, (2)失業者を早く労働市場に再統合するための「積極的労働市場政策」, (3)最長 4 年間, 最大で失業前の賃金の 90%まで補償される「寛大な失業保険」の三者が, いわゆる「黄金の三角形」を形成するフレキシキュリティの根幹となっている。「職の保障」ではなく「雇用・雇用能力の保障」が重視されている。欧州委員会からも EU の雇用政策のモデルとして積極的に評価されているが, EU 全域での実行可能性については楽観的ではない見方もある。なぜなら, その実現に重要となる労使間の「社会的対話」が新規加盟国においては未発達であるという現実がある。
- 田中, 前掲論文, p. 196. “Flexicurity Combining flexibility and security”, *Social Agenda*, No. 13, March, 2006, pp. 15-17.
- (42) European Commission (2006), *Joint Employment Report 2005/2006 — More and Better Jobs: Delivering the Priorities of the European Employment Strategy*, 7347/06, p. 13.
- (43) 中村健吾 (2002) 「EU における『社会的排除』への取り組み」『海外社会保障研究』141 号, p. 58.
- (44) 福原, 前掲書, p. 21.
- (45) 福原宏幸 (2006) 「社会的包摂政策を推進する欧州連合 — そのプロセスと課題 —」, 『生活経済政策』115 (通号 531), p. 14.
- (46) 同上

- (47) 同上
- (48) European Commission (1992), *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*, COM (1992) 542 final, p. 8.
- (49) 都留民子 (2000)『フランスの貧困と社会保護 — 参入最低限所得 (RMI) への途とその経験』法律文化社, 2000 年, p. 31.
- (50) 福原宏幸 (2010)「社会的排除/包摂論の現在と展望 — パラダイム・『言説』をめぐる議論を中心に」, 福原宏幸編著『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社, pp. 12-13. 前掲の拙稿では, 社会的排除概念についての言説やパラダイムなどを整理している。
- (51) Council of the European Union (2000), *Lisbon European Council 12 and 14 march 2000, Presidency Conclusions*, para.
- (52) European Commission (1999), A Concerted Strategy for Modernizing Social Protection, Brussels, 14. 07. 1999, COM (1999) 347 final
- (53) 本稿の注(29)を参照のこと。
- (54) 1.3 ですでに述べた通り, 1997 年 6 月のアムステルダム欧州理事会で EC 条約の改正がなされ, 雇用に関する政策協調を規定する雇用条項が加えられた。そして同年 11 月のルクセンブルク欧州理事会では雇用指針が承認された。これ以降, 閣僚理事会が「雇用指針 (employment guideline)」を毎年策定し, 加盟国はその指針に沿って行動計画を策定して年次報告を提出し, 閣僚理事会と欧州委員会が各国の取り組みを監視し, 勧告する, という OMC による政策サイクルが始動した。
- (55) *Ibid.*, p. 12.
- (56) 濱口桂一郎 (2008)「EU 雇用戦略と社会保障 — 公開調整手法による政策協調」, 『海外社会保障研究』, Winter, No. 165. p. 14.
- (57) 力久昌幸 (2007)「欧州統合の進展に伴う国内政治の変容 — 「欧州化」概念の発展と課題に関する一考察 —」, 『同志社法學』59 巻 2 号, p. 44.
- (58) Fight against poverty and social exclusion – Definition of appropriate objectives, Brussels, 30 November 2000 <http://ec.europa.eu/employment_social/social_inclusion/docs/approb_en.pdf> (閲覧日: 2018 年 10 月 29 日)
- (59) ヨーロッパ諸国における低所得者対策では, 「福祉から労働へ」の視点に立って, 所得補償給付を主とした社会扶助を維持しつつも, 受給者を労働市場に参加させる積極的労働政策へ移行しつつある。
- (60) 中村健吾 (2005)『欧州統合と近代国家の変容』昭和堂, pp. 289-302.
- (61) 前掲論文, 福原 (2006), p. 16.
- (62) 労働市場政策には, 一般に「消極的労働市場政策」と「積極的市場政策」がある。前者が, 失業者などの労働市場から排除された労働者の生活を保障するために失業給付を行うといった施策が典型であるように, 市場からの排除を事後的に救済し失業後の生活を保障する性格をもつ。それに対し後者は, 労働市場からの排除を未然に防ぐ, あるいは排除された労働者を再度労働市場に戻すべくケアや訓練を施す諸政策である。宮寺由佳 (2008)「スウェーデンにおける就労と福祉 — アクティベーションからワークフェアへの変質 —」『外国の立法』236, p. 104.
- (63) 濱口 (2003), 前掲論文, pp. 28-29.
- (64) 同上, p. 29.
- (65) ワークフェアという言葉は, その出自から厳密な定義を持つ学術用語ではなく, 論者によって使われ方が異なる。
- (66) 埋橋孝文 (2007)『ワークフェア — 排除から包摂へ?』法律文化社, p. 16.
- (67) 同上, pp. 2-3.
- (68) 宮寺によれば, スウェーデンにおいても積極的労働市場政策やアクティベーションもワークフェアに変質してきているという。前掲論文, pp. 105-106.

参考文献

- 入稻福智 (2005) 「リスボン戦略」『平成国際大学論集』第 9 号, pp. 131-145.
- 埋橋孝文 (2007) 『ワークフェア — 排除から包摂へ?』法律文化社.
- 小島健 (2015) 「EU 社会政策の展開」『東京経大会誌』第 285 号, pp. 243-267.
- 竹中康之 (2000) 「EU 社会政策の発展」, 金丸輝男編著『EU アムステルダム条約』ジェトロ.
- 辰巳浅嗣編著 (2012) 『EU 欧州統合の現在』(第 3 版), 創元社.
- 田中敏 (2007) 「社会政策 — 「欧州社会モデル」の変革 —」, 国立国会図書館調査及び立法考査局『拡大 EU : 機構・政策・課題 : 総合調査報告書』国立国会図書館, pp. 190-206.
- 都留民子 (2000) 『フランスの貧困と社会保護 — 参入最低限所得 (RMI) への途とその経験』法律文化社.
- 中村健吾 (2002) 「EU における『社会的排除』への取り組み」『海外社会保障研究』141 号, pp. 55-56.
- 中村健吾 (2005) 『欧州統合と近代国家の変容』昭和堂.
- 濱口桂一郎 (2003) 「EU の雇用・社会保障戦略が示唆するもの (上)」, 『週刊社会保障』No. 2235 (2003. 5. 26), pp. 26-29.
- 濱口桂一郎 (2008) 「EU 雇用戦略と社会保障 — 公開調整手法による政策協調」, 『海外社会保障研究』, Winter, No. 165. pp. 14-24.
- 広部直子 (2005) 「EU 統合ダイナミズムの中のリスボン戦略 — 統合の社会的側面の観点から —」, 『外務省調査月報』, No. 1, pp. 36-63.
- 福原宏幸 (2006) 「社会的包摂政策を推進する欧州連合 — そのプロセスと課題 —」, 『生活経済政策』115 (通号 531), pp. 14-17.
- 福原宏幸 (2010) 「社会的排除/包摂論の現在と展望 — パラダイム・『言説』をめぐる議論を中心に」, 福原宏幸編著『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社.
- 細井優子 (2018) 「ヨーロッパにおける社会的排除 — 概念整理の試み —」, 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』第 20 巻, 第 1 号, pp. 25-42.
- 宮寺由佳 (2008) 「スウェーデンにおける就労と福祉 — アクティベーションからワークフェアへの変質 —」『外国の立法』236, pp. 102-114.
- 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学 : 自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房.
- 力久昌幸 (2007) 「欧州統合の進展に伴う国内政治の変容 — 「欧州化」概念の発展と課題に関する一考察 —」, 『同志社法學』59 巻 2 号, pp. 29-67.
- Council of the European Union (2000), *Lisbon European Council 23 and 24 March 2000, Presidency Conclusion*.
- Council of the European Union (2003), Council Decision of 22 July 2003 on guidelines for the employment policies of the Member States, (2003/578/EC), *Official Journal of the European Union*, L197/13.
- Council of the European Union (2005), *European Council Brussels, 22-23 March 2005, Presidency Conclusion*.
- European Commission (1992), *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*, COM (1992) 542 final.
- European Commission (1993), *Growth, competitiveness, employment The challenges and ways forward into the 21st century: White paper*, COM (93) 700.
- European Commission (1993), *Green Paper European Social Policy: Options for the Union*, COM (93) 551.
- European Commission (1994), *European Social Policy — A Way Forward for the Union. A White Paper. Part A*. COM (94) 333.

- European Commission (1997), *The 1998 Employment Guidelines, Council Resolution of 15 December*.
- European Commission (2006), *Joint Employment Report 2005/2006 — More and Better Jobs: Delivering the Priorities of the European Employment Strategy*, 7347/06.
- European Commission (2010), *Europe 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth*.
- COM (2010) 2020.
- European Commission (2017), *Commission presents the European Pillar of Social Rights*, Press release, Brussels, 26 April 2017.
- Hantrais, Linda (1995), *Social Policy in the European Union*, Macmillan.
- High Level Group (2004), 'Facing the Challenge — The Lisbon strategy for growth and employment'.
- Rhodes, Martin (2005), "Employment Policy" Helen Wallace *et al.*, *Policy-making in the European Union*, Oxford University Press.
- Flexicurity-Combining flexibility and security, Social Agenda*, No. 15, March, 2006.
- Fight against poverty and social exclusion — Definition of appropriate objectives, Brussels, 30 November 2000.

(原稿受付 2018 年 10 月 31 日)

わが国の刑法における性犯罪規定改正の比較法的考察

—— スコットランド 2009 年法を参考に ——

渡 邊 泰 洋

要 旨

世界的にみて、刑法における性犯罪の処罰をめぐる議論が盛んに行われ、諸外国では性犯罪規定の改正が続けられている。そのような中であって、わが国でも、2017年に性犯罪規定に関する刑法の大改正が行われ、1908年の刑法施行以来110年ぶりに性犯罪概念が大きく変更された。特に、構成要件の拡大に伴う強姦罪から強制性交等罪への改称や罰則の強化は、従来の犯罪の主体と客体、あるいは行為態様に大幅な修正をもたらすものであり、これらは近年の性に関する社会の意識変化を反映するものといえる。また、国際水準からみても、先進国の性犯罪法制に近接しており、改正の意義は大きい。

しかしながら、わが国の改正された性犯罪規定においても課題は少なくない。そこで、同様に近年性犯罪規定の大改正を行ったスコットランド2009年性犯罪法を比較の対象として、わが国の課題と思われる事項を検討した。スコットランドは他の諸国と比べると改正作業はやや遅れたが、イングランドを含む他国の制度内容や運用状況を参考にした経緯があり、逆に後発のメリットもあると思われる。

その結果、スコットランド法は、わが国とは次の点で大きく異なり、種々の示唆を与えると考えられる。第1に、性犯罪規定の多様さである。わが国がわずか10ヶ条であるのに対して、62ヶ条の規定を有する。第2に、わが国の性犯罪の手段とされる「暴行と脅迫」を不要とし、被害者の「同意」を犯罪成立要件とし、処罰範囲が広いこと、第3に、挿入による性的暴行罪をめぐる議論を重視していること、第4に、児童の保護規定が充実していること、などである。

本稿では、このような比較を通じて、今後見直しが予定されているわが国の性犯罪規定に対する各種の指摘を試みている。

キーワード：刑法改正、性犯罪改革、レイプ（強制性交等）罪、2009年性犯罪（スコットランド）法、性的自律（性的自己決定権）

1. はじめに

世界的にみて、刑法における性犯罪の処罰をめぐる議論は活発化しており、実際、多くの主要国では、性犯罪規定に関して立法ないし法改正がなされている。犯罪分野に限らず、セクシャルハラスメントや性的児童虐待、LGBT問題などを含め、個人の性に関する意思決定、性行動を

めぐる自己決定権、性的自律などをテーマとして一般社会を巻き込んだ論争がそのベースにあるように思われる。また、他方で、国連機関による性犯罪規定に関する種々の勧告の影響も大きい。

わが国でも 2017 年に性犯罪規定をめぐる刑法の大改正が 1908（明治 41）年の施行以来、初めて行われた。それ以前にも小規模な改正、たとえば輪姦形態による強姦罪等の非親告罪化（1958 年）、集団強姦罪の新設（2004 年）や罰則の強化などの動きはみられたが、今回の改正は社会における性意識自体にも多大な影響を与えるものであり、根本的な理念の変更であると言わなければならない。たとえば、従来の「強姦罪」（177 条）の名称が「強制性交等罪」に変わり、男性の行為主体自体が拡大、変更され、女性も行為主体となり、他方、行為客体も女性に限定されず男性を含み、性交類似行為の一部が強姦と同視されるなどの変更も行われ、実際、その行為はたんに女性器（膣）への性交ではなく、肛門性交、口腔性交（法文上、これらは「性交等」と称されている）などにも拡大された。要するに、男性から女性に対する伝統的、典型的な強姦罪から、男性から男性、女性から男性に対する行為へ、さらに陰茎の挿入対象を膣に限定しないで肛門や口腔へと拡大されたのである。

もとより、以前から国連の各種機関よりわが国の性犯罪規定への懸念がしばしば表明され、改正が勧告されていたという事情があり、すでにアメリカ、ドイツ、イギリスなどの先進国ではいち早く対応し、世界的な規模で新しい性犯罪概念の理解⁽¹⁾の下での法制化が進められていた。具体的には、たとえば、イギリス連合王国の一部、イングランド及びウェールズでは 2003 年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003、以下、「イングランド 2003 年法」と記す）、同様にスコットランドでは 2009 年性犯罪（スコットランド）法（Sexual Offences (Scotland) Act 2009、以下、「2009 年法」と記す）によって性規定をめぐる法改正がなされている。しかしながら、これらの改正内容はわが国のものとは対照的に、きわめて詳細な規定をおいており、また行為態様、行為区分においても大きな相違がみられる。また罰則も極めて重い。そこで、本稿では、このようなわが国の改正刑法とイギリス連邦の一つスコットランドの 2009 年性犯罪法との比較を試みる。それは、一つには、イングランド 2003 年法の紹介はわが国でもすでにいくつかの文献で行われており比較的よく知られていること⁽²⁾、二つには、スコットランド 2009 年法はイングランド 2003 年法ないしその成立経緯を参照して作成されたものであり、かえってスコットランド法の改正状況の方がわが国の性犯罪規定との比較において有益である側面もあるからである。

2. わが国における性犯罪規定の改正

(1) 性犯罪規定の歴史的経緯

上述のように、わが国において法改正のための資料として性犯罪規定の外国比較は盛んに行われているが、それでは、わが国における過去の制度との比較はどうか。これについては、旧刑法（明治 15 年施行）との比較、現行刑法（明治 41 年施行）（2017 年改正前）における改正の動向

を知る必要がある。言うまでもなく、性意識や性をめぐる社会風潮は、時代や国家・地域、つまり当時の、あるいは地域の性風俗や性慣習によっても大きな影響を受けるが、わが国ではとくに法典制定の際には諸外国の制度の影響を受けやすい。ただ、いずれにしても、過去の法規定やその根拠を検討することは現行法の理解に役立つことは言うまでもない。そこで、以下ではわが国の性規制変遷の概略を試みる。

旧刑法（明治13年）をめぐっては、すでに分析がみられる⁽³⁾。これによると、まず当該規定の体系的位置づけでは、旧刑法においては「身体に対する罪」、つまり個人的法益として猥褻姦淫重婚の罪が規定されており、現行刑法が重婚罪（184条）や公然わいせつ罪（174条）を社会的法益として扱う点で相違がある。また、現行法が年齢区分として13歳未満（以下、幼年者とする）と13歳以上に分けて暴行・脅迫の有無を区別しながら、他方で法定刑においては差違をもうけていないが、旧刑法では幼年者の年齢は12歳とし、かつこれらの者に対して暴行・脅迫を加えた場合は刑が加重されていた点、現行法との相違がみられる。区分線を12歳にしたことについては、旧刑法の制定を指導したボアソナードが日本では当時12歳でも婚姻する者がいるという国の風俗習慣を考慮したからとされる⁽⁴⁾。また、旧刑法では12歳未満の者に対する暴行又は脅迫が用いられた場合は刑を加重されていたが、この点につき、児童という体力的に未熟な者に対する攻撃からの保護、あるいは児童の健全成長ということを重視しているように思われる。この点は、むしろ後述するように、詳細な年齢区分をして児童保護規定をおくスコットランド法に近似する。

また、強姦罪の規定の仕方として、2017年改正前の刑法が「暴行又は脅迫を用いて姦淫した」とするのに対して、旧刑法はたんに「強姦した」とするのみで「暴行又は脅迫」を要件としていない。この点につき、ボアソナードは、幼年者は同意しえないので必然的に「強姦」であると主張し、強姦には語感として暴行又は脅迫が含まれるという日本側の説明と対立したため、現行刑法（2017年改正前）では「暴行又は脅迫により姦淫した」とする表現に落ち着いたとされる⁽⁵⁾。現行法において強姦罪の規定は「強取」という語で「暴行又は脅迫」を含むと解釈されていることから、強姦に「暴行又は脅迫」が含まれるという説明は正しいと思われるが、現行刑法（2017年改正前）はその点を条文上、より明確にしたと言えるであろう。

さらに、旧刑法では強制わいせつ罪の位置づけが現行刑法よりも軽い点は注目に値する。強制わいせつ罪はわが国には存在しなかった概念とされ、ボアソナードの提案に困惑したなどという記録がみられるが⁽⁶⁾、結果として「男女間の性交そのものを目的としない行為」、たとえば暴行又は脅迫をもって（幼年者に対しては暴行又は脅迫を伴わず）性器をもってあそぶ行為や性器の露出など性的意図が不要の行為が想定され、報復目的・悪ふざけなども含まれるとされた。このような理解が強制わいせつ罪を軽罪として位置づけることになり、法規定としては未遂や致死傷の加重が見送られる結果となったとされる。しかし、当然ながら、このような理解は法制定後に様々な論争を引き起こし、性的意図のない行為⁽⁷⁾の問題性が次第に認識され、強制わいせつ罪に關す

る現行刑法（明治 40 年）の制定では大きな改変が生じ、結果として法定刑の引き上げ、未遂処罰、致死傷の加重となったのは後述のとおりである。すなわち、強制わいせつ罪も重罪として位置づけられたのである。

（2）2017 年の改正経緯

次に、すでに多くの文献が存在するが、2017 年刑法改正の概略もみておきたい。上述のように、現行刑法施行 1908 年から 100 年以上がたち、性犯罪に対する人々の意識や価値観、さらには世界情勢も大きく変化した。1958 年に輪姦形態による強姦罪等の非親告罪化、2004 年の集団強姦罪の新設（178 条の 2）⁽⁸⁾などの改正はあったものの、全体としては刑法の性犯罪規定が人々の認識から乖離し、批判にさらされるようになり、世界の潮流からも後塵を拝することとなった。そこで、具体的には、2004 年の刑法改正（総則における法定刑の引き上げなど）や 2010 年の刑法（刑の時効の廃止・延長など）及び刑事訴訟法改正の際に、衆参両議院の法務委員会による附帯決議がなされ⁽⁹⁾、そこでは、性犯罪の罰則の在り方等について更に検討することが求められている。また、2010 年に第 3 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策」において、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）などの性犯罪に関する罰則の在り方を検討することが示された⁽¹⁰⁾。もっとも、これらの動きを強く助長したのは国連からの各種勧告であったことはすでに言及した。

このような経緯があり、法務省は、2014 年 10 月から法学者 6 名、法曹 4 名、警察実務家 1 名、臨床心理士 1 名で構成される「性犯罪の罰則に関する検討会」（以下、検討会と記す）を開催し、全 12 回の会議の成果を「性犯罪の罰則に関する検討会」（2015 年 8 月 6 日）取りまとめ報告書」として公表した。検討事項は、①性犯罪の非親告罪化、②性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止、③配偶者間における強姦罪の成立、④強姦罪の主体等の拡大及び性交類似行為に関する構成要件の創設、⑤強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和、⑥地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、⑦性交同意年齢の引上げ、⑧性犯罪の法定刑の見直し、⑨刑法における性犯罪に関する条文の位置、などであった。

上記 9 個の論点について、検討会報告書では以下のような結論が示されている。①性犯罪の非親告罪化は賛成多数であった⁽¹¹⁾。②性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止は消極的意見が多数を占めた⁽¹²⁾。③配偶者間における強姦罪の成立については、明文の規定を置く必要はないとの意見が多数であった⁽¹³⁾。④強姦罪の主体等の拡大及び性交類似行為に関する構成要件の創設については、第 1 に、強姦罪の行為者は男性、被害者は女性に限られているところ、行為者及び被害者のいずれについても性差のないものとすべきという意見に賛成多数であり、第 2 に、肛門性交を姦淫行為と同等に取り扱うことに積極的に反対する意見はなく、口淫についても、これに積極的に反対する意見は少なかった。これに対して、手指や異物の膣・肛門等への挿入（いわゆる「物による性的挿入」）については、これに反対する意見が多数であった⁽¹⁴⁾。⑤強姦罪等における暴

行・脅迫要件の一般的な緩和・撤廃はするべきではないという意見が多数を占めた⁽¹⁵⁾。⑥地位関係性を利用した性的行為に関する規定の創設については、第1に、地位又は関係性を利用した性的行為に関する何らかの規定を設けるべきであるとの意見が多数を占めた⁽¹⁶⁾。第2に、具体的に対象とすべき地位又は関係性を切り出すメルクマールについては、内縁等を含む親子等の直系の関係、同居、18歳未満、などの意見があった⁽¹⁷⁾。第3に、地位又は関係性を利用した性的行為に関する規定については、(準)強姦罪、(準)強制わいせつ罪と並ぶ類型として、同等の法定刑とするべきであるとの意見が複数述べられた⁽¹⁸⁾。⑦暴行・脅迫がなくても強姦罪等が成立する範囲は被害者が13歳未満とされているところ、この年齢を引上げるべきかについて、賛否いずれからの意見が大勢を占めるには至らなかった⁽¹⁹⁾。⑧性犯罪の法定刑の見直しについて、第1に、強姦罪及び強姦致傷罪について、法定刑の下限を引き上げる方向の意見が多数であった⁽²⁰⁾。第2に、被害者が年少者の場合に刑を加重するべきか、第3に、強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限を引き上げる場合、集団強姦罪及び集団強姦致死傷罪についてどう考えるべきか、第4に、強姦致死罪を強姦致傷罪とは分離して別に規定すべきか、強姦殺人罪を新たに設けるべきか、について議論がなされ複数の意見が述べられた⁽²¹⁾。第5に、強制わいせつ罪の法定刑の上限下限共に変更する必要はないとの意見が複数述べられた⁽²²⁾。第6に、強姦犯人が強盗を犯した場合、強盗強姦罪と同様に処罰する規定を設けるべきであるとする意見が比較的多数であった⁽²³⁾。年少者が被害者の場合には、その被害の重大さは個別事案における適切な量刑で対応すればよく、法定刑を加重する必要はないとの意見が複数述べられた⁽²⁴⁾。⑨強姦罪及び強制わいせつ罪について条文の位置を見直すべきかについては、条文の位置を変更する必要はないとの意見が多数であった⁽²⁵⁾。

検討会の報告書を受けて、法務省の事務当局が検討した案を要綱(骨子)として作成した⁽²⁶⁾。2015年11月から2016年6月まで法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会がこの要綱(骨子)について審議した結果、要綱(骨子)は、①強姦の罪の改正、②準強姦の罪の改正、③監護者であることによる影響力を利用したわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設、④強姦の罪等の非親告罪化、⑤集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪の廃止、⑥強制わいせつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪の改正、⑦強盗強姦及び同致死の罪並びに強盗強姦未遂罪の改正、を内容とするものとされた。その後、若干の修正を経て、法制審議会において要綱骨子案が了承され、法務大臣に対して答申された⁽²⁷⁾。そして、2017年3月7日、定例閣議において、「刑法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたのち、2017年6月16日、第193回国会において、「刑法の一部を改正する法律」が成立した。

3. わが国における2017年改正刑法の概要

これらの経緯で成立したのが2017年改正刑法である。2017年改正刑法に関しては、法学系雑誌その他の文献に多くの論稿や文献があり、多角的に検討されているが⁽²⁸⁾、本稿はスコットラン

ド法との比較を主眼とするものであり、以下では、比較の範囲で論じられる改正法の論点に言及する。

(1) 性交形態の内容

わが国の強姦罪から強制性交等罪への変更は、たんに名称変更にとどまらず、構成要件の幅を広げ、処罰を重くしたものである。すなわち、新規定では、次のように改められた。

刑法第177条（強制性交等）「一三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交、口腔性交（以下、「性交等」という）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。一三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。」

もっとも、法務省が作成した要綱（骨子）第一では、条文上の「性交等」に続く括弧書きで、「相手方の膣内、肛門内若しくは口腔内に自己若しくは第三者の陰茎を入れ、又は自己若しくは第三者の膣内、肛門内若しくは口腔内に相手方の陰茎を入れる行為をいう。」と定義されていた。そして、膣内に陰茎を入れる行為を「性交」、肛門内に陰茎を入れる行為を「肛門性交」、口腔内に陰茎を入れる行為を「口腔性交」と表現していた⁽²⁹⁾。このため、改正法の解釈においても、強制性交等罪は、「行為者が、自己又は第三者の陰茎を被害者の膣内等に入れる行為」、「被害者の陰茎を自己又は第三者の膣内等に入れる、いわゆる「挿入させる行為」」をも含むものと解されている⁽³⁰⁾。この点は、後述するようにスコットランド法と異なる。

旧強姦罪においては、主体は「男性」に（いわゆる身分犯）、客体は「女性」に限定されており、男性が暴行・脅迫を用いて女性を姦淫した場合に強姦罪が成立し⁽³¹⁾、反対に、女性が暴行・脅迫を用いて男性を姦淫した場合には強制わいせつ罪が成立すると解され、今日の男女平等意識の強まりや性的自己決定権の侵害という点では、主体と客体の性別が逆転しただけであるのにもかかわらず、後者は前者よりも法定刑が軽いなど不合理な面がみられた。この点、新設の強制性交等罪においては、主体、客体共に性別を問わない「者」という文言が用いられた⁽³²⁾。「性交」という文言は、「男性が女性の被害者の膣内に陰茎を入れる行為」と「男性被害者の陰茎を女性の膣内に入れる行為」も含むと解され、行為者は性別を問わない⁽³³⁾。同様に「肛門性交」及び「口腔性交」についても、「被害者の肛門内や口腔内に陰茎を入れる行為」と「被害者の陰茎を肛門内や口腔内に入れる行為」の双方が含まれることが意図され、こちらも被害者が女性に限定されず男性も含むことを意味する⁽³⁴⁾。さらには、「被害者に第三者との性交等をさせる場合」も含むものと解され、多くの男性器挿入行為がこの改正後の規定でカバーされることとなった。

(2) 物による性的挿入

法務省における検討委員会、法制審議会部会における議論では、これらの性交類似行為を性交と同一視することについてはあまり異論が見られなかったとされるが、「物による性的挿入」つまり異物の挿入については意見が分かれた。後述するように、スコットランド法でもインگران

ド法でも「物による性的挿入」は独立の構成要件が設定され、性交（類似）行為は別個に規定されている。この点は、被害者の視点から性器の挿入と異物の挿入が被害者に同等の身体的精神的なダメージを与えるかどうかによるが、わが国の今次の改正では結論において規定の新設は見送られた。それは、異物や指などの挿入は性的侵害の程度が低いという理由によるものであったとされる。このほかにも、身体の一部を含む異物の挿入については、「異物の挿入は主観的意図を併せて考えないと性的侵害と断定できない」などの否定意見がみられた。この背景には、かりに異物の挿入を構成要件化するとすると、「口腔への異物の挿入」も処罰しなければならなくなるが、これは被害において必ずしも重大ではないという認識があると考えられ、実際にも検討会ではそのような議論がみられた。

このような否定説に対しては、「膣及び肛門への異物挿入は被害者の苦痛という点では性交と差がない」、「被害側から見て、膣及び肛門への異物挿入が性器の挿入とは区別されるというのは理解に苦しむ」などの批判⁽³⁵⁾が寄せられている。被害者の視点からみると、物による性的挿入と性交行為は同程度のダメージを与えるのではないかという見解である。そして、これらの批判は最終的には、今回の改正作業では議論が見送られた性犯罪の保護法益の議論の必要性を訴えている。なぜなら、種々の規定設定は保護法益の理念に連なり、議論が集約されるべきものだからである。そこで、異物挿入の重大性を主張する見解からは、性犯罪の保護法益の議論が導かれ、性犯罪の保護法益とは何かが問われることになる。これについて、わが国の学説では「性的自由」が通説とされてきたが、その運用では「貞操」的理解が見られたとの指摘もある。

(3) 犯罪成立要件としての「暴行または脅迫」

多くの海外の規定がレイプ（rape）罪（わが国の強制性交等罪にほぼ相当）の成立要件として「被害者の同意がなかったこと」を採用しているが、わが国の改正法では旧規定と同様に「暴行又は脅迫を用いて」という要件を掲げている。この要件の撤廃問題について、検討会にて議論されたが、性犯罪部会における要綱（骨子）では暴行・脅迫要件が維持された。しかしながら、以前より「立証のために被害者が抵抗した事実が要求され犯罪の成立が不当に制限される傾向があることや、捜査・裁判の過程における二次的被害を生じやすい」ことが指摘されてきた。また、当然に、「暴行又は脅迫」を要件とすれば、性犯罪の成立範囲は縮小される。つまり、暴行又は脅迫を用いなかったが、相手の同意を得られないまま性交等を行った場合、性的自律を侵害しているのにもかかわらず、わが国では強制性交等罪は成立しない。

もっとも、わが国の改正作業でも「暴行・脅迫要件」の撤廃問題は議論され、現実にも性犯罪の本質が意思に反する性行為の強要である点に鑑み、暴行・脅迫によらずに性行為を強要することは可能であるとして撤廃論も主張されたが、後述するように、可視的で証拠の残りやすい暴行・脅迫要件は処罰範囲を適切に限定できるとして、撤廃問題は取り下げられたのである。しかし、「暴行・脅迫要件」を採用せずに、「同意要件」を犯罪の成否に利用する国々でも事情は同じはず

であるから、わが国でも再検討の余地は残ると思われる。また下記のように、裁判所の判断では実質的に「同意」が判定され、同意のない場合に「抵抗を著しく困難にする程度の暴行」が認定されているとされるが、そうであればいっそう直接、イングランド法やスコットランド法のように「同意」要件を構成要件に含むことも無理がないように思われる。

イングランド法やスコットランド法は後述するように、「同意」の有無が強制性交等罪の成否を左右する。確かに、「暴行又は脅迫」という手段は外形的にも可視的であり、証拠も明瞭な場合が多く、訴追しやすい利点は否定できないし、一連の行為中の「同意」の有無を判断するのは困難である場合が少なくなく、指摘されているように⁽³⁶⁾、場合によっては冤罪が生じる点はあると思われる。しかし、強制性交等罪における「暴行又は脅迫」の程度は、近年若干の緩和傾向があるとはいえ⁽³⁷⁾、旧来の解釈に従えば、「相手の反抗を著しく困難にする」ほどの強度が求められる。それによって、強制性交等罪の成立も著しく縮小され、被害者救済の道は制限されることになるとする批判は十分理解可能である。

(3) 児童保護の新設規定

今回の改正では、さらに新たな規定が設けられた。監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(179条)がこれである。これらの罪は他の性犯罪規定とは異なり、18歳未満の者を対象とし、その監護をする者がその影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合、処罰する趣旨である。このような罪を新設したことにつき、従来の規定では、行為者に暴行又は脅迫が認められない場合、あるいは被監護者が抗拒不能であったと認められない場合に強姦罪や強制わいせつ罪が適用困難という事態が生じていたとされる。すなわち、被監護者が18歳未満という年齢のため、精神的に未熟である場合、あるいは監護者に経済的に依存している場合、さらには監護者と被監護者の間に信頼関係がある場合などに、行為者のなすがままに行為を受け入れるしかなく、そのために行為者は暴行又は脅迫を加える必要がないような事例が考えられる。そして、「18歳未満の者を現に監護する者」として実際の解釈として考えられているのは典型的には親や親権のある者、保護者等であって、民法820条の親権の行使と同義とされる⁽³⁸⁾。

このような規定の新設はわが国において画期的である。というのも、従来の規定では、児童保護の観点が不十分であったと思われるからである。この種の規定は後述のスコットランド法やイングランド法にすでにみられた。但し、わが国の規定における「監護者」の範囲が事実上、親権者に限定されているが、外国の法規定では信頼関係（たとえば、児童施設職員と児童）に乗じた設定の例が多い。この点については後述する。

3. 2009年性犯罪（スコットランド）法の成立

スコットランド2009年性犯罪法については、わが国ではあまり紹介されていないことから、

ここでは若干詳細に概観する。

(1) 経緯

2009 年法制定の直接的な契機となったのは、2004 年 6 月にスコットランド行政府（Scottish Executive）⁽³⁹⁾ がスコットランド法律委員会（Scottish Law Commission, 以下、「SLC」と記す）⁽⁴⁰⁾ に「レイプその他の性犯罪に関連する法律とそれらの犯罪を証明するための明確な必要条件を検討し、改革のための勧告を行うこと」を諮問（reference）したことである⁽⁴¹⁾。

スコットランド行政府が性犯罪改革について SLC に諮問したのには大別して 4 つの理由がある⁽⁴²⁾。第 1 に、国内でレイプ（rape）の定義に関する議論が盛んになっていたことである。これにつき、2001 年、スコットランド最高法院（以下、「最高法院」とする）は、ある事件において、男性が女性の同意なしに女性と性交することというレイプの従来の定義を維持した⁽⁴³⁾。すなわち、裁判所は、男性が女性の意思を強制的に制圧する必要はないとしたのである。要するに、裁判所の焦点は、レイプのアクトゥス・レウス（actus reus, 犯罪を構成する客観的要素）であり、メンズ・レア（mens rea, 行為者の主観的要素）や同意の欠如の証明のような問題として扱わなかったのである。第 2 に、性に関する一般社会の態度や意識の変化である。性犯罪に関する法令の多くは、性意識が現代社会とはかなり異なる時代に制定されたものが多く、その一部は 16 世紀にまで遡るものもある⁽⁴⁴⁾。したがって、現代社会の人々の性意識と法律の間にギャップが生じる場面が見受けられた。第 3 に、性犯罪法令の複雑化である。すなわち、性犯罪の規定が成文法（statute）とコモン・ロー（common law）に点在し、統一的法典を欠く状況が続き、実際の法適用においても大きな障害となる状況がみられた。第 4 に、性犯罪法制に関する国内外の動向や変化である。1980 年代、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアにおいて、性犯罪に関する法制度の急進的な改革が行われた⁽⁴⁵⁾。この時代の改革は、社会における適切な性行為や性的態度に関するフェミニストの著作物の影響を受けているとされた。2000 年代に入ってから、オーストラリア首都特別地域・ビクトリア州、南アフリカ、イングランド及びウェールズで性犯罪改革が行われた。これらの改革は、1980 年代と異なり、単にフェミニズムだけの影響ではなく、各国の社会全体における性に対する認識の大きな変化を反映するという事情がみられた。そこで、性に関わるスコットランド法制については、国内において一般市民や専門家、学者の間で時代遅れではないかとの懸念が広まり、とくにイングランド及びウェールズの 2003 年法の成立の影響を受けて、上述のように、性犯罪法改革に関する SLC への諮問に至ったのである⁽⁴⁶⁾。

(2) 特徴

諮問を受けた SLC は、性犯罪改革に関していくつかの基本原則を設定した。第 1 に、「法の明確性（clarity of the law）」である⁽⁴⁷⁾。元来、イングランド及びウェールズとスコットランドの二つの法域に適用される 1965 年法律委員会法第 3 条(1)に規定されているとおり、SLC の役割

の一つは「法の単純化と近代化 (simplification and modernisation of the law)」である。それに加えて、スコットランドの従来性の犯罪関連法は、不明瞭な部分が少なくなく、それゆえ、ある種の無制約性について批判が加えられていた⁽⁴⁸⁾。そこで、2004年のSLCは、性犯罪改革プロジェクトの基本原則として、「法の明確性」を第一に掲げ、被害者に対してなされた行為の一定類型にしたがって性犯罪を分類することを推奨した。第2に、「性的自律の尊重 (respect for sexual autonomy)」である⁽⁴⁹⁾。性行動は、通常、他の人との相互作用である。ある性行動を合法と違法に分ける重要な要素は、性的自律が侵害されたかどうかにある。性的自律が侵害される場合とは、基本的には、性行動に関する人の自由選択が無視されることである。そこで、性的自律の重要な要素は、「同意 (consent)」であるとされ、2009年法が同意に関して詳細な規定をおいているのは後述のとおりである。いうまでもなく、「同意」の定義については、これまでに種々の論争が巻き起こっており、「同意」の定義を明確にする必要性がみられた。SLCは、「同意」概念に関わる事項として、①同意のない性行為は犯罪化されるべきであり、②同意のある性行為は、特別な理由のない限り、非犯罪化されるべきである、という二つの原則を示したのである⁽⁵⁰⁾。第3に、「保護原則 (protective principle)」である⁽⁵¹⁾。保護原則の基本的な考え方は、性的行為に同意することに何らかの問題のある人、いわゆる性的弱者（児童や精神障害者など）に対して、刑法が特別な保護を与えるべきであるというものである。したがって、保護原則は、同意モデルから導き出される「同意のある性行為は非犯罪化されるべきである」という原則の例外となる。第4に、「性的傾向やジェンダーに基づく区別を行わないこと」である⁽⁵²⁾。性的行為に当事者間での合意があり、保護原則も適用されない場合、特別な理由がない限り、犯罪とすべきではないとする。また、性犯罪は可能な限りジェンダーに基づく区別を行わないとする。これは今日のLGBT問題や同性婚の法制化などの流れをくむものであろう。第5に、「欧州人権条約 (European Convention on Human Rights)」の関係である⁽⁵³⁾。スコットランド法制は欧州人権条約に適合する必要がある。

2004年SLCでは、このような基本原則に従って審議が行われ、2007年に最終報告書を公刊した。同年9月、スコットランド首相 (First Minister) は、スコットランド政府 (Scottish Government) が、SLCの最終報告書と勧告に照らして、レイプとその他の性犯罪に関する法律を改革するための法制を導入するとの声明を発表した⁽⁵⁴⁾。2009年6月10日、スコットランド議会は2009年性犯罪 (スコットランド) 法案を可決し、同年7月14日に裁可 (Royal Assent) を得て2009年性犯罪 (スコットランド) 法 (Sexual Offences (Scotland) Act 2009) が成立した。

なお、SLCは、スコットランドにおける性犯罪改革に関する審議と提言を行うことを求められていたが、①性犯罪に関する訴追手続と実務、②売春、③ポルノについては検討の対象外とした。というのも、①は検察及び検察財務庁 (Crown Office and Procurator Fiscal Service) で議論と勧告がなされ、②は売春に関する専門家グループ (Expert Group on Prostitution) による議論と勧告の後、2007年2月に、2007年売春 (公共の場) (スコットランド) 法 (Prostitution

(Public Places) (Scotland) Act 2007) が制定されており、③は成人ポルノの場合には表現の自由との関係でそもそも犯罪化すべきかどうかの議論があり、児童ポルノの場合には複数の法律で既に規制の対象となっていたからである⁽⁵⁵⁾。

(3) 論 点

上述のように、スコットランド法における性犯罪に関する規定や概念は、コモン・ロー犯罪と成文法上の規定の双方に点在しており、これらを統合するために、次の事項が論点とされた⁽⁵⁶⁾。第1に、レイプの定義があまりにも狭義に解されていたこと。第2に、同意に基づく犯罪における精神的要素へのアプローチが不十分であったこと。第3に、多様な犯罪に対して利用可能な量刑権限における不規則性があったこと。第4に、不平等な同意年齢である。

これらの論点に基づき、2009年法の柱は、第1に、「同意 (consent)」を定義したこと、第2に、同意が存在することを「合理的に信じた根拠 (reasonable belief)」を定義したこと、第3に、「性的 (sexual)」を定義したこと、第4に、性犯罪を行為客体として、成人に対する犯罪、年長児童に対する犯罪 (“older children” offences)、年少児童に対する犯罪 (“younger children” offences) の3つに大きく分類し、罰則を区別したことである⁽⁵⁷⁾。

このような2009年法の構成は、スコットランド法における性犯罪規定を整理し、成文法の枠組を提供した⁽⁵⁸⁾。同法は、性行為に関する新しい成文法上の犯罪を創設することによって、従来のコモン・ロー上のレイプ、同性愛 (sodomy)、女性に対する秘密の傷害 (clandestine injury) の犯罪 (かつてのわが国における準強姦罪に相当)、および多くの成文法上の性犯罪を廃止したのである。言い換えると、2009年法はいわゆる性犯罪の統一法典を完成させたといえよう。

2009年法はさらに、強制性交 (rape)、挿入による性的暴行 (sexual assault by penetration)、それ以外の性的暴行 (sexual assault)、強制わいせつ (sexual coercion)、性行為中に立ち会ふことの強要、性的画像の閲覧の強要、わいせつな会話 (communicating indecently)、性器露出 (sexual exposure)、窃視 (voyeurism)、性的目的のための薬物の投与などの行為を創設した。同法は、年齢ないし精神障害ゆえに、性行為に同意する能力が完全に欠如しているか、あるいは完全にその能力が形成されていない者との性行為を犯罪化する「保護犯罪 (protective offences)」も創設する。保護犯罪には、年少児童 (13歳未満) と年長児童 (13歳以上16歳未満) の年齢区分がある。さらに、「信頼のある立場の者による虐待 (abuse of position of trust)」(42条以下) も創設された。信頼のある立場とは、児童ないし精神障害のある人物に対して責任のある立場 (親権者だけでなく、福祉施設職員なども含まれる) である。この点は、わが国でも新設された監護者わいせつ及び監護者性交等罪と同様の発想と思われるが、一般的には親権者を想定しており、行為者の範囲が大きく異なる。

以上を要約すると、2009年法の目的は、コモン・ローと成文法上の規定を一つの包括的な法的枠組みにまとめることによって、性犯罪の二つの領域におけるスコットランド司法を近代化し

たと言えるであろう⁽⁵⁹⁾。それに加えて、同法の重要な目的は、レイプ犯罪に関して法制を近代化し、児童その他性的弱者を保護する成文法上の保護犯罪を導入することによって児童その他性的弱者の保護を強化することである。

以上をまとめると表 1 のようになる。

表 1 年齢層別の適用規定

右記以外の者	年少児童 (13 歳未満)	年長児童 (13 歳以上 16 歳未満)
第 1 条 レイプ (rape)	第 18 条 年少児童に対するレイプ	
		第 28 条 年長児童に対する性交
第 2 条 挿入による性的暴行 (sexual assault by penetration)	第 19 条 (男性器以外の) 挿入による 年少児童に対する性的暴行	第 29 条 年長児童との、あるいは年長児童 に対する挿入による性的行動 への関与
第 3 条 性的暴行 (sexual assault)	第 20 条 年少児童に関する性的暴行	第 30 条 年長児童との、あるいは年長児童 に対する性的行動への関与
第 4 条 強制わいせつ (sexual coercion)	第 21 条 年少児童に性的行動に関与せしめること	第 31 条 年長児童に性的行動に関与せしめること
第 5 条 性的行動中に立ち会うよう強要 すること (coercing a person into being present during a sexual activity)	第 22 条 年少児童に性的行動中に立ち 合わせしめること	第 32 条 年長児童に性的行動中に立ち会 わせしめること
第 6 条 性的画像の閲覧を強要すること (coercing a person into looking at a sexual image)	第 23 条 年少児童に性的画像を閲覧せしめること	第 33 条 年長児童に性的画像を閲覧せしめること
第 7 条 わいせつな会話 (communicating indecently)	第 24 条 年少児童とわいせつな会話を すること	第 34 条 年長児童とわいせつな会話をす ること
第 8 条 性器露出 (sexual exposure)	第 25 条 年少児童に性器を露出するこ と	第 35 条 年長児童に性器を露出すること
第 16 条 窃視 (voyeurism)	第 26 条 年少児童を窃視すること	第 36 条 年長児童を窃視すること
第 11 条 性的意図による薬物の投与 (administering a substance for sex- ual purposes)		
		第 37 条 年長児童相互の性的行為への関 与

出典：Alastair N. Brown, Sexual Offences (Scotland) Act 2009, 2009, pp. 3-4.

4. 2009 年法の構成

上記のように、2009 年法は、コモン・ローと成文法上の性犯罪規定を一つの包括的な法的枠組みにまとめることで、スコットランド司法における性犯罪法制の近代化を図った点に特徴がある。また、成文法上の児童等を対象とする保護犯罪を導入することで、児童その他性的弱者の保護も強化している。そこで、ここでは、さらに法規定の文言に従い、やや詳細に各犯罪類型の構成要素を分析する。

2009 年法の概要は、全部で 7 部 62 条で構成される。第 1 部はレイプ等 11 種類の性犯罪、第 2 部は同意 (consent) と合理的信念 (reasonable belief)、第 3 部は精神障害者 (Mentally Disordered Persons)、第 4 部は年少児童と年長児童の定義とそれらの者に対する性犯罪、第 5 部は信頼のある立場の者による虐待 (abuse of position of trust)、第 6 部は刑罰、第 7 部は雑則を規定する。以下では、比較対象の主要な論点に限定して概略する。

(1) 構成要件要素の検討

① 「性的 (sexual)」の意義

2009 年法に規定される犯罪の多くは、まず成立のために、一定の行為が「性的」であったことを検察が証明しなければならない。そこで、「性的」の意義が問題となる。2004 年、SLC は、これに対して以下のような 4 つの選択肢を検討した⁽⁶⁰⁾。第 1 に、客観的アプローチであり、合理的な者がその行為を本質的に性的とみなすか、第 2 に、行為者の主観的アプローチであり、行為者がその行為の目的を性的刺激に求めたのか、第 3 に、被害者の主観的アプローチであり、被害者がその攻撃を性的と認識したか、第 4 に、これらの視点を総合するアプローチである。ここでいう「合理的な者 (reasonable person)」とは、いわゆる標準的な一般人を指すものと考えられる。

ところで、上記「合理的な者」を基準とする理由は何であろうか。それは、純粋に主観的なアプローチを採用した場合、奇妙な結果が生じる可能性があるからである。たとえば、女性器や胸部に触れることが本質的に性的ではないと被告人が純粋に信じていた場合、この被告人には性的暴行で有罪判決が下されないことになりうる。他方、客観的視点と主観的視点の二つを考慮に入れることは、あまりに複雑化し採用しえない。そこで、SLC は「性的」を判断する基準として「客観的評価基準 (objective test)」を提案したのである。

この提案を受けて、2009 年法は第 60 条(2)で、「合理的な者が、当該事件のすべての状況に鑑みて、その行為を性的とみなす場合」を「性的」とする、いわゆる「みなし規定」をおいている。この客観的評価基準を用いた場合、行為者の主観は「その事件の状況」に含まれないと考えられるので、たとえば、被告人が女性の同意がないにもかかわらず、女性の足から靴を脱がそうとした場合、この被告人は性的暴行として有罪判決を受けることはない⁽⁶¹⁾。なぜなら、女性の足から靴を脱がすこと自体が被告人にとっては性的満足を得ることであっても、合理的な者はこれを性的とはみなさない可能性が高いからである。ただし、暴行で有罪判決を受ける余地は残されている。

② 同意 (consent) の意義

従来、コモン・ローでは、「同意 (consent)」の定義について関心がほとんど示されておらず、それゆえ同意の定義はみられなかった。たとえば、1996 年、Marr v HM Advocate 事件⁽⁶²⁾で

は、シェリフ（裁判官）は、陪審員に対して『同意』は法律上特別な意味を有していないが、その一般的な意味を与えられることは要する」との説明にとどめている。Chalmersによれば、これは「同意は同意である（consent is consent）」と述べるトートロジーにすぎないという⁽⁶³⁾。その後、2001年に、最高法院は、「積極的同意（active consent）」という概念を示したが、「積極的」が何を意味するのかについてはほとんど議論されていない⁽⁶⁴⁾。

次に、前述した性犯罪改革の基本原則の一つは性的自律の尊重であり、性的自律概念の中核は「同意」である。そこで、SLCの勧告を受けて、2009年法第12条は、「同意」は「自由な合意（free agreement）」であると規定した⁽⁶⁵⁾。この「自由な合意」の定義は、オーストラリア・ビクトリア州の1958年犯罪法（Crimes Act 1958）第36条の規定を参考にしている。そして、ビクトリア法同条では「自由な合意」とみなされない状況を列挙している⁽⁶⁶⁾。他方、スコットランドの2009年法も以下のように「自由な合意」が成立しない場合を列挙する。ここにおいても「自由な合意」が意味するところは定かではないが、これらの列挙事項の反対解釈が参考になると思われる。この点、イングランド及びウェールズの2003年性犯罪法第74条は、「本章の適用上、ある者が同意した場合は、この者が選択によって合意しており、当該選択を行う自由と能力を有していた場合をいう」⁽⁶⁷⁾と規定し、オーストラリア法やスコットランド法よりも突っ込んだ内容となっている。もっとも、2015年のスコットランド陪審マニュアルでは、「自由な合意」を「両当事者による、自発的、自由選択的、積極的、協力的な関与を意味し」、また「継続的で積極的な合意（continuing active agreement）」であるとしており⁽⁶⁸⁾、実質的には、これが「自由な合意」の定義に当たるであろう。要するに、イングランド及びウェールズの2003年法もスコットランド陪審マニュアルも意図するところは、同意するか否かを自由に選択できる状況にあり、かつその選択する能力があった場合に、初めて「同意」が立証されると考えられる。これは後に検討するように、わが国が強制性交等罪や強制わいせつ罪において「暴行又は脅迫」の行為があったことを要件とする事情と異なり、これを要件としない法制においては、とくに重要な意味をもつものと思われる。

上述のように、2009年法第13条第2項では、オーストラリア・ビクトリア州法に倣い、自由な合意が認められない6つの状況（(a)～(f)）を規定している。すなわち、同条第2項(a)アルコールやその他の薬物の影響ゆえにB（被害者）が無能力であるときに行為が生じる場合、(b)B又はその他の者に対して用いられた暴力ゆえに、又はB又はその他の者に対してなされる暴力の威嚇ゆえに、Bがその行為に同意するか又は従う場合、(c)BがA（加害者）によって不法に拘束されているがゆえに、Bがその行為に同意するか又は従う場合、(d)Aによる欺罔の結果として、Bがその行為の性質や目的を誤解させられたがゆえに、Bがその行為に同意するか又は従う場合、(e)AがBの知人を装うことで、Bがその行為に同意するか又は従うように仕向けたがゆえに、Bがその行為に同意するか又は従う場合、(f)B以外の者からその行為への合意の表現や兆候がなされた場合、以上6つの状況に該当する場合、「自由な合意」が存在しないものとみ

なされる⁽⁶⁹⁾。

さらに、2009 年法第 14 条は、睡眠状態や無意識状態の場合に、その者の同意能力が無いことを規定する。次いで、第 15 条は、同意について、ある行為への合意が他の行為に関する合意を含まないこと、合意は行為前、行為中のいつでも撤回することができること、同意が撤回された後に行為が継続された場合には同意がなかったものとされることが記され、同意の範囲と撤回が示されている。

このように、「同意」についてかなり詳細な規制をおいているのは、まさしく「同意」の存否が当該犯罪の成否を決定づけるからであり、これがわが国の法制と異なる点であることは先述した。

③ 同意があったとする合理的な理由 (reasonable belief)

2009 年法第 16 条は「第一部の目的のために、(行為者が) 同意やそれを知ったことに関して信じるのが合理的であったか否かを決定するうえで、同意の存否、場合によっては知悉の存否に関し、その者がそれを確信するのにすべての段階を経たかどうか、そうであった場合はどのような段階であったかを考慮しなければならない」と規定する。

これは、ある者の同意の存在を信じたことが合理的であったかどうかを判定するためであり、その者が同意を確認するために何らかの措置を講じたかどうか、講じた場合にはどのような措置であったのかを裁判所が検討する必要があることを示している⁽⁷⁰⁾。同意を確認する措置が取られていない場合には信じたことの合理性が否定され、合意を確認する措置の手段によっては、やはり信じたことの合理性が否定される。

スコットランド旧法では、同意があったと信じたという要素は単に犯罪の成否において注意事項に過ぎなかったが、2009 年法では明瞭に犯罪成否の基本要素となった。信じた事情が欠如したかどうかは訴追者つまり検察側が証明しなければならず、同意の存否およびそれを信じたかどうかの事実は、性犯罪成立にとってきわめて重要となった。もっとも、同意の存否ないし同意の存在を信じたとする事情は単純ではないが、2004 年 SLC は、性行為に対する同意の明瞭で合理的な確認方法は、相手に言葉で尋ねることであるとしている⁽⁷¹⁾。なぜなら、当事者によって認識された客観的事情から推論することが可能だからである。もっとも、イングランド及びウェールズの 2003 年法では「すべての事情 (all the circumstances)」を規定しているが、スコットランド法は、この規定が被告人の主観的属性などを含むため、これを拒絶した。その結果、「合理的に信じた」ことの定義を与えるのではなく、同意の確認を行う段階を重視して、上述のように、その枠組みを示すにとどめたのである。

(2) 主要な犯罪類型

① レイプ罪 (rape)

スコットランドのコモン・ローにおいて、レイプ罪のアクトゥス・レウス (actus reus) は、

2002年までは「女性の意思を制圧して獲得された男性による女性との交接 (carnal knowledge)」として理解されていた⁽⁷²⁾。これによると、睡眠中の女性と性行為を行うことはレイプ罪とはならず、ただ、「秘密の傷害 (clandestine injury)」の罪に問われるにすぎなかった。その後、レイプ罪のアクトゥス・レウスは「男性が女性の同意なしにその女性と性交すること」⁽⁷³⁾という理解に変更された。ここで性交とは、「陰茎を膣に挿入すること」を意味するとされた⁽⁷⁴⁾。他方、レイプ罪のメンズ・レア (mens rea) は、「女性が同意していなかったことを認識し、あるいは、女性が同意していたか否かにつき無頓着なこと」⁽⁷⁵⁾とされた。この「無頓着 (recklessness)」という語は、スコットランド法ではしばしば法律用語として散見され、実際、2009年法でも使用されて重要な意味を持つ。その意味は、行為者の主観を示し、用例として、「Bは同意しているとAが真摯に信じた場合、その信じたことが合理的であるか否かにかかわらず、レイプのメンズ・レアを欠いていた」などと示される⁽⁷⁶⁾。

このような旧来の解釈に対して、2004年に立ち上げられたSLCは、新たなレイプ罪を考えるうえで以下の指摘を行っている⁽⁷⁷⁾。第1に、従来の定義では、陰茎を膣に挿入することに限定されていたが、陰茎を口腔や肛門に挿入することも同様に性的自律に対する重大な侵害であること、第2に、従来、陰茎を肛門に挿入した場合、被害者が男性の場合には同性愛 (sodomy)、女性の場合には下品な暴行 (indecent assault) として処理されたが、被害者の性別によって別の犯罪類型で扱う特別な理由は見当たらないこと、第3に、レイプの範囲を拡張しすぎないようにするために、陰茎の挿入に限定すべきであること、とした。いずれにしても、スコットランド法においても、レイプ罪の中核は同意が欠如した状態における陰茎の挿入 (penile penetration) であり、他の挿入行為とは区別している点に特徴がある。まさしく、性犯罪において、陰茎の挿入にシンボリックな意味づけをしたのである (レイプは「他の挿入的暴行とは区別される固有の悪」などと表現される⁽⁷⁸⁾)。それでもレイプ罪の成立範囲は膣だけでなく肛門や口腔への陰茎の挿入と拡張されており、被害者は女性だけでなく男性も含まれることとなった。さらに、SLCは、メンズ・レアに関しても、行為者が被害者への挿入を意図したこと、あるいは挿入があったか否かに無頓着であることに加え、被害者の同意があったことを合理的に信じたという事情がないことを推奨し、このモデルは2009年法に結実した。

その結果、2009年法第一部第1条は、レイプ罪を以下のように規定する。

「(1)項 人(A)が、Aの陰茎を

(a) 他の者(B)の同意なしに、また、

(b) Bが同意したことについて合理的に信じた事情がなく、Bの膣、肛門、口腔に、そうすることを意図し、あるいは気にすることなく、一定程度挿入したとき、Aはレイプ罪とされる犯罪を行ったものとする。

(2)項 本条の目的において、挿入とは入から出までの継続的行為をいう。但し、本条は(3)項に従う。

(3)項 挿入が最初は同意されたが、ある時点で撤回された場合、入から継続したとの文言はその時点から継続したとする文言として、(2)項は解釈される。

(4)項 本法において

「陰茎 (penis)」とは、それが A の一部を構成する場合、外科的に形成された陰茎を含むものとする。

また、「膣 (vagina)」は下記を含むものとする。

(a) 陰門 (vulva)、及び

(b) それが B の一部を形成する場合、治療の過程で作成された外科的に形成された膣 (外科的に形成された陰門と共に)」

レイプ罪の量刑に関しては、正式起訴手続により、最高刑は終身刑 (life imprisonment) であり、罰金刑を併科しうる。被害者が年少児童 (younger child) の場合には、同意があったとしてもレイプ罪となる (2009 年法第 18 条⁽⁷⁹⁾)。また、B が 13 歳に達していたと A が信じたという抗弁 (defense) は認められない (2009 年法第 27 条)⁽⁸⁰⁾。年長児童 (older child) の場合には、その合意を得て性交を行った場合、レイプ罪は適用されない。ただし、法的に有効な同意を与える能力を被害者が有していない場合、年長児童との性交罪 (the offence of having intercourse with an older child) を適用することができる (2009 年法第 28 条)⁽⁸¹⁾。

② 挿入による性的暴行罪 (Sexual Assault by Penetration)

この規定が適用されるのは、第 1 条レイプ罪と異なり、身体の一部や物を膣、肛門に挿入した場合である。すなわち、2009 年法第 2 条は次のように規定する。

「(1)項 人(A)が A の身体の一部ないしその他の物を

(a) 他の者(B)の同意なしに、

(b) B の同意があったと合理的に信じることなしに、

性的に一定程度、そうすることを意図し、あるいは挿入したことに無頓着に、B の膣、肛門に挿入した場合は、挿入による性的暴行罪を行ったものとする。」

〈中略〉

(4)項 (1)項の一般性を損なうことなく、A の身体の一部を挿入する(1)項における文言は A の陰茎を挿入する文言を含むものと解釈する。」

これをまとめると、第 1 に、行為者があらゆる物 (身体の一部を含む) を相手の膣ないし肛門に挿入すること (口腔は含まない)、第 2 に、その挿入は意図的か無頓着なこと、第 3 に、その挿入は性的であること、第 4 に、相手の同意を得ていないこと、第 5 に、相手の同意を得たとする合理的に信じた事情がないこと、により当該犯罪が成立する。

実は、2004年SLCは、当初、挿入による性的暴行罪の可能性に言及していたにもかかわらず、最終的には挿入による性的暴行は性的暴行の一形態として認識されるので、別の犯罪類型を創設すべきではないとしていた⁽⁸²⁾。しかし、法案の審議に際し、司法委員会（Justice Committee）は被害者の観点から、物や身体の一部の挿入行為は、精神的身体的ダメージとして、陰茎による挿入行為（レイプ罪）と変わらないとする女性の有識者からの強い要望もあって、本条の追加を提案し成立した経緯がある。その結果、行為中に何が挿入されたかを特定できないが、いずれにしても膣や肛門に性的意図によって何らかの身体の一部（たとえば手指）や物が挿入された場合、たとえそれが陰茎であった場合でも、本条によって処理される。というのも、結果的にはレイプ罪と同様の量刑が可能であるからである⁽⁸³⁾。但し、ここでは口腔への挿入は規定されていない点が注目される。

③ 性的暴行（sexual assault）

第1条および第2条に該当しない性的暴力を処罰する規定である。被害者の同意を得ていないか、同意があったと信じる合理的な事情がない限り、犯罪が成立する点はこれらの条項と同じである。第3条(2)項はこの性的暴行に当たる場合として、5つの行為を列挙する。すなわち、

「第3条

(2)項 これらの行為（性的暴行：筆者注）とは、人(A)が

- (a) 性的に、あらゆる手段、あらゆる程度において、そうする意図で、あるいは挿入があったか否かに無頓着に、他の者(B)の膣、肛門、口腔に挿入すること
- (b) 意図的に、あるいは無頓着に、Bに性的に触れること
- (c) Aが意図的に、あるいは無頓着に、Bと肉体的に接触すること（実行の手段が身体への接触か否かを問わず、また衣服の上かどうかを問わない）
- (d) Bに対して意図的に、あるいは無頓着に精液を射精したこと
- (e) Bに対して意図的に、あるいは無頓着に性的に放尿し唾棄したこと」

これらの行為は、コモン・ロー上においても「暴行罪」を構成し、とくに下品な暴行罪として扱われてきたが、2009年法ではコモン・ローの規定と区別して性的暴行罪として規定された。但し、上記第3条(2)項(a)と第1条、第2条の相違が一見すると明瞭ではない。なぜなら、3条(2)(a)にも挿入という語が用いられており、この点で第1条、第2条と重複するように見えるからである。この点を整理すると、膣や肛門、口腔に陰茎が挿入されたことが明らかな場合には第1条（レイプ罪）、膣や肛門に物や身体の一部（陰茎を含む）を挿入されたが何が挿入されたかが不明な場合には第2条（挿入による暴行罪）、口腔に物や身体の一部（陰茎を含む）が挿入されたが何が挿入されたかが不明な場合、挿入行為の存否は不明であったが何らかの性的接触があった場合、当初同意のあった挿入行為を途中で同意が撤回されたにもかかわらず継続した場合など

に第3条(2)(a)が適用されることになると思われる。

なお、本罪で正式起訴された場合、刑罰は終身刑又は罰金刑（又はこれを併科）であり、略式起訴の場合、12ヶ月以下の拘禁刑又は罰金刑（又はこれを併科）である。

5. 性犯罪規定に関する比較法的意義

上記と重複するが、わが国の刑法規定とスコットランドの2009年法規定に関する、これまでの議論を以下に要約し、比較を試みる。

(1) 規定のあり方

諸外国の例では、性犯罪規定はかなり詳細であるのに対して、わが国の同規定は簡潔であり、今次の改正では従来の強姦罪と強制わいせつ罪に監護者わいせつ罪及び監護者強制性交等罪が追加されたすぎず、依然として単純な構成となっている。改正前の法制審議会刑事法部会の議論でもこの点が検討されたが、「立法の美学」などが主張され、具体的な性交の内容について詳細な定義をおくことに違和感や反対論が展開されている⁽⁸⁴⁾。この問題に対しては、多くの解釈を招くことになり、また実際には裁判官に委ねられることになり、明確性を欠くことは言うまでもない。要するに、わが国の性犯罪規定の枠組みや構成は大きく変更されることはなく、児童保護の観点から新しい犯罪類型が1つ追加されるにとどまった。これについては、大幅な改正を行わないのが既定路線であったという指摘があり、国連などの外部からの批判に応えるための消極的な動機に基づく改正作業と位置づけられている⁽⁸⁵⁾。

これに対して、スコットランド法は上述のように性犯罪規定が計62か条で構成され、性犯罪の問題は、性格を異にし、すでに別の法典で規定のある売春、ポルノ行為等を除いて、ほぼ全面的にカバーしている。これはスコットランドが統一刑法典を有しない点にも起因し、したがって同国における性犯罪関連規定は種々の法律に散在していたものを一つの法典（2009年性犯罪法）にまとめあげたものであり、いわば性犯罪に関する特別法に該当する。わが国でも、性犯罪規定を固有の特別法で束ねることを提案する論者がいる。確かに、この手法では法の目的が明瞭となり、さらに明確に保護法益も提示されることになるからである。この点に関して、交通犯罪関連規定の大半が刑法から自動車運転死傷行為処罰法という特別法に移行した例も参考になる。

(2) レイプ規定の内容

わが国でも、従前の強姦罪規定が陰茎の膣への挿入に限定したことに対して狭きに失すると批判がみられた。そこで、わが国の改正でも行為の主体・客体、陰茎の挿入対象などにおいて大きな変更がみられた。実際、海外では以前からレイプには男性間の行為も含まれており、わが国でもその考え方に追いついたというのが現状であろう。つまり陰茎を男女の肛門、口腔に挿入する

行為は、異論はあるものの⁽⁸⁶⁾、陰茎の膣への挿入と違法性の点から同視されるようになったのである。そして、上述のように、さらに女性が男性に暴行又は脅迫を行い、自分の膣に男性の陰茎を挿入させる行為も強制性交等罪に含むという解釈がなされている。

(3) 身体の一部・異物の挿入

わが国の改正刑法の規定とスコットランド法の規定が異なる点の一つが身体の一部を含む異物の挿入の問題である。先述したように、わが国の議論では異物挿入は強制わいせつ罪に位置づけられることになるが、これは性犯罪の目的を性的な満足に主眼を置くか、それとも被害者側の視点で身体的精神的ダメージが強制性交等と同等であると考えるか、どうかの問題であろう。

スコットランド法では、この点につき、上述のように、2004年SLCの議論では「挿入による性的暴行」は通常の性的暴行の一形態として認識されるとの理由で規定新設を見送ったが、議会の議論では肯定され逆に法令に導入された。わが国でも同規定の導入論がある点は指摘したが、スコットランドの議論で指摘されたように、たとえば暗闇の中で被害者が何を挿入されたか認識できなかった場合や特定できなかった場合などの扱いに関する論点は抜け落ちている。要するにスコットランドでは被害者へのダメージが他の性犯罪行為と同等であることが考慮されたものと思われる。

(4) 「暴行・脅迫」要件と「同意」要件

わが国では、従前と同様に、強制性交等罪、強制わいせつ罪では構成要件における「暴行又は脅迫」要件が維持された。もっとも、同じ「暴行又は脅迫」の文言ないし解釈的には「相手の反抗を著しく困難にする程度のも」とされても、実際上の扱いは若干の相違がある。すなわち、同様に「暴行又は脅迫」が必要とされる強制わいせつ罪（176条）では、車内痴漢やすれ違いざまに女性胸部に触れる行為は暴行が用いられているとはいいがたいが、強制わいせつ罪が成立するとされる⁽⁸⁷⁾。また、先述したように、「相手の反抗を著しく困難にする程度」の要件が実務では緩和されているという指摘（最高裁判例昭和24年5月10日）があるにしても、実務がすべてそうであるとはいえないし、依然として暴行・脅迫要件で犯罪の成否を判断する傾向が強いという指摘もあることを考えると、構成要件上のこの文言の意味は大きい。

この点、スコットランド2009年法、イングランド2003年法が「同意」のみを強制性交の成否において問題とするのとは、大いに異なる。しかも、「同意」に関しては6ヶ条を費やして詳細に規定している。すなわち、同意の本質については「自由な合意」であり（第12条）、「自由な合意」なしに性行動が起こる状況が列举され（13条）、睡眠中・無意識下における同意の能力の扱い（第14条）、同意の範囲や同意の撤回（第15条）、同意があったと合理的に信じた場合（第16条）、精神に障害のある者の同意能力（17条）などの詳細な規定を有し、被害者の同意の判断をより明瞭にする努力がうかがわれる。

(5) 児童の保護

わが国の今回の改正で 179 条に監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が規定された。行為者と被行為者の間に一定の地位や関係性がある場合には他の構成要件と異にして扱う趣旨であり、多くの国でも立法例がみられる。これについては、被害者を一定年齢以下に限定するか、どのような地位・関係性を規定するか、地位・関係性を利用したことを要件とするか、などが問題となる。通常、地位・関係性とは親子、医療、教育、スポーツ、職業などの領域で生じる。つまり、このような領域では、地位・関係性を利用した性行為は性的自己決定権の保護という見地において、意思決定が制約を受ける状況がみられるからである。結果的に、わが国の改正法では、被害者の年齢を 18 歳未満とし、地位・関係性を基本的には親子ないし親子類似関係においた。これは「監護者」を実質的に「親権者」に限定するもので、諸外国の例と比較するときわめて狭い。

これに対して、上述のとおり、スコットランド法では性的弱者保護の規定が充実している。ただ、性犯罪規定類型が多いだけに、これらの弱者保護においても、それぞれの類型ごとに細かく規定されており、逆に複雑さは否めない。前出表 1 に示されたように、年少児童に対しても（第 18 条から 27 条）、年長児童に対しても（28 条から 39 条）、それぞれレイプ罪、挿入による性的暴行罪、性的暴行罪、性的行動への関与の強制、性的活動中に立ち会いの強制、性的画像の閲覧の強制、品位のない会話、性器の露出、のぞき見などが個々に規定されている。さらに、年齢の錯誤や年齢のみなし規定など、詳細を極める。

6. おわりに — 考察にかえて

これまで、わが国の刑法、スコットランド 2009 年法における性犯罪改革の経緯と内容をみてきた。両者ともに、性犯罪法制の近代化が課題の一つであったが、それぞれに特徴のある改革がなされている。しかし、詳細にみると、法律の構成や規定のあり方には大きな相違がみられる。以下ではすでに考察した事項以外の点を記述する。

第 1 は、性器の解釈である。スコットランド法の場合、外科的に形成された陰茎・膣も含むことが法律上明記されている。これは医療技術の進歩に即した対応であって、とりわけ LGBT と呼ばれる人々が行為者や被害者になった場合が想定されている。この点、わが国の場合、明文化されていないが、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会でも、同様の問題提起がなされており⁽⁸⁸⁾、解釈上、外科的に形成された性器も含まれることが示唆されている⁽⁸⁹⁾。結果的には両国において適用は異ならないものと思われる。

第 2 に、刑罰の重さである。今回の改正で、わが国の強制性交等罪の刑罰は、強盗罪と同じ 5 年以上の有期懲役となった。スコットランドの場合、レイプ罪、挿入による性的暴行罪ともに最高刑は終身刑である。わが国の場合、強制性交等罪は殺人罪よりも二段階ランクが下であり、性

的自律と財物とが同等と位置づけられている。「レイプは魂の殺人である」と評されることがあるが、強姦性交等の被害者に生じる身体的、精神的、経済的被害の重大さに鑑みれば、強姦性交等罪の刑罰の上限については殺人罪と強盗罪の中間に位置付けるのが望ましいと考えられる。

第3に、性犯罪に係わる統一法典ないし特別法の導入である。スコットランドの場合、文言や具体例を詳細に法律で規定しているのに対して、わが国の場合、かなり簡潔である。条文が簡潔であることで、裁判所の解釈や判例、学説に委ねている部分が多いように思われる。法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会に提出された最初の要綱（骨子）は具体的かつ詳細な文言で表現されていたが、議論の結果、「立法の美学」⁽⁹⁰⁾という視点も加味されたとされ、修正後の要綱（骨子）では簡潔な表現に改められた。刑法の他の条文とのバランスも考慮したとは考えられるが、既に指摘されているとおり⁽⁹¹⁾、自動車運転処罰法と同様に、刑法から性犯罪規定を取り除き、特別法で詳細に性犯罪を規定することも検討の余地がある。というのも、スコットランド法のように、統一法典として性犯罪規定の目的を明らかにすることにより解釈の幅を縮め、まさしく法の明確性を確立できるし、また性犯罪の状況を具体的に例示することは、積極的一般予防の観点からも望ましいと考えるからである。

《注》

- (1) 国連の女子差別撤廃委員会によれば、性犯罪は「身体の安全及び尊厳に関する女性の権利を侵害する」という認識である（法制審議会第175回会議配布資料「国連の各委員会による性犯罪の罰則等に関する最終見解」1頁）。
- (2) たとえば、高木勇人「犯罪対策と情報～イギリスの性犯罪者法、犯罪・秩序違反法」警察学論集52(9)（1999年）174-196頁、仲道祐樹「イギリスにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号（2015年）13-40頁。
- (3) その例として、嶋矢貴之「旧刑法期における性犯罪規定の立法・判例・解釈論」刑事法ジャーナル45号（2015年）129-148頁。但し、ここにおける性犯罪規定の議論は強姦罪と強制わいせつ罪に限定されている。
- (4) 嶋矢・前掲論文135頁。
- (5) 前掲論文132頁脚注(16)参照。
- (6) 西原春夫他編『立法資料集34巻』（信山社、2000年）363, 370頁参照。
- (7) これらの例として、放尿のための性器露出、懲戒のための子弟への裸体強要、復讐のための婦女への裸体強要などが挙げられた（嶋矢・前掲論文134頁）。
- (8) この契機となったのは大学生による集団強姦事件の多発（いわゆるスーパーフリー事件）である。この事件では複数の大学に属する学生が組織的に女子学生を対象に集団による輪姦・強姦を繰り返し、学生14名が強姦罪、準強姦罪で起訴されたが、量刑が軽いとの批判を浴び、通常の強姦罪が3年以上の有期懲役であったところ、集団強姦罪では4年以上に引き上げられた。なお、集団強姦罪は本次の改正において廃止された。
- (9) 平成16年刑法等改正にかかわる衆議院法務委員会附帯決議ならびに参議院法務委員会附帯決議で性的自由の侵害に係る罰則の在り方について検討すること、平成22年刑法及び刑事訴訟法改正の衆議院法務委員会附帯決議ならびに参議院法務委員会附帯決議で性犯罪の罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討することが求められている。

- (10) 「第3次男女共同参画基本計画」2010年12月17日閣議決定。これについて、「改正の直接の契機は、第3次男女共同参画基本計画に強姦罪の見直しが盛り込まれたことにあるが、その背景にあったのは国連各委員会の勧告である。」との指摘がある（辰井聡子「性犯罪に関する刑法改正～強制性交等罪の検討を中心に」刑事法ジャーナル55号（2017年）4頁）。
- (11) 「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書（2015年）5頁。
- (12) 前掲報告書，9頁。
- (13) 前掲報告書，12頁。
- (14) 前掲報告書，16頁。
- (15) 前掲報告書，20頁。
- (16) 前掲報告書，22頁。
- (17) 前掲報告書，22-24頁。
- (18) 前掲報告書，25頁。
- (19) 前掲報告書，27頁。
- (20) 前掲報告書，31頁。
- (21) 前掲報告書，32-34頁。
- (22) 前掲報告書，34頁。
- (23) 前掲報告書，35頁。
- (24) 前掲報告書，32-33頁。
- (25) 前掲報告書，37頁。
- (26) 検討会で議論された論点のうち，性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止，配偶者間における強姦罪の成立，強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和，性交同意年齢の引上げ，刑法における性犯罪に関する条文の位置，については要綱（骨子）には盛り込まれなかった。
- (27) 法制審議会「第177回会議 議事録」（2016年9月12日）10頁。
- (28) たとえば，特集「性犯罪規定の比較法的研究」刑事法ジャーナル45号（2015年），特集「性犯罪規定の改正」犯罪と刑罰26号（2017年），特集「性犯罪対策の歩みと展望」法律のひろばvol.11/No.11（2017年），特集「性犯罪改正の検討」刑事法ジャーナル55号（2018年），特集「性犯罪規定の改正と刑事弁護への影響」刑事弁護94号（2018年），特集「性犯罪」更生保護69巻2号（2018年），小特集「性犯罪に関する刑法の一部改正」法律時報1123号（2018年）など。
- (29) 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「第7回会議 議事録」（2016年）2頁。
- (30) 前掲部会第7回議事録，2頁。
- (31) 女性が間接正犯や共同正犯に該当する場合もあった（最決昭和40年3月30日刑集19巻2号125頁）。
- (32) 前掲部会第7回議事録，2頁。
- (33) 前掲部会第7回議事録，2頁。
- (34) 前掲第7回議事録，2頁。
- (35) 辰井・前掲論文（2018年）6頁，島岡まな「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察」慶應法学37号（2017年）29頁以下。
- (36) 性犯罪の罰則に関する検討会「第11回会議 議事録」（2015年）宮田委員，18頁。
- (37) たとえば，「相手方の抗拒を著しく困難にする程度」である暴行・脅迫が，実務では相手方の年齢，性別，素行，経歴等，あるいは行われた時間，場所その他具体的事情などの総合的判断で判定されているとする最高裁判例（最判昭和24年5月10日刑集3巻6号711頁）がみられるが，現実の実務では依然として暴行・脅迫が非常に重視されているとする見解もあり，必ずしも暴行・脅迫要件が緩和されているとはいえないとする指摘もみられる（辰井・前掲論文8頁）。
- (38) 今井猛嘉「監護者いせつ罪及び監護者性交等の罪」法律時報90巻4号（2017年）64頁以下。
- (39) 1998年スコットランド法（Scotland Act 1998）で設置された。2007年にスコットランド行政府

- からスコットランド政府（Scottish Government）に名称変更された。
- (40) SLC は、スコットランド政府等に、法律の改廃、統合、近代化等の法改革に関する提案や助言をする組織である（Law Commissions Act 1965, s3(1)(e)）。
 - (41) Scottish Parliamentary Corporate Body, Sexual Offences (Scotland) Bill: Policy Memorandum, 2008, p. 1.
 - (42) SLC, Report on Rape and Other Sexual Offences, Scot Law Com No. 209, SE/2007/243, pp. 1-2.
 - (43) Lord Advocate's Reference (No. 1 of 2001) 2002 SLT 466.
 - (44) たとえば、近親相姦禁止法（Incest Act 1567）。
 - (45) 諸外国の性犯罪規定の改正動向については、刑事法ジャーナル 45 号（2015 年）4 頁以下においてイングランド及びウェールズ、アメリカ、カナダ、ドイツ、スイス、フランスが取り上げられている。但し、本稿が対象とするスコットランドに関する記述はない。
 - (46) 2009 年法成立の背景要因の一つとして、レイプの有罪判決数が少ないことも指摘されている。（Scotland Rape Crisis Center）
 - (47) SLC (2007), op. cit., p. 7.
 - (48) Ibid., p. 7.
 - (49) Ibid., p. 7.
 - (50) Ibid., p. 8.
 - (51) Ibid., p. 8.
 - (52) Ibid., p. 9.
 - (53) Ibid., pp. 9-10.
 - (54) Scottish Parliamentary Corporate Body, op. cit., 2008, p. 1.
 - (55) SLC (2007), op. cit., pp. 4-5. 児童ポルノを規制する法律としては、Civic Government (Scotland) Act 1982, Criminal Justice (Scotland) Act 2003（1982 年法の改正）、Protection of Children and Prevention of Sexual Offences (Scotland) Act 2005 などがある。
 - (56) James Chalmers, Sexual Offences since the Sexual Offences (Scotland) Act 2009, 2016. 05. 03.
 - (57) Ibid., p. 5.
 - (58) Scottish Parliamentary Corporate Body, Sexual Offences (Scotland) Bill: Explanatory Notes, 2008, p. 2.
 - (59) Robert Murphy, Sexual Offences (Scotland) Act 2009, 2011, p. 1.
 - (60) SLC (2007), op. cit., p. 48.
 - (61) James Chalmers, The New Law of Sexual Offences in Scotland, Supplement I to Volume II of Gordon's Criminal Law, W. Greem, 2010, pp. 1-2.
 - (62) Marr v HM Advocate 1996 SCCR 696 at 699 per Lord Justice-Clerk Ross.
 - (63) J. Chalmers (2010), op. cit., p. 6.
 - (64) Lord Advocate's Reference (No. 1 of 2001), 2002 S.L.T. 466.
 - (65) イングランドは、2003 年性犯罪法で「同意」を規定した（守山正『イギリス犯罪学研究 I』成文堂（2011 年）127 頁）。
 - (66) その列举事項として、(a)威嚇ないし威嚇の不安により当該者ないし他の者に服従する場合、(b)あらゆるタイプの害悪の不安により当該者ないし他の者に服従する場合、(c)不法に拘禁されて服従する場合、(d)自由な合意ができないような熟睡、意識不明、アルコール・薬物の影響下にある場合、(e)当該行為の性的意味合いを理解できない場合、(f)当該行為の性的意味合い、行為者の身元を誤解した場合、(g)当該行為が誤解により医療上ないし衛生上のものと信じた場合、である。
 - (67) 仲道祐樹「イギリスにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル No. 45（2015 年）19 頁。
 - (68) Judicial Institute for Scotland, Jury Manual, 2015, p. 65.
 - (69) A は主体、B は客体を意味する。

- (70) Scottish Government, Guidance on the Sexual Offences (Scotland) Act 2009, 2010, p. 12.
- (71) SLC (2007), op. cit., p. 37.
- (72) J. Chalmers (2010), op. cit., p. 30.
- (73) Lord Advocate's Reference (No. 1 of 2001), 2002, S.L.T. 466.
- (74) J. Chalmers (2010), op. cit., p. 30.
- (75) Lord Advocate's Reference (No. 1 of 2001), 2002, S.L.T. 466.
- (76) J. Chalmers (2010), op. cit., p. 30.
- (77) SLC (2007), op. cit., p. 44.
- (78) J. Chalmers (2010), op. cit., p. 30.
- (79) 年少児童に対するレイプ罪（第18条）は次のように規定する。
「人(A)が、そうすることを意図して、あるいは挿入したかどうかに関頓着に（reckless）、13歳未満の児童(B)の膣、肛門又は口腔に、Aの陰茎を、一定程度挿入した場合、Aは、年少児童に対するレイプの犯罪を行ったものとする。」
- (80) SLC (2007), op. cit., p. 26.
- (81) J. Chalmer (2010) op. cit., p. 32.
- (82) SLC (2007), op. cit., p. 47.
- (83) 実際にはレア・ケースであろうが、この事例のように、実際には陰茎が膣や肛門に挿入されたが、被害者が何を挿入されたかを認識できない場合、わが国では強制性交等罪ではなく強制わいせつ罪が適用されることになり、不合理と思われる。
- (84) 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会，第1回会議 議事録（2015年）17頁。
- (85) 辰井・前掲論文5頁。
- (86) たとえば、刑事法比較研究グループ「比較法からみた日本の性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号152頁では、「肛門に対して男性器を挿入することは（重罰対象に）包含してもよいであろうが、男性器を口に挿入することは、（中略）違法性の重さに鑑みつつ決断する他ない問題である」とする。
- (87) 前田雅英『刑法各論講義 第5版』（東京大学出版会，2011年）148頁以下では、「判例（大審院判例大正13年10月22日）も176条の暴行につき、『大小強弱は必ずしも問わない』としている」とし、「相手の同意を得ずにわいせつな行為をするというのみで可罰性を認める。『性的暴行罪』、『性的強要罪』をも176条で処罰しているといえよう。」と述べる。
- (88) 刑事法（性犯罪関係）部会，第2回会議議事録（2015年）11頁。刑事法（性犯罪関係）部会，第3回会議議事録（2015年）11頁8-11頁。刑事法（性犯罪関係）部会，第6回会議議事録（2016年）4頁。
- (89) 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第4回会議議事録（2016年）10，11頁。
- (90) 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会・第1回議事録17頁。
- (91) 性犯罪の罰則に関する検討会「とりまとめ報告書」（2015年）18頁（なお、辰井・前掲論文4頁）。

（原稿受付 2018年12月21日）

大阪府の中小企業支援人材能力開発研修の有効性分析

山 本 尚 史

序 論

大阪府は、地元の製造業とサービス業を振興し雇用と所得を増大させることを目的として、地元の中小企業をより効果的に支援することができるように、公的機関職員のための研修を2014年に開始した。本論文では、研修参加者からのアンケート結果を二標本 t 検定にて分析し、研修の有効性を評価する。

背 景

多くの地域経済では、人口の減少と高齢化のために地域が縮小しており、産業振興のための刺激が必要である。地域経済の活性化のためにはビジネス志向の地域経済生態系が重要な役割を果たす。その一つの要素は、キーパーソンの強いネットワークである。キーパーソンには、地方自治体職員も公的機関のビジネス支援人材も含まれている。中小企業支援活動においては、自主的な学び、試行錯誤による進化的なプロセス、企業の活動に対する現実的な対応など、問題発見解決型の方法論が望まれている。

先行研究

ジェイコブズ(1985)、ファイゲンバウムとブルナー(2002)、Ibata-Arens(2005)、エツコウィッツ(2008)は、いずれも、地域内の企業が成長するためには地域の生態系の形成と発展が重要であると指摘している。

Bahrami and Evans(2000)は、スタートアップ企業を形成し、発展させ、蓄積するための「生態系」には以下の要素が含まれることを指摘している。(1)起業家にプロフェッショナルなサービスを提供する協力的な専門家の存在、(2)そのような専門家のネットワーク、そして、(3)それらの活動を促進する地元文化、の三点である。

西澤(2012)は、地域のスタートアップ企業の実績と有効性に影響を与える「メゾレベル」の制度として地域経済生態系の重要性を強調している。「メゾレベル」の制度は、地元の企業を支

援するための仲介役としてマクロレベル（全国）の産業政策とミクロレベル（企業や個人）の経済活動や機能とを結び付ける上で重要である。

福嶋（2013）は、テキサス州オースティンのクラスター形成の歴史を分析し、「成長イデオロギー」の共有と浸透、「ローカル・イニシアティブ」の存在、ネットワークの開放性と寛容性、という三点がオースティンの発展において重要だったと指摘している。これらは、いずれもオースティンの地域特性であり、地域経済生態系と関連する。

大阪府による研修⁽¹⁾

大阪府は、地域経済振興は、政策の計画、形成、実行のための地元のキーパーソンの能力にかかっていると考え、2014年に「地域経済コンシェルジュ研修」という能力開発研修を開始した。これは、地方自治体の職員や企業支援機関の人材が、地元の中小企業を支援するにあたり、それぞれの機関でよりよいプログラムを計画したり実施したりすることができるようにするためのものである。

個々の「地域経済コンシェルジュ」には、次のようなことができると期待される。(1)ビジネス支援政策からメリットを受ける企業のタイプを描くことができる。(2)経営変革を起こすように経営者を応援することができる。(3)自発的積極的に支援を提供することができる。(4)産学公民金の各セクターにおけるキーパーソンのネットワークを開発することができる。この研修では、ここで述べたような人材を育成することを意図していた。

この研修は18回の講義とワークショッキングから成り立っている。講義は15回あり、研究者、コンサルタント、公務員、NPOリーダー、および財界の指導者を含む様々な種類のプロフェッショナルが担当した。残る三回はワークショップであり、個々の参加者が自分の職場で実施するプロジェクトを計画した。この研修には30人から50人が受講した。

分 析

本論文では、研修参加者からのアンケートの回答に基づく統計分析によって、研修の有効性を評価する。大阪府では第一講に参加した受講者と最終講に参加した受講者にアンケート用紙を配布しその場で回収していた。アンケートでは、地元の中小企業を支援する政策と活動に関連したスキルなどがあると考えているか、を問うている。アンケートの項目には、中小企業支援の実績、熱意、他の機関に対する協力姿勢、顧客志向、実践的知識、ネットワーキング、などが含まれている。今回は、大阪府の許可を得てそのアンケート回答を使わせてもらった。このアンケート回答には研修の一部の講座だけ受講した参加者からの回答も含まれている。

研修の前後で研修参加者からの回答を比較することにより、研修が、統計的に有意義なレベル

で参加者のスキルを改善することに成功したかどうかが示される。なお、研修参加者は、名前を明らかにせずにアンケートに答えたため、パネルデータを構築して研修効果を分析することは可能ではなかった。

研修前グループ

60 人の参加者がアンケートに回答した。このグループの特徴を以下に示す。所属別では、39 人の参加者が公務員であった（地方自治体職員 20 人、県庁職員 14 人、ビジネス支援機関職員 5 人）。年齢区分別では、40 人の参加者が 36 歳以上であった（11 人が 36～40 歳であり、16 人が 41～49 歳、13 人が 51 歳以上）。29 人の参加者が 7 年間かそれ以上現在の部署にいた（11 人が 7～10 年間、18 人は 11 年間以上）。一方で、現在の部署にいる期間が 4 年未満である参加者が 23 人いた。

研修後グループ

34 人の参加者がアンケートに回答した。このグループの特徴を以下に示す。22 人の参加者が公務員であった（地方自治体職員 14 人、県庁職員 7、ビジネス支援機関職員 1 人）。22 人の参加者が 36 歳以上であった（7 人が 36～40 歳、11 人が 41～49 歳、4 人が 51 歳以上）。11 人の参加者が 7 年間かそれ以上現在の部署にいた（3 人が 7～10 年間、8 人は 11 年間以上）。一方で、現在の部署にいる期間が 4 年未満である参加者が 18 人いた。

この研究では、研修前グループと研修後グループの間とで、研修の個々の要素の平均値を比較し、二つのグループの平均において統計的に有意な違いがあるかどうかを見つけるために、二標本 t 検定を実施した。表 1 は検定の結果を示す。

表 1 研修効果に関するグループ平均差における二標本 t 検定

研修効果	グループ	回答数	平均	平均偏差	t 値
政策問題の理解	研修前	60	3.48	.748	-1.008
	研修後	33	3.64	.603	
中小企業支援で中心的役割となる重要性の理解	研修前	60	3.67	.729	-1.336
	研修後	33	3.88	.740	
中小企業支援で中心的役割となる志望	研修前	60	3.78	.783	-1.984*
	研修後	32	4.13	.793	
公民連携への態度	研修前	60	3.95	.832	-2.422*
	研修後	33	4.36	.699	
顧客志向	研修前	60	4.03	.780	-1.950
	研修後	33	4.36	.783	
企業診断	研修前	59	2.00	1.160	-1.416
	研修後	32	2.38	1.289	

競争分析	研修前	59	1.93	1.112	-1.517
	研修後	31	2.32	1.249	
補助金獲得	研修前	59	1.98	1.548	-1.900+
	研修後	32	2.72	1.871	
政策策定	研修前	60	1.78	1.391	0.494
	研修後	33	1.64	1.342	
プロジェクト運営	研修前	59	2.93	1.751	0.698
	研修後	32	2.66	1.894	
知り合いの多様性	研修前	60	3.03	1.119	-1.263
	研修後	33	3.33	1.051	

(* 5%レベルで有意義, +10% level で有意義)

この結果から、研修参加者は、統計的に有意義なレベルで以下の三つの分野でスキルを向上させたことがわかる。すなわち、中小企業支援で中心的役割となる志望（5%レベル）、公民連携への態度（5%レベル）、補助金獲得（10%レベル）、の三分野である。これらの結果は、地方自治体職員が一定のスキルを得ることを可能にすることについて、研修が少なくとも部分的には成功したことを意味している。

今後の研究課題

この研修が大阪経済に貢献していると結論づける前に更なる研究が必要である。第一に、研修参加者の職場における研修効果の評価が必要である。研修受講者に対するフォローアップ調査をすれば研修受講者の、業務における効果性がどれくらい高まったのか（あるいは変化がなかったのか）を説明することができるだろう。

第二に、研修に参加した人と参加しなかった人との間で職場でのパフォーマンスに違いがあるか否かが明確にわかるためには、追加的な調査が必要である。研修参加者とそれ以外の人々とを比較するには、RCTなどの方法による調査が望ましい。先に挙げたフォローアップ調査とこの追加的な調査は、研修が大阪のために本当に違いを作ったのか否かを判断するための強固な根拠となるだろう。

結 論

本論文では、2014年に大阪府が実施した「地域経済コンシェルジュ研修」の有効性を評価した。研修参加者から、研修の様々な要素に関する自己評価に基づくアンケートをとり、それをもとにして二標本 t 検定にて分析した。

分析の結果、研修参加者が、統計的に有意なレベルで以下の三つの分野での能力を向上させた

ことがわかった。すなわち、中小企業支援で中心的役割となる志望（5%レベル）、公民連携への態度（5%レベル）、補助金獲得（10%レベル）、の三分野である。これらの結果は、地方自治体職員が一定のスキルを得ることを可能にすることについて、研修が少なくとも部分的には成功したことを意味している。

この研修が大阪経済に貢献していると結論づける前に、研修参加者の職場でのパフォーマンスに関するフォローアップ調査やRCTを用いた比較研究など、さらなる研究が必要である。

付 記

本抄録は、ニューカッスル大学（オーストラリア連邦）にて開催された Western Economic Association International の 14th International Conference において 2018 年 1 月 14 日に発表した論文を和訳編集し、本誌に投稿するものである。

本抄録のもととなった研究には、拓殖大学政治経済研究所より平成 29 年度個人研究助成を受けている。同研究所に対して深く感謝申し上げる。また、Graham Squires 教授（ニュージーランド Massey University, School of Economics and Finance）および竹村正明教授（明治大学商学部）から示唆に富むご助言を頂戴した。末筆ながら、謹んで感謝申し上げます。

《注》

- (1) この項目の記述は、大阪府のウェブサイト (<http://www.pref.osaka.lg.jp/mono/eg-osaka/index.html>) を参考にした。

参考文献

- Bahrami, H. and S. Evans (2000) "Flexible Recycling and High-Technology Entrepreneurship," M. Kenny (eds.) *Understanding Silicon Valley: The Anatomy of an Entrepreneurial Region*. Stanford Press.
- Etzkowitz, H. (2009) *The Triple Helix: University-Industry-Government Innovation in Action*. Routledge. 邦訳は、ヘンリー・エツコウィッツ（三藤利雄など訳）（2009）『トリプルヘリックス 大学・産業界・政府のイノベーション・システム』芙蓉書房出版
- Ibata-Arens, K. (2005) *Innovation and Entrepreneurship in Japan*. Cambridge University Press.
- Jacobs, J. (1985) *Cities and the Wealth of Nations*. Random House 邦訳は、ジェイン・ジェイコブズ（中村達也訳）（2012）『発展する地域 衰退する地域』ちくま学芸文庫
- エドワード・ファイゲンバウム、デイビッド・ブルナー（西岡幸一訳）（2002）『起業特区で日本経済の復活を』日本経済新聞社
- 西澤昭夫（2012）「NTBFs によるハイテク産業形成」、西澤昭夫ほか『ハイテク産業を創る地域エコシステム』有斐閣
- 福嶋路（2013）『ハイテク・クラスターの形成とローカル・イニシアティブ』東北大学出版会

（原稿受付 2018 年 12 月 21 日）

誘意性と報道†

岡崎 哲郎

要 旨

Chakraborty and Ghosh (2016) や Okazaki (2016) では、報道機関による特定の政党に対する支持が選挙結果に与える影響について分析をしている。これらの研究では、報道機関が一つ存在すると仮定し、報道機関のイデオロギーが各政党の政策に影響を与えることを示している。特に Okazaki (2016) では、正確な誘意性が有権者に知られていない政党は、その不確実性を自らに有利な形で生かすのだが、その有利さは報道機関のイデオロギーに依存することを示す。例えば、報道機関のイデオロギーがそれほど偏っていないければ、そうでない場合に比べて、均衡政策は、中位投票者の好む政策から乖離し、政党の政策は政党にとって望ましい方向へ偏ったものとなる。

ただし、報道機関が複数存在すれば、均衡は変わるであろう。たとえある報道機関がある政党を支持しても、他の報道機関が支持していなければ、有権者はその政党の誘意性をそれほど高くは評価しないであろう。右翼的な報道機関が右翼的な政党を支持しても、それはそれほど説得力を持たない。その為、政党は、支持を得ていても、その有利さを生かしきれないかもしれない。このことを理解する政党は、報道機関に多様性が存在するなら、できるだけ多くの報道機関からの支持を得ようと試みるであろう。

この論文は、報道機関の多様性が選挙に与える影響について研究をする。この論文では、右翼的政党と左翼的政党の2つが存在するとする。報道機関については、右翼的報道機関、左翼的報道機関、中道な報道機関の3つがあるとする。各報道機関はどちらの政党を支持するか決め、その支持に従って報道姿勢を決める。そして、各有権者は、その各報道機関の報道をもとに、政党の誘意性を推測して投票し、選挙の結果が定まる。各政党はこのような影響を考慮してお互いに政策を選ぶことになるが、この論文では、その政党の政策決定の競争に関してのナッシュ均衡を求め、その性質を考察する。特に、Chakraborty and Ghosh (2016) や Okazaki (2016) の研究結果と異なり、常に純粋戦略から成るナッシュ均衡が存在し、しかもその均衡は唯一であることが示される。加えて、その均衡では、政党の政策は、政党や報道機関のイデオロギーとは独立であることも示される。

1. 序

選挙における政党や候補者の誘意性 (valence) については、近年多くの研究が存在する。(Ansolabehere and Snyder (2000), Groseclose (2001), Aragones and Palfey (2002),

† 和田淳一郎教授 (横浜市立大学), 須佐大樹講師 (中部大学), 黒坂健吾准教授 (北海道武蔵女子短期大学), 小西秀樹教授 (早稲田大学), Professor M. G. Roth (Gannon University), Professor Y. J. Yoon (George Mason University) に感謝する。

Ashworth and de Mesquita (2009) など参照。) ここで、誘意性は、政党や候補者の能力、優秀さ、経験、正直さなど、すべての有権者にとって、政策とは関係なくプラスに評価される性質を意味している。例えば、政党間で誘意性の差が大きければ、誘意性の大きな政党は、ライバル政党が中位投票者の好む政策を訴えたとしても、自らの理想とする政策を訴えて選挙に勝つことができるといった結果が示されてきている。(例えば Serra (2010) 参照。)

ただし、このような均衡結果が実現するためには、有権者が各政党の誘意性を正しく認識していなければならない。現実には、有権者が、各候補者の能力を正しく知ることは極めて難しいであろう。そして、有権者は、何らかの手段を用いて、候補者の能力などを知ろうとするであろう。そこで、報道機関による報道が有権者によって利用されていよう。

Andina-Diaz (2006) は、報道機関の報道によって候補者の誘意性に関する有権者の評価が定まっていくという状況を分析している⁽¹⁾。Andina-Diaz (2006) は、中位投票者が好む政策と報道機関が望む政策の間に位置する任意の政策が均衡での政策となることを示した。

この Andina-Diaz (2006) では、誘意性としての有権者の候補者に対する評価は、完全に報道機関の報道によって作り出されている。つまり、そこでは、候補者本人は誘意性を持ってはいないにもかかわらず、好意的な報道によって有権者が正の誘意性を候補者が持つと評価してしまうのである。この設定は不自然であろう。もし候補者本人が誘意性を持ち、報道によって有権者がそれを推測すると何が生じるであろうか？ Okazaki (2015) はこのような問題を考察している。その結果、均衡での政策は報道機関のイデオロギーの影響を受けることが示される。例えば、ある候補者が誘意性において有利であるとしても、イデオロギーが偏っていると、その有利さを生かすことができない。

これらの研究では、報道機関は、候補者に対する自らの選好に基づいた評価を正直に反映させた報道を行うと仮定されている。しかし、報道機関自身が選好を持つのであれば、自らが望ましいと評価する候補者を勝たせようとするであろう。つまり、報道機関も戦略的に行動すると考える方が自然である。本稿は、この点を考慮して、誘意性と報道に焦点を当てた選挙での意思決定を研究する。

Chakraborty and Ghosh (2016) や Okazaki (2016) は、報道機関による政党や候補者への支持の選挙における影響を研究している。これらの研究では、報道機関は、自らが好ましいと考える候補者に対する支持を表明し、有権者は、このような報道機関の戦略的行動を考慮しながら候補者の誘意性を推定して投票をする。そして、そのような各主体の行動を考慮しながら、候補者は選挙において競争する。これらの研究では、報道機関の数は1であるとして、報道機関のイデオロギーが均衡での政策に影響を与えることを示している。特に Okazaki (2016) では、正確な誘意性がある有権者に知られていない政党は、その不確実性を自らに有利な形で生かすのだが、その有利さは報道機関のイデオロギーに依存することを示す。例えば、報道機関のイデオロギーがそれほど偏っていなければ、そうでない場合に比べて、均衡政策は、中位投票者の好む政策か

ら乖離し、政党の政策は政党にとって望ましい方向へ偏ったものとなる。

ただし、報道機関が複数存在すれば、均衡は変わるであろう。たとえある報道機関がある政党を支持しても、他の報道機関が支持していなければ、有権者はその政党の誘意性をそれほど高くは評価しないであろう。右翼的な報道機関が右翼的な政党を支持しても、それはそれほど説得力を持たない。その為、政党は、支持を得ていても、その有利さを生かしきれないかもしれない。このことを理解する政党は、報道機関に多様性が存在するなら、できるだけ多くの報道機関からの支持を得ようと試みるであろう。

この論文は、報道機関の多様性が選挙に与える影響について研究をする。この論文では、右翼的政党と左翼的政党の2つが存在するとする。報道機関については、右翼的報道機関、左翼的報道機関、中道な報道機関の3つがあるとする。各報道機関はどちらの政党を支持するか決め、その支持に従って報道姿勢を決める。そして、各有権者は、その各報道機関の報道をもとに、政党の誘意性を推測して投票し、選挙の結果が定まる。各政党はこのような影響を考慮してお互いに政策を選ぶことになるが、この論文では、その政党の政策決定の競争に関してのナッシュ均衡を求め、その性質を考察する。特に、Chakraborty and Ghosh (2016) や Okazaki (2016) の研究結果と異なり、常に純粹戦略から成るナッシュ均衡が存在し、しかもその均衡は唯一であることが示される。加えて、その均衡では、政党の政策は、政党や報道機関のイデオロギーとは独立であることも示される。

2. モデル⁽²⁾

政党が2つ存在するとし、Party 1 と Party 2 とする。各政党は自らが理想とする政策を持つとし、Party 1 のそれを $X_1 \in \mathbf{R}$ 、Party 2 のそれを $X_2 \in \mathbf{R}$ とする。政党の選好については、 x を選挙で勝利した政党の政策として、Party 1 の効用関数を

$$u_1(x) = -|x - X_1|$$

Party 2 の効用関数を

$$u_2(x) = -|x - X_2|$$

とする。

各政党は、自らの効用を最大化することを目的として自らの候補者を選び、自らの政策を選択する⁽³⁾。各政党の潜在的な候補者は自身の誘意性を持つとし、 $y_1 \in \mathbf{R}$ を Part 1 の候補者の誘意性、 $y_2 \in \mathbf{R}$ を Part 2 の候補者の誘意性とする⁽⁴⁾。

報道機関の数は3であるとし、Media Outlet 1, Media Outlet 2, Media Outlet 3 とする⁽⁵⁾。Media Outlet 1, 2, 3 は、みずからが理想とする政策 $X_{M1} \in \mathbf{R}$, $X_{M2} \in \mathbf{R}$, $X_{M3} \in \mathbf{R}$ をそれぞれ持つとする。報道機関の効用は、選挙の結果、つまり選挙に勝利した政党の政策と誘意性に依存するとする。具体的には Media Outlet 1 の効用関数を u_{M1} , Media Outlet 2 の効用関数を u_{M2} , Media Outlet 3 の効用関数として、

$$u_{M1}(x, y) = y - \frac{|x - X_{M1}|}{3\Delta};$$

$$u_{M2}(x, y) = y - \frac{|x - X_{M2}|}{3\Delta};$$

$$u_{M3}(x, y) = y - \frac{|x - X_{M3}|}{3\Delta};$$

であるとする。ここで x と y は選挙に勝利した政党の政策と誘意性を表している。

有権者は複数いるとする。各有権者は自らが理想とする政策を持つとする。加えて、政党の誘意性も考慮するとするが、その正確な値は知らない。任意の $\theta \in \mathbf{R}$ について、その政策を理想とする有権者がいるとし、そのような Voter θ の効用関数は、 x と y を選挙に勝利した政党の政策と誘意性として、

$$u_{\theta}(x, y) = y - \frac{|x - \theta|}{3\Delta^*}$$

であるとする。中位投票者が最も好む政策を $\theta_M = 0$ とする。各有権者は正直に投票するとし、中位投票者の投票が選挙結果を決めると仮定する⁽⁶⁾。

以上みてきたように、各主体は自らが理想とする政策を持つ。ここでは、それらについて、 $X_1 > 0 > X_2$, $X_{M1} = -X_{M2} > 0$, $X_{M3} = 0$, $X_1 \geq X_{M1}$ と仮定する。これらの仮定は以下のことを意味している。2つの政党が存在し、一方は右翼的政党で他方は左翼的政党である。同様に、右翼的報道機関と左翼的報道機関が存在し、ここで両者のイデオロギー的偏りの程度は同じである。加えて、もう1つの報道機関が存在し、そのイデオロギーには偏りが存在せず、中位投票者と同じ選好を持つとする。最後の2つの仮定は単純化のためのものだが、この仮定により、イデオロギーの分布は左右対称となり、特定のイデオロギーの影響ではなく、イデオロギーの多様性の影響を分析することになる。

ここでは、有権者も政党も、潜在的な候補者一人一人の誘意性の正確な値を知らず、それがそれぞれから独立な確率変数 y_i と仮定する。さらに、Party 2 の誘意性については $y_2 = 0$ とし、Party 1 の誘意性については $y_1 = y$ が $[-1, 1]$ 上に一様に分布しているとする⁽⁷⁾。

各政党は、候補者の正確な誘意性を確認する時間を持たずに特定の候補者を選び、選挙で訴える政策を決定する。この政党の意思決定の後で、報道機関は誘意性の実現値 (y_1, y_2) を確認して、報道内容を決定する。有権者は、報道機関の報道から候補者の誘意性を推測し、自らにとって望ましい政党に投票をする。投票の結果、選挙の勝者が決まり、選挙に勝った政党は、選挙で訴えた政策を実行に移す。

3. 報道の効果

ここで、報道機関の戦略的な意思決定がどのような性質を持つのかの一例を見てみる。報道機関の理想とする政策を $X_M > 0$ とし、 $X_M \geq x_1 \geq 0 \geq x_2$ の場合を考える。この場合、この報道機関は、

$$y - \frac{|x_1 - X_M|}{3\Delta^*} = y - \frac{X_M - x_1}{3\Delta^*} > -\frac{|x_2 - X_M|}{3\Delta^*} = -\frac{X_M - x_2}{3\Delta^*} \text{ or } y > \frac{-x_1 + x_2}{3\Delta^*}$$

が満たされるなら、Party 1 を支持し、Party 1 に好意的な報道をするであろう。それより、Party 1 がこの報道機関に支持される確率は、 y が $[-1, 1]$ 上に一様に分布していることに注意すると、

$$Pr(\text{Party 1 is endorsed by the media}) = \frac{1}{2} \cdot \left[1 - \frac{-x_1 + x_2}{3\Delta^*} \right] = \frac{x_1 - x_2 + 3\Delta^*}{6\Delta^*}$$

となる。ここで考えている形の支持があったという条件だけが与えられたとして⁽⁸⁾、Party 1 の誘意性の期待値を計算し直すと、やはり y が $[-1, 1]$ 上に一様に分布していることに注意して

$$E(y | \text{Party 1 is endorsed by the media}) = \frac{1}{2} \cdot \left[1 + \frac{-x_1 + x_2}{3\Delta^*} \right] = \frac{-x_1 + x_2 + 3\Delta^*}{6\Delta^*}$$

となる⁽⁹⁾。さらに、このように Party 1 の誘意性の期待値が修正されれば、各有権者は期待効用を計算することができる。例えば、Party 1 がここで考えている支持を得ているという条件だけが与えられたとすると、その条件の下での期待効用は

$$EU_1 = \left(\frac{-x_1 + x_2 + 3\Delta^*}{6\Delta^*} \right) \left(-\frac{X_1 - x_1}{3\Delta^*} \right) + \left(\frac{x_1 - x_2 + 3\Delta^*}{6\Delta^*} \right) \left(-\frac{X_1 - x_2}{3\Delta^*} \right)$$

となる。このような計算から、有権者の期待効用が求まり、有権者が与えられた状態（各政党の選択した政策と各報道機関の報道）に応じて、どちらの政党に投票するのかが分かる⁽¹⁰⁾。

4. ナッシュ均衡

報道機関がどのように報道するのか、その報道に応じて有権者がどのように候補者の誘意性の期待値を修正しどのように投票するのかをあらゆる政策の組み合わせについて計算することによって、各政党の効用が、政策の組み合わせにどのように依存するかを計算することができる⁽¹¹⁾。その計算に基づいて、各政党のナッシュ均衡での政策を導き出すことができる。

このモデルでのナッシュ均衡を示す前に、報道機関が1つしか存在しない場合と2つしか存在しない場合の結果の一部を紹介する。どちらも、純粋戦略でのナッシュ均衡が存在しない場合があることが分かる。

報道機関の数が1つとする。この場合、報道機関のイデオロギーについて $X_M \geq \Delta^*$ が成り立つなら、純粋戦略で構成されるナッシュ均衡は存在しないことが示される⁽¹²⁾。次に報道機関の数が2つの場合を考える。この場合、2つの報道機関のイデオロギーについて $X_{M1} = -X_{M2} > (3/2)\Delta^*$ が成り立つなら、純粋戦略で構成されるナッシュ均衡は存在しないことが示される⁽¹³⁾。

そこで、本稿のモデルでの均衡結果を示す。本稿のモデルでは報道機関の数が3つであった。この場合、次の結果が導き出され、常に純粋戦略から構成される唯一のナッシュ均衡が存在し、しかもそのナッシュ均衡は、政党や報道機関のイデオロギーから独立であることが分かる。

命題

唯一の純粋戦略から構成されるナッシュ均衡が存在し、そのナッシュ均衡は

$$(x_1^*, x_2^*) = \left(\frac{3}{2}\Delta^*, -\frac{3}{2}\Delta^* \right)$$

となる。

付 記

本稿は、平成 29 年度拓殖大学政治経済研究所個人研究助成金研究課題「報道と政党行動に関する公共選択論からの考察」の成果の一部で、the 55rd Annual Meetings of Public Choice Society および日本経済学会 2018 年度春季大会で報告した論文の抄録である。

《注》

- (1) Andina-Diaz (2006) はカリスマ (charisma) という用語を用いている。
- (2) ここでのモデルは、政党の目的と報道機関の数を除いて Chakraborty and Ghosh (2016) と同じものとなっている。
- (3) Chakraborty and Ghosh (2016) では、政党は勝利確率最大化を目的としている。この後で、報

道機関の数が1の場合の結果を紹介しているように、政党の目的関数の変更だけでは、純粹戦略から構成されるナッシュ均衡の存在は保証されない。

- (4) Chakraborty and Ghosh (2016) では character と呼ばれている。
- (5) Chakraborty and Ghosh (2016) では、報道機関の数は1である。報道機関の数が1もしくは2の場合の結果についても、本文の中で簡単に紹介している。
- (6) Chakraborty and Ghosh (2016) も同じ仮定を置いている。
- (7) Chakraborty and Ghosh (2016) も同じ仮定を置いている。
- (8) 他の報道機関から支持を得る得ない等の条件で、期待値は変化する。Okazaki (2018) の Appendix 1 では、そのようなすべての条件について条件付き期待値を計算している。
- (9) すべての場合の、報道機関が支持する確率と、報道機関による支持の条件付きの誘意性の期待値は Okazaki (2018) の Appendix 1 参照。
- (10) 中位投票者の期待効用と意思決定については Okazaki (2018) の Appendix 2 参照。
- (11) 政党の期待効用と最適反応については Okazaki (2018) の Appendix 3 参照。
- (12) Okazaki (2018) の Appendix 5 参照。
- (13) Okazaki (2018) の Appendix 4 参照。

参考文献

- Adams, J. (1999), "Policy divergence in multicandidate probabilistic spatial voting," *Public Choice*, 100, 103–122.
- Andina-Diaz, A. (2006), "Political competition when media create candidates' charisma," *Public Choice*, 127, pp. 353–374.
- Andina-Diaz, A. (2006), "Reinforcement vs. change: The political influence of the media," *Public Choice*, 131, pp. 65–81.
- Andina-Diaz, A. (2006), "Media competition and information disclosure," *Social Choice and Welfare*, 33, pp. 261–280.
- Ansolabehere, S. and J. M. Snyder (2000), "Valence politics and equilibrium in spatial election models," *Public Choice*, 103, 327–336.
- Aragones, E. and T. R. Palfrey (2002), "Mixed equilibrium in a Downsian model with a favored candidate," *Journal of Economic Theory*, 103, 131–161.
- Ashworth, S. and E. B. de Mesquita (2009), "Elections with platform and valence competition," *Games and Economic Behavior*, 67, pp. 191–216.
- Chakraborty, A. and P. Ghosh (2016), "Character endorsements and electoral competition," *American Economic Journal: Microeconomics*, 8(2), 277–310.
- Downs, A. (1957), *An economic theory of democracy*, New York, Harper & Row.
- Groseclose, T. (2001), "A model of candidate location when one candidate has a valence advantage," *American Journal of Political Science*, 45(4), 862–886.
- Okazaki, T. (2015), "Valence and media influence on election," presented at the 52nd Annual Meeting of Public Choice Society.
- Okazaki, T. (2016), "Valence and endorsement: Media influence on election," presented at the 53rd Annual Meeting of Public Choice Society.
- Serra, G. (2010), "Polarization of what? A model of elections with endogenous valence," *Journal of Politics*, 72, pp. 426–437.

翻訳 — South Carolina v. Katzenbach, 383 U.S. 301 (1966) 判決

小 竹 聡

訳者はしがき

本稿は、1966年3月7日に判決が下された *South Carolina v. Katzenbach*, 383 U.S. 301 (1966) の法廷意見（1965年投票権法の全文を掲載する補遺を除く。）および個別意見を、一部の注を除き、全訳したものである。本件事案の概要については、法廷意見の冒頭部分を、争点となった各規定については、法廷意見のⅡを参照されたい。本稿訳者は、大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法と民主政』（成文堂、未刊）において、「1965年投票権法の合憲性 — The Story of *South Carolina v. Katzenbach*, 383 U.S. 301 (1966)」と題する論考を寄せ、本判決においてその一部の規定の合憲性が争われた、1965年投票権法（The Voting Rights Act of 1965）の制定過程の史的展開を踏まえた上で、本判決についてのささやかな分析を行った。本稿は、そのための一資料とすべく判決の全訳を行うものである。なお、判決文中、[] は判決自体によるものであり、〔 〕 は訳者が補ったものである。判決内容等の詳細については、上記論考を参照されたい。

South Carolina v. Katzenbach, 383 U.S. 301 (1966)

ウォーレン長官が法廷意見を述べた。

合衆国最高裁判所の許可によって、382 U.S. 898 (1965)、サウス・キャロライナ州は訴状を提出し、1965年投票権法⁽¹⁾の選ばれた規定が合衆国憲法に違反するとの宣言を求め、これらの規定の司法長官による執行の差止命令を求める。第一審管轄権は、一州と他州の一市民との間の、合衆国憲法第3条第2節の下での争訟の存在に基づいている。See *Georgia v. Pennsylvania R. R. Co.*, 324 U.S. 439 (1945)。訴状においては、いかなる事実に関する争点も提起されておらず、また、1966年6月の同州予備選挙の前に判決を得たいとのサウス・キャロライナ州の要望があるので、我々は、特別裁判所主事（a special master）の任命を省略し、本件についての我々の審理を迅

(1) 79 Stat. 437, 42 U.S.C. § 1973 (1964 ed., Supp. I)

速に行った。

提起された問題が我が国全体にとって急を要する関心事であることを認めて、我々は、すべての州に、合衆国最高裁の友として、本件訴訟手続に関与するよう求めた。過半数の州が本案に関する訴訟事件摘要書を提出またはそれに加わることによって応答し、そこには、サウス・キャロライナ州を支持する州も、合衆国司法長官を支持する州もあった⁽²⁾。これらのうちの7州は、我々の審理の際に、本件の弁論を口頭で行う許可も求め、その許可を得た。当該訴訟手続が持つ感情的な含みにもかかわらず、訴訟事件摘要書および弁論は、例外なく、節度があり、法律家にふさわしく、そして、建設的であった。争点に関するすべての見解が十分に展開されたが、この助力が付け加えられたことは、当裁判所にとって、最も有益であった。

投票権法は、投票における人種差別の暗い影を払いのけるために合衆国議会によって立案されたが、この暗い影は、ほぼ1世紀にわたって我が国の一部の地域における選挙過程に悪い影響を及ぼしている。同法は、投票差別が広く行き渡った規模で存続する場所で、投票差別に対する厳しい、新たな救済手段を作り出し、加えて、当該制定法は、この国の他の場所で、投票差別の地域のための既存の救済手段を強化する。合衆国議会は、これらの救済手段を規定する権限を修正第15条第2節から引き受けたが、この規定は、投票における人種差別の憲法上の禁止を「適切な」手段によって実施するよう連邦の議会に認めている。我々は、我々の眼前に適切に存在している同法の条項が合衆国議会の憲法上の責任を果たすための適切な手段であり、合衆国憲法の他のすべての規定と合致しているものと判示する。それ故、我々は、同法におけるこれらの条項の執行を差止めるべきだとのサウス・キャロライナ州の要求を斥ける。

I

1965年投票権法の憲法上の適切さは、同法が反映している歴史的経験に即して判断されなければならない。同法案を制定する前に、合衆国議会は、投票における人種差別の問題を多大の注意を払って詳しく調査した。下院および上院の司法委員会は、それぞれ、9日間の公聴会を行い、計67名の証人から証言を受け取った⁽³⁾。まるまる3日以上が下院議場での法案の討論に費やされ、上院での討論は全部で26日に及んだ⁽⁴⁾。これらの熟議の最後には、どちらの議院の決定も圧倒的であった。下院は同法案を328対74の票決で是認し、同法案は上院を79対18の票差で通過した。

委員会での公聴会と本会議での討論に含まれた同法の膨大な立法経過から、2つの点が生き生

(2) サウス・キャロライナ州を支持する州は、以下の通り。即ち、アラバマ、ジョージア、ルイジアナ、ミシシッピおよびヴァージニアである。合衆国司法長官を支持する州は、以下の通り。即ち、カリフォルニア、イリノイおよびマサチューセッツ、これに、ハワイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、メイン、メリーランド、ミシガン、モンタナ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ジャージー、ニュー・ヨーク、オクラホマ、オレゴン、ペンシルヴェニア、ロード・アイランド、ヴェーモント、ウエスト・ヴァージニアおよびウィスコンシンが加わった。

(3) 〔省略。〕

(4) See the Congressional Record for April 22, 23, 26, 27, 28, 29, 30; May 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 13, 14, 17, 18, 19, 20, 21, 24, 25, 26; July 6, 7, 8, 9; August 3 and 4, 1965.

きと浮かび上がる。第一は、即ち、合衆国議会は、狡猾で、広く行き渡っている悪に立ち向かっていると感じていたが、この悪は、我が国の一定の地域で、合衆国憲法に対する間断のない、巧みな挑戦的態度を通じて永続させられていたということ。第二は、即ち、合衆国議会は、修正第15条が明確に命じるものを満たすためには、過去に規定していた不首尾に終わった救済手段が、より厳格で、より精緻化された方策に取って代わらなければならないだろうと結論づけたということ。我々は、ここで、下院および上院の委員会の多数意見報告書を要約するために立ち止まるが、これらは、かなり詳細に、合衆国議会によるこれらの反応についての事実に関する基礎を文書で証明する⁽⁵⁾。See HR Rep No. 439, 89th Cong, 1st Sess, 8-16 (hereinafter cited as House Report); S Rep No. 162, pt. 3, 89th Cong. 1st Sess, 3-16 (hereinafter cited as Senate Report).

合衆国憲法の修正第15条は、1870年に承認された。その直後に、合衆国議会は、1870年執行法 (the Enforcement Act of 1870)⁽⁶⁾ を可決したが、同法は、公務員および私人が投票権の行使を妨害することを犯罪とするものであった。当該制定法は、翌年に修正され⁽⁷⁾、選挙人登録から開票報告の認証に至るまで、選挙過程に対する詳細な連邦の監督を規定した。年月が経過し、人種平等に対する熱情が弱まるにつれて、これらの法律の執行は散発的かつ効果的でなくなり、これらの法律のほとんどの規定は、1894年に廃止された⁽⁸⁾。残りの規定は、投票差別に対する近年の新たな戦いにおいて、ほとんど重要性を持っていない。

他方、1890年に始まって、アラバマ、ジョージア、ルイジアナ、ミシシッピ、ノース・キャロライナ、サウス・キャロライナおよびヴァージニアの各州は、黒人の投票を妨げるために特別に考案された、依然として使われているテストを制定した⁽⁹⁾。典型的には、それらのテストは、読んだり書いたりする能力を選挙人登録の資格とし、また、選挙人登録用紙を書き終えることも求めた。これらの法律は、1890年現在、上で名前を挙げられた州の各々で、成人の黒人の3分の2を超える者が読み書きできず、他方、成人の白人の4分の1に満たない者が読んだり書いたりすることができないという事実に基づいていた⁽¹⁰⁾。それと同時に、白人の、読み書きできない

(5) これらの報告書に含まれている事実は、他の出典の中で確認されているが、それらを挙げるのは、以下のものである。〔以下、省略。〕

(6) 〔省略。〕

(7) 〔省略。〕

(8) 〔省略。〕

(9) 1895年のサウス・キャロライナ州憲法会議が黒人の選挙権剥奪の広範な運動の先導者だった。Key, Southern Politics, 537-39. ベン・ティルマン (Ben Tillman) 上院議員は、新たな読み書き能力テストの目的を州代議員に腹藏なく説明した。即ち、「愛国者としてかつ政治家として我々が行うことができる唯一のことは、『無知な黒人』から、我々の連邦政府の法律の下で我々が行うことができるすべての投票を奪うことである。」彼は、同じく、州憲法の条項を「理解し」、「説明する」ことができる者に対する読み書き能力テストからの免除についても率直だった。即ち、「そのテストの中には微塵の詐欺や違法性もない。それは、単に、公平性を示すだけにすぎず、多分 [笑い声]、あるいは差別をしているだけだ。」彼は、州の財産税を支払う者に対する代替的な免除を同じ調子で描写した。即ち、「300ドル条項によって、あなたは、簡単に、もう少し多くの白人と多少の有色人種に接触し、受け入れる。」Journal of the Constitutional Convention of the State of South Carolina 464, 469, 471 (1895). ティルマン上院議員は、州憲法会議で最も有力な政治家であったのであり、彼の全演説は調査に値する。

(10) 南北戦争前は、ほとんどの奴隷州が黒人の読み書きを教えることを犯罪としていた。戦争後に、これ

者が選挙権を剥奪されることがないよう確保するために、代わりのテストが上記のすべての州で規定された。これらに含まれるのは、祖父条項、財産資格、「善良な性格 (good character)」テスト、そして、登録者は一定の事柄を「理解」し、あるいは、「解釈」すべしとの要件である。

当法廷におけるその後の修正第 15 条訴訟の道筋は、黒人から投票権を剥奪することに向けられた、これらのおよび類似した慣行の種類としつこさを証明する。祖父条項は、Guinn v. United States, 238 U.S. 347 (1915) および Myers v. Anderson, 238 U.S. 368 (1915) において無効とされた。手続上の障害は、Lane v. Wilson, 307 U.S. 268 (1939) において違憲無効とされた。白人予備選挙は、Smith v. Allwright, 321 U.S. 649 (1944) および Terry v. Adams, 345 U.S. 461 (1953) において違法とされた。不適切な異議申立ては、United States v. Thomas, 362 U.S. 58 (1960) において無効とされた。人種ゲリマンダリングは、Gomillion v. Lightfoot, 364 U.S. 339 (1960) によって禁止された。最後に、投票のためのテストの差別的な適用は、Schnell v. Davis, 336 U.S. 933 (1949), Alabama v. United States, 371 U.S. 37 (1962) および Louisiana v. United States, 380 U.S. 145 (1965) において非難された。

最近の司法省による投票権訴訟における証拠によれば、その最後の戦略が、黒人の投票を禁止するために用いられる現在の主要な方法である。投票資格の差別的な運用は、終局判決に達した、8 つのアラバマ州の事件のすべて、9 つのルイジアナ州の事件のすべて、そして、9 つのミシシッピ州の事件のすべてで見られている⁽¹¹⁾。さらに、これらの事件のほとんどすべてにおいて、裁判所は、差別が広範な「傾向または慣行 (pattern or practice)」に従っていたと判示している。白人の選挙人登録の申請者は、読み書きおよび理解力テストからしばしばまったく免除され、あるいは、簡単な種類のテストを与えられ、選挙に関係する公務員 (voting officials) から広範な援助を受け、答えの重大な誤りにもかかわらず登録が認められている⁽¹²⁾。他方、黒人は、典型的には、あらゆるテストの難しい版をいかなる外部の手助けもなく、また、わずかな間違いもなしに合格することを求められている⁽¹³⁾。善き性格の要件は、非常に曖昧で、主観的であるので、選挙に関係する公務員の手による濫用をいつでも招くことになっている⁽¹⁴⁾。登録選挙人から証明書の入手を義務づけられた黒人は、ほとんど黒人が名簿にない地域では、従うことが事実上不可

らの州は、公立学校における人種隔離を急いで開始した。その期間を通じて、南部における無償の公教育は展開し始めることがほとんどなかった。〔以下、省略。〕

(11) 例えば、州自体に対して提起された 3 つの投票に関する訴訟、参照。〔以下、省略。〕

(12) ルイジアナ州の白人の申請者は、「FRDUM FOOF SPETGH」と書くことによって、州憲法を解釈する能力について登録官を満足させた。United States v. Louisiana, 225 F. Supp. 353, 384 (E.D. La. 1963). 学校の第 1 学年を決して終了しなかったアラバマ州の白人申請者は、登録官が彼のために全書式を記入した後で、名簿に記載された。United States v. Penton, 212 F. Supp. 193, 210, 211 (M.D. Ala. 1962).

(13) ミシシッピ州パノマ・カウンティでは、登録官が黒人に、『「チカソー学校基金」』として知られる基金の利息率』に関する州憲法の規定を解釈するよう要求した。United States v. Duke, 332 F.2d 759, 764 (5th Cir. 1964). ミシシッピ州フォレスト・カウンティでは、登録官が学士号を持つ 6 名の黒人を拒絶したが、そのうち 3 名は、文学修士であった。United States v. Lynd, 301 F.2d 818, 821 (5th Cir. 1962).

(14) 〔省略。〕

能であることが分かっている⁽¹⁵⁾。

近年、合衆国議会は、投票差別に対する個別的な訴訟を促進することによって、その問題に対処しようと繰り返し試みている。1957 年市民的権利に関する法律⁽¹⁶⁾ は、人種に基づく投票権への公的および私的妨害に対して差止命令を求めることを司法長官に認めた。1960 年市民的権利に関する法律⁽¹⁷⁾ における改善を行う修正は、被告当事者として州の併合を認め、司法長官に地方の投票記録へのアクセス権を与え、そして、体系的な差別がある地域において、裁判所に選挙人登録の権限を授与した。1964 年市民的権利に関する法律⁽¹⁸⁾ の第 1 編は、3 名の裁判官の面前での投票権事件の審理を促進し、黒人から連邦の選挙における投票資格を剥奪するために用いられていた戦術のいくつかを違法とした。

司法省および多くの連邦の裁判官の真剣な努力にもかかわらず、これらの新しい法律は、投票差別の問題を矯正するためにほとんど何も行わなかった。本法律に関する公聴会での司法長官による見積もりによれば、アラバマ州における投票年齢に達した黒人の登録は、1958 年と 1964 年の間に、14.2 パーセントから 19.4 パーセントに上昇しただけであった。ルイジアナ州においては、1956 年と 1965 年の間に、31.7 パーセントから 31.8 パーセントにかろうじて上昇した。そして、ミシシッピ州においては、黒人登録は、1954 年と 1964 年の間に、4.4 パーセントから 6.4 パーセントに増加しただけだった。各々の事例においては、投票年齢に達した白人の登録は、黒人の登録のおおよそ 50 パーセントかそれ以上よりも進んでいた。

過去の立法は、数多くの理由から効果的でないことがわかっている。投票権訴訟は、準備することがひどく煩わしく、事実審理に備えて、登録に関する記録を結びつけるのに費やされる、6 千人分もの 1 人 1 時間の仕事量が時には必要になる。訴訟は極めて遅く、その理由は、一部には、訴訟手続に関与する選挙に関係する公務員その他の者に与えられる遅延の広範な機会があるからである。有利な判決が最終的に得られたときでさえも、影響を受けるいくつかの州は、連邦の命令に含まれない差別的方策に単に切り替え、あるいは、白人と黒人の登録の間の既存の不一致を長引かせるために考案された、難しい、新たなテストを制定している⁽¹⁹⁾。あるいは、いくつかの地方の公務員は、裁判所の命令に公然と反抗して巧みに逃れ、あるいは、投票所を封鎖するために、その登録事務所を単に閉鎖している⁽²⁰⁾。連邦公務員による登録を認めている 1960 年法の規定は、その手続上の複雑さの故に、地方の失政にはほとんど効果を及ぼしていない。

同法の公聴会および討論の間に、アラバマ州セルマが、既存の訴訟に効果がないことの著しい事例として繰り返し言及された。セルマが位置するダラス・カウンティにおいては、司法省によ

(15) 〔省略。〕

(16) 〔省略。〕

(17) 〔省略。〕

(18) 〔省略。〕

(19) 〔省略。〕

(20) 〔省略。〕

る4年間の訴訟と、連邦裁判所による広範な投票差別の2つの事実認定があった。しかしながら、この4年間に、同カウンティ内にはほぼ1万5千人の投票年齢に達した黒人がいるにもかかわらず、黒人の登録は、わずかに156から383へと上昇しただけであった。これらの数字が政治的無関心によるものとするいかなる可能性も、1965年の初めの数か月のセルマにおける抗議のデモ行進によって、一掃された。下院司法委員会は、これらの進展に対する合衆国議会の反応を以下の言葉で要約している。即ち、

「ダラス・カウンティにおける訴訟は、ほとんど100年も前に与えられた憲法上の権利の行使に門戸を開くのに、4年以上もかかった。全米規模での問題は、ダラス・カウンティにおける訴訟で経験された困難さが、既存の投票法の下で、何度も何度も遭遇されているということである。4年はあまりにも長い。現在、存在している以上に効果的な手段を採用しないことの負担はあまりにも重く、我々の市民に対する悪はあまりにも重大であり、我が国の良心に対する損害はあまりにも大きい。こういったことが現在審議中の法案の本質的な正当化事由である。」 House Report 11.

II

1965年投票権法は、この国から投票における人種差別を取り除くという合衆国議会の固い意思を反映する⁽²¹⁾。同法の核心は、投票差別が最も甚だしかった地域に向けられた厳しい救済手段の複雑な体系である。セクション4(a)から(d)は、これらの新しい救済手段が適用される州および地方統治区分(political subdivisions)を定義する指定方式(a formula)を規定する。救済手段の第一のものは、§4(a)に含まれているが、読み書き能力テスト(literacy tests)やそれと同様の投票の制限を、実質的な投票差別の最後の発生から5年間停止することである。セクション5は第二の救済手段を規定し、それは、すべての新たな投票規制の使用が投票差別を永続するかどうかを決定するための連邦当局による審査の間、それらを停止することである。第三の救済手段は、§§6(b), 7, 9および13(a)に含まれているが、それらは、以後、すべての選挙において、投票する資格を有する適格な候補者の一覧表を作成するために、司法長官の認証(certification)に基づいて連邦審判官(federal examiners)を選任することである。

同法の他の諸規定は、永続する投票差別の補助的な是正を規定する。セクション8は、連邦審判官が既に選任された場所における連邦の投票立会人(federal poll-watchers)の指名の権限を授与する。セクション10(d)は、同法の§4(b)に含まれるこの国の地域で投票する適格があるとされた人々を、州および地方選挙のための、累積した過去の人頭税(poll taxes)を支払うことから免除する。セクション12(e)は、連邦審判官が任命された地域で、投票所へのアクセスを

(21) 〔省略。〕

否定された者による投票を規定する。

同法の残りの救済手段に関する部分は、投票差別が起こりうるこの国のすべての地域における投票差別に向けられている。セクション 2 は、人種の根拠によって選挙権の行使を削減するための投票準則の使用を広く禁止する。セクション 3, 6 および 13(b) は、訴訟によって投票差別を攻撃するための既存の手続を強化する。セクション 4(e) は、外国語で行われるアメリカの学校において教育を受けた市民を、英語による読み書き能力テストに合格することから免除する。セクション 10(a) から (c) は、州および地方選挙のためのあらゆる人頭税の賦課を争う憲法上の訴訟を促進する。セクション 11 および 12(a) から (d) は、同法によって保障される権利の行使を妨げることに對する民事上および刑事上のサンクションの権限を授与する。

最初に、我々は、同法の多くの規定のうち、いくつかのものだけが適切に我々の前に存在していることを強調する。サウス・キャロライナ州は、 §§ 2, 3, 4(e), 6(a), 8, 10, 12(d) および (e), 13(b) と、それ以外の、本件訴訟と何の関係もない様々な規定を争っていない。これらのセクションについての司法審査は、今後の訴訟に待たなければならない⁽²²⁾。加えて、我々は、 §§ 11 および 12(a) から (c) に対するサウス・キャロライナ州の攻撃が時期尚早であると考え。同法のこれらのセクションが権限を授与する刑事上のサンクションに服し、あるいは、それによって脅かされる者でさえも、これまで存在したことはない。See *United States v. Raines*, 362 U.S. 17, 20-24 (1960). それ故、今回審査されるべき同法のセクションは、ただ、 §§ 4(a) から (d), 5, 6(b), 7, 9, 13(a), および § 14 のいくつかの手続規定にすぎず、これらのすべては、サウス・キャロライナ州において、現在、実際に実施されている。我々は、次に、これらの規定とそれらの現在の地位についての詳細な記述に取りかかる。

対象範囲の指定方式 (Coverage formula)

サウス・キャロライナ州によって激しく攻撃される同法の救済手段のセクションは、以下の 2 つの事実認定がなされる、いかなる州に対しても、またはカウンティもしくはパリッシュのようないかなる別々の地方統治区分に対しても、自動的に適用される。即ち、(1) 1964 年 11 月 1 日に、「テストまたは工夫 (a test or device)」を維持していたと司法長官が決定し、かつ、(2) 投票年齢に達した居住者の 50 パーセント未満が 1964 年 11 月 1 日に登録しており、または、1964 年 11 月の大統領選挙に投票したと人口調査局長が決定したこと。これらの事実認定は、いかなる裁判所においても審査できず、連邦登録官 (the Federal Register) における公告 (publication) 時に最終的である。§ 4(b). 同法の至る所で用いられているように、「テストまたは工夫」という句は、登録者または投票者が、「(1) いかなる事柄でも読み、書き、理解し、または解釈する能力を証明し、(2) いかなる教育上の成果も証明し、または、いかなる特定の問題でも自己の知

(22) 〔省略。〕

識を証明し、(3) 善き性格 (good moral character) を保持し、または、(4) 登録された選挙人またはその他のクラスの構成員の証明書によって自己の資格を証明する、いかなる要件も意味する。§ 4(c).

§ 4(b) の下での州または地方統治区分の制定法上の対象範囲は、テストおよび工夫が、先行する5年間、人種の根拠に基づいて選挙権を削減するために用いられていなかったことを決定する、コロンビア特別区の合衆国地方裁判所から宣言的判決をその地域が得るのであれば、終了する。司法長官は、事実が別であると信じるいかなる理由も有しないのであれば、その判決の登録に同意するものとする。§ 4(a). このセクションの目的のために、差別の出来事が数の上でほとんどなく、かつ、即座に矯正された場合、差別の出来事の継続的な効果が弱められている場合、および、差別の出来事が将来再発する可能性がない場合には、テストおよび工夫は、禁止されたやり方で用いられたとみなされることはない。§ 4(d). 他方で、テストまたは工夫を通じた差別が当該州または地方統治区分のどこかで生じていると決定する、連邦裁判所の（同法の本セクションの下での判決の拒否以外の）終局判決の後の5年間は、いかなる地域も、宣言的判決を得ることはできない。これらの宣言的判決訴訟は、3名合議法廷によって審理され、当法廷に直接、上訴することができる。§ 4(a).

サウス・キャロライナ州は、1965年8月7日に、本件訴訟手続で争われていない適切な行政決定に従って、同法の対象範囲の指定方式の中に入れられた⁽²³⁾。同日、対象範囲は、アラバマ州、アラスカ州、ジョージア州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、ヴァージニア州、ノース・キャロライナ州の26のカウンティおよびアリゾナ州の1つのカウンティにも拡大された⁽²⁴⁾。アリゾナ州のさらに2つのカウンティ、ハワイ州の1つのカウンティ、そして、アイダホ州の1つのカウンティが1965年11月19日にそのリストに加えられた⁽²⁵⁾。これまで、アラスカ州、3つのアリゾナ州のカウンティ、そして、1つのアイダホ州のカウンティがコロンビア特別区の合衆国地方裁判所に制定法上の対象範囲を終了させる宣言的判決を与えるように求めている⁽²⁶⁾。

テストの停止 (Suspension of tests)

同法の§ 4(b)に含まれる州または地方統治区分においては、いかなる者も、「テストまたは工夫」に従わないことを理由として、いかなる選挙においても投票権を否定されてはならない。§ 4(a).

この規定のために、サウス・キャロライナ州は、登録のあらゆる申請者に以下の証明を要求する、同州の投票法の一部を執行することが一時的に禁止される。即ち、その者が、

「登録を行う公務員によって [本人] に提示される、[州] 憲法のいかなるセクションについて

(23) [省略。]

(24) [省略。]

(25) [省略。]

(26) [省略。]

も読み書きすることができること、または、300ドルあるいはそれ以上と評価される本州における財産を所有し、その前年に、その財産に対する徴収できるすべての税金を支払ったことを証明することができること。」S.C. Code Ann. § 23-62(4) (1965 Supp.).

司法長官は、その財産資格が読み書き能力テストと区別することができないと決定したが⁽²⁷⁾、サウス・キャロライナ州は、この事実認定にいかなる異議も唱えない。同様のテストおよび工夫は、上で列挙されたこの国の他の地域においても一時的に停止されている⁽²⁸⁾。

新たな準則に対する審査 (Review of new rules)

同法の § 4(b) に含まれる州または地方統治区分においては、いかなる者も、1964年11月1日に有効であるものとは異なる投票資格または手続に従わないことを理由として、いかなる選挙においても投票権を否定されてはならない。しかしながら、この新たな準則の停止は、以下の状況のいずれかの下で、終了される。即ち、(1) その地域が司法長官に当該準則を提出し、司法長官が60日以内に異議を差し挟んでいない場合、または、(2) その地域が、当該準則が選挙権を人種の根拠に基づいて削減することはないだろうと決定する宣言的判決をコロンビア特別区の合衆国地方裁判所から得ている場合。これらの宣言的判決訴訟は、3名合議法廷によって審理され、当法廷に直接、上訴することができる。§ 5.

サウス・キャロライナ州は、投票所の閉鎖時刻を午後6時から午後7時に延長するために、同州の投票法を1965年に変更した⁽²⁹⁾。同州は、この変更に対する司法審査をコロンビア特別区の合衆国地方裁判所に求めておらず、また、我々の審理において、司法長官は、その修正を争わないと宣言したものの、その新たな準則を司法長官の精査のために司法長官に提出していない。上で列挙されたこの国の他の地域も、1964年11月1日以降に、それぞれの投票法を変更した徴候が記録上存在している⁽³⁰⁾。

連邦審判官 (Federal examiners)

同法の § 4(b) に含まれるいかなる地方統治区分においても、人事委員会は、司法長官が以下の事実のいずれかを認証するときはいつでも、投票審判官 (voting examiners) を任命するものとする。即ち、(1) 司法長官が、少なくとも20名の居住者から、自己の人種を理由として、法の外観の下で選挙権を剥奪されたと主張する、実体についての書面による訴えを受け取ったこと、または、(2) 審判官の任命が、その他の点で、修正第15条の保障を実現するために必要であること。後者の決定をなす上で、司法長官は、他の要素の中でもとりわけ、非白人の白人に対する登録の比率が人種差別に合理的に着すことができるように思われるかどうか、または、修正

(27) 〔省略。〕

(28) 〔省略。〕

(29) 〔省略。〕

(30) Brief for Mississippi as amicus curiae, App.

第 15 条に合致する誠実な努力の実質的な証拠が存在するかどうかを考慮しなければならない。
§ 6(b). これらの認証は、いかなる裁判所においても審査できず、連邦登録官 (the Federal Register) における公告 (publication) 時に最終的である。§ 4(b).

任命された審判官は、時間、場所、手続および形式を規定する人事委員会の規則に従って、申請者の投票資格を審査することができる。§§ 7(a) and 9(b). 州法の投票要件を満たす者は誰でも、これらの要件が同法によって停止されていない限り、資格のある投票者の一覧表上に迅速に置かれなければならない。審判官は、その一覧表を少なくとも一か月に一回は適切な州または地方の公務員に伝達することができ、それらの公務員は、今度は、その列挙された名前を公式の選挙人名簿に置くことが要求される。審判官によって列挙された者は、自己の名前が伝達された 45 日よりも後に行われるすべての選挙において、投票する資格を有する。§ 7(b).

ある者が、有効な州法の下で自己の適格性を失った場合、または、同法の § 9(a) において規定される手続を通じて成功裏に異議を申立てられた場合は、その者は、審判官によって選挙人名簿から取り除かれるものとする。§ 7(d). その異議申立ては、人事委員会によって指定される当該州内の事務所に申し立てられなければならない、公的な閲覧のためにその名簿が利用可能になる後の 10 日以内に提出されなければならない、関連する事実についての個人的知識を持つ、少なくとも 2 名の宣誓供述書によって支持されなければならない、そして、郵送によって、または、その者の居住地で、異議申立てされる者に送達されなければならない。人事委員会によって任命される聴聞職員 (a hearing officer) は、その異議申立てが申立てられる後の 15 日以内に、その異議申立てを審理し、決定を下すものとする。聴聞職員の決定に対する審査の申立ては、審査を求める者への決定の送達の後さらに 15 日以内に、提出されなければならない。異議申立てをした者が居住する巡回区の合衆国控訴裁判所は、その申立てを審理し、明らかに誤っているのではない限り、当該聴聞職員の決定を是認することができる。審判官によって列挙されたいかなる者も、当該聴聞職員または当該裁判所の最終的な決定が未決定の間は、投票する資格を有する。§ 9(a).

地方統治区分における名簿作成の手続は、以下の状況のいずれかの下で、終了される。即ち、(1) 司法長官が、審判官によって列挙されるすべての者が公式の選挙人名簿上に置かれており、人種の根拠に基づいて選挙権の削減を恐れることに、もはや合理的な理由が存在しないと人事委員会に伝える場合、または、(2) 当該地方統治区分が、コロンビア特別区の合衆国地方裁判所から、司法長官による終了を決定すると同様の事実を確認する宣言的判決を得ており、かつ、人口調査局長が、非白人の、投票年齢に達した居住者の 50 パーセントよりも多くの者が投票のために登録されていると決定している場合。地方統治区分は、司法長官に対して、名簿作成の手続を終了させ、または、必要な人口調査の権限を授与するよう申請しうるし、そうすることを司法長官が拒否したことが恣意的または不合理である場合には、合衆国地方裁判所自体が人口調査を要求するものとする。§ 13(a). 人口調査局長による決定は、いかなる裁判所においても審査できず、連邦登録官における公告時に最終的である。§ 4(b).

1965年10月30日に、司法長官は、2つのサウス・キャロライナ州のカウンティにおいて、連邦審判官の必要性を認証し⁽³¹⁾、人事委員会によって任命された審判官が、1965年11月8日以降、その場で任務に就いている。審判官は、また、アラバマ州の11のカウンティ、ルイジアナ州の5つのパリッシュ、そして、ミシシッピ州の19のカウンティにも配属されている⁽³²⁾。審判官は、投票の資格があると認定された人々を列挙しており、また、異議申立て手続が広範に用いられている⁽³³⁾。いかなる地方統治区分も、司法長官またはコロンビア特別区の合衆国地方裁判所を通じた連邦審判官を撤収させることを、これまで求めていない。

III

1965年投票権法のこれらの規定は、合衆国議会の権限を超え、合衆国憲法によって州に留保されている領域を侵害するとの根本的な見地に立って争われている。サウス・キャロライナ州およびいくつかの裁判所の友は、また、同法の特定の規定をより個別の理由から攻撃する。彼らは、§ 4(a) から (d) において規定された対象範囲の指定方式が、州の平等の原則を侵害し、無効な推定を用いることによって、また、行政上の事実認定に対する司法審査を禁止することによって、デュー・プロセスを否定し、禁止されている私権剥奪法となり、そして、立法を通じた有責性の決定を下すことによって権力分立を損なうと主張する。彼らは、§ 5において要求される新たな投票準則の審査が、合衆国地裁に勧告的意見を発給するよう命じることによって第3条を害すると主張する。彼らは、§ 6(b) において権限を授与された連邦審判官の選任が、行政上の事実認定に対する司法審査を排除することによってデュー・プロセスを削減し、また、司法長官に司法的機能を与えることによって権力分立を損なうと主張し、そして、§ 9において規定された異議申立て手続がその迅速さのためにデュー・プロセスを否定するとも主張する。最後に、サウス・キャロライナ州およびいくつかの裁判所の友は、同法の§ 14(b) によって支えられている §§ 4 (a) および 5 が遠く離れた法廷地 (forum) に訴訟を限定することによってデュー・プロセスを削減すると主張する。

これらの主張のいくつかは、最初に斥けられうる。修正第5条のデュー・プロセス条項の文脈における「人」という語は、どんな合理的な解釈の仕方によっても、連邦の各州を包含するよう拡張することはできないし、我々の知る限り、このことは、いかなる裁判所によっても、決してなされたことはなかった。See *International Shoe Co. v. Cocreham*, 164 So. 2d 314, 322 n.5 (1964); cf. *United States v. City of Jackson*, 318 F.2d 1, 8 (5th Cir. 1963). 同様に、裁判所は、終始、第1条の私権剥奪法条項および権力分立の原則を、もっぱら個々の人間 (individual persons) と私的な集団 (private groups), 即ち、有責性の非司法的な決定を特に受けやすい人々

(31) 〔省略。〕

(32) 〔省略。〕

(33) 〔省略。〕

を保護するものであるとみなしてきた。See *United States v. Brown*, 381 U.S. 437 (1965); *Ex parte Garland*, 71 U.S. (4 Wall.) 333 (1866). また、州は、あらゆるアメリカ人市民の最終的なパレンス・パトリエである連邦政府に対して、これらの憲法上の規定を援用するために、自州の市民の親としての当事者適格を持たない。Massachusetts v. Mellon, 262 U.S. 447 (1923); Florida v. Mellon, 273 U.S. 12 (1927). それ故、これらの規定の下で提起される同法に対する異議は、本件によって提起される基本問題の追加的な側面としてのみ検討されうる。即ち、その基本問題とは、合衆国議会は、修正第 15 条の下で、州との関係において適切なやり方でその権限を行使しているかということである。

この問題を解決する基本原則は明らかである。修正第 15 条の文言と目的、そのいくつかの規定を解釈する以前の判決、そして、憲法解釈の一般的法理、これらすべてが一つの基本的な原則を指摘する。州の留保された権限に対抗するものとして、合衆国議会は、投票における人種差別の憲法上の禁止を実現するために、どんな理にかなった手段 (any rational means) も用いるのである。Cf. *Heart of Atlanta Motel v. United States*, 379 U.S. 241, 258-59, 161-62 (1964) および *Katzenbach v. McClung*, 379 U.S. 294, 303-04 (1964) において、1964 年市民的権利に関する法律第 2 編を支持した前開廷期の我々の判決。我々は、次に、同法に対する我々の審査に適用される基準のより詳細な記述に取りかかる。

修正第 15 条第 1 節は、「合衆国市民の投票権は、合衆国によってまたはいかなる州によっても、人種、肌の色または以前に奴隷であったことを理由に否定され、または削減されてはならない」と宣言する。この宣言は、自力執行できる (self-executing) と常に扱われてきており、さらなる立法による明確化がなくとも、文面上または実際に差別的な、州による投票制限または手続を無効にすると繰り返し解釈されてきた。See *Neal v. Delaware*, 103 U.S. 370 (1880); *Guinn v. United States*, 238 U.S. 347 (1915); *Myers v. Anderson*, 238 U.S. 368 (1915); *Lane v. Wilson*, 307 U.S. 268 (1939); *Smith v. Allwright*, 321 U.S. 649 (1944); *Schnell v. Davis*, 336 U.S. 933 (1949); *Terry v. Adams*, 345 U.S. 461 (1953); *United States v. Thomas*, 362 U.S. 58 (1960); *Gomillion v. Lightfoot*, 364 U.S. 339 (1960); *Alabama v. United States*, 371 U.S. 37 (1962); *Louisiana v. United States*, 380 U.S. 145 (1965). これらの判決は、前開廷期の *Carrington v. Rash*, 380 U.S. 89 (1965) において強調された、州は、「選挙権が行使されうる条件を決定する広範な権限を有する」との一般準則に対する完全な敬意を持って下されている。問題の要点は、修正第 15 条が州権の相容れない行使を無効にするということである。「州が完全に州の利益の領域内にある権限を行使するときには、州は連邦の司法審査から遮断される。しかし、州権が連邦によって保護された権利を迂回するための道具として用いられるときには、そのような遮断が持ち込まれることはない。」*Gomillion v. Lightfoot*, 364 U.S. at 347.

サウス・キャロライナ州は、上で引用した事件は、州法および手続を違憲無効にする司法部の権限に関する先例にすぎず、つまり、合衆国議会によるこの権限の行使を認めることは、裁判所

からその正当な憲法上の役割を奪うことになる」と主張する。その反対に、修正第 15 条第 2 節は、「合衆国議会は、適切な立法によって、この条文を執行する権限を有する」と明示的に宣言する。この権限付与を追加することによって、起草者は、合衆国議会が第 1 節において創設された権利を実施する主たる責任を負うべきであったということを示した。「拡大されているのは合衆国議会の権限である。合衆国議会は、適切な立法によって、その禁止を執行する権限を授与されている。いくつかの立法は、[南北戦争] 修正を完全に実効的にすることを意図されている。」*Ex parte Virginia*, 100 U.S. 339 (1879). それ故、裁判所に加えて、合衆国議会は、投票における人種差別に対する憲法上の禁止を実現するために、完全な救済権限を有する。

合衆国議会は、これらの権限を過去において繰り返し行使し、合衆国議会の制定法は、繰り返し支持されている。最近の事例として、*see United States v. Raines*, 362 U.S. 17 (1960); *United States v. Thomas*, *supra*; and *Hannah v. Larche*, 363 U.S. 420 (1960) において支持された、1957 年市民的権利に関する法律、および、*Alabama v. United States*, *supra*; *Louisiana v. United States*, *supra*; and *United States v. Mississippi*, 380 U.S. 128 (1965) において支持された、1960 年市民的権利に関する法律。合衆国最高裁がこれらの権限の違憲な行使を認定した稀な場合には、その意見において、合衆国議会は、修正第 15 条によって包含されていなかった悪を攻撃していた。*See United States v. Reese*, 92 U.S. 214 (1875); *James v. Bowman*, 190 U.S. 127 (1903).

修正第 15 条第 2 節に関わる事件で適用されるべき基本的なテストは、州の留保された権限に関連して、合衆国議会の明示的な権限に関するすべての事件におけるのと同様のものである。マーシャル長官は、修正第 15 条が承認される 50 年前に、その古典的な定式を宣言した。

「目的を正当にせよ、目的を合衆国憲法の範囲内にせよ、そして、適切であり、その目的に明らかに適応し、禁止されておらず、しかし合衆国憲法の文言と精神に合致する、すべての手段は合憲である。」*McCulloch v. Maryland*, 17 U.S. (4 Wheat.) 316 (1819).

合衆国最高裁は、その後、南北戦争修正のそれぞれを描写する上で、マーシャルの言葉を繰り返している。即ち、

「何にせよ立法が適切であり、つまり、それらの修正が考慮に入れる目的を実現することに適応し、何にせよ、それらの修正が含んでいる禁止への服従を執行する傾向があり、また、すべての者に対して、市民的権利の完全な平等の享受と州の否定または侵害に対する法の平等な保護を確保する傾向があるものは、禁止されていなければ、合衆国議会の権限の領域内にある。」*Ex parte Virginia*, 100 U.S. at 345.

この文言は、ほぼ 50 年後に、修正第 18 条第 2 節の下での合衆国議会の関連する権限との関連で、再び用いられた。*James Everard's Breweries v. Day*, 265 U.S. 545 (1924).

それ故、我々は、合衆国議会は、一般的な言葉で、修正第 15 条の違反を適切に禁止しうるにすぎない、つまり、特定の救済手段を作り出し、あるいは、その救済手段を特定の地方に適用す

るという任務は、必然的に、完全に裁判所に委ねられていなければならないとのサウス・キャロライナ州の主張を斥ける。合衆国議会は、修正第 15 条第 2 節の下で、そのようないかなる人為的な準則によっても制限されない。マーシャル長官のしばしば繰り返される言葉においては、合衆国憲法における他の特定の立法による権限に言及して、「この権限は、合衆国議会に付与されたすべての他の権限と同様に、それ自体で完全であり、その最大限に行使されるものであり、かつ、合衆国憲法に規定されている以外の、いかなる限界も認めない。」Gibbons v. Ogden, 22 U.S. (9 Wheat.) 1 (1824).

IV

合衆国議会は 1965 年投票権法を制定した時に、修正第 15 条の下でのその権限を、創意に富んだやり方で行使した。第一は、即ち、その施策は、事前の裁判の必要もなく実施される、投票差別に対する救済手段を規定する。これが、他の憲法規定の下でのあり余るほどの先例が存在する、当該問題に対する正当な対応であることは明らかであった。See Katzenbach v. McClung, 379 U.S. 294, 302-04 (1964); United States v. Darby, 312 U.S. 100, 120 (1941). 合衆国議会は、個別的な訴訟が、投票における広範で永続する差別に立ち向かうには不十分であり、その理由は、これらの訴訟において決まって直面する妨害者の戦術に打ち勝つために要求される、法外な時間とエネルギーの故であることを認定していた⁽³⁴⁾。修正第 15 条に対する、永続するほぼ 1 世紀に及ぶ組織だった抵抗の後で、合衆国議会が、時間と怠惰の利点を悪事の実行者からその被害者へと転換するよう決定したのは、もっともなことであった。もちろん、同法において規定された特定の救済手段がその悪に立ち向かう適切な手段であったかどうかという問題は残っているが、この問題に対しては、我々は、ほどなく取りかかる。

第二は、即ち、同法は、ほとんどの場合、合衆国議会に名前をよく知られていた少数の州および地方統治区分に、これらの救済手段を意図的に限定する⁽³⁵⁾。これもまた、当該問題を処理する許容できる手段であった。合衆国議会は、かなりの数の投票差別がこの国の一定の地域に、現在、生じていることを知っていたし、悪が将来、どこか他の場所に広がるかもしれないことを正確に予測する、何のすべもなかった⁽³⁶⁾。受け入れ可能な立法の方法で、合衆国議会は、その注意を、即時の行動が必要であるように思われた地理的地域に限定することを選択した。See McGowan v. Maryland, 366 U.S. 420, 427 (1961); Salsburg v. Maryland, 346 U.S. 545, 550-54 (1954). サウス・キャロライナ州によって援用される州の平等の法理は、このアプローチを禁止しない。というのも、その法理は、州が連邦に加入する条件に対してのみ適用され、その後に出現した、地方の悪の救済手段には適用されないからである。See Coyle v. Smith, 221 U.S. 559 (1911), および

(34) 〔省略。〕

(35) 〔省略。〕

(36) 〔省略。〕

そこで引用された事件。

対象範囲の指定方式

我々は、今や、同法の § 4(b) 内にある特定の州および地方統治区分が、新たな救済手段の適切な標的であったかどうかという関連する問題を考察する。サウス・キャロライナ州は、対象範囲の指定方式が数多くの点できこちなく立案され、人種差別とは何の関係もない、様々な地方の状況を無視すると主張する。しかしながら、これらの主張は、ほとんどの外れである⁽³⁷⁾。合衆国議会は、同法の新たな救済手段によって影響を受ける大部分の州および地方統治区分における実際の投票差別の、信頼できる証拠で仕事を始めた。これらの地域を描写するために最終的に導き出されたその指定方式は、投票差別の問題に関連しており、それ故、合衆国議会は、同法の § 4(b) に含まれる、数少ない、残っている州および地方統治区分における悪のかなりの危険を推測する資格があった。これらの地域に対して、修正第 15 条の下での合衆国議会の明示的な権限を適用することを正当化するのに、それ以上のことは要求されない。Cf. *North American Co. v. S. E. C.*, 327 U.S. 686, 710, 711 (1946); *Assigned Car Cases*, 274 U.S. 564, 582, 583 (1927).

具体的に言えば、同法の新たな救済手段は、3つの州、アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピに課せられ、そこでは、連邦裁判所が繰り返し、実質的な投票差別を認定している⁽³⁸⁾。同法のセクション 4(b) は、また、2つの他の州、ジョージアとサウス・キャロライナと、第3の州、ノース・キャロライナの大部分を包含するが、それらに関しては、主として司法省および市民的権利委員会によって挙げられた最近の投票差別についての断片からなる以上の証拠が存在した⁽³⁹⁾。これらのすべての地域は、新たな救済手段に適切に服していた。過去の悪を突きとめる上で、合衆国議会は、証拠を提供するいかなる出所からも情報を利用しうるのは明らかである。See *Heart of Atlanta Motel v. United States*, 379 U.S. 241, 252, 253 (1964); *Katzenbach v. McClung*, 379 U.S. at 299-301.

上で列挙された、現実の投票差別の証拠が存在した地域は、合衆国議会によって対象範囲の指定方式に組み込まれた、2つの特徴を共有する。即ち、選挙人登録のためのテストと工夫の使用と、1964年の大統領選挙の投票率が全国平均より少なくとも12ポイント下回っていたことである。テストと工夫が投票差別に関連するのは、悪を永続させる道具としての、それらの長い歴史の故である。そして、低い投票率は、広範な選挙権の剥奪が実際の選挙人の数に不可避に影響を及ぼすに違いないという明らかな理由と関連している。従って、対象範囲の指定方式は、実際上も理論上も、理にかなっている。それ故、その方式によって含まれる数少ない、残っている州および地方統治区分に新たな救済手段を課すことは、少なくとも、それらの地域が最近の実質的な

(37) 〔省略。〕

(38) 〔省略。〕

(39) 〔省略。〕

投票差別を免れているとの証拠がない以上、許容されていた。合衆国議会は、修正第 14 条第 2 節の下で、政府の他の組織に対して民事上の救済手段を規定するときには、刑事事件における制定法上の推定と関連する準則によって、明らかに拘束されない。*Compare* United States v. Romano, 382 U.S. 136 (1965); *Tot v. United States*, 319 U.S. 463 (1943).

対象範囲の指定方式が、投票のためのテストと工夫は用いないが、他の手段による投票差別の証拠が存在する一定の場所を排除することは関係がない。合衆国議会は、近年の投票における広範で永続的な差別が決まってテストと工夫の誤った使用を伴い、このことが、新たな救済手段が特別に考案された悪であったことを学んでいた⁽⁴⁰⁾。それと同時に、同法の §§ 3, 6(a), and 13(b) を通じて、合衆国議会は、この国の他の地域における投票差別に対する既存の救済手段を強化した。立法は、つけられた区別が実際上の経験において何らかの根拠がある限り、問題のあらゆる側面を同じ方法で取り扱う必要はない。*See* *Williamson v. Lee Optical Co.*, 348 U.S. 483, 488, 489 (1955); *Railway Express Agency v. New York*, 336 U.S. 106 (1949). 記録がテストと工夫に関わる最近の人種差別を明らかにする州または地方統治区分で、§ 4(b) の下での対象範囲から免れるものは存在しない。この事実は、その指定方式の合理性を確認する。

過度広汎性の可能性を認めて、同法は、実質的な投票差別の危険が先行する 5 年間に現れなかった州および地方統治区分の要請により、特殊な制定法上の対象範囲についての終了を規定する。サウス・キャロライナ州の反対の主張にもかかわらず、合衆国議会は、第 3 条第 1 節の連邦の下級裁判所を「定め、設置する」その憲法上の権限に合致して、この規定の下での訴訟をコロンビア特別区のたった一つの裁判所に適切に限定してもよい。*See* *Bowles v. Willingham*, 321 U.S. 503, 510-12 (1944); *Yakus v. United States*, 321 U.S. 414, 427-31 (1944); *Lockerty v. Phillips*, 319 U.S. 182 (1943). 現在のところ、合衆国に対する 1 万ドルを超える契約上の請求は、合衆国請求裁判所に提起されなければならない、1962 年までは、コロンビア特別区が、この国の首都に公的に居住する連邦公務員に対する訴訟の唯一の裁判地であった⁽⁴¹⁾。我々は、これらの制約を連邦政府に対する訴訟に課す上で、合衆国議会在憲法上の限界を越えたとのいかなる示唆も見していないし、同法は、この点で、劣ることなく合理的である。

サウス・キャロライナ州は、これらの終了手続は、救済の資格を与えられる州および地方統治区分に不可能な立証責任を課すから、無効であると主張する。しかしながら、司法長官が同法の公聴会の期間中に指摘したように、地域は、過去 5 年間にテストおよび工夫を通じた人種差別を犯していなかったことを主張する、選挙に関係する公務員からの宣誓供述書を提出する必要があるだけにすぎず、そして、次に、連邦政府によって提出される反対のどんな証拠にも反駁する必要があるだけである⁽⁴²⁾。セクション 4(b) は、さらに、終了手続における救済を得るために、地

(40) 〔省略。〕

(41) 〔省略。〕

(42) 〔省略。〕

域は、各々の投票差別の孤立した事例の反証を挙げる必要がないことを保証する。それ故、立証責任はまったく耐えられるのであり、それは、とりわけ、選挙に関係する公務員の行為に関係した関連する事実が州および地方統治区分自体の知識の範囲内に特有に存在するからである。See *United States v. New York, N. H. & H. R. Co.*, 355 U.S. 253, 256 (1957); cf. *S. E. C. v. Ralston Purina Co.*, 346 U.S. 119, 126 (1953).

同法は、対象範囲の指定方式の適用の引き金を引く、司法長官および人口調査局長による事実認定に対する直接の司法審査を禁止する。我々は、裁判所の友としてのアラバマ州による、この規定は、同法の新たな救済手段が恣意的な方法で課されることを可能にすることになるから、無効であるとの主張を斥ける。合衆国最高裁は、私人の当事者の制定法上の権利に関わるおびただしい数の事件において、行政決定に対する司法審査から撤退することを合衆国議会に既に認めている。例えば、see *United States v. California Eastern Line*, 348 U.S. 351 (1955); *Switchmen's Union v. National Mediation Bd.*, 320 U.S. 297 (1943). この事例においては、審査に服さない事実認定は、人口調査局による客観的な統計上の決定と司法省による州制定法の日常的な分析からなる。これらの機能は、サウス・キャロライナ州が明らかに認めるように、いかなる信じられる争いも引き起こす可能性がない。指定方式が不適切に適用される場合には、影響を受ける当該地域は、もちろん、投票差別を近年、犯していなければ、裁判所に行き、§ 4(b) の下での対象範囲の終了を得ることが常にできる。この規定は、直接の司法審査の部分的な代用品として仕える。

テストの停止

我々は、今や、対象範囲の指定方式に含まれる地域に対する、同法によって規定される特定の救済手段の考察に到達する。サウス・キャロライナ州は、既存の投票制限の一時的な停止を激しく攻撃し、*Lassiter v. Northampton County Bd. of Elections*, 360 U.S. 45 (1959) によって規定された、読み書き能力テストとそれに関連する工夫は、それ自体としては、修正第 15 条に反するものではないとの準則を詳細に語っている。しかしながら、まさにその事件において、合衆国最高裁は、「もちろん、読み書き能力テストは、文面上は公平でも、修正第 15 条が根絶することを企図していた、その差別を永続するために用いられうる」と続けて述べていた。*Id.* at 53. 記録は、サウス・キャロライナ州を含む、同法が適用されるほとんどの州において、様々なテストと工夫が、黒人の選挙権を剥奪するという目的を持って始められ、この目的を促進するような方法で枠づけられ、そして、長年にわたって差別的なやり方で実施されてきたということを示している⁽⁴³⁾。これらの状況の下では、修正第 15 条は明らかに侵害されている。See *Louisiana v. United States*, 380 U.S. 145 (1965); *Alabama v. United States*, 371 U.S. 37 (1962); *Schnell v. Davis*, 336 U.S. 933 (1949).

(43) 〔省略。〕

同法は、読み書き能力テストとそれと同様の工夫を、実質的な投票差別の最後の発生から5年間停止する。これは、修正第15条の事件において十分な先例が存在する、当該問題に対する正当な対応である。*Ibid.* その対応の基礎にあるのは、白人の読み書きができない者に長年、投票をすることを認めていた州および地方統治区分が、黒人の読み書きできない者の登録を通じた白人の読み書きができない選挙人の「希薄化」について、誠実には苦情を言うことができないであろうという感情であった⁽⁴⁴⁾。合衆国議会は、現在、使われているテストと工夫を継続することが、たとえ将来、どれだけ公平に実施されるとしても、資格のない白人の登録者に有利になるように過去の差別の効果を固定させるであろうということを知っていた⁽⁴⁵⁾。合衆国議会は、すべての選挙人の完全な再登録を要求するという代替手段を寛大にも斥けたが、それは、この代替手段が、成人になってからのほとんどの人生で、選挙権を享受してきた多くの白人にあまりにも過酷になるであろうと信じたからであった⁽⁴⁶⁾。

新たな準則に対する審査

同法は、新たな投票規制を、これらの使用が修正第15条に違反するかどうかを決定する連邦当局による精査の間、停止する。このことは、サウス・キャロライナ州が主張するように、合衆国議会の権限のめったにない行使であったのかもしれないが、合衆国最高裁は、例外的な状態が、他の場合であれば適切ではない立法部による方策を、正当化することができることを認めている。*See Home Bldg. & Loan Assn. v. Blaisdell*, 290 U.S. 398 (1934); *Wilson v. New*, 243 U.S. 332 (1917). 合衆国議会は、同法の§ 4(b)に含まれる州のいくつかは、連邦裁判所の反対の命令にもかかわらず、投票差別を永続するというたった一つの目的から、様々な種類の新たな準則を考案するという異常な策略に訴えていたことを知っていた⁽⁴⁷⁾。合衆国議会は、これらの州が将来、同法自体の中に含まれている投票差別の救済手段を回避するために、同様の巧妙な手段を試みるかもしれないと推定する理由があった。これらの類まれなる状況に強制されて、合衆国議会は、許容できる程度に決定的なやり方で対応した。

既に述べた理由から、この規定の下での訴訟をコロンビア特別区の合衆国地方裁判所に限定し、そして、救済を求める地域に立証責任を課す上で、不適切なことは何も存在しなかった。また、合衆国議会は、裁判所の友としてのジョージア州によって援用される、第3条の原則に違反して、当該地方裁判所に勧告的意見を発給する権限を授与しているのでもない。同法は、自動的に、1964年11月1日より後に制定された投票規則の実施を停止し、その停止を実施するための仕組みを提供する。それ故、自らの投票法に対する近時の修正を利用しようと欲する州または地方統治区分は、連邦政府との具体的かつ直接の「争訟」を有している。*Cf. Public Utilities*

(44) 〔省略。〕

(45) 〔省略。〕

(46) 〔省略。〕

(47) 〔省略。〕

Comm'n v. United States, 355 U.S. 534, 536-39 (1958); United States v. California, 332 U.S. 19, 24, 25 (1947). 適切な救済手段は、新たな準則の継続的な停止が、修正第 15 条によって保障される権利を擁護するのに不必要であるとの司法による決定である。

連邦審判官

同法は、以後、投票する資格を与えられ、迅速な異議申立ての手續に服する、資格のある申請者を列挙するために、連邦審判官の任命の権限を授与する。これは、当該問題に対する明らかに適切な対応であり、以前の判決において認められた救済手段に密接に関連している。See Alabama v. United States, *supra*; United States v. Thomas, 362 U.S. 58 (1960). § 4(b) に含まれる多くの地方統治区分において、選挙に関係する公務員は、黒人に選挙権を否定するための様々な手續上の戦術を、連邦裁判所の命令をしばしば直接、無視または回避して、一貫して用いている⁽⁴⁸⁾。合衆国議会は、誤って用いられてきた、または、誤って用いられやすい投票準則をただ単に停止することは、この局所的な悪を元のままにしておくかもしれないと認識した。異議申立て手續の活発さに関しては、合衆国議会は、影響を受ける地域のいくつかにおいては、異議申立てが登録した黒人を困らせるために一貫して用いられたことを知っていた。合衆国議会は、この濫用の機先を制することを選択し、それと同時に、誤りまたは詐欺を通じて列挙された者を取り除く代替的な方法を提供する⁽⁴⁹⁾。司法による異議申立て手續に加えて、§ 7(d) は、審判官自身による名前の除去を認め、§ 11(c) は、詐欺による名簿登載の獲得を犯罪とする。

連邦審判官が不必要であるかもしれない、同法の § 4(b) に含まれる地方統治区分が存在したという事実を認識して、合衆国議会は、司法長官に、審判官が派遣されるべき場所を決定する職務を割り当てた⁽⁵⁰⁾。裁判所の友としてのジョージア州によって主張されるように、司法長官が恣意的なやり方で、同法の目的を顧みることなく、自由にこの権限を用いることができるとの主張には、いかなる正当な理由も存在しない。セクション 6(b) は、非白人と白人との登録比率を計算し、起こりうる投票差別を回避するための誠実な努力の証拠の重さを量ることを司法長官に命じることによって、司法長官の裁量の行使を導くための適切な基準を設定する。それと同時に、§ 13(a) の特別の終了手續は、影響を受ける地方統治区分に間接的な司法審査を提供し、連邦審判官が明らかに必要でない地域から、連邦審判官の撤退を保証する。Cf. Carlson v. Landon, 342 U.S. 524, 542-44 (1952); Mulford v. Smith, 307 U.S. 38, 48, 49 (1939).

修正第 15 条に対する、永続するほぼ 1 世紀に及ぶ抵抗の後に、合衆国議会は、その悪に対する一揃いの潜在的武器を、それらを効果的に用いる司法長官の権限とともに、整えている。この

(48) 〔省略。〕

(49) 〔省略。〕

(50) 〔省略。〕

展開によって直接影響を受ける多くの地域は、自分たちに正当に課せられるいかなる制約も遵守する意向を示している⁽⁵¹⁾。本件で、我々は、適切に我々の前にある投票権法の一部が、修正第 15 条の命令を実行する有効な手段であると判示する。うまくいけば、何百万もの非白人のアメリカ人が、その下で自分たちが暮らす政府に、平等な根拠に基づいて、初めて加わることが今やできるであろう。我々は、真に、「合衆国市民の投票権が、合衆国によってまたはいかなる州によっても、人種、肌の色または以前に奴隷であったことを理由に否定され、または削減されてはならない」日が来るのを、遂に期待しうるのである。

訴状は斥けられる。

(51) 〔省略。〕

ブラック裁判官の〔一部〕同意, 〔一部〕反対意見。

私は、州による読み書き能力テストとそれに類似した投票制限を停止し、この国の様々な地域において、資格のある投票人を登録するための連邦審判官の任命を確保するよう司法長官に権限を授与する、修正第 15 条第 2 節の下での合衆国議会の権限を支持する当法廷の意見のすべてに概ね同意する。修正第 15 条第 1 節は、「合衆国市民の投票権は、合衆国によってまたはいかなる州によっても、人種、肌の色または以前に奴隷であったことを理由に否定され、または削減されてはならない」と規定する。いかなる市民も、人種または肌の色の故に、投票権を奪われまたは削減させられることはないとの、州および連邦政府に対するこの明確な命令に加えて、同条の第 2 節は、さらに進み、いかに巧妙であろうとも、いかなる削減の手段からも投票権を保護するための適切な立法を可決する特定の権限を合衆国議会に明白に与える。Bell v. Maryland, 378 U.S. 226 (1964) における私の反対意見を比較せよ。私は、人種を根拠として投票の権利を否定し、削減する、悪名高い手段として用いられてきた州による投票に関するテストの停止を扱う、1965 年投票権法の規定を制定する第 2 節の下での合衆国議会の権限には何の疑いも有しない。この同じ合衆国議会の権限は、連邦審判官の任命の権限を授与するために必然的に存在する。私は、また、いつ、そして、どこで、同法の主要な救済手段の条項が施行されるかを決定するための指定方式を規定する同法の § 4(b) を支持する当法廷の判決に同意する。しかしながら、私は、法廷意見によって述べられた理由、即ち、「対象範囲の指定方式は、実際上も理論上も、理にかなっている」とすることは幾分異なった理由から、この結論に到達する。私は、私の結論を、その指定方式が理にかなっているという事実に基づかせることはない。というのも、私にとっては、合衆国議会がこの指定方式を作り出すことによって、いつ、どこで、そして、どんな条件の下で、その法律が施行されるべきかを決定する、これまで疑いのない、そして、誰もが認める権限を単に行使しているにすぎないことだけで十分だからである。同法の主要な救済手段の条項が、一定の条件が存在する地域で適用されるべきであると詳細に述べることによって、そして、司法長官および人口調査局長に、その地域が § 4(b) の指定方式内に入ることの機械的な決定をなす審査を受けない権限を与えることによって、私は、合衆国議会が、同法が施行されることができると前提条件を述べる、その確立された権限の範囲内で行動しているものと信じる。See, e.g., Martin v. Mott, 25 U.S. (12 Wheat.) 19 (1827); United States v. Bush & Co., 310 U.S. 371 (1940); Hirabayashi v. United States, 320 U.S. 81 (1943).

既に述べたように、私は、当法廷の結論のほとんどに同意するものの、同法 § 5 のあらゆる部分が合憲であるとするその判示には反対する。§ 5 が関連づけられるセクション 4(a) は、§ 4(b) の指定方式内に入ってくる州における、あらゆる読み書き能力テストとそれに類似する工夫を 5 年間停止する。セクション 5 は、さらに、§ 4(b) に含まれる州は、新たな、提案された法律が、人種または肌の色を理由に市民の投票する権利を否定する目的を持たず、また、そのような効果

を持たないであろうということを、合衆国司法長官またはコロンビア特別区の連邦地方裁判所に最初に説得しようと試みることがなければ、いかなる方法においても、投票に関連する自州の憲法または法律を修正することができないと規定する。私は、この条項は、少なくとも2つの根拠から違憲であると考える。

(a) 合衆国憲法は、事件および争訟に関する連邦裁判所の管轄権のみを与えている。コロンビア特別区の合衆国地方裁判所に州法または憲法修正を是認または否定する管轄権を与えるこの条項の下で、事件または争訟が少しでも生じることができるとすれば、そのときには、一州と合衆国政府との間に事件または争訟が存在しなければならない。しかし、どんな立法規定を州は制定しうるか、または、どんな憲法修正を州は採用しうるかを事前に決定するという合衆国政府またはその公務員による欲求から、憲法上の意味において、司法判断に適している争訟が生じることができると信じることは、私には困難である。連邦政府と州との間のこの争いが事件または争訟になるのであれば、それは、執行可能な法律の意味をめぐる、または、それらの法律が適用されるやり方をめぐる争いとしての事件または争訟の伝統的な憲法上の概念とは大いに異なっている。そして、この条項によって、合衆国議会が事件または争訟を作り出しているのであれば、もっとも、そのことを私は信じないが、そのときには、これらの重要な問題を解決する最も適切な司法の場は、州が一当事者である事件を審理する、第3条第2節の、その第一審管轄権の下で行動する、当法廷であるように思われる⁽¹⁾。少なくとも当法廷における審理は、我々の連邦を構成する一員として、州がその資格を与えられるべきであるところの尊厳を持って、州を取り扱うであろう。

事件または争訟の幻想を作り出すための§5で用いられる推定の、文言の形式と巧妙さによって、その条項の効果が曇らされることを許すべきではない。いかなる方法においても効力が発生することがない、提案された法律の有効性を是認するよう連邦裁判所に求めることを州に要求することによって、合衆国議会は、我々の合衆国憲法が禁止する類の勧告的意見をまさに入手するよう州に求めている。別のところで指摘したように、*Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479, 507 n.6, 513-15における私の反対意見を参照、我々の合衆国憲法を起草した人々の中には、勧告的意見を発し、立法部に新たな法律を提案する権限を連邦裁判所に与えることを望んだ者もいた。これらの提案は斥けられた。我々は、同様に、連邦裁判所の前でいかなる事件または争訟も存在しないときに、勧告的意見を出すことを連邦裁判所に認めることによる、憲法上の制限を愚弄しようとする合衆国議会のいかなる試みも斥けるべきである。合衆国議会は、本条項で採用している、不必要に回りくどい、間接的で、違憲な道筋に頼ることなく、市民の投票の権利を保護する広範な権限を持つ。

(1) 同法の§14(b)が、コロンビア特別区の合衆国地方裁判所以外のいかなる裁判所も§5の下で判決を出してはならないと述べることによって、憲法上創設された当法廷の第一審管轄権を制限する試みであるならば、そのときには、その条項もまた違憲であると私は考える。

(b) § 5 に対する私の第二の、そして、より根本的な異議は、合衆国憲法の最も基本的な原則と矛盾する手段を採用することを通じて、合衆国議会が修正第 15 条第 2 節の下でのその権限を行使しているということである。法廷意見が述べるように、第 2 節の下で与えられる権限の制約は、合衆国憲法によって合衆国議会に明示的に与えられる、いかなる権限の行使にも課せられる制約と同じである。これらの憲法上の制約についての古典的な定式は、マーシャル長官によって述べられたが、それは、M'Culloch v. Maryland, 17 U.S. (4 Wheat.) 316 (1819) において、彼が、「目的を正当にせよ、目的を合衆国憲法の範囲内にせよ、そして、適切であり、その目的に明らかに適応し、禁止されておらず、しかし合衆国憲法の文言と精神に合致する、すべての手段は合憲である。」(強調は原文) と述べた時であった。セクション 5 は、連邦当局に対して、最初に自らの方針を是認するよう懇請することを強えられることなしには、いくつかの州は州法を可決することができず、または、州憲法の修正を採用することができないと規定することによって、政府についての我々の憲法構造を歪め、合衆国憲法において州と連邦の権限との間で引かれたいかなる線もほとんど意味を持たないものにする。政府についての我々の構造が基礎を置いている最も基本的な前提の一つは、連邦政府は一定の特定の、そして、限定された権限を持つべきであり、いかなるその他の権限も持つべきでなく、そして、すべての他の権限は、「各州またはその人民に」留保されるべきであったということであった。連邦政府の権限を制限し、他の権限を州に留保する我々の憲法のすべての規定が何かを意味すべきであるのならば、疑いなく、それらの規定は、少なくとも、州は、法律を可決し、その憲法を修正する権限を、それらを是認するよう連邦当局に懇請するために最初に州公務員を何百マイルも離れた先に派遣することなく持つということの意味する⁽²⁾。さらに、連邦公務員に、彼らの好まない州法を拒否する権限を与える § 5 は、「合衆国は、この連合におけるすべての州に共和政体を保障する」という我々の合衆国憲法の明らかな命令と直接、衝突しているように私には思われる。私は、いかなる一つの州にも、地方的法律が有効になることができる前に、遠く離れた場所で、それらの地方的法律の是認を連邦当局に請うよう強制するそのような法律の不可避の効果は、この方法で取り扱われる州または諸州が、征服された地方 (conquered provinces) にすぎないとの印象を作り出すことであると信ぜずにはいられない。そして、投票に関する一つの法律が、遠くの連邦裁判所または合衆国司法長官による、こうした是認を州に懇願させることができるのであれば、異なった主題に関する他の法律は、

(2) 州がワシントンにやって来て、自分たちの法律を判断させるという要件は、イングランドの国王の、アメリカ植民地を扱うときの強く憤慨された行為を思い出させる。最も激しく不満が述べられた濫用は、立法および司法手続を不便で、遠く離れた場所で行うという国王の行為であった。独立宣言の署名者は、国王が、「立法部を疲れさせて自己の法案に服従させるという単独の目的から、立法部を、異常で、不愉快な、そして、公的記録の保管所から離れた場所で招集した」と抗議し、また、国王が、「見せかけの犯罪を審理させるべく我々を海を越えて移送すること」に異議を唱えた。これらの濫用は、我々の合衆国憲法の起草者の記憶の中に生々しかったが、部分的には、彼らをして、第 3 条第 2 節に、犯罪の審理は、「上述の犯罪が犯された州で行われるべき」だとの規定を含めることをもたらした。また、修正第 6 条の中に含まれたのは、犯罪の訴追を受けた被告人は「犯罪が犯され、その地区が以前に法によって確定されていた、州および地区の陪審員」によって審理されるべきであるとの要件であった。

司法長官のみならず、大統領自身の、あるいは大統領のスタッフその他の選ばれた構成員の、事前の是認を求めることを州に強制することができる。州の権限のそのような根本的な格下げが我々の合衆国憲法やその修正条項の規定のいずれかの中に意図されていたということは、私には想像も及ばない。もちろん、私は、いったん制定され、施行されている州法が至高の連邦権限の領域を侵害するという理由から、その州法を無効にする連邦政府の、何であれ争いのない権限に疑問を投げかけるつもりはない。しかし、連邦政府は、いったん効力を発生した州法が現実の事件および争訟を作り出した場合に、州公務員に対する訴訟を提起することをその政府職員に認めることによって、連邦の至高性を保護するこの権限を行使することに、これまで、常に満足していた。州が有するいかなる提案された立法も連邦の政府職員による是認のために事前に提出するよう州に強制する権限を持つ連邦法は、我が国における政府の有用で有効な単位としての州をもう少して一掃することに危うく近づく。私は、そのような結果に不可避に通じるどんな憲法解釈にも賛成することができない。

私は、合衆国憲法の中にそれが採択された時点で持たなかった、そして、それ以降、その中に持たされることがなかった意味を読み込むことには、いかなる理由も見出さない。元々の合衆国憲法の制定会議の手続は、何ら疑う余地なく、拒否権または否定的州法（negative state laws）が合衆国議会に与えられなかったことを示している。この権限を合衆国議会に与える提案は、幾度も、憲法制定会議に提出された。これらの提案は広範囲にわたって討議され、投票のために提出されたあらゆる機会に、それらは圧倒的に否決された⁽³⁾。州法を拒否するこの広範な権限を合衆国議会に与えることを拒絶することは、そのような権限が合衆国議会に存するならば、州は効果的な政府として機能するのに無力となるであろうとの信念に基づいていた⁽⁴⁾。その時以降、修正第15条も、また、合衆国憲法のいかなる修正条項も、合衆国議会自体またはその職員による州法を拒否する権限を合衆国議会に与えるという目的を示すものは、いささかも与えていない。また、合衆国憲法のいかなる規定も、どんな州の政策が法に制定されるべきかを決定する上で、州の立法部とともに関与する権限を連邦裁判所に付与していない。法律が有効になった後で、事件または争訟において、その法律を無効にする司法の権限は、州が法律を可決することを妨げる権限とは長い距離がある。私は、州法を拒否する権限を自らに否定された合衆国議会が、この同じ権限を、司法長官またはコロンビア特別区の合衆国地方裁判所に委任することができるとの法廷意見には賛成することはできない。なんとなれば、州に対する効果がいずれの場合も同じであるからであり、州は、自らの事前の是認を連邦公務員に懇願するために自らの政府職員をワシントンという町に送ることなしには、自らの法律を可決することができないのである。

この、そして、他の、以前の法律において、合衆国議会は、人種または肌の色を理由とする差別から市民の投票権を保護する極めて広範な権限を司法長官に全く適切に与えている。セクショ

(3) 〔省略。〕

(4) 〔省略。〕

ン5は、この文脈において見られると、ごくわずかな重要性しかなく、私の判断では、同法の執行にとって助けとなるというよりも、州をいらだたせるものとして仕える可能性がある。私は、全市民の投票権に対して、強力で、迅速、効果的な保護を与える広範な権限を司法長官は有しているとの揺るぎない確信を持って、上で述べた理由から、§ 5 を無効と判示する⁽⁵⁾。

(原稿受付 2018 年 9 月 11 日)

(5) 〔省略。〕



ありがとうございました

安 保 公 人

私が好きな校歌の一節は「人種の色と地の境，わが立つ前に差別なし」でした。こうした立派な伝統のある拓殖大学の一員として，18年の間，教育と研究に従事させて頂きましたことは，幸甚の至りです。ありがとうございました。

勤務にあたりましては，国内外の実社会に役立つ研究を目標とし，また，学生の将来に役立つ実用的な教育を心がけ，努力をしておりました。ゼミ教育では，学生が卒業後どのような職種に就いても，日本の社会をより良くしていくことに寄与できる人になって頂きたく，ときには厳しく指導しました。こうした研究や教育について，一定の成果を挙げ得たのではないかと思います。退職し，教育から退くことに心残りがありますが，研究については情熱を持ち続けたいと思っております。

大変お世話になりました大学職員の皆様，また，ご指導を賜りました先輩同僚教員の皆様，本来にありがとうございました。心より深く感謝申し上げます。素晴らしい拓殖大学のさらなるご発展を祈念しております。

《略歴と業績》

〔略 歴〕

- 1949 年 大阪府生れ
- 1971 年 同志社大学法学部政治学科卒業。海上自衛隊幹部候補生学校入校（後，戦術航空士）
- 1985 年 海上自衛隊幹部学校研究部員
- 1990 年 アメリカン大学ワシントン法科大学院卒業（LL. M.）
- 1993 年 赤十字国際委員会「国際人道法普及方策専門家会議」参加（ジュネーブ）
- 1994 年 「海上武力紛争に適用される国際人道法専門家会議」参加（リヴォルノ）
- 1995 年 海上自衛隊幹部学校国際法研究室長
- 1995 年 内閣官房に出向（領海接続水域法案，直線基線設定，国際海峡修正等を担当 ～1996 年）
- 1997 年 赤十字国際委員会「軍教官国際人道法東アジア地域セミナー」講師（バンコク）

1998 年 人道法国際研究所「武力紛争法国際軍事課程」履修（サンレモ）
1999 年 国際連合本部「国際刑事裁判所設立準備委員会」日本政府代表代理・顧問（～2000 年）
2001 年 拓殖大学経済学研究科非常勤講師（～2003 年）
2003 年 海上自衛隊退職。防衛省情報本部・防衛省統合幕僚学校国際法部外講師（～現在）
2003 年 拓殖大学政経学部教授就任（国際法・国際機構論・海洋法・国際人道法・法律入門・
国家と憲法・国際法ゼミ・外書講読・安全保障国際法を担当）
2003 年 米国勲章「Meritorious Service Medal」受章（米海軍の国際法マニュアル作成協力等）
2011 年 拓殖大学政治経済研究所長（～2013 年）
2013 年 内閣総合海洋政策本部 EEZ 等プロジェクトチーム構成員（～2014 年）
2019 年 拓殖大学退職

〔著作一覧〕

（研究論文）

「海上作戦と国際法 ― 国際海峡の防衛 ―」国際安全保障学会（防衛学会）編『新防衛論集』
（第 18 巻 1 号，1990 年 6 月）
「国連禁輸の執行と国際法 ― 海上阻止行動の実像 ―」国際安全保障学会（防衛学会）編『新
防衛論集』（第 22 巻 1 号，1994 年 7 月）
「海洋法条約締結に伴う領海法の改正と国の安全保障」防衛法学会編『防衛法研究』（第 20 号，
1996 年 10 月）
「国連決議に基づく禁輸執行 ― 船舶検査活動に関する国際法と国家実行 ―」防衛法学会編
『防衛法研究』（第 22 号，1998 年 10 月）
『南シナ海周辺の領土問題』「第 4 章 国際法上の検討」外務省委嘱研究，2006 年 3 月）
「国際安全保障における国連の役割と日本の対応」世界平和教授アカデミー編『世界平和研究』
（178 号，2008 年 8 月）
「海洋の安全保障と国益保全 ― 国際法を交えて考える問題点と対策 ―」防衛法学会編『防衛
法研究』（第 35 号，2011 年 10 月）
「国際法と日本の海洋戦略」世界平和教授アカデミー編『世界平和研究』（192 号，2012 年 2 月）
「喫緊の課題となった領域警備法の整備」『読売クォーター』（2013 年 4 月）
「いわゆるグレーゾーン事態の必要かつ有効な法整備 ― 自衛措置と主権侵害排除の措置 ―」
防衛法学会編『防衛法研究』（臨時増刊号，2015 年 4 月）

（著 書）

共著『国際関係法辞典』国際法学会編（三省堂，1995 年）
共著 *International Rules of Warfare and Command Responsibility*, ICRC ed., Eastern Printing

Public Company Limited, 1998.

共著『軍事学入門』防衛大学校防衛学研究会編（かや書房，1999 年）

共著『みちかな国際法入門』松田幹夫編（不磨書房，2004 年）

共著『国際関係法辞典』（第 2 版）国際法学会編（三省堂，2005 年）

共著『岐路に立つ日本の安全』森本敏監修（北星堂，2008 年）

（翻 訳）

共訳『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書』人道法国際研究所編（東信堂，1997 年）

（他の著作）

「海戦法規の国際的再構築 — 1994 年のサンレモ・マニュアル —」海上自衛隊波濤編集委員会編『波濤』（第 117 号，1995 年 3 月）

「内戦の武力紛争法，中立法の現状と今後」外務省編『国際人道法に関するセミナー報告書』（2000 年 9 月）

「安全保障・軍事に関する国際法」海上自衛隊波濤編集委員会編『波濤』（第 28 巻 5 号，2003 年 1 月）

「世界における国際人道法（武力紛争法）の現状と日本」拓殖大学講座『世界の中の日本』（2003 年 6 月）

「国際法上，日本領は揺るがない」日経ビジネス・アソシエ 12 月号臨時増刊『国境論』（2012 年 11 月 29 日）

「海洋安全保障の問題と必要な措置（法整備を含む）」キャノン・グローバル戦略研究所第 3 回海洋シンポジウム『海洋立国への新たな展開』研究報告（2012 年 12 月 18 日 web）

「海洋利用と開発へ向けた包括的法整備について — 海洋の安全保障および権益保全の観点 —」海洋技術フォーラム・シンポジウム報告（2013 年 5 月 9 日 web）

「中国が尖閣諸島に引いた基線は国際法に合致しない。米中の意図は？」日経ビジネス・オンライン（2013 年 5 月 22 日）

「国際法からみた尖閣諸島問題」拓殖大学政治経済研究所主催公開講座（2013 年 10 月 19 日 web）

「中国は空でも国際法違反」日経ビジネス・オンライン（2013 年 12 月 5 日）

「国際法から見た安全保障の常識（前編）（後編）」日本政策研究センター編『明日への選択』（通巻 353 号，2015 年 6 月 1 日）（通巻 354 号，2015 年 7 月 1 日）

「南シナ海・東シナ海 中国の誤った行動と国際法に基づく正しい対応」拓殖大学政治経済研究所公開講座（2018 年 11 月 10 日 web）



退職のご挨拶

池 田 高 信

平成元年4月1日から平成31年3月31日までの平成年間を拓殖大学政経学部でお世話になりました。多くの方々に助けていただき、真に感謝に堪えません。

経済理論が専門の私ですが、経済政策論を担当いたしました。「理論なくして政策なし」と思い、必要なのは理論とバランス感覚（the sense of balance）と考えて出発いたしました。熊谷尚夫先生の「経済政策原理」を灯りとして試行錯誤の連続でしたが、もう一つ大きな支えはハービッチ先生の資源配分メカニズム論でした。経済環境と経済主体の行動様式を所与として、目的の成果を実現するために制度設計をするという考え方です。経済主体の行動様式を所与とすれば、病理的現象が生じるのは経済環境か、経済制度かに原因を見いだせるはずです。少なくとも、このように考えて整理することで、講義を楽しむことができましたし、多くの学生にやさしく話しかけたと思います。他の講義科目である「ゲームの理論」や「現代経済理論」でも講義を楽しめたのはありがたいと思っています。

また、ゼミでは多くの愉快的な学生と出会い、28回もOB・OG会と呼ぶ研究発表会ができたのは、熱意ある学生が途絶えなかったからとしか言いようがありません。

研究の興味は、サミュエルソン流の新古典派総合が成立するようなマクロ経済学のミクロ的基礎づけです。ミクロ経済学では市場の働きによって需要と供給が均衡するといい、マクロ経済学では少なくとも労働市場では需要と供給が均衡しないという。サミュエルソンは、有効需要が不足しているときにはマクロ経済学の世界にあり、有効需要が十分だとミクロ経済学の世界が現出するという。このような二つの異なる世界を、ミクロ経済学の市場理論を一般化することで一つのモデルで描写することを狙っております。試行錯誤を繰り返すばかりでした。

本誌「拓殖大学論集——政治・経済・法律研究」でご挨拶させていただけることは、大きな感慨を覚えます。拓殖大学創立百周年記念特別号として2000年10月に拓殖大学論集(236)を、2001年3月に拓殖大学論集(239)を編みました。第1号には、記念公開講座（第1回に石川莊太郎氏、第2回に深田祐介氏）と研究所公開講座（河野稠果先生）の内容を掲載し、第2号には、共同研究成果を掲載しました。若輩の所長を支えて下さったのは、先輩の先生方でした。真にありがとうございました。

最後に、教職員の皆様のご健康とご活躍とともに、拓殖大学のますますの発展を祈念いたします。

《略歴と業績》

〔生 年〕

1948（昭和 23）年 8 月，香川県出身

〔学 歴〕

1972 年 3 月 慶應義塾大学経済学部卒業

1972 年 4 月 慶應義塾大学大学院経済学研究科修士課程入学

1974 年 3 月 同上 修了 経済学修士

1974 年 4 月 慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程入学

1977 年 3 月 同上 満期退学

1977 年 9 月 ミネソタ大学大学院経済学研究科入学

1984 年 3 月 ミネソタ大学において学位 Ph.D. 取得

〔職 歴〕

1977 年 9 月-1984 年 3 月 ミネソタ大学

W. Heller 教授の教育助手，C. Swan 教授の研究助手，経済学担当の教育
助手，L. Hurwicz 教授の研究助手，W. Thomson 教授の研究助手

1984 年 9 月 米国 New Jersey 州立 Rutgers 大学経済学部助教授

1989 年 4 月 拓殖大学政経学部助教授

1990 年 4 月 同上 教授

1997 年 4 月-1999 年 3 月 同上 経済学科長

1999 年 4 月-2005 年 3 月 2009 年 4 月-2011 年 3 月 拓殖大学政治経済研究所長

〔著作一覧〕

（著 書）

『経済政策論入門』鳳書房，2002 年

『日本経済と経済政策』鳳書房，2009 年

（論 文）

“On the Highest Degree of Smoothness of Outcome Functions Compatible with Quantity
Constrained Equilibrium non-Walrasian Performance,” Ph.D. Thesis in the University
of Minnesota, 1984.

“Does Quantity-Constrained Behavior Make the Conjecture Function Kinked?” *Keio Economic Studies*, Vol. 23 No. 2 1986.

“On Quantity-Constrained Equilibria — The Pure-Exchange Economy Case,” *Keio Economic Studies*, Vol. 25 No. 2, 1988.

「税制の観点からみた公共財経済における誘因問題 — 単純な税制の場合」三田學會雑誌 第 81 卷 4 号, 1989 年

「独占的競争価格形成均衡の極限点」拓殖大学論集 第 182 号, 1990 年

「貨幣的生産経済における過少雇用均衡についての予備的考察」三田學會雑誌 第 82 卷特別号, 1990 年

「為替変動と産業政策課題」拓殖大学論集 第 226 号, 1997 年

「公共財供給と協力の可能性 — 『国際的友愛と開拓の精神』の含意」拓殖大学論集(239) 政治・経済・法律研究「拓殖大学創立 100 周年記念特別号第 2 号」2001 年

「産業空洞化と産業集積についての理論と政策 — グローバル化の下での国家」拓殖大学論集(256) 政治・経済・法律研究 第 6 卷第 3 号, 2004 年

「労働の固定費用が雇用調整に及ぼす影響」拓殖大学論集(313) 政治・経済・法律研究 第 21 卷第 2 号, 2019 年

“Is the Distribution of Pessimistic States of Mind a Market Failure?” 拓殖大学論集(313) 政治・経済・法律研究 第 21 卷第 2 号, 2019 年

(その他)

“Subgame Perfect Equilibrium Implementation of the Walrasian Correspondence,” Rutgers University Working Paper No. 1988-08, 1988.

“書評：Avinash K. Dixit, The Making of Economic Policy (第 1 回)” 拓殖大学論集(232) 政治・経済・法律研究 第 2 卷第 1 号, 1999 年

平成 15 年度第 2 回文京区教育委員会・拓殖大学政治経済研究所共催公開講座 2003 年

(学会発表)

1986 年 3 月 Economists of New Jersey 年次学会, Trenton, New Jersey, U.S.A.

1988 年 8 月 The European meetings of the Econometric Society, Bologna, Italy

1988 年 9 月 理論・計量経済学会年次大会, 京都

1988 年 12 月 The winter 1988 meetings of the Econometric Society, New York, U.S.A.

拓殖大学研究所紀要投稿規則

（目的）

第 1 条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

（紀要他）

第 2 条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

（投稿資格）

第 3 条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも 1 名）は、原則として研究所の兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

（著作権）

第 4 条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

（執筆要領および投稿原稿）

第 5 条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所及び人文科学研究所

(1)論文	研究の課題、方法、結果、含意（考察）、技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、人文科学研究所の研究助成要領第10項(2)に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文、(2)研究速報、(3)展望・解説、(4)設計・製図、(5)抄録（発表作品の概要を含む）、(6)その他（公開講座記録等）

2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。

ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。

3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。

4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は、原則として論文とする。

5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

2 投稿者には、紀要3部を贈呈する。

3 投稿者が研究所員の場合には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所紀要

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年 2 回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1)	原稿は、	5 月末日締切	－	9 月発行
(2)	原稿は、	10 月末日締切	－	3 月発行

2. 使用言語

言語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント）2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

①	論文	40,000 字（1 行 43 字×34 行で 27 頁）以内	} A4 縦版・横書
②	上記以外のもの	20,000 字（1 行 43 字×34 行で 14 頁）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通知する。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

- (1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし、脚注が相応しいと判断する場合、それも可とする。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

- (2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

9. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三枚を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

12. 改廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	判例研究：	裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
②	解説論文：	他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
③	講演：	研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
④	シンポジウム：	研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。
⑤	書評：	専門領域の学術図書についての書評。
⑥	随想：	自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
⑦	通信：	個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。
⑧	報告：	学界展望など。研究所からの通知を含む。
⑨	資料：	上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

以 上

執筆者紹介（目次掲載順）

大倉 正雄（おおくら・まさお）	拓殖大学名誉教授	経済学，経済思想史
池田 高信（いけだ・たかのぶ）	政経学部教授	経済理論，経済政策
佐藤 一磨（さとう・かずま）	政経学部准教授	厚生経済学，応用計量経済学
細井 優子（ほそい・ゆうこ）	政経学部准教授	EU 研究，国際関係
渡邊 泰洋（わたなべ・やすひろ）	政経学部特任講師	刑事法，イギリス法
山本 尚史（やまもと・たかし）	政経学部教授	日本経済論，開発経済学
岡崎 哲郎（おかざき・てつろう）	政経学部教授	公共経済学，ゲーム理論
小竹 聡（こたけ・さとし）	政経学部教授	憲法学，アメリカ憲法学

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和 30 年（1955 年）の第 9 号を「創立 55 周年記念」とするに際して，本学第 10 代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 21 巻第 2 号 ISSN 1344-6630

（拓殖大学論集 313）ISSN 0288-6650

2019 年（平成 31 年）3 月 13 日 印刷

2019 年（平成 31 年）3 月 20 日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

編集委員 浜口裕子 岡崎哲郎 奥田進一 小竹聡 服部哲也 山本尚史 益田直子

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 浜口 裕子

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 株式会社印刷

THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 21 No. 2

March 2019

Articles

Masao OKURA	Sir William Petty's Political Arithmetic: A Baconian Economic Science	(1)
Takanobu IKEDA	Is the Distribution of Pessimistic States of Mind a Market Failure?	(27)
Takanobu IKEDA	On Fixed Cost of Labor and Employment Adjustment	(55)
Kazuma SATO	Does the husband's job loss harm his wife's hearth?	(71)
Yuko HOSOI	Social Exclusion in Social Policies of the EU	(85)
Yasuhiro WATANABE	Comparative Research on the Legislation of Sexual Offence between Japan and Scotland	(103)

Abstract

Takashi YAMAMOTO	Effectiveness Analysis of Human Resource Development Seminars by Osaka Prefecture	(129)
Tetsuro OKAZAKI	Valence and Media in Downsian Model	(135)

Material

Satoshi KOTAKE	Translation: South Carolina v. Katzenbach, 383 U.S. 301 (1966)	(143)
----------------	---	-------

Profiles and Works of Retired Professors

Kimito ABO	(169)
Takanobu IKEDA	(173)

Submission of Manuscript	(177)
--------------------------------	-------

Instructions for Contributors	(179)
-------------------------------------	-------

Edited and Published by
INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS
TAKUSHOKU UNIVERSITY
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN